a. ボイリング防止対策

津波時において防潮堤の堤外側と堤内側の水位差による 堤外側から堤内側への浸透圧に対して,鋼管杭鉄筋コンク リート防潮壁の堤外側にシートパイルを設置し,堤内側の 地盤の有効重量が浸透圧よりも十分に大きくなるようにす ることで,安全性を確保する方針とする。

ボイリングの検討は,堤内側の土の有効重量とシートパ イル先端位置に作用する平均過剰間隙水圧との比を取って 下式より照査する。第 1-31 図にボイリング防止対策の説明 図を示す。

$$F_s = \frac{w}{u}$$

ここに,

u:土止め壁先端に作用する平均過剰間隙水圧W:土の有効重量

 $w = \gamma' l_d$

γ': 土の水中単位体積重量

ld:土止め壁の根入れ深さ

なお,安全率(F_s)は,土木学会トンネル標準示方書,開 削工法編に準拠し,F_s≧1.5を確保する。



第1-31図 ボイリング防止対策の説明図

b. パイピング防止対策

津波時において防潮堤の堤外側と堤内側の水位差による 堤外側から堤内側への浸透圧に対して,鋼管杭鉄筋コンク リート防潮壁の堤外側のシートパイルの設置や堤内外の表 層改良体により,堤内側の地盤の有効重量が浸透圧よりも 十分に大きくなるようにすることで,安全性を確保する方 針とする。第 1-32 図にパイピング防止対策の説明図を示す。

パイピングに対する検討は浸透流路長と水位差の比を考 慮した下式により算出する。

l / h w \geq Fs

ここに, *l*:浸透流路長

h_w:水面から掘削底面までの高さ(水位差)

なお,安全率(F_s)は,土木学会トンネル標準示方書, 開削工法編に準拠し, F_s≧2.0を確保する。



第 1-32 図 パイピング防止対策の説明図

11) 防潮壁の地山寄り付き部における設定方針

津波に対して、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の前面の 洗掘防止対策は、津波時において壁に作用する津波荷重に 対して、防潮壁前面の表層地盤強度が津波荷重よりも大き くなるように、十分な安全余裕を持たせた地盤のせん断強 度を確保する地盤改良強度を設定する。

津波荷重 ≦ 防潮壁前面の表層地盤せん断強度

また,敷地南西部においては,防潮堤が南側丘陵地に寄 り付くことから,津波遡上解析結果により,寄り付き部に は津波が到達しないことを確認しているが,洗掘防止対策 として,寄り付き部の範囲を地盤改良する。地盤改良の対 象は,du層,D1g-1層とし,防潮堤の天端である T.P. +18mに余裕を持たせて T.P.+22mまでの範囲を対象とする。 また,地盤改良幅は,隣接する防潮壁の幅に余裕を持たせ て 4m とし,縦断方向の改良範囲は地山高さに合わせて適切 に設定する。防潮壁寄り付き部の平面図を第 1-33 図,第 1-34 図に,断面図を第 1-35 図に示す。



第 1-33 図 防潮壁全体平面図

5条 添付24-53



第1-34図 防潮壁寄り付き部拡大平面図



第1-35図 防潮壁寄り付き部断面図

12) 防潮壁底部の地盤根入れ長の設定方針

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の堤外側,堤内側には表 層地盤改良を実施しているため,地震による表層地盤の沈 下は軽微であると判断するが,保守的に地下水位を原地表 面高さとした有効応力解析により残留沈下量を算出する。

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は,底部を地盤に十分に 根入れすることで,津波による下部からの浸水を確実に防 護する構造とする。

防潮壁底部の地盤根入れ長が,地震時に生じる地盤面の 沈下量以上であることを確認する。第 1-36 図に地震に伴う 防潮壁の地表面沈下量算定に関する概念図を示す。

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁底部の地盤根入れ長

> 地震による地盤面沈下量=①+②+③

なお、考慮する地震時の沈下量は、以下の沈下量とする。

不飽和土層の揺すり込み沈下量

過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量

揺すり込み沈下量は、「鉄道構造物等設計標準・同解説、 土構造編(平成25年編)、耐震設計編(平成24年改編)」 に準じて算出する。

また、有効応力解析結果より求められる防潮壁堤外側地盤の残留鉛直変位量及び液状化検討対象層のせん断ひずみ

から算定される地層ごとの過剰間隙水圧の消散に伴う沈下 量を算出する。



地震時及び地震後

第1-36図 地震に伴う防潮壁の地表面沈下量算定に関する概念図

13) 構内排水路と防潮壁の交差部の設計方針

防潮堤内の降雨等を想定した構内排水路については,第 1-37 図に示すとおり,複数箇所で防潮壁を横断して設置される。

構内排水路は直径 1m の鋼製の管路であり,鋼管杭鉄筋コ ンクリート防潮壁はこれを跨いで設置する。



第 1-37 図 構内排水路設置位置図

構内排水路交差部の鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の鋼 管杭は第 1-38 図に示す通り杭を一部重ねて配置した構造と する。



注) 仕様については今後の検討で多少変更が想定される

第1-38 図 構内排水路と鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁

との交差部断面図

14) 海水引込み管と防潮壁の交差部の設定方針

海水引込み管は,鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の下部 構造である鋼管杭先端よりも深い深度に設置される。第 1-39 図に海水引込み管の位置図を,第 1-40 図に交差部の断面 イメージ図を示す。

鋼管杭の先端と海水引き込み管の天端の離隔距離は,『ト ンネル標準示方書 シールド工法編』を参考に,地震時応 答解析に基づいた確認を行った後,安全な離隔距離を設定 する。



第1-40図 海水引込み管と鋼管杭の交差部断面イメージ図

15) 東海発電所の取水路・放水路と防潮壁の横断部の設定方針

東海発電所 取水路・放水路は,鋼管杭鉄筋コンクリート 防潮壁の南東部を横断する。第 1-41 図に東海発電所 取水 路・放水路と防潮壁の横断位置図を示す。

東海発電所の取水路・放水路は,廃止措置工事に伴う排 水(解体撤去作業に伴う廃液,洗濯廃液)に必要な希釈取 水機能及び希釈放水機能に影響が生じないよう,希釈水の 取水箇所及び排水の排出箇所の上流側の取水路と放水路を コンクリート等により埋戻しを行うことにより,東海発電 所の廃止措置の運用に影響を及ぼさない設計とする。防潮 壁横断部の取水路・放水路の埋戻しイメージ図を第 1-42 図 に示す。



第1-41 図 東海発電所 取水路·放水路横断部位置図



【STEP①】 コンクリート等による埋戻し



第1-42図 防潮壁横断部の取水路・放水路埋戻しイメージ図

16) 構造物評価における地下水位の設定方針

防潮堤の堤内側の水位については,洗掘防止等の目的で 設置される表層部の地盤改良体により上昇する可能性が想 定される。

このため、構造物評価時の地下水位は、保守的に地表面 に設定することとする。

ただし、有効応力解析での評価では、地表面まで水要素 を配置させると数値解析上不安定とならないよう、地表面 から 1m 範囲にはわずかな粘性を考慮できるよう全応力要素 を設定する(粘着力 c の設定は、平均-1σ残留強度物性と する)。解析評価時の地下水位の設定図を第 1-43 図に示 す。



第1-43 図 地下水位の設定図

2. 施工実績(本設杭構造)

杭の最小中心間隔が 2.5D未満であり,かつ一列配置とした本設 構造物の実績について調査した結果を第 2-1 表に,施工事例写真を 第 2-1 図に示す。

	件数			
	国土交通	都道府県	民間	計
工事区分	省等		(高速道路,鉄	
			道,ガス等)	
河川護岸	10 件	115 件	1 件	126 件
海岸岸壁	39 件	47 件	1 件	87 件
道路(高速道路,橋梁,	13 件	55 件	26 件	94 件
トンネル等)				
造成	2 件	8 件	3 件	13 件
(擁壁,法面,改良等)				
その他	2 件	5 件	7 件	14 件

第 2-1 表 一列杭の本設構造物の実績

(2017年6月 日本原子力発電㈱調査)

第 2-1 図(1) 施工事例:国道工事(国土交通省)

第 2-1 図(2) 施工事例:羽田D滑走路護岸(国土交通省)

第 2-1 図 (3) 施工事例:法面工事 (NEXCO 中日本)

第 2-1 図(4) 施工事例:河川工事(鳥取県)

第 2-1 図(5) 施工事例:河川工事(名古屋市)

第 2-1 図(6) 施工事例:港湾築堤工事(国土交通省)

第 2-1 図 (7) 施工事例:河川護岸耐震工事 (大阪府)

第 2-1 図(8) 施工事例:海岸岸壁の災害復旧工事(国土交通省)

第 2-1 図 (9) 施工事例:

ジャイロプレス工法(技研製作所)による鋼管杭連続壁

第 2-1 図 (10) 施工事例:

大船渡港長浜地区海岸防潮堤工事(岩手県大船渡市)

第 2-1 図 (11) 施工事例:

両石漁港海岸災害復旧工事(岩手県釜石市)

なお,これら施工実績の中で,設計情報が確認できたものについ ては,土圧算定や地盤反力係数の算定,液状化の判定など随所にわ たって道路橋示方書が引用されていることを確認した。

- 3. 構造成立性評価
 - (1) 代表断面の選定

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は敷地の全域に渡り設置することから,岩 盤の深度や地質分布の不確かさを考慮し,種々の解析条件を設定し評価する。 また,敷地の地質・地質構造の特徴や遡上津波の特性等を踏まえ,考慮が必 要な着目点を抽出し,それらを網羅的に考慮した代表断面選定及び解析モデ ルの設定を行う。評価断面の選定フローを第 3-1 図に,代表断面の候補地点 を第 3-2 図に,代表断面選定における着眼点を第 3-1 表に示す。



第3-1図 評価断面の選定フロー

⁵条 添付24-71

代表断面の候補地点は,防潮壁の上部工及び下部工の評価結果に影響を及 ぼすと考えられる地質的な特徴や津波荷重が大きくなる区間を考慮して抽出 し,粘土層(Ac層)の合計層厚が最小の地点①及び最大の地点②,地表面 標高が最も低く,岩盤が深部に存在する地点③,岩盤の傾斜角が最も大きな 地点④(岩盤上面の傾斜部が最も浅部で存在する箇所),基本的に水平成層 であるが,更新統が堆積し,浅部に存在する地点⑤とした。





第3-2図 代表断面の候補地点

第 3-1 表 代表断面選定における着眼点

着眼点	概要	抽出される地点
粘土層の層厚 の影響	防潮堤は敷地全域に渡り設置される が,地質調査は全てのエリアを十分に 網羅していない可能性を考え,地質分 布の不確かさを考慮して,特に <u>粘土層</u> の層厚の変化が地震応答解析へ与える <u>影響</u> を評価する。	粘土層が厚く分布している地 点,薄く分布している地点を選定 する。(地点①,地点②,地点③)
岩盤の深度 (下部工長さ)	敷地の岩盤上面深度は,敷地南部で は T.P.約-15m であり,北部では T.P. 約-60m であることから,構造物の設置 位置により,構造物直下の <u>岩盤深度の</u> 差異が地震応答解析に与える影響を評 価する。	岩盤深度が深い地点及び浅い地 点を選定する。 岩盤深度が深い地点(地点①,地 点②,地点③) 岩盤深度が浅い地点(地点⑤)
岩盤の傾斜	敷地の第四系は概ね水平に堆積して いるが,岩盤上面の深度が変化する区 間が存在するため,岩盤の傾斜による 構造物への影響を検討する必要があ る。 <u>傾斜による地盤の差異が構造物に与</u> <u>える影響</u> を評価する。	岩盤の傾斜が急であるほど,1 ユニット内における杭の応答の差 異及び上部工への影響の可能性が 考えられることから,傾斜角が最 も大きい地点を選定する。(地点 ④)

代表断面を選定するに当たっては、一次元応答解析を実施し、最大相対変 位量及び最大応答加速度の確認を行った。一次元応答解析結果を第 3-2 表に 示す。

杭体においては地盤の変位が与える影響が厳しい条件となることから,地 震時の下部工の評価としては,杭の根入れ長が最も長い地点③が選定される。 また,地震時における上部工の評価としては,地盤の変位に加えて上部工に 作用する慣性力を考慮し,杭の根入れ長が長く,地震時の加速度が大きい地 点③が同様に選定される。

また,津波時においては,上部工高さが最も高く,津波荷重が最も大きく 作用する地点③が選定される。

なお,岩盤傾斜の影響評価については,防潮堤ルートの中で最も急勾配の 地点④を選定して実施する。

地点	最大相対変位量 (cm)	最大応答加速度 (cm/s ²)
1	20	500
2	20	500
3	20	600
4	7	750
5	5	800

第 3-2 表 一次元応答解析結果

- (2) 代表地震波の選定
 - 1) 構造物への影響が大きい地震動について

基準地震動S_s全波による引上げ解析を行い,その解析結果を基に構造物 への影響が大きい地震動を確認する。

- 検討方針
 - a.基準地震動Ss全波による一次元地盤応答解析は、防潮堤置位置のうち、岩盤深度及び地質のバラツキによる影響を確認するために5地点を選定し、各地点の地質モデルを用いて実施する。
 - b. 基準地震動Ss全波による一次元地盤応答解析結果として以下の項目 を出力し、これらの項目を総合的に評価することにより構造物に影響 が大きい地震動を確認する。
 - ·最大応答加速度
 - ・杭下端と地表面の最大相対変位
 - ・最大せん断応力

一次元地盤応答解析の実施位置を第 3-3 図,地質断面図を第 3-4 図に示す。



地点	特長
地点①	粘土層(Ac層)の合計層厚が最小の箇所
地点②	粘土層(Ac層)の合計層厚が最大の箇所
地点③	地表面標高が最も低く、岩盤が深部に存在する箇所
地点④	岩盤上面の傾斜部が最も浅部に存在する箇所
地点⑤	基本的に水平成層であるが、更新統が堆積し、岩盤が浅部に存在する第五

第3-3図 一次元地盤応答解析の実施位置



第3-4 図 地質断面図

② 検討用地震動

一次元地盤応答解析に用いる基準地震動S_sの一覧を第3-3表に,疑似速 度応答スペクトルを第3-5図に,基準地震動S_sの加速度時刻歴波形を第3-4表に示す。

なお、構造物に対しては水平動の影響が支配的であることから、水平動 で検討する。

基準地震動		最大加速度 (cm/s ²)		
		N S 方向	EW 方向	
S _s -D1	L 応答スペクトル手法による基準地震動		870	
S _s -11	F1断層,北方陸域の断層,塩ノ平地震断層の連動による地震 (短周期レベルの不確かさ,破壊開始点1)	717	619	
S _s -12	F1断層,北方陸域の断層,塩ノ平地震断層の連動による地震 (短周期レベルの不確かさ,破壊開始点2)	871	626	
S _s -13	F1断層,北方陸域の断層,塩ノ平地震断層の連動による地震 (短周期レベルの不確かさ,破壊開始点3)	903	617	
S _s -14	F1断層,北方陸域の断層,塩ノ平地震断層の連動による地震 (断層傾斜角の不確かさ,破壊開始点2)	586	482	
S _s -21	2011年東北地方太平洋沖型地震 (短周期レベルの不確かさ)	901	887	
$S_{s} - 22$	2011 年東北地方太平洋沖型地震 (SMGA 位置と短周期レベルの不確かさの重畳)	1,009	874	
$S_{s} - 31$	2004年北海道留萌支庁南部地震の検討結果に保守性を考慮し た地震動	61	10	

第 3-3 表 基準地震動 S_s







第3-4表 基準地震動Ssの加速度時刻歴波形 (1/2)



第3-4表 基準地震動Ssの加速度時刻歴波形 (2/2)

③ 一次元地盤応答解析結果

基準地震動 S_sの引上げ解析による最大応答加速度分布,最大相対変位 分布,最大せん断応力分布,最大せん断ひずみ分布を以下に示す。

a. 最大応答加速度分布

基準地震動 S_s の引上げ解析による最大応答加速度分布を第3-6図に示 す。地表面の最大応答加速度が大きくなる地震動は、 S_s -D1、 S_s -21、 S_s -22、 S_s -31である。



第3-6 図 最大応答加速度分布

b. 最大相対変位分布

基準地震動S_sの引上げ解析による最大相対変位分布を第3-7図に示す。 杭下端と地表面の最大相対変位が大きくなる地震動は、S_s-D1, S_s -31である。



c. 最大せん断応力分布

基準地震動 S_sの引上げ解析による最大せん断応力分布を第 3-8 図に示 す。最大せん断応力が大きくなる地震動は、 S_s-D1, S_s-31であ る。


基準地震動S_sの引上げ解析による最大せん断ひずみ分布を第 3-9 図に 示す。最大せん断ひずみが大きくなる地震動は、S_s-D1, S_s-31 である。



第3-9図 最大せん断ひずみ分布

5条 添付24-86

④ まとめ

構造物に影響が大きい地震動を第3-5表に示す。

	影響が大きい地震動	備考
是十古效加速度	$S_{s}-D1$, $S_{s}-21$,	
取八心谷加述及	$S_s - 22$, $S_s - 31$	
是十相対亦位	S _ D 1 S _ 2 1	杭下端と地表面の
取八怕刈亥位	$S_{\rm S} - D_{\rm I}, S_{\rm S} - S_{\rm I}$	最大相対変位
最大せん断応力	S _s -D1, S _s -31	
最大せん断ひずみ	$S_{s}-D1$, $S_{s}-31$	

第3-5表 構造物に影響が大きい地震動

上記より、最大相対変位や最大せん断ひずみが大きくなるS_s-D1及びS_s-31が構造物に対して影響の大きい地震動であると考えられる。

また,液状化に対する影響が大きい地震動は,継続時間が長い地震動で あるS_s-D1(63.39秒)であると考えられる。 (3) 地震時における鋼管杭基礎の成立性検討結果(二次元有効応力解析)

鋼管杭の設計では, 選定した代表断面において原地盤モデルでの評価に加 え, 岩盤の深度や地質分布の不確かさを考慮し, 保守的な解析条件での評価 を実施する。

地震時評価は有効応力解析を実施し、津波時及び余震との重畳時(津波+ 余震時)は静的フレーム解析を行い、杭体に発生する断面力を算定し、応力 照査を実施する。

1) 耐震設計(有効応力解析)

耐震評価では、二次元地震応答解析を行い、地震時の鋼管杭の構造健全 性について検討する。検討は、有効応力の変化に伴う地盤の挙動の変化を 考慮することができる有効応力解析を用いる。鋼管杭の構造成立性確認の ための耐震評価の検討フローを第 3-10 図に示す。



第3-10図 鋼管杭の構造成立性確認のための耐震評価の検討フロー

地震応答解析の基本条件

地震応答解析に用いる解析モデルは、地質断面図に基づき作成する。鉛 直方向は新第三系地盤である久米層(岩盤)が比較的浅い位置に存在する 南側断面では T.P. -80m,岩盤が深い位置に存在する北側断面については T.P. -130m までモデル化する。水平方向は杭位置を中心に左右 100m まで モデル化する。杭は梁要素でモデル化し線形要素とする。地盤はマルチス プリング要素でモデル化した非線形要素と水位以深は間隙水圧要素を配置 する。

入力地震動は,一次元波動論により,東海第二発電所の解放基盤表面深 度である T. P. -370m~T. P. -80m あるいは T. P. -130m までをモデル化した 剥ぎ取り地盤モデルを用いて, T. P. -80m あるいは T. P. -130m 位置で評価 した地震動(2E)を用いる。

地震応答解析により算定された杭及び地盤の応答値を用いて,杭体の断 面 力に対する,曲げモーメント・軸力及びせん断応力の照査を行い,許 容限界以下であることを確認する。

a. 曲げモーメント・軸力に対する照査

鋼管杭の曲げ及び軸力に対する許容限界は,道路橋示方書・同解説 (IV下部構造編)に基づき,発生応力が短期許容応力度以下であること を照査する。なお,曲げ及び軸力に対する応力度照査は,以下の式で算 出する。

$$\sigma = \frac{M}{Z} + \frac{N}{A}$$

M:最大曲げモーメント (N·mm)

- Z:断面係数 (mm³)
- N:軸力 (N)

A:有効断面積(mm²)

b. せん断力に対する照査

鋼管杭のせん断に対する許容限界は,曲げと同様に道路橋示方書・同 解説(IV下部構造編)に基づき,発生せん断応力が短期許容応力度以下 であることを照査する。なお,せん断に対する応力度照査は,以下の式 で算出する。

$$\tau = \frac{S}{A}$$

S: せん断力 (N)

A: 有効断面積 (mm²)

c. 極限支持力

基礎地盤の支持性能に対する照査は、杭先端部分の要素の鉛直方向の時刻歴最大値 σ_y と極限支持力を比較し、応答値が極限支持力を下回ることを確認する。極限支持力の算出については、道路橋示方書・同解説 (IV下部構造編, 12.4 杭)に基づき算出する。

② 解析モデルの設定

解析モデルは,原地盤モデルでの評価に加え,岩盤の深度や地質分布の 不確かさに着目し,それらが杭の構造健全性に与える影響を評価できるよ う保守的な解析条件での評価を実施する。

敷地の北側の地層には,粘土層(A c 層)と砂層(A s 層)が互層とな り概ね水平成層で分布している。各地層の層厚にはバラツキがあることか ら,粘土層の層厚が防潮堤に与える影響について把握することを目的とし て,敷地内の地質データを整理し,粘土層の層厚が最も厚い地盤と,最も 薄い地盤とした解析モデルでその影響を確認する。

また、防潮堤直下には岩盤深度が変化する区間が存在するため、岩盤の

傾斜角が防潮堤に与える影響について検討を行う。また、敷地内の地質デ ータを整理し、傾斜角が最も大きい区間の解析モデルで、防潮堤1ユニッ トの内の応答値の影響を確認する。

さらに、上記の解析ケースに加え、地質分布の不確かさに着目し、保守 的な検討として、液状化検討対象層である全ての砂層・砂礫層に対し、豊 浦標準砂の液状化強度特性を仮定することで強制的に液状化させる条件を 与えた解析モデルで検討する。

取水構造物より北側エリアにおける粘土層の層厚分布について第3-11図に、岩盤の傾斜角整理について第3-12図に、岩盤の傾斜の違いによる断面のモデル化について第3-13図に示す。

d. 座屈に対する照査

座屈は以下の式で算出される座屈耐力と杭体に発生する最大軸力とを 比較する。

 $N_u = F\left(0.8 + 2.5 \frac{t}{r}\right) A \quad (0.01 < t/r \le 0.08)$

F:鋼材の基準強度 $(=\sigma_y)$ (N/mm^2)

- t:鋼管の厚さ(腐食代を考慮)(mm)
- r : 鋼管の半径 (mm)
- A:鋼管の断面積(腐食代を考慮)(mm²)





第3-11図 北側エリアにおける粘土層の層厚分布図

【敷地の北側】





[※]全エリアのうち傾斜角 10 度以上をプロット

【敷地の南側】





※全エリアのうち傾斜角10度以上をプロット

第 3-12 図 岩盤の傾斜角整理図



第3-13図 岩盤の傾斜の違いによる断面のモデル化

(縦断方向断面及び横断方向断面)

(4) 地震時における鋼管杭基礎の成立性検討結果

(二次元有効応力解析(断面:地点③,横断・縦断方向))

1) 検討ケース及び検討モデル

有効応力解析により,粘土層の層厚の大小による評価及び豊浦標準砂の 地盤物性を用いて評価を実施した。解析検討ケース一覧表を第 3-6 表,検 討モデルを第 3-14 図に示す。

評価 ケース	断面方向	内容
1	横断面	原地盤の剛性と液状化強度特性を用いるモデル
2	横断面	豊浦標準砂の剛性と液状化強度特性を仮定したモデル
3	横断面	粘土層が最も厚い原地盤モデル
4	横断面	粘土層が最も厚く,豊浦標準砂の剛性と液状化強度特性を 仮定したモデル
5	横断面	粘土層が最も薄い原地盤モデル
6	横断面	粘土層が最も薄く,豊浦標準砂の剛性と液状化強度特性を 仮定したモデル
7	横断面	原地盤の剛性と液状化強度特性を用いるモデル (S _s -31波(留萌波))
8	縦断面	原地盤モデル

第3-6表 解析検討ケース一覧表

(ケース2)



豊浦標準砂を仮定したモデル



(ケース3)

(ケース 4)



第 3-14 図(1) 検討モデル



(ケース7)

(ケース 8)

原地盤モデル S_s-31波(留萌波)

原地盤モデル(縦断面)



第 3-14 図(2) 検討モデル

2) 評価結果

杭の発生応力度及び基礎地盤の支持力度に関する評価結果を第 3-7 表, 各ケースの断面力分布図を第 3-15 図,残留変位量を第 3-8 表,過剰間隙水 圧比分布図を第 3-16 図,最大せん断ひずみ分布図を第 3-17 図に示す。

第 3-7 表(1) 評価結果(曲げ・軸力に対する照査)

	発生応力度	許容応力度	安全率	
	$\sigma (N/mm^2)$ $(M \neq Z + N \neq A)$	σ sa(N/mm ²) (SM570)	σ sa/σ	判定
ケース 1 ^{原地盤モデル}	229.58	382.5	1.66	ОК
ケース 2 豊浦標準砂を仮定したモ デル	240.76	382.5	1.58	ОК
ケース 3 粘性土が最も厚い原地盤 モデル	223.64	382.5	1.71	ОК
ケース 4 粘性土が最も厚く,豊浦 標準砂を仮定したモデル	280. 69	382.5	1.36	ОК
ケース 5 粘性土が最も薄い原地盤 モデル	224. 37	382.5	1.70	ОК
ケース 6 粘性土が最も薄く,豊浦 標準砂を仮定したモデル	243.23	382.5	1.57	ОК
ケース7 原地盤モデルSs-31波 (留萌波)	135.11	382.5	2.83	ОК
ケース8 原地盤モデル(縦断面)	209.44	382.5	1.82	ОК

	発生応力度 τ(N/mm ²)	許容応力度 τ sa(N/mm ²) (SM570)	安全率 τ sa/τ	判定
ケース 1 原地盤モデル	38.82	217.5	5.60	ОК
ケース 2 豊浦標準砂を仮定したモ デル	38.94	217.5	5.58	ОК
ケース3 粘性土が最も厚い原地盤 モデル	39.37	217.5	5. 52	OK
ケース 4 粘性土が最も厚く,豊浦 標準砂を仮定したモデル	38.15	217.5	5.70	OK
ケース 5 粘性土が最も薄い原地盤 モデル	38.03	217.5	5.72	OK
ケース 6 粘性土が最も薄く,豊浦 標準砂を仮定したモデル	38.89	217.5	5. 59	ОК
ケース 7 原地盤モデル Ss = 31波 (留萌波)	19. 17	217.5	11. 34	ОК
ケース 8 ^{原地盤モデル} (縦断面)	41.23	217.5	5.27	ОК

第 3-7 表(2) 評価結果(せん断に対する照査)











	発生応力度	極限支持力度	安全率	判 定
	$\sigma_y (kN/m^2)$	qd(kN/m²) (SM570)	qd∕σ _y	(>1.2)
ケース 1 原地盤モデル	747.5	6,288	8.41	O K
ケース 2 豊浦標準砂を仮定したモ デル	813.0	6,288	7.73	О К
ケース 3 粘性土が最も厚い原地盤 モデル	746.5	6,288	8.42	O K
ケース 4 粘性土が最も厚く,豊浦 標準砂を仮定したモデル	800.0	6,288	7.86	О К
ケース 5 粘性土が最も薄い原地盤 モデル	756.5	6,288	8.31	O K
ケース 6 粘性土が最も薄く,豊浦 標準砂を仮定したモデル	819.0	6,288	7.67	О К
ケース 7 原地盤モデル S s - 3 1 波(留萌波)	600.0	6,288	10.48	ОК
ケース 8 原地盤モデル (縦断面)	573.0	6,288	10.97	O K

第 3-7 表(3) 評価結果 (支持力照查)

	発生軸力	座屈耐力	安全率	
	N (kN)	N _u (kN) (SM570)	N u / N	判定
ケース 1 原地盤モデル	10,290.9	102,802	9.98	O K
ケース 2 豊浦標準砂を仮定したモデ ル	10,585.4	102,802	9.71	O K
ケース 3 粘性土が最も厚い原地盤モ デル	9,663.4	102,802	10.63	O K
ケース 4 粘性土が最も厚く,豊浦標 準砂を仮定したモデル	11,099.1	102,802	9.26	O K
ケース 5 粘性土が最も薄い原地盤モ デル	10,347.3	102,802	9.93	O K
ケース 6 粘性土が最も薄く,豊浦標 準砂を仮定したモデル	10,661.0	102,802	9.64	О К
ケース 7 原地盤モデル Ss - 3 1 波 (留萌波)	7,060.7	102,802	14.55	ОК
ケース 8 原地盤モデル (縦断面)	6,381.2	102,802	16.11	O K

第 3-7 表(4) 評価結果 (座屈耐力に対する照査)

水平変位 (m) 鉛直変位 (m) ケース1 -0.0607-0.0169原地盤モデル ケース2 -0.0922-0.0206豊浦標準砂を仮定したモ デル ケース3 -0.0551-0.0162粘性土が最も厚い原地盤 モデル ケース4 粘性土が最も厚く,豊浦 上部工天端~上 -0.0723-0.0199標準砂を仮定したモデル 部工下端の相対 ケース 5 変位量 -0.0620-0.0172粘性土が最も薄い原地盤 モデル ケース 6 -0.0956-0.0211粘性土が最も薄く,豊浦 標準砂を仮定したモデル ケース7 -0.0293-0.0070原地盤モデル S s - 3 1 波(留萌波) ケース 8 0.0004 -0.0027原地盤モデル(縦断面)

第 3-8 表 残留変位量



5条 添付24-108



3-17 図 最大せん断ひずみ分布

箫

 \mathbb{X}

以上の評価結果からいずれのケースにおいても,基準地震動 S_sに対して,杭の曲げ,せん断,座屈及び基礎地盤の支持力 の照査値は許容限界値以下であり,十分な構造強度を有してい る見通しを得た。

次にケース1~ケース7の過剰間隙水圧比及び最大せん断ひ ずみより,石原チャートを適用して地震後の沈下量を算定した 範囲を第3-18図に示し,地震後の地盤高さの嵩上げ部の沈下 量を第3-9表に示す。



ケース名	FLIPより算 出された地盤 沈下量 (m)	過剰間隙水 圧消散時 沈下量(m)	不飽和部 ゆすり込み 沈下量(m)	合計 沈下量 (m)
ケース 1:原地盤の剛性と液状化 強度特性を用いるモデル	0.090	0.029	0.000	0.119
ケース 2:豊浦標準砂の剛性と液 状化強度特性を仮定したモデル	0.110	0.064	0.000	0.174
ケース 3:粘土層が最も厚い原地 盤モデル	0.090	0.048	0.000	0.138
ケース 4:粘土層が最も厚く,豊 浦標準砂の剛性と液状化強度特性 を仮定したモデル	0.090	0.053	0.000	0.143
ケース 5:粘土層が最も薄い原地 盤モデル	0.092	0.076	0.000	0.168
ケース 6:粘土層が最も薄く,豊 浦標準砂の剛性と液状化強度特性 を仮定したモデル	0.114	0.107	0.000	0.221
ケース 7:原地盤の剛性と液状化 強度特性を用いるモデル(Ss- 31波(留萌波))	0.007	0.000	0.000	0.007

第 3-9 表 地震後の地盤高さの嵩上げ部の沈下量

以上の評価結果から,沈下量は最大でも 0.221m であること を得た。よって, Ag2層を浸透固化工法で改良することによ り,地震時の大きなせん断ひずみを低下させることができ,地 盤高さの嵩上げ部の沈下を抑制することができる。

以下に横断方向の結果の概要について示す。

- 曲げ軸力による杭体の応力度が最大となるのは、ケース4 (Ac層最大(液状化対象層を豊浦標準砂と仮定))であり、 豊浦標準砂を仮定したケースで安全率が小さくなる傾向にあ る。
- ② 杭体で最大曲げモーメントが発生する位置は、G.L.-35m付近のAc層とAs層(豊浦標準砂を仮定した場合も含む)か

A c 層とAg1層(豊浦標準砂を仮定した場合)との境目付近となる。

- ③ S_s-31波(留萌波)の安全率はS_s-D1波に対して+ 分に大きくなる。これは、地震動の繰返しが少ないため、過 剰間隙水圧が増加せず(有効応力が低下せずに)地盤の剛性 も低下しないことによる。
- ④ 支持力,残留変位の最大値については、ケース6が最大となる。
- ⑤ 過剰間隙水圧比が 95%以上になるのは,豊浦標準砂を仮定 したケースのみであり,地表面付近のdu層(豊浦標準砂を仮 定),Ag2層(豊浦標準砂を仮定),及びG.L.-20m付近のA s層(豊浦標準砂を仮定)である。それ以深については,非液 状化層との界面に 95%以上となる個所(豊浦標準砂を仮定) が存在する。
- ⑥ 最大せん断ひずみ分布では、大きなせん断ひずみが生じるケースは存在しない。
- ⑦ 沈下量は石原チャートによる過剰間隙水圧の消散によるもの を考慮しても、最大でケース6の22cmである。

①から⑦の結果より、杭体の曲げが最も厳しいケースは、粘 土層が厚くかつ豊浦標準砂を仮定したケースであり、地盤の軟 化に伴い杭へ作用する土圧が大きくなったことによるもの考え られる。

いずれのケースにおいても、基準地震動 S_sに対して、杭の 曲げ、せん断及び支持力の照査値は許容限界値以下であり、十 分な構造強度を有していることを確認した。 (5) 地震時における鋼管杭基礎の成立性検討結果

(二次元有効応力解析(岩盤傾斜部))

1) 検討ケース及び検討モデル

有効応力解析により,岩盤傾斜部における岩盤への根入れ深 さ及び地層条件の違いによる評価を原地盤の物性値を用いて実 施した。解析検討ケース一覧表を第3-10表,検討モデルを第3-19図に示す。

ケース名	岩盤への 根入れ深さ	内容	備考
①縦断	岩着杭 (T.P31.36m)	杭長一定	縦断モデル
②縦断_1D根入れ	岩着杭 (1D)	杭長変更 (各杭根入れ長1D)	取 氏 • 取 保 部 机 照 査
③横断_Km最浅部	岩着杭 (T.P31.36m)	Km層最浅部(根入れ長最大)	
④横断_Km最深部	岩着杭 (T.P31.36m)	Km層最深部(根入れ長最小)	横断モデル
⑤横断_Km 星浅部 1D	岩着杭 (T_P22_24m)	Km層最浅部 (根入れ長1D)	

第 3-10 表 解析検討ケース一覧表

①縦断

②縦断_1D根入れ





第 3-19 図 検討モデル

2) 評価結果

杭の発生応力度及び基礎地盤の支持力度に関する評価結果を 第 3-11 表,残留変位量を第 3-12 表に示す。第 3-20 図に照査対 象位置図を,第 3-21 図に断面力分布図を示す。



第 3-20 図 縦断方向の照査対象位置図

	発生応力度 σ(N/mm ²) (M / Z + N / A)	許容応力度 σ sa(N/mm ²) (SM570)	安全率 σ sa/σ	判定
①縦断(最浅部: 杭先端 T.P31.36m)	230.32	382.5	1.66	O K
① 縦 断 (最 深 部 : 杭 先 端 T. P31. 36m)	178.68	382.5	2.14	O K
②縦断_1D根入れ(最浅 部:杭先端 T.P22.24m)	202.36	382.5	1.89	O K
②縦断_1D根入れ(最深 部:杭先端 T.P31.36m)	178.13	382.5	2.14	O K
③横断_Km最浅部 (杭先端 T.P31.36m)	208.41	382.5	1.83	O K
④横断_Km最深部 (杭先端 T.P31.36m)	254.75	382.5	1.50	O K
⑤横断_Km最浅部_1D (杭先端 T.P22.24m)	201.95	382.5	1.89	O K

第 3-11 表(1) 評価結果(曲げ・軸力に対する照査)

	発生応力度	許容応力度	安全率	
	τ (N/mm ²)	τ sa(N/mm²) (SM570)	τsa/τ	判定
①縦断(最浅部: 杭先端 T.P 31.36m)	21.53	217.5	10.10	O K
①縦断(最深部: 杭先端 T.P 31.36m)	20.92	217.5	10.39	O K
②縦断_1D根入れ(最浅部: 杭先端 T.P 22.24m)	33.49	217.5	6.49	O K
②縦断_1D根入れ(最深部: 杭先端 T.P 31.36m)	20.42	217.5	10.65	O K
③横断_Km最浅部 (杭先端 T.P31.36m)	17.56	217.5	12.38	O K
④横断_Km最深部 (杭先端 T.P31.36m)	22.72	217.5	9.57	O K
⑤横断_Km最浅部_1D (杭先端 T.P22.24m)	24.17	217.5	8.99	O K

第 3-11 表(2) 評価結果(せん断に対する照査)








	発生応力度 σ _y (kN/m ²)	極限支持力度 qd(kN/m ²) (SM570)	安全率 qd/ σ ,	判定 (>1.2)
①縦断(最浅部: 杭先端 T.P31.36m)	375.0	5,673.0	15.1	O K
①縦断(最深部: 杭先端 T.P 31.36m)	340.1	5,673.0	16.6	O K
②縦断_1D根入れ(最浅 部:杭先端 T.P22.24m)	346.2	5,484.0	15.8	O K
②縦断_1D根入れ(最深 部:杭先端 T.P31.36m)	344.9	5,673.0	16.4	O K
③横断_Km最浅部 (杭先端 T.P31.36m)	479.0	5,673.0	11.8	O K
④横断_Km最深部 (杭先端 T.P31.36m)	600.7	5,673.0	9.4	O K
⑤横断_Km最浅部_1D (杭先端 T.P22.24m)	483.9	5,484.0	11.3	O K

第 3-11 表(3) 評価結果(支持力照查)

第 3-11 表(4) 評価結果 (座屈耐力に対する照査)

	発生軸力	座屈耐力	安全率	
	N (kN)	N u (kN) (SM570)	N u / N	判定
①縦断(最浅部: 杭先端 T.P 31.36m)	11,460	119,036	10.38	O K
①縦断(最深部: 杭先端 T.P31.36m)	11,180	119,036	10.64	O K
②縦断_1D根入れ(最浅部: 杭先端 T.P 22.24m)	11,790	119,036	10.09	O K
②縦断_1D根入れ(最深部: 杭先端 T.P 31.36m)	11,200	119,036	10.62	O K
③横断_Km最浅部 (杭先端 T.P31.36m)	8,446	119,036	14.09	O K
④ 横 断_K m 最 深 部 (杭 先 端 T. P 31. 36m)	9,157	119,036	12.99	O K
⑤横断_Km最浅部_1D (杭先端 T.P22.24m)	8,311	119,036	14.32	O K

水平変位 鉛直変位 (m) (m) ①縦断(最浅部: -0.0004-0.0043杭先端 T.P. - 31.36m) ①縦断(最深部: -0.0004-0.0039杭先端 T.P. - 31.36m) ②縦断_1D根入れ(最浅部: -0.0004-0.0044杭先端 T.P. - 22.24m) 上部工天端~ ②縦断_1D根入れ(最深部: 上部工下端の -0.0004-0.0040杭先端 T.P. - 31.36m) 相対変位量 ③横断_Km最浅部 -0.0401-0.0099(杭先端 T.P.-31.36m) ④横断_Km最深部 -0.0422-0.0132(杭先端 T.P.-31.36m) ⑤横断_Km最浅部_1D -0.0392-0.0127(杭先端 T.P.-22.24m)

第 3-12 表 残留変位量

以上の評価結果からいずれのケースにおいても,基準地震動 Ssに対して,杭の曲げ,せん断及び基礎地盤の支持力の照査 値は許容限界値以下であり,十分な構造強度を有している見通 しを得た。

次に,第 3-22 図に過剰間隙水圧比分布図及び第 3-23 図に最 大せん断ひずみ分布図を示す。





5条 添付24-125

横断方向の解析から算出された,地盤高さの嵩上げ部中央位 置における沈下量(残留変位)を第 3-13 表に示す。

	亦告	地盤高さの嵩上げ
	爱世	部上面中央 (m)
① 楼 紙 以 屋 具 迷 如	水平変位	-0.0603
③ 惧 例 K ጠ 唐 取 茂 部	鉛直変位	-0.0249
④ 携 账 Ⅳ 屋 县 派 如	水平変位	-0.0724
④ 惧 例 K m 唐 取 休 部	鉛直変位	-0.0300
⑤横断Km層最浅部 1	水平変位	-0.0632
D	鉛直変位	-0.0280

第 3-13 表 地盤高さの嵩上げ部沈下量

岩盤傾斜部における地盤高さの嵩上げ部の地震時沈下量は 3cm程度であり、地震時の沈下量は小さいといえる。

次に,縦断方向のユニット間の相対変位を示す。出力概要図 を第 3-24 図,時刻歴相対変位を第 3-25 図,最大相対変位を第 3-14 表に示す。





第 3-25 図(1) ①縦断(T.P.-31.36m) 杭長一定ケース相対変位



第 3-25 図(2) ②縦断_1D根入れケース相対変位

	最大相対変位(m)
①縦断_杭長一定ケース	0.0141
②縦断_1D根入れケース	0.0141

第 3-14 表 ユニット間最大相対変位

ここで,水平方向相対変位は各ユニット間の水平変位の差を 表す。符号はユニット間が分かれる方向が正を示す。

検討の結果,縦断方向のユニット間の変形は 1.41cm であり, 十分に小さい結果を得た。

次にユニット間の衝突時の支圧応力度について,第 3-15 表に 最大値,第 3-26 図に最大値分布を示す。

水平方向
最大支圧応力度コンクリートの
許容支圧応力度
(kN/m²)安全率縦断59812,00020.06縦断 1D53512,00022.42

第 3-15 表 上部工間の水平方向最大反力(最大支圧応力度)



第 3-26 図(1) ①縦断 杭長一定ケースバネ反力

5条 添付24-128



第 3-26 図(2) ②縦断_1D根入れ(各杭根入れ長1D)ケースバネ反力

縦断方向の最大支圧応力度は、コンクリートの許容支圧応力 度よりも十分に小さく、コンクリートが支圧破壊を生じること がないことを示した。

これまでに示した岩盤傾斜部の原地盤物性を用いた検討から得られた結果の概要を以下に示す。

- 街断方向に比べて縦断方向の方が,安全率が大きいことを 確認した。
- ② 岩盤最浅部の杭体の応力については、杭長を揃えたケース よりも、岩盤へ1D根入れするケースの方が、杭体の安全 率が大きくなることを確認した。杭の根入れ長が1Dの場 合は、杭先端がピン結合と類似する条件となるが、杭長を 長く揃えた場合は固定条件に近づくこととなり、岩盤直上 の曲げモーメントが大きくなるためと考えられる。

- ③ 岩盤最深部の杭については、改良土とAg2層との境目付
 近で曲げモーメントが最大となる。
- ④ 横断方向については、ケースによって異なるものの、As 層を挟んでAg1層及びAg2層との境界部に最大曲げ軸 応力が発生する。
- ⑤ 残留変位は、横断方向に 4cm 程度生じ、鉛直方向は 1cm 程 度生じる。
- ⑥ 全てのケースにおいて過剰間隙水圧比が 95 %を超える個 所は無い(液状化は生じていない)。
- ⑦ 地盤高さの嵩上げ部における残留沈下量は 5cm 弱である。

①から⑦の結果より,岩盤傾斜部においても,基準地震動Ssに対して,杭の曲げ,せん断及び支持力の照査値は許容限界値以下であり,十分な構造強度を有していることを確認した。

(6) 地震時における鋼管杭基礎の成立性検討結果

(二次元有効応力解析結果(岩盤傾斜部,豊浦標準砂を仮定))

1) 評価結果

有効応力解析により,岩盤傾斜部における岩盤への根入れ深 さ及び地層条件の違いによる評価について,豊浦標準砂を仮定 した物性値を用いて実施した。

杭の発生応力度及び基礎地盤の支持力度に関する評価結果を 第 3-16 表,残留変位量を第 3-17 表に示す。第 3-27 図に断面力 分布図を,第 3-28 図に過剰間隙水圧比分布図,第 3-29 図に最 大せん断ひずみ分布図を示す。

	発生応力度	許容応力度	安全率	
	σ (N/mm ²) (M / Z + N / A)	σ sa(N/mm²) (SM570)	σsa⁄σ	判定
①縦断(最浅部: 杭先端 T.P 31.36m)	348.48	382.5	1.097	O K
①縦断(最深部: 杭先端 T.P 31.36m)	234.37	382.5	1.632	O K
②縦断_1D根入れ(最浅 部:杭先端 T.P22.24m)	285.66	382.5	1.339	O K
②縦断_1D根入れ(最深 部:杭先端 T.P31.36m)	249.66	382.5	1.532	O K
③横断_Km最浅部 (杭先端 T.P31.36m)	353.80	382.5	1.081	O K
④横断_Km最深部 (杭先端 T.P31.36m)	279.96	382.5	1.366	O K
⑤横断_Km最浅部_1D (杭先端 T.P22.24m)	250.36	382.5	1.527	O K

第 3-16 表(1) 評価結果(曲げ・軸力に対する照査)

二方向の照査については,水平x方向,水平y方向,鉛直z 方向の断面力に対して 1.0:0.4:0.4 とする。以下に照査結果 を示す。

・ ケース①とケース③の水平二方向照査

 $\sqrt{\{(1 \times 61011/182)^2 + (0.4 \times 60401/182)^2\}} + 0.4 \times 6809 \neq 301.3$ = 369.6N/mm²

SF = 382.5/369.6 = 1.03

・ ケース②とケース⑤の水平二方向照査

 $\sqrt{\{(1 \times 48420/182)^2 + (0.4 \times 41589/182)^2\}} + 0.4 \times 6074 / 301.3$ $= 289.4 \text{N/mm}^2$

SF = 382.5/289.4 = 1.32(1D f - z)

以上から両者とも二方向照査を行っても杭体は安全率を満足 するが、1Dケースの方が安全率は大きくなる。

第 3-16 表(2) 評価結果(せん断に対する照査)

	発生応力度	許容応力度	安全率	
	τ (N/mm ²)	τ sa(N/mm²) (SM570)	τsa/τ	判定
 縦断(最浅部: 杭先端 T.P31.36m) 	32.42	217.5	6.708	ОК
 縦断(最深部: 杭先端 T.P31.36m) 	29.02	217.5	7.494	ОК
②縦断_1D根入れ(最浅 部:杭先端 T.P22.24m)	48.33	217.5	4.500	ОК
②縦断_1D根入れ(最深 部:杭先端 T.P31.36m)	27.28	217.5	7.972	ОК
③横断_Km最浅部 (杭先端 T.P31.36m)	29.59	217.5	7.350	ОК
④横断_Km最深部 (杭先端 T.P31.36m)	33.55	217.5	6.482	ОК
⑤横断_Km最浅部_1D (杭先端 T.P22.24m)	33.17	217.5	6.557	ОК









	発生応力度	極限支持力度	安全率	判定
	σ y(kN/m ²)	qd(kN/m²) (SM570)	qd∕ σy	(>1.2)
①縦断(最浅部: 杭先端 T.P31.36m)	368.3	5,673.0	15.4	O K
① 縦断(最深部: 杭先端 T.P31.36m)	394.9	5,673.0	14.3	ОК
② 縦 断 _1 D 根 入 れ (最 浅 部 : 杭 先 端 T. P22. 24m)	419.9	5,484.0	13.0	ОК
②縦断_1 D 根入れ (最深 部:杭先端 T. P31. 36m)	372.5	5,673.0	15.2	O K
③横断_Km最浅部 (杭先端 T.P31.36m)	515.9	5,673.0	10.9	O K
④横断_Km最深部 (杭先端 T.P31.36m)	605.7	5,673.0	9.3	ОК
⑤横断_Km最浅部_1D (杭先端 T.P22.24m)	536.2	5,484.0	10.2	ОК

第 3-16 表(3) 評価結果(支持力照查)

第 3-16 表(4) 評価結果(座屈	耐力に対する照査)
---------------------	-----------

	発生軸力	座屈耐力	安全率	
	N (kN)	N _u (kN) (SM570)	N u / N	判定
①縦断(最浅部: 杭先端 T.P31.36m)	10,740	119,036	11.08	O K
① 縦 断 (最 深 部 : 杭 先 端 T. P31. 36m)	12,540	119,036	9.49	O K
②縦断_1D根入れ(最浅部: 杭先端 T.P22.24m)	12,530	119,036	9.50	O K
②縦断_1D根入れ(最深部: 杭先端 T.P31.36m)	14,160	119,036	8.40	O K
③横断_Km最浅部 (杭先端 T.P31.36m)	9,602	119,036	12.39	O K
④横断_Km最深部 (杭先端 T.P31.36m)	10,200	119,036	11.67	ОК
⑤横断_Km最浅部_1D (杭先端 T.P22.24m)	9,873	119,036	12.05	O K

|--|

		水 平 変 位 (m)	鉛直変位 (m)
 ①縦断(最浅部: 杭先端T.P31.36m) 		- 0.0014	- 0. 0049
①縦断(最深部: 杭先端 T.P31.36m)		-0.0014	- 0.0036
②縦断_1D根入れ(最浅部: 杭先端 T.P22.24m)	-	-0.0014	-0.0063
②縦断_1D根入れ(最深部: 杭先端 T.P31.36m)	上部 上 大 端 ~ 上部 工 下 端 の 相対 恋 位 量	-0.0013	-0.0049
③横断_Km最浅部 (杭先端 T.P31.36m)	伯刈及位里	-0.0555	- 0.0110
④横断_Km最深部 (杭先端 T.P31.36m)	-	-0.0772	-0.0166
⑤横断_Km最浅部_1D (杭先端 T.P22.24m)		- 0. 0737	- 0.0164





5条 添付24-139



5条 添付24-140

横断方向の解析から算出された,地盤高さの嵩上げ部中央位 置における沈下量(残留変位)を第 3-18 表に示す。

	亦片	地盤高さの嵩上げ
	爱世	部上面中央(m)
③ 横 紙 区 … 屋 县 迷 如	水平変位	-0.0939
③ 横 断 K m 層 最 浅 部 —	鉛直変位	-0.0331
④ 横 ᄠ ൛ 屋 县 源 如	水平変位	-0.1724
④ 傾 例 K III 唐 取 休 部	鉛直変位	-0.0444
⑤横断Km層最浅部 1D	水平変位	- 0. 1421
	鉛直変位	-0.0435

第 3-18 表 地盤高さ嵩上げ部沈下量

岩盤傾斜部における地盤高さの嵩上げ部の地震時沈下量は, 豊浦標準砂を仮定したケースでも 4cm 強程度であることを確認 した(余盛 1m を十分下回ることを確認した)。

次に,縦断方向のユニット間の相対変位について,出力概要 図を第 3-30 図,時刻歴相対変位を第 3-31 図,最大相対変位を 第 3-19 表に示す。





第 3-31 図(1) ①縦断(T.P.-31.36m) 杭長一定ケース相対変位



第 3-31 図(2) ②縦断_1D 根入れケース相対変位

	最大相対変位(m)
①縦断_杭長一定ケース	0.0171
②縦断_1D根入れケース	0.0171

第 3-19 表 ユニット間最大相対変位

ここで、水平方向相対変位は各ユニット間の水平変位の差を 表す。符号はユニット間が分かれる方向が正を示す。

縦断方向の1ユニット間の変形量は,豊浦標準砂を仮定したケ ースであっても1.7cm程度であることを確認した。

次にユニット間の衝突時の支圧応力度について,第 3-20 表に 最大値,第 3-32 図に最大値分布を示す。

水平方向
最大支圧応力度コンクリートの
許容支圧応力度安全率歳大支圧応力度
(kN/m²)許容支圧応力度
(kN/m²)安全率縦断576.0512,00020.83縦断 1D596.2012,00020.12

第 3-20 表 上部工間の水平方向最大反力(最大支圧応力度)



第 3-32 図(1) ①縦断(T.P.-31.36m) 杭長一定ケースバネ反力



左側 右側 第 3-32 図(2)②縦断_1D根入れ(各杭根入れ長1D)ケースバネ反力

縦断方向の最大支圧応力度は, コンクリートの許容支圧応力 度よりも十分に小さく, コンクリートが支圧破壊を生じること がないことを示した。 以上の評価結果から豊浦標準砂を仮定したケースにおいても, 基準地震動 S_sに対して,杭の曲げ,せん断及び基礎地盤の支 持力の照査値は許容限界値以下であり,十分な構造強度を有し ている見通しを得た。以下に結果の概要について記す。

- 岩盤最浅部の杭体の応力は、横断方向、縦断方向共に安全 率が最小となったが、豊浦標準砂を仮定したケースでも許 容限界値以下であることを確認した。
- ② 残留変位量については、縦断方向の水平変位が最大 0.14cm 程度、横断方向の水平変位が最大 7.7cm 程度生じ、横断方 向の鉛直方向は最大 1.7cm 程度であることを確認した。
- ③ 全てのケースにおいて過剰間隙水圧比は 95%を超える個所 が存在するが、地盤高さの嵩上げ部における残留沈下量は 4cm強程度であり、余盛 1mに対して十分小さいことを確認 した。
- ④ 1ユニット間の衝突が生じても、支圧強度に対して 20 倍以 上の安全率を有していることを確認した。
- ⑤ 基準地震動S_sの水平二方向照査においても、1Dケースにおいて十分な安全率を有していることを確認した。

①から⑤の結果より,岩盤傾斜部の豊浦標準砂を仮定したモ デルにおいても,基準地震動Ssに対して,杭の曲げ,せん断 及び支持力の照査値は許容限界値以下であり,十分な構造強度 を有していることを確認した。

- (7) 岩盤傾斜部における地震動の増幅特性及び振動特性による挙動
 - 1) 地震動の増幅特性について(一次元地震応答解析)

海水ポンプ室南側の岩盤傾斜部において,岩盤深度の違いに 対する地震動の増幅特性を検証するため,該当箇所で一次元地 震応答解析(SHAKE)を実施した。検討箇所は岩盤傾斜部 の岩盤深度に着目し,最浅部と最深部を対象とした。Km層か ら地表面までの最大加速度分布と地表面の応答加速度について 比較する。対象とする地震動は,東海第二発電所におけるSs 地震動すべてとする。検討断面位置を第 3-33 図に示す。



第 3-33 図 検討断面位置

最大加速度分布の比較を第 3-34 図に示す。検討断面 1 及び検 討断面 2 を比較すると、両者で同様な最大応答加速度分布とな った。加速度の増幅は地表面付近のd u 層とAg 2 層で顕著と なり、それ以外の地層では増幅が生じない。両地点のd u 層と Ag 2 層はほぼ成層となっていることから、大きな相違が生じ ないと判断される。



第 3-34 図 最大加速度分布の比較

- ① 固有值解析
 - a. ケース1(杭長を同一としたケース)

杭長を同一としたモデルを用いて固有値解析を実施した。 検討結果として,固有モード図を第 3-35 図に,固有値解析 結果を第 3-21 表に示し,それぞれの検討断面における地表 面の応答加速度と振動数の関係を第 3-36 図と第 3-37 図に示 す。

ねじり方向への最も低次のモードは4次モードとなり, 固有振動数は21.45Hzとなった。刺激係数や有効質量比は極 めて小さく,ねじれ卓越モードにはならないことを確認し た。また,一次元地震応答解析による地表面の応答加速度 と固有値解析結果を比較した結果,ねじれのモードが発生 する振動数と地表面の最大応答加速度は一致せず,共振倍 率が極めて小さいことを確認した。なお,防潮壁の強軸, 弱軸方向とも卓越振動数と応答加速度の最大振動数とは一 致しない結果となり,共振による影響はないものと判断さ れる。



第 3-35 図 ケース 1 固有モード図

第	3-21	表	ケー	ス	1	固有	値	解析	紡	果
---	------	---	----	---	---	----	---	----	---	---

	固有		X方向		Y方向		Z方向				
次数	振動数	刺激	モーダル	有効質量	刺激	モーダル	有効質量	刺激	モーダル	有効質量	備考
	f(Hz)	係数	(tf)	比率	係数	(tf)	比率	係数	(tf)	比率	
1	7.81	-24.189	585.1	41.0%	0.002	0.0	0.0%	0.035	0.0	0.0%	X方向1次
2	9.46	-0.004	0.0	0.0%	-24.470	598.8	42.0%	-2.439	5.9	0.4%	Y方向1次
3	13 42	0 025	0 0	0.0%	-1 672	2.8	0.2%	35 557	1264 3	88 7%	7方向1次
4	21.45	-0.872	0.8	0.1%	0.000	0.0	0.0%	-0.001	0.0	0.0%	ねじれ1次
5	29.63	0.000	0.0	0.0%	0.102	0.0	0.0%	-0.007	0.0	0.0%	
6	29.65	-0.141	0.0	0.0%	0.000	0.0	0.0%	0.000	0.0	0.0%	
7	29.76	-0.029	0.0	0.0%	0.000	0.0	0.0%	0.000	0.0	0.0%	
8	29.77	0.000	0.0	0.0%	-0.026	0.0	0.0%	0.000	0.0	0.0%	
9	29.78	-0.093	0.0	0.0%	0.000	0.0	0.0%	0.000	0.0	0.0%	
10	47.00	-18.072	326.6	22.9%	0.001	0.0	0.0%	0.000	0.0	0.0%	
11	51.40	0.002	0.0	0.0%	5.159	26.6	1.9%	-0.278	0.1	0.0%	
12	55.77	-0.003	0.0	0.0%	-12.454	155.1	10.9%	0.795	0.6	0.0%	
13	62.36	0.098	0.0	0.0%	0.078	0.0	0.0%	0.094	0.0	0.0%	
14	63.23	2.693	7.2	0.5%	-0.028	0.0	0.0%	-0.152	0.0	0.0%	
15	63.68	0.713	0.5	0.0%	0.003	0.0	0.0%	0.013	0.0	0.0%	
16	64.08	-1.850	3.4	0.2%	0.017	0.0	0.0%	0.109	0.0	0.0%	
17	64.15	0.107	0.0	0.0%	0.011	0.0	0.0%	0.091	0.0	0.0%	
18	64.32	0.001	0.0	0.0%	-0.048	0.0	0.0%	0.047	0.0	0.0%	
19	64.57	-0.487	0.2	0.0%	0.006	0.0	0.0%	0.043	0.0	0.0%	
20	64.60	-0.245	0.1	0.0%	0.003	0.0	0.0%	0.024	0.0	0.0%	



第3-36図 検討断面1の地表面の応答加速度と振動数の関係



第 3-37 図 検討断面 2 の地表面の応答加速度と振動数の関係
 b. ケース 2 (岩盤への根入れを 1D としたケース)

岩盤への根入れを 1Dとしたモデルを用いて固有値解析を 実施した。検討結果として,固有モード図を第 3-38 図に, 固有値解析結果を第 3-22 表に示し,それぞれの検討断面に おける地表面の応答加速度と振動数の関係を第 3-39 図と第 3-40 図に示す。

ねじり方向への最も低次のモードは4次モードとなり, 固有振動数は21.46Hzとなった。刺激係数や有効質量比は極 めて小さく,ねじれ卓越モードにはならないことを確認し た。また,一次元地震応答解析による地表面の応答加速度 と固有値解析結果を比較した結果,ねじれのモードが発生 する振動数と地表面の最大応答加速度は一致せず,共振倍 率が極めて小さいことを確認した。なお,防潮壁の強軸, 弱軸方向とも卓越振動数と応答加速度の最大振動数とは一 致しない結果となり,共振による影響はないと判断される。



第 3-22 表 ケース 2 固有値解析結果

	固有		X方向		Y方向						
次数	振動数	刺激	モーダル	有効質量	刺激	モーダル	有効質量	刺激	モーダル	有効質量	備考
	f(Hz)	係数	(tf)	比率	係数	(tf)	比率	係数	(tf)	比率	
1	8.11	24.221	586.7	42.8%	-0.153	0.0	0.0%	-2.400	5.8	0.4%	X方向1次
2	9.46	-0.248	0.1	0.0%	-24.482	599.4	43.8%	-2.112	4.5	0.3%	Y方向1次
3	14.43	1.700	2.9	0.2%	-1.466	2. 2.	0.2%	34 929	1220_0	89.1%	2.方向1次
4	21.46	-0.908	0.8	0.1%	0.002	0.0	0.0%	-0.086	0.0	0.0%	ねじれ1次
5	29.64	0.088	0.0	0.0%	0.070	0.0	0.0%	-0.009	0.0	0.0%	
6	31.27	-0.080	0.0	0.0%	-0.030	0.0	0.0%	0.003	0.0	0.0%	
7	32.96	-0.098	0.0	0.0%	0.000	0.0	0.0%	0.002	0.0	0.0%	
8	34.84	0.142	0.0	0.0%	-0.041	0.0	0.0%	0.000	0.0	0.0%	
9	36.78	0.253	0.1	0.0%	-0.102	0.0	0.0%	0.005	0.0	0.0%	
10	47.47	-18.095	327.4	23.9%	0.051	0.0	0.0%	-0.273	0.1	0.0%	
11	51.44	-0.087	0.0	0.0%	-5.179	26.8	2.0%	0.232	0.1	0.0%	
12	55.79	0.144	0.0	0.0%	12.476	155.6	11.4%	-0.566	0.3	0.0%	
13	63.34	1.679	2.8	0.2%	-0.467	0.2	0.0%	-3.139	9.9	0.7%	
14	64.19	0.495	0.2	0.0%	-0.075	0.0	0.0%	-0.280	0.1	0.0%	
15	67.00	-0.177	0.0	0.0%	0.175	0.0	0.0%	1.431	2.0	0.1%	
16	67.83	1.633	2.7	0.2%	-0.412	0.2	0.0%	-3.647	13.3	1.0%	
17	68.44	-0.279	0.1	0.0%	0.063	0.0	0.0%	0.724	0.5	0.0%	
18	71.53	0.065	0.0	0.0%	-0.351	0.1	0.0%	-3.898	15.2	1.1%	
19	72.51	0.092	0.0	0.0%	0.002	0.0	0.0%	0.027	0.0	0.0%	
20	76.59	0.960	0.9	0.1%	0.314	0.1	0.0%	4.558	20.8	1.5%	



第3-39図 検討断面1の地表面の応答加速度と振動数の関係



第3-40図 検討断面2の地表面の応答加速度と振動数の関係

以下に岩盤傾斜部の振動特性による防潮壁の挙動の結果 を要約する。

- 一次元地震応答解析の結果、Ag1層及びAs層の厚 さに依存する増幅特性はなく、主に地表面付近で加速度 が増幅する傾向を確認した。したがって、岩盤傾斜部の 影響による地震波の増幅の影響は小さいと判断される。
- ② 岩盤傾斜部の傾斜角が最も大きい範囲をモデル化して、 固有値解析を実施した結果、杭長を同一としたケースと 岩盤への根入れを1Dとして1ユニットで異なる杭長とし たケース共に、同様の振動特性であることを確認した。
- ③ 固有値解析の結果、ねじれのような振動モードが生じる可能性がないことを確認した。
- ④ 一次元地震応答解析による地表面の応答加速度と固有 値解析結果を比較した結果、ねじれのモードが生じる可 能性はないものと判断される。なお、防潮壁の横断、縦 断方向への振動は地震動の卓越周期と一致せず、共振に よる影響はないものと判断される。

①から④の結果より、岩盤傾斜部では地震動の増幅が生じる影響は小さく、ねじれのようなモードが生じることはないことを確認した。

- (8) 津波時及び重畳時における鋼管杭基礎の成立性検討結果
 (二次元フレーム解析)
 - 1) 解析モデル

モデル化を行う条件を以下に要約する。

- ・杭体は、はり要素(線形)を用いて、地盤は杭体に付加する地盤バネで表現する。この時、地盤バネは上限値を考慮したバイリニア型とする。
- ・被覆コンクリートは剛性を考慮せず荷重のみを節点荷重と する。
- ・鋼管内は地表面より上は空洞,地表面より下は周辺地盤が 詰まっているものとし、その剛性は考慮しない。
- ・杭先端の境界条件は、鉛直方向固定とする。
- ・杭間は 2.8m とする。
- ・地下水位は地表面とする。
- ・地盤定数はCU条件とし、せん断抵抗角 ϕ は全層 $\phi = 0^{\circ}$ と する。
- ・現地盤面を T.P.+4.0m, 躯体天端高を T.P.+20.0m とする。
- ・設計では地盤高さの嵩上げを T.P.+9.0m とし、二次元静的 フレーム解析上では 1.0m の沈下を考量の上、解析モデルで の地盤高さの嵩上げを T.P.+8.0m に設定する。

鋼管杭物性値を第 3-23 表に,荷重図表を第 3-24 表に,解 析モデル図を第 3-41 図に示す。

鋼管杭 φ2500mm, 鋼管厚, t=35mm, SM570, 腐食代 1mm								
断面積	A =	2.63E+5 mm ²	$0.26319 m^2$					
断面係数	Z p =	$1.60E + 8 \text{ mm}^3$	0.15995 m^3					
断面二次モーメント	I p =	$2.00E + 11 \text{ mm}^4$	0.19978 m^4					
ヤング係数	E =	200000 N/mm ²	2.00E + 8 kN/m ²					

第 3-23 表 鋼管杭物性值



第3-41図 二次元静的フレーム解析モデル概念図

第 3-24 表 荷重図表



T.P.+24m津波時+漂流物





T.P.+24m津波+余震時


a. 死荷重

・被覆コンクリート重量

被覆コンクリート天端の重量を頂部の節点に設定する。天端 より下の重量は,支配長さに応じた節点重量を設定する。

第 3-25 表 被覆コンクリートの重量

	単位体積重量 (kN/m ³)	面積 (m²)	長さ (m)	重量 (kN)
天端	24.5	3.5 \times 2.8	0.5	120.05
天端より下	24.5	3. 5×2. 8- π ×2. 5 ² /4	16.0	1,917.44

· 鋼管杭重量

鋼管杭重量は節点の支配長さに応じた節点重量を設定する。

第 3-26 表 鋼管杭の重量

単位体積重量	長さ	重量
(kN/m ³)	(m)	(kN)
77	80.5	1,631.74

・杭体内の土の重量

杭体内の土の重量は T.P.+4.0m より以深を考慮するもの とし、節点の支配長さに応じた重量を設定する。

d u 層	$(2.5-0.035\times2)^2 \times \pi / 4 \times 17.85 =$	82.78kN/m
Ag2層	$(2.5-0.035\times2)^2 \times \pi / 4 \times 19.71 =$	91.41kN/m
A c 層	$(2.5-0.035\times2)^2 \times \pi / 4 \times 16.18 =$	75.04kN/m
A s 層	$(2.5-0.035\times2)^2 \times \pi / 4 \times 17.06 =$	79.12kN/m
Ag1層	$(2.5-0.035\times2)^2 \times \pi / 4 \times 19.71 =$	90.66kN/m
K m 層	$(2.5-0.035\times2)^2 \times \pi / 4 \times 16.93 =$	77.87kN/m

第 3-27 表 杭体内の土の重量(1m 当り)

b. 積雪

積雪は建築基準法施行令(東海村の設定値)により算出する。 積雪は被覆コンクリートの水平面に作用するものとし,天端の 節点の節点荷重とする。

第 3-28 表 積雪の重量

単位重量	高さ	面積	係数	重量
(N/cm/m ²)	(cm)	(m²)		(kN)
20.0	30.0	9.8	1.0	5.88

c. 津波荷重

作用する津波荷重は浸水深に基づき算定式により算出する。 堤外側から堤内側へ作用するものとする。第 3-42 図に計算概 要を示す。

最大波圧 (kN/m²)

$$p_{n1} = 3\rho g \eta_{max}$$

壁天端波圧 (kN/m²)
 $p_{n2} = 3\rho g \eta_{max} \times (3\eta_{max} - H)/3\eta_{max}$
 $= \rho g (3\eta_{max} - H)$

ここで, ¹max は設計用浸水深を用いる。



第 3-42 図 津波波力の計算概要

d. 応答変位法による慣性力及び相対変位

一次元地震応答解析により求めた杭下端一地表位置の相対変
 位及び地表位置での最大加速度(水平・鉛直)より求まる震度
 を与条件として二次元フレーム解析を行う。なお、一次元地震
 応答解析に用いる入力地震動は余震として、第 3-43 図に示す、
 Sd - D1 波を用いる。

震度(水平・鉛直)	相対変位	
杭位置の地表面での最大加速度より算出	杭下端と地表面の最大相対変位	

第 3-29表 震度,相対変位の抽出



S d - D1 波:水平方向入力地震動



S d - D1波:鉛直方向入力地震動

第 3-43 図 余震時の解析に用いた地震波

e. 動水圧

動水圧は以下に示す港湾の施設の技術上の基準・同解説 (2007年版)に基づき算出する。余震が発生したときの各節点 に作用する動水圧を以下の式で求めるものとする。

$$P = \frac{7}{8} W_o K_h \sqrt{HhA}$$

W₀: 海水の単位体積重量(kN/m³)
K_h: 設計水平加速度 (Sd - D1波 K_h = 0.2726)
H : 津波遡上高さ(m)
h : 節点の水深(m)
A : その節点の支配面積(m)

2) 静的地盤バネ

二次元静的フレーム解析に用いる地盤バネは「道路橋示方 書・同解説(IV下部構造編)」に基づき水平方向地盤反力係数を 求め,上限値を設定するバイリニア型とする。また,杭間隔が 小さいため水平方向地盤反力係数に対する補正係数を考慮する。

静的フレーム解析では津波荷重及び漂流物荷重を主たる荷重 として扱うため,地盤高さの嵩上げ部による地盤抵抗を期待す るものとする。地盤バネは地盤高さの嵩上げ上面から杭先端ま での範囲で考慮し,設計上の地盤面は地盤高さの嵩上げ部上面 とする。

a. 水平方向地盤バネ

$$k_h = \mu \eta_k \alpha_k k_H DH$$

ここに,

k_h:水平方向地盤バネ定数(kN/m)

η k: 群杭効果を考慮した補正係数

α k: 単杭における補正係数

 η_k , α_k は以下の値を用いる

第 3-30 表 α_k , η_k の 値表

対象	ηk	α k
粘性土地盤	2/3	1.5
砂質土地盤	2/3	1.5

(道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編))

k_H:水平方向地盤反力係数(kN/m³)

$$k_{H}=k_{H0}\left(\frac{B_{H}}{0.3}\right) ^{-\frac{3}{4}}$$

k_{H0}: 直径 0.3m 剛体円板による水平載荷試験の値に相当す

る水平方向地盤反力係数(kN/m³)

$$k_{H0} = \frac{1}{0.3} \alpha E_0$$

α:地盤反力係数の換算係数

第 3-31 表 αの値

対象	α (常時)	α(地震時)
全層	4	8

(道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編))

E₀: 地盤の変形係数 (kN/m²)

Km層以外は有効上載圧との関係式より求まる静弾性係数, Km層は標高(T.P.)との関係式から求まる静弾性係数を用いる。

地震時の地盤バネは、一次元地震応答解析から算出された各 深度における収束剛性から設定する。収束剛性から動ポアソン 比を用いて地震後の地盤の変形係数を用いて、水平方向地盤反 力係数を算出する。

E_D: 地震後の剛性低下を考慮した変形係数(kN/m²)

 $E_{\rm D}=2(1+\nu_{\rm d})G_{\rm eq}$

v_d : 動ポアソン比

G_{eq}:一次元地震応答解析より求まる収束剛性を示す。

μ:水平地盤反力係数の補正係数

 $\mu = 1 - 0.2 \left(2.5 - \frac{L}{D} \right) [L < 2.5D]$

L: 杭中心間隔

D:杭径

B_H:荷重作用方向に直交する基礎の換算載荷幅(m)で杭基礎の場合の以下の式を用いる。

 $B_{\rm H} = \sqrt{D/\beta}$

 β : 杭基礎の特性値 (m⁻¹)

$$\beta = \sqrt[4]{\frac{k_H D}{4EI}}$$

- L : 杭中心間隔
- D :荷重作用方向に直交する基礎の載荷幅 = 杭径
- H :分担長さ (m)
- E I : 杭の曲げ剛性 (kN・m²)

・群杭の影響による水平地盤反力係数の低減

杭中心間隔Lが 2.5D未満であるため,道路橋示方書・同解 説(Ⅳ下部構造編)に基づき,水平平地盤反力係数k_Hに補正 係数μを乗じる。

(2) 君	羊杭が水平力を受ける場合には,杭相互の干渉により,各杭の荷重分担が相違し,全
体と	こしての効率も単杭の場合に比べて低下する。荷重分担,群杭効果とも地盤の種類,
杭の	2施工法,杭本数等によって異なるが,一般に杭の中心間隔が 5D(D は杭径)以下に
なる	5と群杭の影響が現れ,荷重 方向に対し,前列の枕から後列にいくほど,両側面の杭
から	ら中央にいくほど荷重の分担が小さくなる。また,杭中心間隔が小さくなるほど単杭
に対	すする効率低下が著しくなる。
玛	見実の地盤条件の複雑さを考えると,群杭の効率低下に及ぼす各種要因の影響を分離
して	、扱うには,まだ実験データの蓄積が十分でなく,また,各杭の荷重分担の相違も設
計上	この安全率の範囲内にあるとみなされる。群杭の水平抵抗について,特に設計上考慮
しな	とければならないのは,杭中心間隔に応じた効率の低下であるが,これについても従
来,	杭中心間隔が 2.5D 程度であれば, 単杭の水平方向地盤反力係数をそのまま使っても,
実用	王差し支えないとして扱ってきた。
3	れは、水平方向地盤反力係数の多少の差は、応力的にはそれほど大きな影響を与え
ない	いこと等を考慮したものである。しかし、やむを得ず杭中心間隔をさらに小さくする
場合	}は,設計上水平方向地盤反力係数の低下を考慮する必要がある。
ſ.	氐減の方法としては,12.5 で求めた水平方向地盤反力係数に式(解 12.4.10)により
算出	Hした補正係数μを乗じればよい。
	$\mu = 1 - 0.2 \left(2.5 - \frac{L}{D} \right) \qquad [L < 2.5D] \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots (\text{fr } 12.4.10)$
2	ここだ,
	L: 杭中心間隔 (m)
	D: 杭径 (m)
	鋼管ソイルセメント杭の場合は、ソイルセメント柱径とする。

(道路橋示方書・同解説 (IV下部構造編))

b. 上限值

 $P_h = P_{HU}DH$

ここで,

P_{HU}:受働土圧強度(kN/m²)

 $\mathbf{P}_{\mathbf{H}\mathbf{U}} = \eta_{\mathbf{p}} \alpha_{\mathbf{p}} \mathbf{p}_{\mathbf{u}}$

η_p: 群杭効果を考慮した水平方向反力の上限値の補正係数α_p: 単杭における水平地盤反力度の上限値の補正係数

対象	η _p α _p
粘性土地盤 (N>2)	1.5^{*1}
粘性土地盤 (N≦2)	1.0^{*1}
砂質土地盤	1.15^{*2}

第 3-32 表 η α ρの値

※1:粘性土の値 $\eta_{p}=1.0$, $\alpha_{p}=1.5$ (N ≤ 2 の粘性土地盤で

は, $\alpha_{p} = 1.0 とする)$

※2:砂質土の式 $\eta_{p}\alpha_{p} = L/D$

L: 杭中心間隔 2.8(m)

D:杭径 2.5(m)

p_u: 地震時受働土圧強度(kN/m²)

 $p_u = K_{\text{EPi}} \gamma_i h_i + 2 C_i \sqrt{K_{\text{EPi}}} + K_{\text{EPi}} q_i$

$$K_{EP_{i}} = \frac{\cos^{2}\varphi_{i}}{\cos \delta_{E} \left(1 - \sqrt{\frac{\sin(\varphi_{i} - \delta_{E})\sin(\varphi_{i} + \alpha)}{\cos \delta_{E}\cos \alpha}}\right)^{2}}$$

y_i:対象層の単位積重量(kN/m³)

h_i:対象層の厚さ(m)

C_i:対象層のせん断強度(kN/m²)

q_i: 対象層の上層までの有効上載圧(kN/m²)

K_{EPi}: 対象層の地震時受働土圧係数

- φ_i : 対象層の内部摩擦角(°)
- $\delta_{\rm E}$:壁面と土の摩擦角(°)で $-\phi/6$ とする
- *α* : 地表面と水平面のなす角(°)で0とする
- 5) 照查
- 鋼管壁(杭体)の照査
 - a. 応力度照查

杭の応力度照査は、曲げモーメント・軸力に対する照査, せん断に対する照査を実施する。

・曲げモーメント・軸力に対する照査

鋼管杭の曲げに対する許容限界は,道路橋示方書・同解説 (N下部構造編)に基づき,発生曲げモーメントが短期許容応 力度以下であることを照査する。なお,曲げに対する応力度照 査は,以下の式で算出する。

$$\sigma = \frac{N}{A} + \frac{M}{Z}$$

M:最大曲げモーメント

Z:断面係数

N:軸力

A:有効断面積

・せん断に対する照査

鋼管杭のせん断に対する許容限界は,曲げと同様に道路橋示 方書・同解説(IV下部構造編)に基づき,発生せん断力が短期

許容応力度以下であることを照査する。なお, せん断に対する 応力度照査は, 以下の式で算出する。

$$\tau = \frac{S}{A}$$

S: せん断力

A:有効断面積

・座屈に対する照査

鋼管杭の座屈に対しては,道路橋示方書・同解説(IV下部構造編)では,全長が地中に埋め込まれた杭では,一般に座屈の影響を考慮しなくてもよいとされるが,建築基礎構造設計指針によれば,終局耐力の項に座屈に対する記述があることからこれを適用する。圧縮あるいは引張力が単独で作用するときの鋼管杭の終局限界圧縮耐力N_n(N)は,以下の式で算出する。

 $N_u = F(0.8 + 2.5 \frac{t}{r})A$ (0.01 < t/r ≤ 0.08)

ここに、Fは鋼材の基準強度(= σ_y)(N/mm²), t:鋼管の厚さ
 (腐食代を考慮)(mm), r:鋼管の半径(mm), A:鋼管の断面積
 (腐食代を考慮)(mm²)である。

· 許容応力度

杭の照査は,検討ケースに応じて道路橋示方書・同解説(IV 下部構造編)の許容値を用いる。ただし,T.P.+24m 津波時の 評価においては,降伏応力による照査とする。 6) 評価結果

照査結果一覧を第 3-33 表~第 3-38 表に示す。津波時+漂流 物及び基準津波+余震時の杭の曲げ,せん断,座屈に対する評 価結果及び地盤の支持力に対する評価結果について,いずれも 許容限界値以下であることを確認した。また,地盤の強度や剛 性をケーススタディし,地盤バネ定数や上限値を変更した結果 についても同様に許容限界値以下となることを確認した。

	発生応力度 σ(N/mm ²) (M/Z + N/A)	許容応力度 σ _{sa} (N/mm ²) (SM570)	安全率 σ _{sa} /σ	判定
基準津波時+漂流物	178.6	382.5	2.14	O K
基準津波+余震時	175.7	382.5	2.17	O K
T.P.+24m 津波時+漂流物	361.9	433.5	1.19	O K
T.P.+24m 津波+余震時	340.8	433.5	1.27	O K

第3-33表曲げ・軸力に対する照査(バネ値その1の場合)

第3-34表 せん断に対する照査(バネ値その1の場合)

	発生応力度 τ (N/mm ²) (S/A)	許容応力度 τ _{sa} (N/mm ²) (SM570)	安全率 τ _{sa} ∕τ	判定
基準津波時+漂流物	25.4	217.5	8.56	O K
基準津波+余震時	25.6	217.5	8.49	O K
T.P.+24m 津波時+漂流物	47.8	246.5	5.15	O K
T.P.+24m 津波+余震時	46.0	246.5	5.35	O K

	発生応力度 σ(N/mm ²) (M/Z+ N/A)	許容応力度 σ _{sa} (N/mm ²) (SM570)	安全率 σ _{sa} /σ	判定
基準津波時+漂流物	178.6	382.5	2.14	O K
基準津波+余震時	175.7	382.5	2.17	O K
T.P.+24m 津波時+漂流物	361.9	433.5	1.19	O K
T.P.+24m 津波+余震時	340.8	433.5	1.27	O K

第3-35表曲げ・軸力に対する照査(バネ値その2の場合)

第3-36表 せん断に対する照査(バネ値その2の場合)

	発生応力度 τ ^(N/mm²) (S/A)	許容応力度 τ _{sa} (N/mm ²) (SM570)	安全率 t sa/ t	判定
基準津波時+漂流物	15.0	217.5	14.50	O K
基準津波+余震時	16.2	217.5	13.42	O K
T.P. + 24m 津波時+漂流物	29.7	246.5	8.29	O K
T.P.+24m 津波+余震時	29.7	246.5	8.29	ОК

各ケースにおける曲げモーメント図等を第 3-44 図~第 3-59 図に示す。



第 3-44 図 曲げ・せん断照査値

(基準津波時+漂流物)(その1のバネ)



第 3-45図 曲げモーメント・せん断力及び反力

(基準津波時+漂流物)(その1のバネ)



第 3-46 図 曲げ・せん断照査値

(基準津波+余震時)(その1のバネ)



第 3-47 図 曲げモーメント・せん断力及び反力

(基準津波+余震時)(その1のバネ)



第 3-48 図 曲げ・せん断照査値

(T.P.+24m 津波時+漂流物)(その1のバネ)



第 3-49 図 曲げモーメント・せん断力及び反力

(T.P.+24m 津波時+漂流物)(その1のバネ)



第 3-50図 曲げ・せん断照査値

(T. P. + 24m)	ı 津波時 +	· 余震)	(その	1のバオ	よ)
---------------	---------	-------	-----	------	----



第 3-51図 曲げモーメント・せん断力及び反力

(T.P.+24m 津波+余震時)(その1のバネ)



第 3-52 図 曲げ・せん断照査値

(基準津波時+漂流物)(その2のバネ)



第 3-53 図 曲げモーメント・せん断力及び反力

(基準津波時+漂流物)(その2のバネ)



第 3-54 図 曲げ・せん断照査値

(基準津波+余震時)(その2のバネ)



第 3-55 図 曲げモーメント・せん断力及び反力

(基準津波+余震時)(その2のバネ)



第 3-56 図 曲げ・せん断照査値

(T.P.+24m 津波時+漂流物)(その2のバネ)



第 3-57 図 曲げモーメント・せん断力及び反力

(T.P.+24m 津波時+漂流物)(その2のバネ)



(その2のバネ)



第3-59図 曲げモーメント・せん断力及び反力

(T.P.+24m 津波+余震時)(その2のバネ)

	発生軸力 (kN)	極限支持力 (kN)	安全率	判定 (>1.2)
基準津波時+漂流物	8,105	28,936	3.57	O K
基準津波+余震時	10,182	28,936	2.84	O K
T.P.+24m 津波時+漂流物	8,105	28,936	3.57	O K
T.P.+24m 津波+余震時	10,182	28,936	2.84	O K

第 3-37表 支持力に対する照査

第 3-38表 座屈耐力に対する照査

	発生軸力 (kN)	座屈耐力(kN) (SM570)	安全率	判定
基準津波時+漂流物	8,898	103,039	11.58	O K
基準津波+余震時	11,185	103,039	9.21	O K
T.P.+24m 津波時+漂流物	8,898	103,039	11.58	O K
T.P.+24m 津波+余震時	11,185	103,039	9.21	O K

以降に二次元フレーム解析結果の要約を示す。

- 断面の決定は杭体に発生する曲げモーメントであり、曲げ モーメントが最も大きいのは T.P.+24m 津波時+漂流物のケ ースである。
- ② 地盤バネの設定について、地盤の剛性が大きく、受働土圧 強度の上限値が大きくなる「初期剛性+ピーク強度(平均値)」 のケースの安全率が小さくなることを確認した。変形が抑え られる分、杭体に加わる荷重が大きくなることによるものと 考えられる。
- ③ 支持力については、岩盤のみの支持力で照査し、全てのケースで2.5倍以上の安全率を有することを確認した。
- ④ 座屈については、9倍以上の裕度があり、T.P.+24.0m 津波
 時も影響はないことを確認した。
- ⑤ 杭体の断面決定については、地震時の二次元有効応力解析の結果を参照して安全率の小さい方で決定する。

①から⑤の結果より、二次元フレーム解析による杭体の照査 結果では、基準津波や T.P.+24m 津波に対して、杭の曲げ、せ ん断及び支持力の照査値は許容限界値以下であり、十分な構造 強度を有していることを確認した。 (9) 上部工の成立性検討結果(二次元梁バネモデル解析)

- 1) モデル化方針(梁バネモデル)
 - 構造部材

鉄筋コンクリート梁壁はビーム要素でモデル化し, 杭をバネ で表現する。

・地盤

地盤は,集約バネを杭位置に配置する。ここで,付加するバネは鉛直バネK、と水平バネK」を与える。

・地震動の入力

一次元地震応答解析及び二次元有効応力解析より算出され

た,地表面変位を解析モデルに載荷する。この時,地盤のばら つきを考慮するために,モデル左右に-1σ物性,+1σ物性に よるものをそれぞれ載荷する。

津波荷重

津波荷重は鉄筋コンクリート躯体下端の最大波圧を解析モデ ルに載荷する。

・解析モデル

解析モデルを第3-60図に示す。



2) 地盤バネの設定(地震時)

地震時の地盤バネは,以下の式により設定する。バネ値の算 出に用いる変形係数に,地震後の剛性低下を考慮する。

 $E_{\rm D}=2(1+\nu_{\rm d})G_{\rm eq}$

Geq:地震後の剛性低下を考慮した変形係数(kN/m²)

ここに、 ν_d は動ポアソン比、 G_{eq} は地震応答解析より求まる収 束剛性を示す。

a. 水平方向地盤バネ(集約バネ) $K_1 = \frac{3EI\beta^3}{(1+\beta h)^3} = 113962$ (kN/m) ここに,

EI: 杭の曲げ剛性

 $\beta: 杭基礎の特性値 (m⁻¹), \beta = \sqrt[4]{\frac{k_H D}{4EI}}$

h: 杭の軸方向長さ (m)

 $k_{\rm H}$: 水平方向地盤反力係数 (kN/m³) $k_{\rm H} = k_{\rm H0} \left(\frac{B_{\rm H}}{0.3}\right)^{-\frac{3}{4}}$

k_{H0}: 直径 0.3m 剛体円板による水平載荷試験の値に相当する水 平方向地盤反力係数(kN/m³) k_{H0} = ¹/_{0.3}αE₀

α:地盤反力係数の換算係数(第 3-39 表)

第 3-39 表 αの値

対象	α (常時)	α(地震時)
全層	4	8

E₀: 地盤の変形係数 (kN/m²)

b. 鉛直方向地盤バネ(集約バネ)

$$K_v = a \frac{A_p E_p}{L} = 753985(kN/m)$$

ここに,
 $A_p: 杭の純断面積 (mm2)$
 $E_p: 杭のヤング係数 (kN/mm2)$
L:杭長 (m)

3) 地盤バネの設定(津波時)

津波時の地盤バネは、以下の式により設定する。ばらつきを 考慮するため、V。よりGを求め、変形係数を算出する。

 $E_{\rm D} = 2(1+\nu_{\rm d})G_{\rm eq}$

ここに、 ν_d は動ポアソン比、 G_{eq} は地震応答解析より求まる収 東剛性を示す。

a. 水平方向地盤バネ(集約バネ) $K_1 = \frac{3EI\beta^3}{(1+\beta h)^3} = 181970$ (kN/m) ここに, EI: 杭の曲げ剛性

 $\beta: 杭基礎の特性値 (m⁻¹), \beta = \sqrt[4]{\frac{k_H D}{4EI}}$

 $k_{\rm H}$: 水平方向地盤反力係数 (kN/m³) $k_{\rm H} = k_{\rm H0} \left(\frac{B_{\rm H}}{0.3}\right)^{-\frac{3}{4}}$

k_{H0}: 直径 0.3m 剛体円板による水平載荷試験の値に相当する水 平方向地盤反力係数(kN/m³) k_{H0} = ¹/_{0.3}αE₀

α:地盤反力係数の換算係数(第 3-39 表)

E₀: 地盤の変形係数(kN/m²)

- b. 鉛直方向地盤バネ(集約バネ) $K_v = a \frac{A_p E_p}{L} = 753985(kN/m)$ ここに, $A_p: 杭の純断面積(mm^2)$ $E_p: 杭のヤング係数(kN/mm^2)$ L: 杭長(m)
- 4) 地震荷重

考慮する地震荷重は以下の通りとする。

- ・地震荷重は、梁バネモデルは一次元地震応答解析及び二次元 有効応力解析によって引き上げられた地表面変位を第 3-61 図 に示すモデルに載荷する。
- ・構造物に載荷する慣性力については、一次元地震応答解析及 び二次元有効応力解析より引き上げられた地表面における最 大加速度を地震時慣性力としてモデルに載荷する。第3-62図 に地中変位を示す。



第3-61図 モデル図



第 3-62 図 地中変位

第 3-40 表 考慮する加速度

最大水平加速度	0.430G
最大鉛直加速度	0.483G

5) 地震時の載荷図

地震時に載荷した荷重図を第3-63図~第3-66図に示す。







第 3-64 図 地震時慣性力(鉛直)



第 3-65 図 地震時慣性力 (水平)



5条 添付24-186

6) 津波荷重図

考慮する津波荷重は以下の通りとする。

- ・梁バネモデルに載荷する津波荷重は、鉄筋コンクリート壁下端の最大波圧を解析モデルに付加する。第3-67図に考慮する 津波荷重を、第3-68図に漂流物荷重の位置と曲げモーメント図・せん断力図の関係を示す。
- ・漂流物荷重については、最も曲げモーメントが大きくなる、
 壁端に載荷する。





第 3-68 図 漂流物荷重の位置と曲げモーメント図・せん断力図の関係

7) 津波時+漂流物の載荷図

津波時+漂流物に載荷した荷重図を第 3-69 図~第 3-71 図に 示す。



⁽³⁾ 死荷重+積雪荷重(鉛直荷重)



第 3-71 図 死荷重+積雪荷重(鉛直)

8) 二次元梁バネモデル解析結果

評価結果一覧を第 3-41 表~第 3-43 表に示す。地震時,津波 時+漂流物及び基準津波+余震時の上部工(鉄筋コンクリー ト)の圧縮,引張り,せん断に対する評価結果について,いず れも許容限界値以下であることを確認した。

		発生応力度 σ _c (N/mm ²)	許容応力度 σ _{ca} (N/mm ²) (σ _{ck} =40N/mm ²)	安全率 σ _{ca} /σ _c	判定
	地震時(一次元応答解析)	0.66	21	31.81	O K
	地震時(二次元有効応力解析)	13.84	21	1.51	O K
前几 士7	基準津波時+漂流物	9.58	21	2.19	ΟK
一	基準津波+余震時	14.62	21	1.43	O K
	T.P.+24m 津波時+漂流物	15.49	28	1.80	O K
	T.P. + 24m 津波 + 余 震 時	13.49	28	2.07	O K
수가 그는 한지	地震時(二次元有効応力解 析,原地盤)	6.80	21	3.08	O K
学田刊	地震時(二次元解析,豊浦標 準砂を仮定した地盤)	4.95	21	4.24	O K

第 3-41 表 圧縮に対する照査結果

第 3-42 表 引張に対する照査結果

		発生応力度 σ _s (N/mm ²)	許容応力度 σ _{sa} (N/mm ²) (SD490)	安全率 σ _{sa} /σ _s	判定
	地震時(一次元応答解析)	12.62	435	34.46	ΟK
	地震時(二次元有効応力解析)	263.0	435	1.65	O K
南几 士刀	基準津波時+漂流物	182.06	435	2.38	ΟK
一般部	基準津波+余震時	277.91	435	1.56	ΟK
	T.P.+24m 津波時+漂流物	294.51	478	1.62	ΟK
	T.P.+24m 津波+余震時	256.34	478	1.86	ΟK
이 곳 한	地震時(二次元有効応力解 析,原地盤)	150.2	435	2.89	O K
新田町	地震時(二次元解析,豊浦標 準砂を仮定した地盤)	94.0	435	4.62	O K

		発生せ ん断力 V(kN)	許容せん断耐力 V _a (kN) (V _a = V _c + V _s)	安全率 V a / V	判定
	地震時(一次元応答解析)	54.73	1,508.82	27.56	ΟK
	地震時(二次元有効応力解析)	503.15	1,508.82	2.99	ΟK
ά几 廿 7	基準津波時+漂流物	428.48	1,508.82	3.52	ΟK
一般部	基準津波+余震時	487.33	1,508.82	3.09	ΟK
	T.P.+24m 津波時+漂流物	733.58	1,703.35	2.32	ΟK
	T.P.+24m 津波+余震時	606.66	1,703.35	2.80	ΟK
소 구 한	地震時(二次元有効応力解 析,原地盤)	353.00	1,508.82	4.27	O K
学田刊	地震時(二次元解析,豊浦標 準砂を仮定した地盤)	291.67	1,508.82	5.17	O K

第 3-43 表 せん断に対する照査結果

以降に二次元梁バネモデルによる解析結果の要約を示す。

- ① 二次元梁バネモデルによる評価の結果, 圧縮に対する照 査及び引張に対する照査では基準津波+余震時が最も安全 率が最小になり, せん断については, T.P.+24m 津波時+漂 流物のケースが最小となる。
- ② 三次元FEM解析結果と比較すると、二次元梁バネモデ ルは、鉄筋コンクリート梁壁のみのモデル化となるため、 断面積や断面2次モーメントなどの断面性能が小さくなり、 発生応力度が大きくなるため、三次元FEM解析結果より 保守的な断面力が生じる結果となることを確認した。
- ③ 上部工の鉄筋コンクリート梁壁をモデル化した二次元梁 バネモデルでは、一次元応答解析(SHAKE)に基づく 両端杭位置の地表面相対変位及び二次元有効応力解析(F LIP)による時刻歴変位差の絶対値の最大値発生時刻に おける変位を作用させる評価も実施し、上部工について、

一次元応答解析(SHAKE)を適用した場合の梁バネモ デルによる評価結果と比較して,保守側の結果を採用する。

①から③の結果より、二次元梁バネモデルによる照査結果では、基準津波や T.P.+24m 津波に対して、鉄筋コンクリート梁 壁の照査値は許容限界値以下であり、十分な構造強度を有して いることを確認した。 (10) 上部工の成立性検討結果(静的三次元FEM解析)

1) モデル化方針(三次元FEM解析)

• 構造部材

鋼管は,線形弾性とし,三次元シェル要素でモデル化する。 コンクリート躯体は,線形弾性とし,三次元ソリッド要素でモ デル化する。

地盤

地盤は、水平方向地盤反力度の上限値を考慮した、地盤バネ を鋼管に配置することで表現する。この時、引張側は No tension とする。なお、地盤高さの嵩上げ工についてもバネで 水平抵抗を考慮する。第 3-72 図に水平方向バネ特性の説明図を 示す。

以下に解析で用いたバネの設定を示す。



第 3-72 図 水平方向バネ特性(杭及び壁バネ)

第3-44表 地盤バネの設定に用いる地盤剛性及び上限値

解析ケース	地盤バネ定数	上限值
津波時+漂流物	静弹性係数	残留強度 (-1σ低減値)
地震時	地震時収束剛性	残留強度 (-1σ低減値)
基準津波+余震時	余震時収束剛性	残留強度 (-1σ低減値)
・地震動の入力

応答変位法による照査を基本とする。解析モデルに入力する 地中変位及び地表面の最大加速度は一次元の地震応答解析より 算出し,変位についてはバネを返して杭体に入力する。

2) 荷重及び荷重の組合せ

三次元FEM解析に用いる荷重の組み合わせを第 3-45 表に示す。

毎年 巻手の				留谷中の	長期荷重		短期荷重	
)件 /T 1話 回	何里の 老虐士注	方向	鋼管	判官内の	自重(鉄筋コ	積	H	演运版
作里 万寸	<u> </u>			上里里	ンクリート壁	雪)EL	佘 机 初
	亡体	水平	単位体積	単位体積	0	\bigcirc	\bigcirc	
地長	心合	約古	重量で	重量で	\bigcirc	\bigcirc		
н Д	发 恒 伍	亚世	考慮	考慮	0	0		
净沚	分布荷重		単位体積	単位体積				
伴仮	及び	水平	重量で	重量で	\bigcirc	\bigcirc	—	\bigcirc
н 4	集中荷重		考慮	考慮				

第 3-45 表 三次元 F E M 解析に用いる荷重の組み合わせ

※積雪荷重については、0.35倍した値を用いるものとする。

風荷重は道路橋示方書の以下の式より算出する。

 $p = 0.5 \rho U_d^2 C_d G$

p:単位面積当たりの風荷重(N/m²)

- ρ:空気密度(1.23kg/m³)
- U_{d} : $\mathbb{A} \oplus (m/s) = 30.0 m/s$

 C_{d} :抗力係数 = 1.6(一般値)

G:ガスト応答係数 = 1.9(一般値)

風は地表面より上の被覆コンクリート面に垂直に当たるもの とする。第3-76図に考慮する津波荷重及び漂流物荷重を示す。 津波荷重は以下の式により算出する。

 $P = 3 \rho g h$

P: 津波波圧(kN/m²)

 ρ : 海水の密度 (Mg/m³), W = 1.03 (Mg/m³)

g:重力加速度(m/s²)

h:津波高さ(遡上高さT.P.+17.9 m-設置盤高さ)/2



第 3-76 図 考慮する津波荷重及び漂流物荷重

- 3) 解析モデル
 - ・解析モデル

鋼管を三次元シェル要素, コンクリート壁を三次元ソリッド 要素でモデル化した三次元モデルを作成する。この時, 鋼管と コンクリート壁は連続体としてモデル化する。地盤について は,水平地盤反力度の上限値を考慮したバネによって表現す る。

·境界条件

境界条件を第3-46表に示す。

第 3-46 表 境界条件

境界	地震時応答解析
鋼管底面	鉛直方向固定,水平方向バネ(上限 値考慮),鉛直軸回転方向固定
鉄筋コンクリート壁と地盤高さの 嵩上げ工間	水平方向バネ(上限値考慮)
鋼管周面	水平方向バネ(上限値考慮)

·材料定数

材料定数を第 3-47 表, 第 3-48 表に示す。

第 3-47 表 材料定数 (コンクリート)

設計基準強度	弾性係数	ポアソンド	単位体積重量
σck	Е		γc
(N/mm^2)	(N/mm^2)	V	(kN/m^3)
40	31,000	0.2	24.5

第 3-48 表 材料定数 (鋼管杭)

杭 直径 D (mm)	厚さ t (mm)	腐食 代 (mm)	断面積 A (m ²)	断面 2 次 モーメント I (m ⁴)	弾性係数 E (N/mm ²)	ポアソン 比 v	密度 ρ (Mg/m ³)
2,500	35	1	0.2632	0.1997761	200,000	0.30	7.93 [*]

※鋼材の腐食代分を換算

4-1) 解析モデル (一般部)



杭体に付加する地盤バネは第3-74図に示す方針とする。

4-2) 解析モデル(岩盤傾斜部)

斜面部の三次元モデルは杭長を同一にしたケースとKm層 に1D根入れした杭長とするケースの2ケース実施する。

杭体に付加する地盤バネは平均物性から算出したバネを用いた。この時,上限値については,残留強度-1σ 物性を適用した。



5) 地震時荷重の考え方

地震時の荷重は以下の方針とする。

- 積雪荷重:常時積雪荷重×0.35
- ・水平慣性力:SHAKEによる一次元地震応答解析で地表面の最大加速度を求める。その加速度を杭と防潮壁に対して堤外→堤内方向へ平均地盤の表面最大加速度の水平慣性力を作用する。
- ・鉛直慣性力:SHAKEによる一次元地震応答解析で地表面の最大加速度を求める。その加速度を杭と防潮壁に平均地盤の表面最大加速度の下向き鉛直慣性力を作用する。
- 応答変位:水平地盤変位は各杭先端からの最大相対変位とする。
- ・杭1,杭3,杭5の応答変位は-1σ地盤,平均地盤,+1σ地盤のSHAKEの変位とし,杭2の変位は杭1と杭3の補間変位,杭4の変位は杭3と杭5の補間変位で設定する。
- ・防潮堤における堤内側の地盤高さの嵩上げ部の応答変位は杭1
 中心位置の地表面応答変位から杭3中心位置の地表面応答変
 位及び杭5への中心位置の地表面応答変位で線形補間とする。

解析モデルに載荷した地震時の地中変位分布及び地表面最大加速度を第 3-76 図, 第 3-77 図に示す。









根入れ 1D 杭長ケース

第 3-77 図 地中変位分布及び地表面最大加速度

(地震時・岩盤傾斜部,地点④)

5) 三次元FEMモデルの解析結果

地震時,津波時+漂流物,津波+余震時及び地震時(岩盤傾 斜モデル)の解析結果を第 3-78 図~第 3-87 図に,照査結果一 覧を第 3-49 表~第 3-51 表に示す。

評価の結果,地震時,津波時+漂流物,津波+余震時のいず れにおいても,発生する最小主応力はコンクリートの圧縮強度 40N / mm²(40000kN / m²)あるいは許容応力度21N / mm²(21000kN/m²)を十分下回ること,発生する最大主ひずみは鉄筋の許容引張応力度のひずみ以下であることから,上部工の構 造成立性に問題がないことを確認した。なお,ひび割れ幅は 0.2mm 以下であり止水性が確保される(2012 年制定コンクリー ト標準示方書によれば,ひび割れ幅が 0.2mm 以下であれば,水 密性が確保されると記述してある)。

また,岩盤の傾斜を考慮したモデルにおいても,上部工の構 造成立性に問題がないことを確認した。

以上のことから,地震時,津波時+漂流物,津波+余震時の いずれにおいても,上部工は弾性状態であり構造成立性が確保 されることから,止水性能は保持されることを確認した。



第 3-78 図 地震時の解析結果(最小主応力分布)

5条 添付24-203



第3-79図 地震時の解析結果(最大主ひずみ分布)

⁵条 添付24-204



第3-80図 津波時+漂流物の解析結果(最小主応力分布)

⁵条 添付24-205







第 3-81 図 津波時+漂流物の解析結果(最大主ひずみ分布)







(最小主応力分布)



⁽最大主ひずみ分布)



(最小主応力分布)



(最大主ひずみ分布)

7) 三次元 F E M モデルの解析結果

照査結果一覧を第 3-49 表~第 3-51 表に示す。地震時,津波時 +漂流物及び津波+余震時の上部工(鉄筋コンクリート)の圧 縮,曲げ,せん断に対する評価結果について,いずれも許容限界 値以下であることを確認した。

	発生応力度 σ _。 (N/mm ²)	許容応力度 σ _{ca} (N/mm ²) (σ _{ck} =40N/mm ²)	安全率 σ _{ca} /σ _c	判定
地震時	0.39	21	53.84	O K
津波時+漂流物	1.61	21	13.04	O K
津波 + 余震時	1.21	21	17.35	O K
地震時(岩盤傾 斜モデル,同一 杭長モデル)	0.60	21	35.00	O K
地震時(岩盤傾 斜モデル,1Dモ デル)	0.61	21	34.42	O K

第 3-49 表 圧縮に対する照査結果

第3-50表 引張に対する照査結果

	発生応力度 σ _s (N/mm ²)	許容応力度 σ _{sa} (N/mm ²) (SD490)	安全率 σ sa/σ s	判定
地震時	24.42	435	17.81	O K
津波時+漂流物	36.92	435	11.78	O K
津波+余震時	47.47	435	9.16	O K
地震時(岩盤傾 斜モデル,同一 杭長モデル)	17.68	435	24.60	O K
地震時(岩盤傾 斜モデル,1Dモ デル)	19.59	435	22.20	O K

	発生せん断力 V(kN)	許容せん断耐力 V _a (kN) (V _a = V _c + V _s)	安全率 V a / V	判定
地震時	0.41	0.83*	2.02	O K
津波時+漂流物	0.67	0.83*	1.23	O K
津波+余震時	237.28^{*1}	435^{*2}	1.83	O K
地震時(岩盤傾 斜モデル,同一 杭長モデル)	0.55	0.83*	1.50	O K
地震時(岩盤傾 斜モデル,1Dモ デル)	0.62	0.83*	1.33	O K

第 3-51 表 せん断に対する照査結果

※コンクリートのみの許容せん断応力度

8) 梁バネモデルと三次元 FEMモデルの応力比較

地震時及び津波時+漂流物の梁バネモデルと三次元FEMモ デルでの照査結果を第 3-52 表と第 3-53 表に示す。

梁バネモデルの安全率が低くなる傾向があることから,梁バ ネモデルによる照査結果は安全側となっていると判断される。

第3-52表 地震時の梁バネモデルと三次元FEMモデルの比較

		梁バネモデル	三次元FEMモデル
圧縮応力度	発生応力	0.66(31.81)	0.14(150.00)
$\sigma_{\rm c} ({\rm N/mm^{-2}})$	許容応力度	21.0	21.0
引張応力度	発生応力	12.62(34.46)	9.15(47.54)
$\sigma_{\rm s} ({\rm N/mm^{-2}})$	許容応力度	435	435
せん断応力*	発生せん断応力	0.12(6.91)	0.12(6.91)
τ (N/mm ²)	許容せん断応力	0.83	0.83

※コンクリートのみの許容せん断応力度

()値は安全率を示す。

第 3-53 表(1) 津波時+漂流物の梁バネモデルと三次元 F E M モデ

		梁バネモデル	三次元FEMモデル
圧縮応力度	発生応力	9.58(2.19)	0.85(24.70)
$\sigma_{\rm c}~({\rm N/mm^{-2}})$	許容応力度	21.0	21.0
引張応力度	発生応力	182.06(2.38)	36.92(11.78)
$\sigma_{\rm s} ({ m N/mm^{-2}})$	許容応力度	435	435
せん断耐力	発生せん断力	428.48(3.52)	160.99(9.37)
τ (kN)	許容せん断耐力	1,509	1,509

ルの比較

第 3-53 表(2) 津波+余震時の梁バネモデル

		梁バネモデル	三次元FEMモデル
圧縮応力度	発生応力	14.62(1.43)	0.79(26.58)
$\sigma_{\rm c}~({\rm N/mm^{-2}})$	許容応力度	21.0	21.0
引張応力度	発生応力	277.91(1.56)	43.69(9.95)
$\sigma_{\rm s}~({\rm N/mm^{-2}})$	許容応力度	435	435
せん断耐力	発生せん断力	487.33(3.09)	228.78(6.59)
au (kN)	許容せん断耐力	1,509	1,509

と三次元FEMモデルの比較

() 値は安全率を示す。

以下に静的三次元FEMによる解析結果の要約を示す。

- 地震時において、上部工は全ての位置でコンクリートの 引張強度以下であり、ひび割れは生じないことを確認した。 また、圧縮側の主応力である最小主応力分布から全てコン クリートの許容圧縮強度に対して十分な裕度があることを 確認した。
- ② 津波時+漂流物では、圧縮側の主応力である最小主応力 分布から全てコンクリートの許容圧縮強度に対して十分な 裕度があることを確認した。引張においては、発生するひ ずみは鉄筋の許容応力度に対して十分に小さい値であるこ とを確認した。
- ③ 梁バネモデルで照査しない鉄筋コンクリート梁壁背面の 鋼管鉄筋コンクリートについても、三次元FEM解析の結果、全て許容限界値以下であり、有意なせん断破壊等は生 じる恐れがないことを確認した。

- ④ 梁バネモデルに対して静的三次元FEM解析では奥行き 方向もモデル化され、断面性能が大きくなり、応力の流れ が面的に広がることから、梁バネモデルよりも精緻なモデ ル化ができるため、発生する応力が小さくなることを確認 した。
- ⑤ ねじれに対する影響については、三次元FEM解析により、鋼管周りのコンクリートに発生するせん断応力がコン クリートのみの許容せん断応力あるいはせん断補強筋によって十分に抵抗できることを確認した。

①から⑤の結果により,静的三次元FEM解析の結果,津 波荷重や地震荷重に対して,鉄筋コンクリート梁壁のみなら ず,鋼管鉄筋コンクリート部分もすべて照査値は許容限界値 以下であり,十分な構造強度を有していることを確認した。 さらに,梁バネの方が保守的である結果を示した。

また、コンクリートは弾性範囲内であることから、止水性について問題ないことを確認した。

(11) 地盤高さの嵩上げ部及び表層改良体の成立性検討結果

地盤高さの嵩上げ部及び表層改良体のせん断力が改良体のせん 断耐力以内であることを有効応力解析及び二次元フレーム解析に て確認する。

表層地盤改良の深さ方向の範囲は,表層地盤の過剰間隙水圧比 が比較的高い範囲や杭体に生じる断面力の低減等を考慮し設定す る。また,堤内側の表層地盤改良の幅は,地盤高さの嵩上げが地 震時に損傷に至らない範囲を考慮し設定する。堤外側の表層地盤 改良の幅は,地盤改良に係る指針類に基づき範囲を設定する。

地盤改良工法は,改良対象地盤の物性,地下水位,施工性など を考慮して選定する。また,地盤剛性の急変部により杭体に局所 的な応力を発生させないように,地盤剛性が上層から下層に向け て,やや大きめの剛性から原地盤に近い剛性に移行するような改 良仕様を設定する。

地盤高さの嵩上げ部及び表層改良体のせん断力が改良体のせん 断耐力以内であることを確認するため、地盤高さの嵩上げ及び表 層改良体のせん断力が、改良体の「滑り線に生じるせん断耐力」 に対して安全率 1.2 以上であることを確認する。

- 1) 評価結果
- 基準津波時+漂流物,基準津波+余震時,T.P.+24m 津波時 +漂流物及びT.P.+24m 津波+余震時の結果を第第 3-54 表, 地盤の嵩上げ及び表層改良体の二次元フレーム解析による検討

について、滑り線の模式図を第3-88図に示す。



第 3-88 図(1) 滑り線の模式図

(基準津波時+漂流物, T.P.+24m 津波時+漂流物)



第 3-88 図(2) 滑り線の模式図(基準津波+余震時 T.P.+24m 津波 +余震時)

地盤高さの嵩上げ及び表層改良体の検討結果について,基準 津波時+漂流物及びT.P.+24m津波時+漂流物の結果を第3-54 表に,基準津波+余震時及びT.P.+24m津波+余震時の結果を 第3-55表に示す。

全ての滑り線において安全率が 1.2 以上であり,地盤の嵩上 げ及び表層改良体の健全性を確認した。

第3-54表(1) 地盤高さの嵩上げの滑り照査(基準津波時+漂流物)

滑り線	検討位置	杭反力	滑り抵抗	安全率
1	T.P. +8.0 m	946.7	22,400	23.66
2	T.P.+7.0 m	4,788.7	23,800	4.97
3	T.P.+6.0 m	8,704.7	25,200	2.89
4	T.P. + 5.0 m	12,693.7	26,600	2.09
5	T.P. + 3.5 m	12,338.6	28,700	2.32

第3-54表(2) 表層改良体の滑り照査(基準津波時+漂流物)

滑り線	検討位置	杭反力	滑り抵抗	安全率
1	T.P. + 3.0 m	11,510.7	33,718	2.92
2	T.P. + 2.5 m	10,592.9	32,475	3.06
3	T.P. + 2.0 m	9,656.3	33,743	3.49
4	T.P. +1.5 m	8,685.3	35,023	4.03
5	T.P. +1.0 m	7,613.3	36,312	4.76

第 3-54 表(3) 地盤高さの嵩上げの滑り照査

滑り線	検討位置	杭反力	滑り抵抗	安全率
1	T.P. +8.0 m	946.7	22,400	23.66
2	T.P. +7.0 m	4,788.7	23,800	4.97
3	T.P. + 6.0 m	8,704.7	25,200	2.89
4	T.P. + 5.0 m	12,693.7	26,600	2.09
5	T.P. + 3.5 m	17,545.7	28,700	1.63

(T.P.+24m 津波時+漂流物)

第 3-54 表(4) 表層改良体の滑り照査(T.P.+24m 津波時+漂流物)

滑り線	検討位置	杭反力	滑り抵抗	安全率
1	T.P. + 3.0 m	19, 446. 7	33,718	1.73
2	T.P. + 2.5 m	21, 359. 7	32,475	1.52
3	T.P. + 2.0 m	23, 283. 7	33,743	1.44
4	T.P. +1.5 m	22,643.7	35,023	1.54
5	T.P. +1.0 m	20,735.7	36,312	1.75

第3-55表(1) 地盤高さの嵩上げの滑り照査(基準津波+余震時)

滑り線	検討位置	杭反力	慣性力	滑り抵抗	安全率
1	T.P. +8.0 m	871.0	0.0	22,400	25.7
2	T.P. +7.0 m	4,406.0	255.0	23,800	5.10
3	T.P. + 6.0 m	8,008.0	525.5	25,200	2.95
4	T.P. + 5.0 m	11,678.0	811.4	26,600	2.12
5	T.P. + 3.5 m	15,416.0	1,269.3	28,700	1.72

滑り線	検討位置	杭反力	慣性力	滑り抵抗	安全率
1	T.P. + 3.0 m	15,871.0	1,441.7	33,718	1.94
2	T.P. + 2.0 m	14,870.0	1,786.3	33,743	2.02
3	T.P. +1.5 m	14,056.2	1,958.7	35,023	2.18
4	T.P. +1.0 m	13,292.3	2,131.0	36,312	2.35
5	T.P. +0.0 m	12,058.2	2,475.7	38,909	2.67
6	T.P0.48 m	11, 538.6	2,641.1	38,417	2.70

第 3-55 表(2) 表層改良体の滑り照査(基準津波+余震時)

第 3-55 表(3) 地盤高さの嵩上げの滑り照査

(T.P.+24m 津波+余震時)

滑り線	検討位置	杭反力	慣性力	滑り抵抗	安全率
1	T.P. +8.0 m	946.7	0.0	22,400	23.66
2	T.P. +7.0 m	4,788.7	255.0	23,800	4.71
3	T.P.+6.0 m	8,704.7	525.5	25,200	2.73
4	T.P. + 5.0 m	12,693.7	811.4	26,600	1.96
5	T.P. + 3.5 m	16,601.2	1,269.3	28,700	1.60

第 3-55 表(4) 表層改良体の滑り照査

(T.P.+24m 津波+余震時)

滑り線	検討位置	杭反力	慣性力	滑り抵抗	安全率
1	T.P. + 3.0 m	20, 403. 2	1,441.7	33,718	1.54
2	T.P. + 2.0 m	22,703.7	1,786.3	33,743	1.37
3	T.P. +1.5 m	20,767.7	1,958.7	35,023	1.54
4	T.P. +1.0 m	18,859.7	2,131.0	36,312	1.72
5	T.P.+0.0 m	16,948.0	2,475.7	38,909	2.00

② 地震時の結果

地震時の有効応力解析による結果より,地盤高さの嵩上げ部 及び表層改良体の最大せん断応力が,改良体のせん断強度以下 であることを確認する。

有効応力解析の解析モデルを第 3-89 図に,地盤高さの嵩上 げ部及び表層改良体メッシュ図を第 3-90 図に示す。また,地 震時の時刻歴最大の局所のせん断応力の算出結果を第 3-91 図 に示す。これら要素から算出される時刻歴最大の局所のせん断 応力がせん断強度以下であり,滑り線となる連続した応力分布 を形成していないことから,改良体に滑りが発生しないことを 確認した。



第 3-89 図 二次元有効応力解析モデル





第 3-91 図 地盤高さの嵩上げ及び表層改良体の

時刻歴最大のせん断応力図

③ 結果のまとめ

基準津波時+漂流物,基準津波+余震時,T.P.+24m 津波時 +漂流物,T.P.+24m 津波+余震時及び地震時の検討結果につ いて,第3-56 表及び第3-57 表に示す。これより地盤高さの嵩 上げ及び表層改良体は、いずれのケースの照査値も許容限界値 以下であることを確認した。

第 3-56 表 地盤の嵩上げ部に対する検討結果 (単位:kN)

	発生せん断力	せん断耐力	安全率	判定
基準津波時+漂流物	12,694	26,600	2.09 > 1.2	O K
基準津波+余震時	16,685	28,700	1.72 > 1.2	O K
T.P. + 24m 津波時+漂流物	17,546	28,700	1.63 > 1.2	O K
T.P. + 24m 津波 + 余震時	17,871	28,700	1.60 > 1.2	O K
地震時 (豊浦標準砂を仮定)	τ max= 253kN/m ²	$\tau a = 500 \text{kN/m}^2$	1.97 > 1.2	O K

第 3-57 表 表層改良体に対する検討結果 (単位:kN)

	発生せん断力	せん断耐力	安 全 率	判定
基準津波時+漂流物	11,511	33,718	2.92 > 1.2	O K
基準津波+余震時	17,313	33,718	1.94 > 1.2	O K
T.P.+24m 津波時+漂流物	23,284	33,743	1.44 > 1.2	O K
T.P.+24m 津波+余震時	24,490	33,743	1.37 > 1.2	O K
地震時 (豊浦標準砂を仮定)	$\tau max = 352 kN/m^2$	$\tau a = 500 \text{kN/m}^2$	1.42 > 1.2	O K

- (12) 止水ジョイント部の成立性検討結果
 - 1) 検討結果

鋼管コンクリート防潮壁について,標準部,隅角部及び異種構造物間の止水ジョイントの変位量の設定について検討した。

隅角部及び異種構造物間(シートジョイント部)は,全13カ 所のうち,代表的な①~⑦の7カ所について検討した。代表的 な隅角部の止水ジョイントの位置を第3-92図に示す。



第 3-92 図 代表的な止水ジョイントの位置

a. 標準部の止水ジョイントの検討結果

標準部の止水ジョイントに対する検討について,地震時の検 討結果を第 3-58 表に,津波+余震時の検討結果を第 3-59 表に 示す。いずれの結果も 20cm 以内であり,ゴムジョイントの適 用性が確認できる。

第3-58 表標準部の止水ジョイントに対する検討結果(地震時)

部位		N側構造物			S	3 側構造物	発生変位量 $\sqrt{(\delta x^2 + \delta x^2)}$	
		δ_{xN}	δ_{yN}	δ_{zN}	δ _{xS}	δ _{yS}	δ_{zS}	$\begin{array}{c} \delta y^2 + \delta \\ z^2 \end{array}$
標 準 部	断面A 付近	0.482	0.482	0.023	0.395	0.395	0.000	0.125

* 杭先端と杭天端の相対変位より算定(単位:m)

*本検討結果は、横断方向の結果を縦断方向の結果にも適用した暫定値である。

第3-59表標準部の止水ジョイントに対する検討結果(津波+余震時)

部位		N側構造物			S	3 側構造物	発生変位量 √(δx ² +	
		$\delta_{\rm xN}$	δ_{yN}	δ_{zN}	δ _{xS}	δ _{yS}	δ_{zS}	$\delta y^2 + \delta z^2$)
標 準 部	断面A 付近	0.338	0.259	0.034	0.388	0.289	0.014	0.093

* 杭先端と杭天端の相対変位より算定(単位:m)

*本検討結果は、津波+余震時は、地震時の残留変位及び地震時/2の変位量 により安全側に算出した結果とした。 b. 隅角部・異種構造物間の止水ジョイントの検討結果

隅角部・異種構造物間の止水ジョイントに対する検討につい て、地震時の検討結果を第 3-60 表に、津波+余震時の検討結 果を第 3-61 表に示す。いずれの結果も 2m 以内であり、シート ジョイントの適用性が確認できる。

第3-60表 隅角部・異種構造物間の止水ジョイントに対する検討結果

		堤内	1	V 側構造物	J	S側構造物			発生変位 量
	다) 신 <u>가</u>	角度	δ_{xN}	δ_{yN}	δ_{zN}	δ _{xs}	δ _{yS}	δzs	$ \begin{array}{c} \sqrt{(0 x)} \\ + \delta y^2 + \\ \delta z^2 \end{array} $
1	隅角部	192.7	-0.464	-0.368	-0.028	-0.533	-0.257	0	0.134
2	隅角部	121.0	-0.463	-0.371	-0.027	0.079	-0.588	0	0.585
3	隅角部	133.2	-0.463	-0.371	-0.027	-0.047	-0.591	0	0.472
4	異種構 造物間	90.0	-0.463	-0.371	-0.027	0.371	-0.463	0	0.839
5	隅角部	138.0	0.403	0.075	-0.008	0.250	0.325	0	0.294
6	隅角部	226.5	0.403	0.075	-0.008	0.332	-0.241	0	0.324
7	隅角部	90.2	0.403	0.075	-0.008	-0.073	0.403	0	0.579

(地震時)

(単位:m)

第3-61表 隅角部・異種構造物間の止水ジョイントの検討結果

	立己 (士	堤内	Γ	N 側構造物 S 側構造物				発生変位 量 √(\$ ² - ↓	
	部业	角度	δ xN	δ уΝ	δzN	δxS	δyS	δzS	$ \begin{array}{c} \sqrt{(0 x^{2} + \delta)} \\ \delta y^{2} + \delta \\ z^{2} \end{array} $
1	隅角部	192.7	-0.340	-0.259	-0.034	-0.389	- 0.178	0	0.105
2	隅角部	121.0	-0.340	-0.259	-0.034	0.047	- 0.425	0	0.437
3	隅角部	133.2	-0.340	-0.259	-0.034	-0.044	- 0.426	0	0.353
4	異種構 造物間	90.0	-0.340	-0.259	-0.034	0.259	- 0.340	0	0.626
5	隅角部	138.0	-0.338	-0.254	-0.030	-0.081	- 0.415	0	0.316
6	隅角部	226.5	-0.338	-0.254	-0.030	-0.417	0.070	0	0.348
7	隅角部	90.2	-0.338	-0.254	-0.030	0.253	-	0	0.620

(津波+余震時)

(単位:m)
c. 性能確認試験結果

引張り試験,耐圧試験等の結果を第3-62表に示す。

使用を計画している材料(ゴムジョイント,シートジョイント)については、当該地点の設計津波荷重以上の耐圧性能を保持することが確認され、また、地震時の変位量を考慮しても津 波荷重に対して漏水等の発生がないことを確認した。

第 3-62 表 性能試験結果一覧表

止水 ジョイント	試験内容	試験 結果
	I 引張試験・耐圧試験 (0.26MPa, 1hr, 伸び 250mm)	良
	I 引張試験・耐圧試験 (0.26MPa, 1hr, 剪断 300mm)	良
ゴム	I 引張試験・耐圧試験 (0.26MPa, 1hr, 伸び 125mm, 剪断 150mm)	良
ジョイント	I 引張試験・耐圧試験 (0.55MPa, 1hr, 伸び 250mm)	良
	I 引張試験・耐圧試験 (0.55MPa, 1hr, 剪断 300mm)	良
	I 引張試験・耐圧試験 (0.55MPa, 1hr, 伸び 125mm, 剪断 150mm)	良
	Ⅱ-1 耐圧試験 (0.26MPa, 1hr)	良
	Ⅱ-1 耐圧試験(0.55MPa, 1hr)	良
	Ⅱ-2 繰返載荷試験 (56.45KN/30cm, 10回, 取付角 0°)	良
シート	 Ⅱ - 2 繰返載荷試験 (56.45KN/30cm, 10回, 取付角 45°) 	良
ジョイント	Ⅱ-3 継続載荷試験 (56.45KN/30cm, 10回後 10分継続,取付角 0°)	良
	Ⅱ-3 継続載荷試験 (56.45KN/30cm, 10回後10分継続,取付角45°)	良
	耐候性試験 (15年相当,引張試験)	良

(13) まとめ

設置許可段階において、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の基準 地震動Ss及び基準津波,T.P.+24m津波等に対する構造成立性 について確認した。

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の杭体については,地震応答解 析(有効応力解析)の結果,基準地震動S_sに対して,杭の曲 げ,せん断及び支持力が許容限界値以下であり,十分な構造強度 を有していることを確認した。また,二次元フレーム解析の結 果,基準津波及びT.P.+24m津波に対しても,杭の曲げ,せん断 及び支持力が許容限界値以下であり,同様に十分な構造強度を有 していることを確認した。

上部工である鉄筋コンクリートについては,二次元梁バネモデ ルによる解析結果が,静的三次元FEM解析結果よりも保守的な 評価となることを確認した(発生断面力が大きく評価される)。 その結果においても,上部工のコンクリート及び鉄筋に生じる断 面力が許容限界値以下であり,十分な構造強度を有していること を確認した。

地盤高さの嵩上げ部や表層改良体については,地震時,津波時 におけるすべりに対して十分な安全率を有していることを確認し た。

止水ジョイント部については,地震時の変位量により止水ゴム 又は止水シートの使い分けを行うこととし,性能試験結果におい ても,これら材料が津波荷重に対して十分な耐性があることを確 認した。

5条 添付24-231

以上より,鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁に必要な構造強度や 止水性能について,見通しが得られたものと考える (14) 部材の安全余裕について

構造成立性の検討にあたっては,構造体に対してより厳しい評価となる解析断面を選定し,その地盤モデルについても地層構成の不確かさや地盤物性値のバラツキなどを安全側に考慮(極端な 地層厚の組合せや強制的な液状化を仮定するなど)した評価を行った。

検討結果によれば,全ての検討ケースにおいて,鋼管杭鉄筋コ ンクリート防潮壁の下部工及び上部工とも,各照査項目は許容値 内に収まっていることを確認した。また,今後の詳細設計段階 では,検討条件の変化が生じた場合においても,材料仕様の変更 等により安全余裕を確保できる。

以上のことから,鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の耐震及び耐 津波設計の検討としては,安全側に包含する条件での評価によ り,十分な構造強度と止水性能を有する構造成立性を確認できた のと共に,今後の詳細設計で検討条件の変化が生じた場合におい ても,材料仕様の変更等により柔軟な設計対応が可能である見通 しを得た。

第3-63表に示す下部工については,鋼管杭の板厚はt=100mm 程度まで厚くする対応が可能であるが,杭の納入期間や施工効率 を考慮した選定が必要となる。

第 3-63 表 鋼管杭最小安全率

照査項目	安全率最小のケー ス	応答値	許容値 (SM570)	安全率	判定
曲げ・軸 力	地点④・岩盤傾斜 部・豊浦標準砂を 仮定したモデル ③横断Km層最浅 部(TP-31.36m)	353.80 (N/mm ²)	382.5 (N/mm²)	1.08 (水平2方向考慮1.03) ただし,岩盤傾斜部にお いて杭の岩盤への根入れ 長は1Dとする方針であ り,その場合の安全率は 1.37(水平二方向考慮 1.32)	O K
せん断	地点④・岩盤傾斜 部・豊浦標準砂を 仮定したモデル ②縦断 1Dケース (最浅部:杭先端 TP-22.24m)	48.33 (N/mm ²)	217.5 (N/mm ²)	4.50	ОК
支持力	地点③・粘土層が 最も薄く豊浦標準 砂を仮定したモデ ル	819 (kN)	6,288 (kN)	7.67	O K (> 1. 2)
座屈耐力	地点④・岩盤傾斜 部・豊浦標準砂を 仮定したモデル ②縦断 1Dケース (最深部:杭先端 TP-31.36m)	14,160 (kN)	119,036 (kN)	8.40	О К

第 3-64 表に示す上部工については,鉄筋とコンクリートに関しては次のようになる。

鉄筋は、上部工のコンクリート部材厚さを調節し、より強度の 大きい D51 程度まで鉄筋径を増すことが可能であるが、隅角部の 鉄筋加工方法等の検討が必要となる。

コンクリートの設計基準強度は 80N/mm²程度まで対応可能であ るが, ひび割れの発生を防止するためのコンクリート打設時リフ ト分け等の検討が必要となる。

照查項目	安全率最小 のケース	応答値	許容値	安全率	判定
圧縮 (コンク リート)	二次元梁バ ネモデル 津波 + 余震	14.62 (N/mm²)	21 (N/mm²)	1.43	O K
引 張 (鉄 筋)	二次元梁バ ネモデル 津波 + 余震	277.91 (N/mm²)	435 (N/mm²)	1.56	O K
せん断	静的三次元 FEMモデ ル 津波+余震	237.28 (N/mm ²) ^{**}	435 $(N/mm^2) * 2$	1.83	O K

第 3-64 表 上部工最小安全率

※1:せん断補強鉄筋に作用する応力度

※2:せん断補強鉄筋の許容せん断応力度

敷地内の地下水位の上昇を仮定した場合における

防潮堤への影響評価について

1. 目的

防潮堤は岩着杭形式の構造であり,杭間距離が小さいこと及び防 潮堤周りの表層地盤に地盤改良を行うことから,防潮堤内の地下水 位が上昇する可能性がある。

したがって,防潮堤内の地下水位上昇が地盤や防潮堤の杭や表層 改良体に及ぼす影響の有無について評価した。

2. 敷地内の地下水位観測データ

過去の地下水位観測データを第1表,観測最高地下水位コンター図 を第1図に示す。

観測孔名	計測期間	最高水位 (T.P.+m)	最高水位 計測時期
а	$1995 \sim 1999$	3.49	1998年10月8日
b	$1995 \sim 1999$	2.52	1998年9月25日
С	$1995 \sim 1999$	2.53	1998年9月22日
d	$1995 \sim 1999$	2.28	1998年9月22日
a — 1	$1995 \sim 1999, 2004 \sim 2009$	15.42	2006年8月7日
a — 2	$2004 \sim 2009$	13.60	2006年7月28日
b — 2	$2004 \sim 2009$	9.06	2006年7月30日
c — 0	$1995 \sim 1999, 2004 \sim 2009$	2.05	1998年9月19日
c — 2	$1995 \sim 1999, 2004 \sim 2017$	2.58	2012年7月7日
с — З	$2004 \sim 2017$	2.49	2012年7月7日
c — 4	$2004 \sim 2017$	2.00	2012年6月25日
d — 1	$1995 \sim 1999$, $2004 \sim 2009$	1.50	1998年9月18日
d — 3	$2004 \sim 2017$	1.44	2013年10月27日
d — 6	$2004 \sim 2017$	1.58	2013年10月28日
e — 2	$2004 \sim 2017$	1.38	2006年10月8日
e — 3	2004~2017	1.50	2013年10月16日
е — 5	$2004 \sim 2017$	1.30	2013年10月21日
e — 6	$2004 \sim 2017$	1.26	2013年10月21日

第1表 過去の地下水位観測データ (その1)

		見すれた	見古水伝
観測孔名	計測期間	取 向 小 1/L (T P + m)	取 尚 小 位 計 測 時 期
D 1	2005 - 2017	2 00	
$\mathbf{D} = \mathbf{I}$	2003/~2017	2.90	2000 平7月 30日
B - 2	$2005 \sim 2017$	3.09	2006年7月30日
В — 4	$2005 \sim 2017$	3.56	2006年7月31日
В — 6	$2005 \sim 2017$	5.51	2006年8月17日
C - 4	$2005 \sim 2017$	3.17	2012年6月27日
C - 7	$2005 \sim 2017$	4.99	2006年8月18日
D — 0	$2006 \sim 2017$	2.37	2012年6月22日
D — 3	$2005 \sim 2017$	2.88	2006年10月7日
D - 4	$2006 \sim 2017$	2.76	2012年6月25日
D — 5	$2006 \sim 2017$	2.54	2012年7月16日
E – 4	$2006 \sim 2017$	2.26	2012年6月25日
F - 2	$2005 \sim 2015$	1.74	2013年10月30日
F - 4	$2005 \sim 2017$	1.55	2013年10月27日
F — 6	$2005 \sim 2017$	1.77	2012年6月24日
G — 5	$2005 \sim 2017$	1.53	2013年10月27日
H-4	$2006 \sim 2017$	2.13	2013年10月16日
H-7	$2005 \sim 2017$	1.33	2013年10月27日

第1表 過去の地下水位観測データ (その2)



第1図 観測最高地下水位コンター図

3. 防潮堤を考慮した地下水位の設定

防潮堤の設置により地下水位が上昇する可能性を考慮し,地下水 位の設定について以下の検討を行った。

(1) 敷地近傍陸域の地形

第2図に敷地近傍陸域の地形図を示す。

敷地近傍陸域の地形は、台地、低地及び海岸砂丘からなる。敷 地の南西方の高台エリアは台地東方部に位置し、海岸砂丘との境 界に当たる。高台エリアの北方には海岸砂丘と低地の境界が分布 しており、その西方には台地と低地(T.P.+5m以下)の境界が分 布している。このような地形的状況から、高台エリアへの流入地 下水は、高台エリアから西方に続く台地より流入しているものと 考えられる。なお、高台エリアの西端の標高とその西方の台地の 標高に大きな差はない。



第2図 敷地近傍陸域の地形図

5条 添付24-240

(2) 防潮堤に囲われた範囲の地下水位の検討

防潮堤の設置に伴い地下水位の上昇の可能性を踏まえ,施設設計の保守性を考慮し,防潮堤に囲われた第3図に示す範囲については,地下水位を地表面に設定することを基本とする。



第3図 地下水位設定

(3) 地下水位の上昇によるその他の影響

防潮堤で囲われた範囲について地下水位の上昇を考慮した際の, 周辺の領域の地下水の流速の変化及びそれに伴う影響(地盤中の 砂の流出)の有無について検討する。地盤への影響の検討は,設 定した地下水位から想定される地下水の流速と,現地の土質材料 から想定される多粒子限界流速を比較することにより行う。

検討は、地下水位の高低差が大きくなる敷地南側の境界部を対 象とした。敷地南側の防潮堤で境される敷地南側の高台について は、T.P. + 18m までは防潮堤が設置されるため、防潮堤を境に北 側、南側で水位差が発生することになるが、防潮堤の南西終端部 より以西は地下水位を区分けする構造物がないことから、北側 (敷地側)の地下水位上昇により相対的に地下水位が低くなる南 側に地下水が流れることが想定される。この流れについて、設計 で考慮する条件(地下水位を地表面とする)における防潮堤の外 側の地下水の流れについて検討を行う。

第4回に検討位置を,第5回に検討イメージ回を,第2表に各 地層の透水係数を示す。



第4図 検討位置図



第5図 検討イメージ図

防潮堤に囲われた範囲の地下水位は地表面に設定していることから,地下水位の最高点として地表の最も高い位置h1(T.P.+29m)を,また,下流側は既往の観測記録のコンターに地下水位が摺りつくと仮定し,保守的に地下水位がなだらかになる手前の

5条 添付24-243

点h2(地下水位 T.P.+2.5m)を選定し,両者の水位差と水平距離及び透水係数から,地盤中に流れる地下水の流速をダルシー則で求めた。なお,透水係数は当該箇所に分布する地層で最も大きい透水係数であるdu層の透水係数を採用した。

 $\triangle h = h 1 - h 2 = T. P. + 29m - T. P. + 2.5m = 26.5m$ $\triangle L = 150m$ $k = 3.23 \times 10^{-2} \text{ cm/s}$ $v = k \times i = 3.23 \times 10^{-2} \text{ [cm/s]} \times 26.5m \text{ / }150m$ $= 5.71 \times 10^{-3} \text{ [cm/s]}$

地層	透水係数	備考
d u 層	$3.23 \times 10^{-2} \text{ cm/s}$	採用
D 2 g - 3 層	$1.87 \times 10^{-2} \text{ cm/s}$	
D 2 s - 3 層(細砂)	6.31×10 ⁻³ cm/s	
D 2 s - 3 層(粗砂)	3.16×10 ⁻² cm/s	

第2表 各地層の透水係数

一方,多粒子限界流速^{*1}により,du層の平均粒径D50及び 20%粒径D20に対する限界流速を求めた。多粒子限界流速の算定 フローを第6図に,計算に用いたパラメータを第3表に示す。



第6図 多粒子限界流速の算定フロー

	項目	設定値
G s	土粒子の比重	2.71
n	間隙率	42.86%
	流体の動粘性係数	$0.011 \mathrm{cm}^2/\mathrm{c}$
η	(地下水温 15~20℃を想定し設定)	0.011cm/s
S	G s - 1	1.71
-1	土粒子径(平均粒径D50検討時)	0.0384 cm
a	土粒子径(20%粒径D20検討時)	0.01 cm

第3表 多粒子限界流速の算出に用いた計算パラメータ(du層)

5条 添付24-245

d u 層の平均粒径 D 50 に対する多粒子限界流速は

2.99×10⁻¹cm/s,20%粒径に対する多粒子限界流速は1.63×10⁻²cm/sであり,前述の地盤中に流れる地下水の流速 5.71×10⁻³ cm/sは多粒子限界流速を下回っていることから,粒子の移動は 発生せず,これらの地下水の流れが地盤に影響を及ぼすものではないことを確認した。

地下水の流れが地盤に影響を及ぼさないことから,防潮堤の杭 や表層改良体についても,地下水の流れによる影響はない。

4. 結論

敷地内の地下水位の上昇を仮定した場合における防潮堤等への影響の有無を確認するため、多粒子限界流速式を用いて、地下水位の 仮定した上昇量に伴う流速の変化を算定した。その結果、土粒子の 移動が発生しない程度の遅い流速となり、これに伴う地下水の流れ は防潮堤の杭や表層改良体に影響を及ぼすものではないことを確認 した。

※1:浸透破壊における粒子群を考慮した限界流速(1997,杉井,宇野,山田ら,地下水技術 Vol.39, No.8, pp28~35)

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の各設計対象の照査に用いる

解析手法について

鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の主要部位である鋼管杭,鉄筋コン クリート梁壁及び鋼管鉄筋コンクリートの照査に用いる解析手法につ いて,作用荷重毎に取りまとめた。



評価手法

検討ケース 設計対象	地震時	津波時	津波+余震時	
鋼管杭	二次元有効応力動的連成解析	津波荷重と漂流物荷重を 用いた二次元静的フレー ム解析	津波荷重,及び一次元地震応答解析,二次元有効 応力動的連成解析による余震時の加速度,動水圧, 変位を用いた二次元静的フレーム解析]
鉄筋コンクリー ト梁壁	ー次元地震応答解析,二次元有効応力動 的連成解析の地震時の加速度,変位を用 いた二次元梁バネモデル解析	津波荷重と漂流物荷重を 用いた二次元梁バネモデ ル解析	津波荷重、及び一次元地震応答解析、二次元有効 応力動的連成解析による余震時の加速度、動水圧、 変位を用いた二次元梁バネモデル解析	しました。 していたい。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 していたいです。 したいたいです。 したいたいです。 したいたいです。 したいたいです。 したいたいです。 したいたいです。 したいたいです。 したいたいです。 したいたいたいです。 したいたいたいです。 したいたいたいです。 したいたいたいです。 したいたいたいたいたいです。 したいたいたいたいです。 したいたいたいたいたいです。 したいたいたいたいたいたいです。 したいたいたいです。 したいたいです。 したいたいたいたいたいです。 したいたいたいです。 したいたいたいたいたいたいです。 したいたいたいたいたいたいたいです。 したいたいたいたいたいたいです。 したいたいたいたいたいたいたいです。 したいたいたいたいたいたいです。 したいたいたいたいたいたいです。 したいたいたいたいたいたいたいです。 したいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたい
鋼管鉄筋コンク リート	 一次元地震応答解析、二次元有効応力動 的連成解析の地震時の加速度、変位を用 いた三次元FEM解析 	津波荷重と漂流物荷重を 用いた三次元FEM解析	津波荷重、及び一次元地震応答解析、二次元有効 応力動的連成解析による余震時の加速度、動水圧、 変位を用いた三次元FEM解析	J

防潮扉の設計と運用等について

1. はじめに

防潮扉は津波防護施設として設置し,防潮堤と同様に基準津波による遡上 波の敷地への流入を防止する。防潮扉の設置箇所は敷地の南側にある国立研 究開発法人日本原子力研究開発機構境界及び海水ポンプエリアであり,それ ぞれ各1箇所ずつ合計2箇所設置し,アクセスのために設置する。第1図に 防潮扉の設置位置,第2図に防潮堤の構造を示す。

防潮扉の運用は常時閉運用とするが災害発生時等の必要な時に開閉操作を 実施する場合を考慮して,防潮扉の設計と運用に関する方針について説明す る。

- 2. 防潮扉の設計について
- (1) 基本設計方針

防潮扉は津波防護施設として,敷地の南側にある国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構境界及び海水ポンプエリアに設置する。

防潮扉は原則閉運用であり,開閉操作は中央制御室からの遠隔操作と現 場での操作ができるよう設計する。また,開閉の際には現場管理員を配置 し現場の安全を十分に確保した上で,中央制御室から閉操作するが,中央 制御室からの閉止操作が出来ない場合等を考慮して,現場管理員が現場に て閉操作が可能な設計にする。

駆動方式は多重性を持たせ「電動駆動式」と「自重降下式」とし、電動 駆動式に用いる電源は常用電源より供給し、電源がない場合には、電源を 必要とせずに現場より閉操作できるよう自重降下式を採用している。防潮 5条 添付25-1 扉に係る適用規格を以下に示す。

<適用規格>

水門鉄管技術基準

ダム・堰施設技術基準(案)



: 防潮扉設置位置

第1図 防潮扉の設置位置(2箇所)



海水ポンプエリア防潮扉

第2図 防潮扉の構造

5条 添付25-3

(2) 耐震設計方針

防潮扉本体(扉体),開閉装置については津波防護施設としての耐震 S ク ラスの要求から、基準地震動 S sによる地震動を考慮して設計する。

構造物と地盤との動的相互作用を考慮した2次元動的有効応力解析コード (FLIP)を用いて水平地震動と鉛直地震動による地震応答解析を行う。

防潮扉の閉止操作に支障を来すことがないよう、各部材が弾性範囲内に留まるよう設計する。

なお,地震における動的機能維持を確認するため,振動試験を実施し健全 性を担保する。

(3) 耐津波設計方針

防潮扉の遮水機能として扉体の4辺に水密ゴムを設置することにより,敷 地への浸水を防止する構造設計とする。また,基準津波の遡上波による波圧 に耐える構造設計を行う。第1表に示すとおり採用実績は多く信頼性は高 い。

防潮扉の水密性は、ダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省)の漏水試験の算出式に準じて求める。漏えい試験装置を用いた漏えい試験を実施し水密ゴムの機能を確認するとともに、ダム・堰施設技術基準(案)の検査内容に準じた検査を実施し水密性を確保していく。第2表に水密面に係る検査内容(抜粋)を示す。また、水密ゴムの漏水試験の結果は、添付資料218)止水ジョイント部(底部止水機構)に記載している。

第1表 スライドゲートの採用実績 (A社製 2017 年 8 月)

	スライドゲート(台)
一般産業	2 0
電力	1 3
合計	3 3

第2表 水密面に係る検査内容(抜粋)

	検査内容	測定又は確認方法
→ 注	水密面の鉛直度,水平度	基準線からの変位を鋼製直尺で測定 する。
112	水密面の平面度	直定規, すきまゲージで測定する。
	水密ゴムと水密面の当たり状態	すきまゲージを用いて確認する。
外観	部材相互の取合いと密着具合	目視により部材の取付け位置を確認 する。

(4)開閉装置の構造設計について

開閉装置の駆動方法は電動機による「電動駆動式」とファンブレーキに よる「自重降下式」の2つの構造がある。第3図に開閉装置の構成,第4図 に電動駆動式の構造及び動作原理,第5図に自重降下式の構造及び動作原 理を示す。



第3図 開閉装置の構成

電動駆動式は、①電動機を介して起動し、②油圧押上げ式ブレーキを解除することで、③減速機、④巻き上げ装置を介して防潮扉を開閉させる構造である(第4図参照)。



第4図 電動駆動式の構造及び動作原理(開閉操作可能)

⁵条 添付25-6

自重降下式は、⑤直流電磁ブレーキの解除、④巻き上げ装置に引き上げ られている防潮扉の自重による落下、⑥ファンブレーキによる落下速度の 制御により防潮扉を閉止させる機械的な構造である。自重降下式は電動駆 動用の電源を必要とせず、直流電磁ブレーキを解除できるよう無停電電源 装置(UPS)を設置している。自重降下式は閉操作のみ可能である。

また,無停電電源装置(UPS)が何らかの原因で使用できない場合に は,自重降下式のブレーキの操作ができなくなることから,現場監理員が 現場操作にて⑤直流電磁ブレーキを解除できる設計とする。



第5図 自重降下式の構造及び動作原理(閉操作のみ)

駆動方式は前項の通り多重性を持たせ「電動駆動式」と「自重降下式」と し、電動駆動式に用いる電源は常用電源より供給する。電動駆動式が使用で きない場合には自重降下式にて閉操作できる設計としている。

第6図に防潮扉電源概念図を示す。



<防潮扉1,2>

第6図 防潮扉電源概念図

(6) 開閉装置の振動試験について

a. 試験目的

開閉装置の成立性確認のため,基準地震動S_sの選定波を加振波として 用い,実機大の防潮扉の開閉装置を用いた振動試験を行い地震後の動的機 能維持を確認する。なお,詳細設計段階において開閉装置設置位置におけ る応答スペクトルが算出された段階で,当該試験に用いた加振条件に包絡 していることの確認をJEAC4601 (2015)「4.6.3.2試験による評価の方 法」に準じて行う。

b. 試験方法

振動台上に架台を設置しその上に防潮扉に設置する開閉装置を基礎ボル トで固定し,水平方向と鉛直方向とを同時加振する。第7図に大型3軸振 動台の概要を示す。

加振自由度		3軸6自由度	
最大積載重量	80 t f		
テーブル寸法	X :	$6m \times Y:4$	m
定格	X方向	Y方向	Z方向
最大変位	± 300 mm	± 150 mm	± 100 mm
最大加速度	1G	3G	1G
(35 t 積載時)	(水平)	(水平)	(鉛旦)

振動台の仕様



第7図 大型3軸振動台の概要

5条 添付25-9

c. 試験条件

加振試験に使用する入力条件は以下のとおり。

<入力地震動の作成>

- (1) 評価用地震動の選定
 - a. 動的機能維持評価に用いる評価用の地震動は,解放基盤表面 からの地盤の特性に応じた地震動の応答スペクトルとして基準 地震動S_s-D1を選定した。
 - b. 基準地震動S_s-D1については、防潮扉の開閉装置位置 (T.P.+22.5m)における評価が必要になることから、以下の 手順にて一次元地盤応答解析(SHAKE)にて得られた地表面応 答加速度の結果を用い開閉装置位置(T.P.+22.5m)での評価 用応答スペクトルとして作成した。
 - ①一次元地盤応答解析(SHAKE)の地表面応答加速度における 結果に対して,開閉装置位置での応答加速度を算出するた め,地表面応答加速度(SHAKE)に対する開閉装置位置での FLIP応答加速度の倍率(FLIP/SHAKEの倍率)が1.73倍であっ たため、SHAKEの応答スペクトルを1.73倍引き上げた。
 - ② a 項にて1.73倍引き上げたSHAKEの応答スペクトルに対し、 評価用に基準地震動S_s8波の全周期帯を包絡させるスペクトルが必要なことから、全周期帯を包絡するように応答スペクトルを2.59倍した応答スペクトルを作成した。
 - ③その結果,一次元地盤応答解析(SHAKE)の応答スペクトル に対し4.49倍したものを評価用の応答スペクトルとした。

5条 添付25-10

(2) 確認用地震動の選定

- a. 確認用として、一次元地盤応答解析(SHAKE)による地表面 応答加速度の結果から位相特性による設備への影響を確認す るため、最大応答加速度が最も大きくなるS_s-22(鉛直方 向最大)及びS_s-31(水平方向最大)について選定した。
- b. S_s-22 (鉛直方向最大)及びS_s-31 (水平方向最 大)については、基準地震動S_s-D1と同様に防潮扉の開閉 装置位置(T.P.+22.5m)における評価を行うため、以下の手 順にて一次元地盤応答解析(SHAKE)にて得られた、地表面加 速度の結果を用い開閉装置位置(T.P.+22.5m)での確認用応 答スペクトルとして作成した。
 - ①一次元地盤応答解析 (SHAKE) の地表面応答加速度における結 果に対して,開閉装置位置の応答加速度を算出するため,地 表面応答加速度 (SHAKE) に対する開閉装置位置でのFLIP応答 加速度の倍率 (FLIP/SHAKEの倍率) が0.93倍($S_s - 22$), 1.73倍($S_s - 31$)であったため,SHAKEの応答スペクトルを 各々引き上げた。
 - ②更に、a.項にて引き上げた応答スペクトルに対し位相特性 による影響を確認する必要があることから、応答スペクト ルに対し2倍したものを確認用応答スペクトルとした。な お、S_s-22については、振動試験装置の性能上1.61倍と した。

地震波における加振条件について,評価用を第3表に,確認用を 第4表に示す。また,第8図に模擬地震波の加速度応答スペクトルを 示す。なお,振動台の性能から高倍率の加振条件においては,各構 成部品の固有周期が有しない範囲についてはフィルター処理を実施 した。

第3表 地震波における	加振条件(評価用)
-------------	-----------

地震波	 ①地表面位置に対する 開閉装置位置での 応答加速度の倍率 (FLIP/SHAKE) 	②地表面応答加速度 (SHAKE)の全周期帯 を包絡するための倍率	③振動台への入力地震動の倍率(①×②)
S _s – D 1	地表面応答加速度 ×1.73	①で作成した応答 スペクトル ×2.59	地表面応答加速度 ×4.49

第4表 地震波における加振条件(確認用)

地震波	 1)地表面位置に対する 開閉装置位置での 応答加速度の倍率 (FLIP/SHAKE) 	②振動台への 入力地震動の倍率 <2倍> (①<②)
S _s -22	地表面応答加速度 ×0.93	地表面応答加速度 ×1.61 [※]
S _s -31	地表面応答加速度 ×1.73	地表面応答加速度 ×2

※振動試験装置の性能上1.61倍とした。



S_s-D1 (評価用:入力地震動)



S_s-22 (確認用:鉛直方向最大)





5条 添付25-13

d. 試験装置

防潮扉の開閉装置の中でも最大な設備を選定し,開閉装置のワイヤー の巻き上げ装置については,駆動軸の長いワイヤーの巻き上げ装置側を 製作した。

また,ワイヤー巻き上げ装置には扉の荷重を模擬するため巻き上げ装 置の下部にトルク装置を設置し扉の荷重を模擬し試験を実施した。

試験に用いた開閉装置の概要は以下の通り。第9図に開閉装置の試験 装置(全景)を示す。

<試験装置の構成>

◆開閉装置(減速機,直流電磁ブレーキ,ファンブレーキ,他) 1式
 ◆制御盤 1式



第9図 開閉装置の試験装置(全景)

e. 試験結果

試験前及び加振試験後に外観点検を実施し異常のないことを確認した。 また,試験後の動作確認においても試験装置上に設置している操作盤より 操作を実施し異常なく開閉装置が動作する事を確認した。

- 3. 防潮扉の運用について
 - (1)防潮扉を開閉する場合の体制

防潮扉を開閉する場合には,作業管理体制に基づいた現場管理員を現 場に配置し実施する。また,防潮扉の開閉の運用については,保安規定 に定め管理する。

(2)防潮扉を開閉する場合の操作手順

駆動方式による開閉手順は以下の通り。

a. 電動駆動式による開閉操作の手順

開閉操作する場合は,該当する作業件名の作業管理体制に基づき現場の安全を十分に確保(現場管理員が確認)したのち,発電長の許可を得て中央制御室より行う。閉止時間は操作開始後約10分後である。

b. 自重降下式による開閉操作の手順

開閉操作中に閉止操作ができない場合又は,大津波警報等が発表され た場合には,現場管理員により「自重降下式」による閉止操作が可能で ある。

操作は,該当する作業管理体制に基づき現場の安全を十分に確保した のち,発電長の許可を得てから,現場にて「自重降下式」の操作を実施 する。「自重降下式」による閉止時間は操作開始後約2分である。第10 図に防潮扉閉止操作フローを示す。

防潮扉の閉止操作時間は,地震・津波発生から電動駆動式の場合で約 19分,自重降下式の場合で約11分である。基準津波による津波の到達時 間は約37分であるため,到達までに防潮扉を閉止することができる。

5条 添付25-15

(3)防潮扉の開閉の頻度について

防潮扉は常時閉運用であることから、年に1回の定期検査にて開閉動作 が適切に可能であることを確認する。その他、開閉する場合は以下のとおり。

・災害発生時 :災害,人身火災,隣接事業所との災害協力

 ・重大事故等時:海上モニタリングの実施に伴い小型船舶を着水箇所ま で運搬する場合(小型船舶を東海港に運搬するルート が通行不可な場合の別ルートとして設定)

・その他: 緊急を要し発電長が認めたもの



第10図 防潮扉閉止操作フロー

【参考】

<防潮扉の漏水量評価>

防潮扉からの許容漏えい量に対する漏水量評価を実施し,敷地内へ浸水し た場合の影響について評価する。漏水量の評価対象は,津波の水圧を大きく 受ける海水ポンプエリアの防潮扉とする。

○漏水量の算出式(ダム・堰施設技術基準(案))

 $W = 10.2 L \times P = 10.2 \times 855 \times 0.153 = 1.34 \ \ell/min$

W:漏水量(ml/min)

P:設計圧力(MPa) ⇒津波高さT.P.+17.9m-設置位置T.P.+2.8m

 $=15.1 \text{m} \Rightarrow 0.154 \text{MPa}$

L:長辺の長さ(cm) ⇒ 長辺855cm (第11図)

漏水量の算出式に基づき基準津波の継続時間を約10分とした場合,約 13.5 @の漏えい量となり,海水ポンプエリア内に13.5 @浸水したとし ても,ごく僅かであり安全機能に影響を与える漏水量ではない。

○防潮扉(海水ポンプ室)の長辺の長さ


○継続時間 : 約10分 (取水口前面)



○許容高さ : T.P.約+6.6m (海水ポンプ室壁高さ)

○浸水エリア: 海水ポンプ室浸水エリアを第12図に示す。

第12図 海水ポンプ浸水エリア

耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて

東海第二発電所において設置する津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視 設備については,設置許可基準規則及び関連審査ガイドに記載される下記事項 を考慮した上で荷重の組合せを設定する。

	記載箇所	記載内容	考慮する荷重
1	耐震審査ガイド ^{*1} 6.3.1及び6.3.2	常時作用している荷重及び運転時 に作用する荷重と基準地震動によ る地震力を組合せること。	・常時荷重・地震荷重
2	耐震審査ガイド ^{**1} 6.3.3	地震と津波が同時に作用する可能 性について検討し,必要に応じて基 準地震動による地震力と津波によ る荷重の組合せを考慮すること。	 ・地震荷重 ・津波荷重
3	耐津波審査ガイド ^{※2} 5.1	耐津波設計における荷重の組合せ を適切に考慮して,津波と余震荷重 が考慮されていること。	 ・常時荷重 ・津波荷重 ・余震荷重
4	耐津波審査ガイド ^{※2} 5.4.2	津波による波圧及び漂流物の衝突 による荷重の組合せを考慮して設 計すること。	 ・津波荷重 ・漂流物衝突荷重
5	耐津波審査ガイド ^{※2} 5.3	津波監視設備については,地震荷 重・風荷重の組合せを考慮するこ と。	・地震荷重・風荷重
6	設置許可基準規則 第6条	重要安全施設は,当該重要安全施設 に大きな影響を及ぼす恐れがある と想定される自然現象により当該 重要安全施設に作用する衝撃及び 設計基準事故時に生ずる応力を適 切に考慮したものでなければなら ない。	 その他自然現象 による荷重

※1:「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」

※2:「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」

1. 考慮する荷重について

(1) 常時荷重

常時作用している荷重として,自重,積載荷重及び海中施設に対する静水圧等を考慮する。

なお,当該施設・設備に運転時の荷重が作用する場合は,運転時 荷重を考慮する。

(2) その他自然現象による荷重(風荷重,積雪荷重等)

各荷重は「第6条 外部からの衝撃による損傷の防止」に規定す る設計基準風速の風荷重,設計基準積雪量の積雪荷重,降下火砕物 による荷重を考慮する。

風荷重は,建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基 づく建設省告示第1454号を参照し,設計基準風速を風荷重として 考慮する。ただし,竜巻による風荷重又は降下火砕物による荷重に ついては,「第6条 外部からの衝撃による損傷の防止」において 外部事象防護対象施設に該当する施設・設備について考慮する。

(3) 津波荷重(静)

津波による浸水に伴う静水圧(水頭)を考慮する。

(4) 津波荷重(動・突き上げ)

津波の波圧が水路等の経路を経由して作用する場合は,経路の 応答圧力(水頭)として動水圧及び静水圧によって鉛直上向きに作 用する荷重を考慮する。

(5) 津波荷重(動・波圧)

津波の波力が直接作用する場合は、津波高さ又は津波の浸水深 による静水圧並びに動水圧として作用する津波の波圧による荷重 を考慮する。

(6) 地震荷重(S_s)

基準地震動 S_sに伴う地震力を考慮する。

(7) 余震荷重

余震荷重として,弾性設計用地震動 S_d − D 1 に伴う地震力を考 慮する。

なお,施設が浸水した状態で余震が発生した場合の動水圧荷重 (スロッシング荷重)も合わせて考慮する。

(8) 漂流物衝突荷重

漂流物の衝突荷重を考慮する。

- 2. 荷重の組合せ
- (1) 荷重の組合せの考え方

荷重の組合せの設定に当たっては,施設・設備の設置状況を考慮し,以下の考え方により組合せを設定する。

a. 設置場所

屋内又は海中に設置する施設・設備については,その他自然現 象による荷重(風荷重,積雪荷重等)の影響を受けないため考慮 は不要とする。

b. 津波荷重の種別

津波の波力の影響を受けない施設・設備については、津波荷重 として、「津波荷重(静)」を考慮する。

津波の波力の影響を受ける施設・設備については、津波荷重として動水圧を考慮する。直接波力が作用する施設・設備については、「津波荷重(動・波圧)」を考慮する。経路を経由して波圧が作用する施設・設備については、「津波荷重(動・突き上げ)」を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定される施設・設備については「漂流物衝突 荷重」を考慮する。 3. 各施設・設備の設計において考慮する荷重の組合せ

各施設・設備に展開し,津波防護施設及び浸水防止設備の設計に当 たって考慮する荷重の組合せを以下のとおり整理する。第1表に各施 設・設備の荷重の組合せを示す。

(1) 防潮堤及び防潮扉

防潮堤及び防潮扉は,その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため,その他自然現象による荷重(風荷重, 積雪荷重等)については,設備の設置状況,構造(形状)等の条 件を含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力を直接受けることから,津波荷重(動・波力)を考 慮する。

c. 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されるため, 漂流物の衝突荷重を考慮す る。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重(S_s)
- ・常時荷重+津波荷重(動・波圧)
- ・常時荷重+津波荷重(動・波圧)+余震荷重
- 常時荷重+津波荷重(動・波圧)+漂流物衝突荷重

なお,防潮堤及び防潮扉は外部事象防護対象施設には該当しないが,津波防護に対する重要性を鑑み,自主的に竜巻による風荷重 及び降下火砕物荷重を考慮する。

上記のほか,防潮堤及び防潮扉の設計においては,安全側の評価 を行う観点から,常時荷重,津波荷重,余震荷重及び漂流物衝突荷 重の組合せの影響を考慮する(詳細については,詳細設計段階で検 討する。)。なお,津波荷重と余震荷重の組合せにおいては,最大荷 重が同時に作用する可能性が小さいことから,津波により浸水し ている状態で余震が発生することを想定し,津波荷重は入力津波 による浸水高さに応じた静水圧とする。

(2) 放水路ゲート

放水路ゲートは、その設置状況より以下のとおり整理される。a.設置場所

屋外の設置であるため,その他自然現象による荷重(風荷重, 積雪荷重等)については,設備の設置状況,構造(形状)等の条 件を含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

荷重を受ける方向は鉛直上向き以外の方向もあるが,津波の 波力を放水路を経由して受けるため,経路の応答圧力による荷 重が支配的であり,津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

放水口の開口からの漂流物は想定されないため, 漂流物衝突 荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重(S_s)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重

(3) 構内排水路逆流防止設備

構内排水路逆流防止設備は,その設置状況より以下のとおり整 理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため,その他自然現象による荷重(風荷重,

積雪荷重等)については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

構内排水路逆流防止設備は,防潮堤の前面に設置されている ため,津波の波力を直接受けると考え,津波荷重(動・波力)を 考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

集水枡内に設置するため,漂流物の到達は想定されないため, 漂流物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重(S_s)
- ・常時荷重+津波荷重(動・波力)
- ・常時荷重+津波荷重(動・波力)+余震荷重
- (4) 貯留堰

貯留堰は,その設置状況より以下のとおり整理される

a. 設置場所

海中の設置であるため,その他自然現象による荷重(風荷重, 積雪荷重等)は考慮しない。

海中の設置であるため,貯留堰天端高さより上方の水頭を積 載荷重として考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力を直接受けることから,津波荷重(動・波力)を考 慮する。

c. 漂流物衝突の有無

漂流物の衝突が想定されるため,漂流物の衝突荷重(押し波時 及び引き波時)を考慮する。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重(S_s)
- ・常時荷重+津波荷重(動・波圧)
- ・常時荷重+津波荷重(動・波圧)+余震荷重

・常時荷重+津波荷重(動・波圧)+漂流物衝突荷重

上記のほか, 貯留堰の設計においては, 安全側の評価を行う観 点から, 常時荷重, 津波荷重, 余震荷重及び漂流物衝突荷重の組 合せの影響を考慮する(詳細については, 詳細設計段階で検討す る。)。

(5) 取水路点検用開口部浸水防止蓋

取水路点検用開口部浸水防止蓋は,その設置状況より以下のと おり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置のため,その他自然現象による荷重(風荷重,積雪 荷重等)については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を 含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力が取水路を経由して鉛直上向きに作用するため、
津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

取水路の上版への設置であり, 漂流物の到達が想定されない ため, 漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重(S_s)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重
- (6) 海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁, 取水ピット空気抜き 配管逆止弁

海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び取水ピット空気抜き配管逆止弁は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため,その他自然現象による荷重(風荷重, 積雪荷重等)については,設備の設置状況,構造(形状)等の条 件を含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力が取水路を経由して,鉛直上向きに作用するため, 津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

取水ピット上版への設置であり, 漂流物の到達が想定されないため, 漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重(S_s)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重

(7) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋

放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋は,その設置状況より以 下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置のため,その他自然現象による荷重(風荷重,積雪 荷重等)については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を 含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力が放水路を経由して,鉛直上向きに作用するため、
津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

放水路の上版への設置であり, 漂流物の到達が想定されない ため, 漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重(S_s)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重
- (8) SA用海水ピット開口部浸水防止蓋

SA用海水ピット開口部浸水防止蓋は,その設置状況より以下 のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため,その他自然現象による荷重(風荷重, 積雪荷重等)については,設備の設置状況,構造(形状)等の条 件を含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力がSA用海水ピット用取水塔及び海水引込み管を 経由して,鉛直上向きに作用するため,津波荷重(動・突き上げ) を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

SA用海水ピット上部開口部への設置であり, 漂流物の到達 が想定されないため, 漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重(S_s)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)
- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重
- (9) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水 ポンプグランドドレン排水口逆止弁,緊急用海水ポンプ室床ドレン排水口逆止弁

緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水 ポンプグランドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ド レン排水口逆止弁は,その設置状況より以下のとおり整理される。 a.設置場所

屋内の設置のため、その他自然現象による荷重(風荷重,積雪 荷重等)は考慮しない。

なお,緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急 用海水ポンプグランドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポン プ室床ドレン排水口逆止弁は屋内の設置であり,火山防護施設 ではないため,降下火砕物荷重は考慮しない。

b. 津波荷重の種別

津波の波力がSA用海水ピット用取水塔,海水引込み管,SA 用海水ピット及び緊急用海水取水管を経由して受け,鉛直上向 きに作用するため,津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

緊急用海水ポンプピットの上版への設置であり、漂流物の到達が想定されないため、漂流物の衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重

(10) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋

海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋は,その設置状況より 以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため、その他自然現象による荷重(風荷重, 積雪荷重等)については、設備の設置状況、構造(形状)等の条 件を含めて、適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であり,非常用海水 系配管(戻り管),屋外タンク等の損傷に起因する溢水による浸 水のため,津波荷重(静)を考慮する。

5条 添付26-12

1521

c. 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であるため, 漂流物 衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重(S_s)
- 常時荷重+津波荷重(静)
- 常時荷重+津波荷重(静)+余震荷重
- (11) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉

常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋内の設置のため,その他自然現象による荷重(風荷重,積雪 荷重等)は考慮しない。

なお,常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密 扉は屋内の設置であり,火山防護施設ではないため,降下火砕物 荷重は考慮しない。

b. 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であり,非常用海水 系配管(戻り管),屋外タンク等の損傷に起因する溢水による浸 水のため,津波荷重(静)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であるため、漂流物 衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

常時荷重+津波荷重(静)

常時荷重+津波荷重(静)+余震荷重

 (12) 海水ポンプ室貫通部止水処置,原子炉建屋境界貫通部止水処置 海水ポンプ室貫通部止水処置及び原子炉建屋境界貫通部止水処 置は,その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外又は屋外との境界の設置であるため,その他自然現象に よる荷重(風荷重,積雪荷重等)については,設備の設置状況, 構造(形状)等の条件を含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であり、循環水系配管、非常用海水系配管(戻り管)、屋外タンク等の損傷に起因する溢水による浸水のため、津波荷重(静)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であるため、漂流物 衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- ・常時荷重+地震荷重(S_s)
- 常時荷重+津波荷重(静)
- 常時荷重+津波荷重(静)+余震荷重
- (13) 常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置 常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置は, その設置状況より以下のとおり整理される。
 - a. 設置場所

屋内の設置のため,その他自然現象による荷重(風荷重,積雪

荷重等)は考慮しない。

なお,常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止 水処置は屋内の設置であり,火山防護施設ではないため,降下火 砕物荷重は考慮しない。

b. 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であり,非常用海水 系配管(戻り管),屋外タンク等の損傷に起因する溢水による浸 水のため,津波荷重(静)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない箇所への設置であるため、漂流物 衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重(S_s)
- 常時荷重+津波荷重(静)
- 常時荷重+津波荷重(静)+余震荷重
- (14) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置

防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため,その他自然現象による荷重(風荷重,

積雪荷重等)については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置は,防潮堤の前面に設置されているため,津波の波力を直接受けると考え,津波荷重

(動・波力)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

防潮堤及び防潮扉の下部への設置となり防潮堤前面に位置す るが,構造(形状)より漂流物が直接貫通部止水処置に衝突する とは考え難いことから,漂流物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・波力)

・常時荷重+津波荷重(動・波力)+余震荷重

(15) 津波・構内監視カメラ

津波・構内監視カメラは、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置ため、その他自然現象による荷重(風荷重,積雪荷 重等)については、設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含 めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波が遡上又は流入しない防潮堤内側に設置するため,津波 荷重は考慮しない。

c. 漂流物衝突の有無

津波が遡上又は流入しない防潮堤内側に設置するため、漂流 物衝突荷重は考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

・常時荷重+地震荷重(S_s)

(16) 取水ピット水位計

取水ピット水位計は,その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため,その他自然現象による荷重(風荷重, 積雪荷重等)については,設備の設置状況,構造(形状)等の条 件を含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

津波の波力が取水路を経由して,鉛直上向きに作用するため、
津波荷重(動・突き上げ)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

取水ピットへの設置であり,漂流物の到達は想定されないため,漂流物衝突荷重を考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

常時荷重+地震荷重(S_s)

・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)

- ・常時荷重+津波荷重(動・突き上げ)+余震荷重
- (17) 潮位計

潮位計は、その設置状況より以下のとおり整理される。

a. 設置場所

屋外の設置であるため,その他自然現象による荷重(風荷重,

積雪荷重等)については,設備の設置状況,構造(形状)等の条件を含めて,適切に組合せを考慮する。

b. 津波荷重の種別

潮位計は,取水路の取水口側に設置されているため,津波の波 力を直接受けると考え,津波荷重(動・波力)を考慮する。

c. 漂流物衝突の有無

取水路内への設置であり,漂流物の到達は想定されないため, 漂流物衝突荷重を考慮しない。

上記を考慮し、以下の荷重の組合せに対して構造設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重(S_s)
- 常時荷重+津波荷重(動・波圧)
- ・常時荷重+津波荷重(動・波圧)+余震荷重

	常時	その他自然現象によ		津波荷重		括標	余震	漂流物衝	
苛重の組合せ	荷重	る荷重**	静	動 突き上げ	動 浜	荷重	荷重	突荷重	備考
常時十地震	0	0				0			
時 + 津 波 (動 波 圧)	0	0			0				
+ 津波(動波圧) + 余震	0	0			0		0		
津波(動波圧)+漂流物	0	0			0			0	
常 時 十 地 震	0	0				0			
寺+津波(動突き上げ)	0	0		0					
津波(動突き上げ)+ 余震	0	0		0			0		
常時十地震	0	0				0			
常時+津波(動波圧)	0	0			0				
:+津波(動波圧)+余震	0	0			0		0		
常時十地震	0					0			海中の設置 うまんやめ そうちょう
常時+津波(動波圧)	0				0				あったら, こう色 自然 思後 にない まん 「「一番」
+ + 津波(動波圧) + 余震	0				0		0		(牛)の(単)(風)(単)(単)(単)(単)(単)(単)(単)(単)(単)(単)(単)(単)(単)(単)(
+ 津波(動波圧)+漂流物	0				0			0	等)は考慮しない
常 時 十 地 震	0	0				0			
時+津波(動突き上げ)	0	0		0					
· 津波 (動 突 き 上 げ) + 余 震	0	0		0			0		
常時十地震	0	0				0			
時 + 津波(動突き上げ)	0	0		0					
津波(動突き上げ)+ 余震	0	0		0			0		
常 時 十 地 震	0	0				0			
寺 + 津 波 (動 突 き 上 げ)	0	0		0					
津波(動突き上げ)+余震	С	С		С			С		Γ

・設備の荷重の組合せ (1/4) 各施設

物 循:	· 20 四 問 重							<u>屠 内 の 設 置 の</u> ため、 その 金 由	※現象に作う 然現象に作う 荷重(風荷重・	▲ 種雪荷重等)は 考慮しない。	<u>屠 内 の 設 置 の</u> ため、その先 自	然現象に伴う 荷重(風荷重,	積雪荷重等)は 考慮しない。	<u>屠 内 の 設 置 の</u> ため、 その 金 由	※現象に作う 然現象に作う 荷重(風荷重・	積雪荷重等) は 考慮しない。			
送画 ● ◆	道重 深 - - - - - - - - - - - - -			0			0			0			0			0			0
· 第 二 二	● ● 一 一 一 一 一 一 一	0			0			0			0			0			0		
津波荷重	静寮き上げ		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
とうなはない。	んり商田淡路% らその 荷 重 **	0	0	0	0	0	0										0	0	0
出北	n. 有一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	荷重の組合せ	114 年 本 康	常時+津波(動突き上げ)	常時+津波(動突き上げ)+余震	常 時 十 地 膿	常時+津波(動突き上げ)	常時+津波(動突き上げ)+余震	常 時 十 地 震	常時+津波(動突き上げ)	常時+津波(動突き上げ)+余震	第 時 + 地 震	常時+津波(動突き上げ)	常時+津波(動突き上げ)+余震	治 晴 十 港 癜	常時+津波(動突き上げ)	常時+津波(動突き上げ)+余震	常 時 十 地 震	常時+津波(静)	常時+津波(静)+余震
	施設・設備	放水路ゲー	 一 一 二 二 一	上購	ژ گ ۳ ۷	「「「「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「」」」」」」」」」	水沙止遺	緊急用海水	「「「」」を見ていた。」「「」」を見ていた。」の、「」」である。」の、「」」である。」では、「」」では、「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、	上 遭 夜 수 図	緊急田番水	ホントン	- 王 王 王 王 王 王 王	緊急用海水	ポンプ選手が出	山道上升	海水ポンプ	歯ケーブァ 点検ロ浸水	防止蓋

各施設・設備の荷重の組合せ(2/4)

第1表

5条 添付26-20

		・設備 荷重の糸	代替高 適	w w le また し が か	子 炉 建 水 密 扉 水 密 扉	「+ 霊 渉	シンン 満時十年 第1	画	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	が 准 圧 博 通 部	26 画 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	代替高 源装置 第 ^{時+}	ルバー 常時+準 2 坑部)	部止水	堤及び 常時+	扉 下 部 部 止 水	端 時 十 津 波 (動	の他自然現象による荷重
		组合七	地震	波(静)	(静)+余震	地 震	彼(静)	静)+ 余震	地震	波(静)	(静)+余震	地 震	波(静)	(静)+余震	地震	(動波圧)	波圧)+余震	重(風荷重,
第1表	<u></u>	1 恒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	積雪荷重
各施設・設備	イン等距※目Wのと	。 「 」 … 、 … 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。				0	0	0	0	0	0				0	0	0	(等) は,設備の言
睛の荷		静		0	0		0	0		0	0		0	0				設置状き
重の組合	津波荷重	動 突き上げ																兄,構造(
숙 산 (3		動 波圧														0	0	形状)等
/4)) 第一章	「恒	0			0			0			0			0			の条件を
	掌	(荀			0			0			0			0			0	ふめん、
	漂流物衝	沒 荷 重																適切に組合
		雟考																せを考慮する。

		井 東	その名言衆語後に上		律波荷重		考 (1)	令	漂流物衝	
摘設・設備	荷重の組合せ	■ 荷	、 の 前 重 * * * *	静	動 突き上げ	動 波圧	で有べ重	が荷	沒荷重	備考
津波・構内 黙視カメラ	治 時 十 挹 膿	0	0				0			
	常時十地震	0	0				0			
坂水パット水位計	常時+津波(動笑き上げ)	0	0		0					
	常時+津波(動突き上げ)+余震	0	0		0			0		
潮位計	常時十地震	0	0				0			
※その他自然	*現象による荷重 (風荷重, 移		言等)は,設備の設	5 置 状	祝,構造(形状)等	きの条件を	含めて、	適切に組合	せを考慮する。

表 各施設・設備の荷重の組合せ (4/4)

第1表

防潮堤及び貯留堰における津波荷重の設定方針について

目 次

- 1. 津波荷重の算定式
- (1) 津波波圧算定式に関する文献の記載
- 東海第二発電所のサイト特性を反映した防潮堤に作用する津波波
 圧の把握について
 - (1) 分裂波発生に関する検討
 - (2) 水理模型実験
 - (3) 水理模型実験結果の検証(再現性検討)

(4)まとめ

- 3. 津波波圧算定式適用に対する考え方
 - (1)防潮堤及び防潮扉
 - (2) 貯留堰

1. 津波荷重の算定式

津波防護施設の津波荷重の算定式は、朝倉ら(2000)の研究を元
にした「港湾の津波避難施設の設計ガイドライン(国土交通省港湾
局、平成25年10月)」や「防波堤の耐津波設計ガイドライン(平成
27年12月一部改訂)等を参考に設定する。以下に、参考にした文
献の津波荷重算定式の考え方と津波防護施設への適用を示す。

- (1) 津波波圧算定式に関する文献の記載
 - a. 東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波
 避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針(平成 23 年)

構造設計用の進行方向の津波波圧は,次式により算定す る。

構造設計用の進行方向の津波波圧 q Z = ρ_g (a h - Z) (第1図)

- h:設計用浸水深
- Z:当該部分の地盤面からの高さ(0≤Z≤ah)
- a:水深係数

ρ_g:海水の単位体積重量



第1図 津波波圧算定図

b. 港湾の津波避難施設の設計ガイドライン(平成 25 年 10 月)
 文献 a. に基づく。ただし、津波が生じる方向に施設や他

5条 添付27-3

の建築物がある場合や,海岸等から 500m 以上離れている場合において,水深係数は3以下にできるとしている。

c. 朝倉ら(2000):護岸を越流した津波による波圧に関する実験
 的研究,海岸工学論文集,第47巻,土木学会,911-915

直立護岸を越流した津波の遡上特性から護岸背後の陸上 構造物に作用する津波波圧について実験水路を用いて検討 している。

その結果,非分裂波の場合,フルード数が1.5以上では構造物前面に作用する津波波圧分布を規定する水平波圧指標 (遡上水深に相当する静水圧分布の倍率) αは最大で3.0と なるとしている。一方,ソリトン分裂波の場合は,構造物 前面に働く津波波圧は,構造物底面近傍で非分裂波のαを 1.8倍した値となるとしている(第2図及び第3図)。



d. NRA技術報告「防潮堤に作用する津波波圧評価に用いる水
 深係数について」(平成 28 年 12 月)

持続波圧を対象としてフルード数が1を超える場合の防潮 堤に対する作用波圧の評価方法を明確にするため,水理試 験及び解析を実施した結果,従来の評価手法でフルード数

5条 添付27-4

が1以下になることが確認できれば,水深係数は3を適用で きるとされている。 e.防波堤の耐津波設計ガイドライン(平成27年12月一部改訂)
 防波堤の津波波圧の適用の考え方として、ソリトン分裂
 波が発生する場合は修正谷本式を、そうでない場合におい
 て津波が防波堤を越流する場合には静水圧差による算定式
 を、越流しない場合は谷本式を用いることとしている(第4 図~第5図)。



第4図 防波堤に対する津波荷重算定手順



 $p_1\!=\!\alpha_f\rho_0g(\eta_f\!+\!h')$

$$p_2 = \frac{\eta_f - h_c}{\eta_f + h'} p_1$$

 $p_3 = \alpha_r \rho_0 g(\eta_r + h')$

:直立壁前面の底面における波圧強度(kN/m²) p_1 :直立壁前面の天端面にける波圧強度(kN/m²) p_2 :直立壁背面の底面における波圧強度(kN/m²) p_3 ρ₀g : 海水の単位体積重量 (kN/m³) :直立壁の底面の水深(m) h' :静水面から直立壁天端面までの高さ(m) h_c :直立壁前面の静水面からの津波高さ(m) η_f :直立壁背面の静水面からの津波高さ(m) $\eta_{\rm r}$ a_f : 直立壁前面の静水圧補正係数 a,. : 直立壁背面の静水圧補正係数

第5図 静水圧差による算定式(越流する場合)

- 東海第二発電所のサイト特性を反映した防潮堤に作用する津波波
 圧の把握について
- (1) 分裂波発生に関する検討

沖合から伝播してくる津波が,サイト前面においてソリトン分 裂波を伴うか否かの判定に当たっては,「防波堤の耐津波設計ガ イドライン」において以下の2つの条件に合致する場合,ソリト ン分裂波が発生するとされている。

- おおむね入射津波高さが水深の30%以上(津波数値解析等 による津波高さが水深の60%以上)
- 海底勾配が 1/100 以下程度の遠浅

東海第二発電所前面の海底地形は約 1/200 勾配で遠浅であり, 入射波津波高さと水深の関係も入射津波高さが水深の 30%以上で あることから,両方の条件に合致する(第6図及び表 1)。そこで, 沖合におけるソリトン分裂波及び砕波の発生の有無や陸上へ遡上 する過程での減衰の状況と防潮堤が受ける津波波圧への有意な影 響の有無を定量的に確認するため,東海第二発電所のサイト特性 を考慮した水理模型実験を行い,防潮堤が受ける波圧分布等を測 定した。



第6図 海底地形断面位置図及び海底地形断面図

地点	(1)水深	(2)入射津波高さ*	(2)/(1)
東海第二発電所前面	7.5m	4.7m	62%

第1表 津波高さと水深の関係

※津波数値解析による津波高さの1/2を入射津波高さと定義(防潮堤の耐津波ガイドライン)

- (2) 水理模型実験
 - a. 目的

基準津波の策定に用いた波源については,2011 年東北地 方太平洋沖地震で得られた知見を踏まえて設定した波源の すべり領域を拡大したり,すべり量の割増しを行うなどの 保守的な設定を複数加えた波源である。

水理模型実験は、ソリトン分裂波が生じない沖合 5.0kmに おける津波波形を入力し、ソリトン分裂波や砕波の発生の 有無及び陸上へ遡上する過程での減衰状況と防潮堤が受け る津波波圧への有意な影響の有無並びにフルード数の把握 を目的に実施した。

b. 検討断面

東海第二発電所前面の海底地形は概ね一様の地形となっ ていることから、本実験では、津波水位が最大となる地点 を基に、津波の伝播特性を踏まえ、等深線図に直交する断 面を選定した(第7図)。



第7図 検討断面位置図

c. 実験条件

断面二次元実験施設の水路は,長さ 60m×幅 1.2m(貯水部は 1.8m)×高さ 1.5m とし,沖合 5km から陸側の範囲を再現 するために,実験縮尺(幾何縮尺)は λ =1/200 とした(第 8 図)。



第8図(1) 計測位置図

⁵条 添付27-10





第8図(3) 実験施設写真

d. 入射津波の造波

水理模型実験における再現範囲の最沖地点はソリトン分 裂波が発生しない沖合 5.0kmの位置とし,基準津波の波源モ デルを用いた数値解析から求めた同地点における津波波形 を入力した。また,この津波波形を防潮堤位置で平面二次 元津波シミュレーション解析結果と同様の高さになるよう 振幅を調整した(第9図)。



- e. 水理模型実験の結果
- (a) 水理模型実験におけるソリトン分裂波の確認

平面二次元津波シミュレーション解析に即した津波波形 を造波し,水理模型実験を行った。水理模型実験における 時刻歴図を第 10 図に示す。その結果,目視観察と波高計に よる計測により,沖合約 220m 地点(W7)においてソリト ン分裂波が生じることを確認した。ただし,陸上に遡上す る過程で分裂波は減衰しており,防潮堤位置での有意な波 圧分布への影響は認められない。また,防潮堤前面位置 (W10)で砕波は生じず,防潮堤位置での有意な波圧分 布への影響は認められない。

5条 添付27-12



第10図 水理模型実験における時刻歴図
(b) フルード数

防潮堤がないモデルで,防潮堤位置の最大浸水深を計測 し,同時刻における流速からフルード数を算定した。

その結果,通過波のフルード数は平均で 0.8 (<1.0) で あったことから,水深係数3で津波波圧分布を評価し,防潮 堤の設計に適用できることを確認した(第2表及び第11図)。

	フルード数		
	(最大浸水深時)		
1回目	0.9		
2 回 目	0.9		
3 回 目	0.6		
4 回 目	0.8		
5 回目	0.7		
6 回目	0.9		
平均值	0.8		

第2表 通過波検定結果表



第 11 図 持続波領域における最大浸水深・流速・フルード数の時系

列図

(c) 防潮堤壁面におけるソリトン分裂波の最大津波波圧

防潮堤壁面における津波波圧計測結果を通過波の最大浸水深で除して無次元化した結果を以下に示す。

東海第二発電所前面海域の地形を模擬した水理模型実験 で計測した防潮堤壁面の最大津波波圧は,朝倉式①及び朝 倉式②による算定値よりも小さい値となり,朝倉式②のよ うな波圧分布は認められず,朝倉式①と整合する結果とな った(朝倉式①の方が津波波圧分布の再現性がよいことを 確認した。)(第12図)。水理模型実験において,ソリトン分 裂波及び砕波の防潮堤に対する波圧分布への有意な影響は なく,単直線型の朝倉式①に包含されることを確認した。



第12図 既往の津波波圧算定式との比較

⁽無次元最大津波波圧分布図)

(3) 水理模型実験結果の検証(再現性検討)

水理模型実験結果について、断面二次元津波シミュレーション 解析を実施し、防潮堤位置での津波波圧算定式が朝倉式①で妥当 であることを検証した。断面二次元津波シミュレーション解析 は、分散波理論に基づいた解析手法であり、ソリトン分裂波を表 現可能な数値波動水路 CADMAS-SURF/2D (Ver.5.1)を用いた。 a. 水理模型実験結果の再現性

水理模型実験でモデル化した区間と同じ区間を解析領域 としてモデル化した(第13図)。また,入射波は水理模型 実験の入力波形に合わせて作成した。



第13図 解析モデル図

断面二次元津波シミュレーション解析の結果を第14図 (1)~(2)に示す。水理模型実験結果と同様,沖合約220m地 点(W7)においてソリトン分裂波を確認した。ただし, 陸上に遡上する過程で分裂波は減衰しており,防潮堤位置 での有意な波圧分布への影響は認められない。また,防潮

5条 添付27-16

堤位置(W10)で砕波は生じず,防潮堤位置での有意な 波圧分布への影響は認められない。

防潮堤壁面に作用する津波波圧は実験値とほぼ同等のも のとなり,朝倉式①による波圧分布を下回るとともに,朝 倉式②のような波圧分布は認められず,朝倉式①と整合す る結果となった。

断面二次元津波シミュレーションにおいても,ソリトン 分裂波及び砕波の防潮堤に対する波圧分布への有意な影響 はなく,単直線型の朝倉式①に包含されることを確認し た。



第14図(1) 断面二次元津波シミュレーション解析における時刻歴図



第14図(2) 断面二次元津波シミュレーション解析結果図 (最大波圧分布図)

b. 防潮堤と海岸線との離隔距離の違いが津波波圧に与える影響 検討

防潮堤の設置位置は,海岸線から最も近いところで約30m であり,水理模型実験では海岸線と防潮堤の離隔距離が約 60m 地点の断面(津波水位が最も高くなる地点)をモデル化 した。

海岸線と防潮堤の離隔距離を 30m, 45m, 60m, 75m と変化 させた場合のソリトン分裂波の影響について検討を行っ た。なお,入力波形は基準津波を用いて実施した。

その結果,防潮堤と海岸線との離隔距離が津波波圧に与 える影響は認められず,朝倉式①による波圧分布を下回る とともに,分布形は朝倉式①と整合する結果となった。海 岸線からの離隔距離別の防潮堤位置の津波波圧分布を第15 図に示す。 (離隔距離 30m)



第15図(1) 防潮堤壁面の最大波圧分布図

(離隔距離 60m)

(離隔距離 75m)



第15図(2) 防潮堤壁面の最大波圧分布図

c. 津波遡上高さが異なる津波が防潮堤に与える影響について

基準津波の決定に当たっては,津波シミュレーション解 析において,断層の破壊開始点位置や破壊伝播速度等をパ ラメータスタディした中で,防潮堤位置での津波遡上高さ が最も高くなる波を抽出している。

防潮堤位置での津波遡上高さが大きい上位 10 波の沖合波 形(沖合 5km 地点)を用いて,防潮堤壁面の津波波圧を確 認した。

防潮堤位置の遡上高さ上位 10 波の特性について第 3 表 に,水位上昇時間の定義図を第 16 図に,破壊開始点位置図 を第 17 図に示す。

ケース*1	津波遡上高さ	水位上昇時間	破壞伝播速度*1	破壊	立ち上り時間**2
	(T.P.(m))	[min]	[km/s]	開始点	[s]
1	17.2	1.5	3.0	6	30.0
2	17.0	1.5	2.5	6	30.0
3	16.8	1.5	3.0	6	60.0
4	16.2	1.7	2.0	6	30.0
5	16.1	1.5	3.0	4	30.0
6	15.9	1.7	3.0	3	30.0
7	15.8	1.7	3.0	5	30.0
8	15.6	1.7	2.5	4	30.0
9	15.5	1.8	1.5	6	30.0
10	15.5	1.7	3.0	1)	30.0

第3表 防潮堤位置の最大水位上昇量の上位10波

 ※1 「津波波源選定モデル」の数値計算におけるケース名
※2 破壊伝播速度:破壊開始点から断層破壊が進行する速度
※3 立ち上り時間:断層のある点において破壊開始から終了 するまでの時間





第16図 水位上昇時間の定義図 第17図 破壊開始点位置図

5条 添付27-22

断面二次元津波シミュレーション解析の結果を第18回に 示す。いずれのケースにおいても、津波はソリトン分裂波 を生じるものの、陸上に遡上する過程で分裂波が減衰して おり、防潮堤壁面における最大波圧分布は、朝倉式①によ る波圧分布を下回る結果となった。

津波は、周期が短いほど分裂波(段波)が発生しやすく なるとともに、分裂波が成長し易くなるとされている。上 位10波において最も周期が短いものはケース1(基準津 波)であることから、基準津波が最もソリトン分裂波の影 響を受けると考えられるが、いずれのケースにおいても、 朝倉式①による波圧分布を下回るとともに、分布形は朝倉 式①と整合する結果となった。



第18図(1) 最大波圧分布図





第18図(2) 最大波圧分布図



第18図(3) 最大波圧分布図

(4) まとめ

水理模型実験結果から,東海第二発電所の敷地前面においては, 津波はソリトン分裂波を生じるものの,陸上に遡上する過程で分 裂波が減衰し,防潮堤前面位置で砕波も生じないことを確認した。 また,伝播する津波による防潮堤壁面の津波波圧は,持続波によ る津波波圧式(朝倉式①,朝倉式②)から求められる津波波圧よ りも小さく,朝倉式①での再現性が最もよいことを確認した。ま た,フルード数は 1.0 を下回ることを確認した。ソリトン分裂波 及び砕波の防潮堤に対する波圧分布への有意な影響はなく,単直 線型の朝倉式①に包含されることを確認した。

数値波動水路 CADMAS-SURF/2D を用いた水理模型実験の検証結 果においても、津波はソリトン分裂波を生じるものの、陸上に遡 上する過程で分裂波が減衰し、防潮堤前面位置で砕波も生じない ことを確認した。防潮堤壁面における津波波圧は、朝倉式①によ る波圧分布を下回るとともに、朝倉式①と整合する結果となった。 ソリトン分裂波及び砕波の防潮堤に対する波圧分布への有意な影 響はなく、単直線型の朝倉式①に包含されることを確認した。

更に,防潮堤と海岸線との離隔距離を変えたケースにおいても 同様に,防潮堤壁面の津波波圧は朝倉式①による波圧分布を下回 るとともに,分布形は朝倉式①と整合する結果となった。

これら水理模型実験結果及び分散波理論に基づく断面二次元津 波シミュレーション解析結果のいずれにおいても,防潮堤壁面で の最大波圧は朝倉式①による波圧を下回るとともに,分布形は朝 倉式①と整合し,ソリトン分裂波及び砕波の防潮堤に対する波圧 分布への有意な影響はなく,単直線型の朝倉式①に包含されるこ

5条 添付27-27

とを確認した。

防潮堤壁面における最大波圧分布を図 19 に示す。

以上のことから,設計用津波波圧の算定においては,朝倉式① より算定することとする。



- 3. 津波波圧算定式適用に対する考え方
 - (1) 防潮堤及び防潮扉

防潮堤及び防潮扉位置図を第20図に示す。

防潮堤がないモデルで実施した水理模型実験においては,防 潮堤通過位置におけるフルード数が 1.0 を下回っており,水理 模型実験結果及び分散波理論に基づく断面二次元津波シミュレ ーション解析結果から,設計用津波波圧は朝倉式①に基づき算 定する。

朝倉式①に用いるη(設計浸水深)については,水理模型実験結果,断面二次元津波シミュレーション解析結果,平面二次 元津波シミュレーション解析から求められた浸水深及び入力津 波高さと地盤高さとの差の1/2を用いて朝倉式①により算出し た波圧分布を比較した。第21図及び第22図に津波荷重の作用 イメージ図を,第23図に最大波圧分布の比較を示す。

比較の結果,朝倉式①に用いるη(設計浸水深)については, 入力津波高さと地盤高さとの差の1/2を用いるものとする。



第20図 防潮堤及び防潮扉位置図



第 21 図 津波荷重の作用イメージ (平面二次元津波シミュレーション解析結果)



第22図 津波荷重の作用イメージ図(入力津波×1/2)

5条 添付27-30



第23図 最大波圧分布の比較

(2) 貯留堰

a. 貯留堰に適用する津波波圧算定式

貯留堰の鳥瞰図を第24図に,断面図を第25図に示す。 貯留堰は,鋼管矢板を連結した構造であり,引き波時に 海底面から突出した鋼管矢板頂部(T.P.-4.9m)において 海水を貯留する。

このため,貯留堰に有意な津波波力が作用するのは,引 き波により海水貯留堰が海面から露出し,その後,押し波 が貯留堰に作用してから越流するまでの間に限定される。

「防波堤の耐津波設計ガイドライン(国土交通省港湾 局)」(平成27年12月一部改訂)によると,津波が構造物 を越流する場合の津波荷重の算定については,若干越流し ている状態に静水圧差による算定式を適用する場合は,そ れより水位の低い越流直前の状態の方が高い波力となる可 能性があるので,両者を比較して高い方を採用する必要が あるとしている。

このため,貯留堰における津波波力としては,越流直前 の波力及び越流時の静水圧差のうち保守的なものを適用す ることとする。



第 24 図 貯留堰鳥瞰図 第 25 図 貯留堰断面図

⁵条 添付27-32

b. 越流直前の津波波力の設定方針

引き波時における貯留堰前面の時刻歴水位を第26図に示 す。

貯留堰前面の水位は若干残るものの保守的に海底面が露 出したと仮定し,その後の押し波を遡上波と考え津波波力 を設定する。

具体的には、津波高さは貯留堰に作用する津波波力が保 守的になるように貯留堰前面の海底面(設計用海底面標高 T.P.-7.39m)まで水位が低下した後に到達する津波を考慮 することとし、貯留堰に津波が越流する直前の状態として 貯留堰天端(T.P.-4.9m)までを想定する。

津波波力は、「東日本大震災における津波による建築物被 害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指 針」の考え方に従って、津波高さの3倍の高さまで静水圧 荷重を考慮する。津波波力の作用イメージを第27図に示 す。



第26図 貯留堰周りにおける引き波水位の時刻歴図



第27図 津波波力の作用イメージ図

c. 越流時の津波波力の設定方針

引き波後に到達する津波が貯留堰を越流する際,貯留堰 の内外での水位差はつきにくいが,保守的に引き波水位と その後の押し波水位の差が最も大きくなるものを選定し, 津波波力を算定した。

津波高さとしては貯留堰天端からの越流を考慮して、「防 波堤の耐津波設計ガイドライン(国土交通省港湾局)」(平 成27年12月一部改訂)による静水圧差による算定式を参 考に設定する。

貯留堰位置における水位差が最大となる箇所の時刻歴水 位波形を第28図に,津波波力の作用イメージを第29図に 示す。



第28図 貯留堰の内外の水位差が最大となる時刻歴水位波形図



第29図 津波波力の作用イメージ図

d. まとめ

貯留堰における津波波力について,越流直前の波力及び 越流時の静水圧差について検討した。この結果,越流時の 静水圧差の方が越流直前の波力を上回る結果となった。こ のため,貯留堰における津波波力として,保守的に越流時 の静水圧差を考慮することとする。 耐津波設計における津波荷重と余震荷重の組合せについて

- 1. 規制基準における要求事項等
 - ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。
 - ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷 重との組合せを考慮すること。
- 2. 敷地周辺のプレートテクトニクス

敷地周辺は,陸のプレート,太平洋プレート,フィリピン海プレ ートの3つのプレートが接触する場所であり,その状況について模 式的に示したものを第1図に示す。関東地方においては南方からフ ィリピン海プレートが沈み込み,そのフィリピン海プレートは敷地 のほぼ直下まで及んでいる(第2図)。



(防災科学技術研究所 HP に一部加筆)



⁽中央防災会議 HP に一部加筆)

第1図 敷地周辺におけるプレートの沈み込み

5条 添付28-2



図 中の カラーコンターは フィリピン海プレートの 厚さを示している。

(Uchida et al. (2010)に一部加筆)

第2図 フィリピン海プレートの沈み込み

3. 基準津波の波源

津波波源は、日本海溝におけるプレート間地震に起因する波源として設定し、その規模は Mw8.7 である。津波波源モデルを第3図に示す。



第3図 津波波源モデル 5条 添付28-3

4. 検討方針

東海第二発電所周辺のプレートテクトニクス的背景や基準津波と 同じ地震発生様式(プレート間地震)である 2011 年東北地方太平 洋沖地震の余震発生状況(第4図)を踏まえ,基準津波の波源の活 動(本震)に伴い発生する可能性のある余震を設定し,耐津波設計 において津波荷重と組み合わせる適切な余震荷重を設定する。

なお、本検討では、日本地震工学会(2014)を参考に、本震の震 源域とその周辺において発生する地震(アウターライズの地震及び 破壊域内のスラブ内地震を含む。)を余震とし、この余震発生域外 において、本震がトリガーとなって発生する地震を誘発地震として 整理した。





第4図 東北地方太平洋沖地震の余震・誘発地震の発生状況

(東京大学地震研究所 HP に地震発生様式を加筆)

5条 添付28-4



第5図 検討フロー

5. 余震の評価

5.1 余震の規模の設定

余震の規模は,過去の地震データにおける本震規模と最大余震の 規模の関係を整理することにより想定する。検討対象とした地震は, 津波荷重と組み合わせる余震荷重を評価するという観点から,地震 調査研究推進本部(2016)の地震データによる本震のマグニチュー ド M7.0以上とし,かつ,基準津波の波源の活動に伴い発生する津 波の最大水位変化を生起する時間帯が地震発生から約40分後(第6 図)であることを考慮し,本震と最大余震との時間間隔が12時間 以内の地震とする。第1表に,対象とした地震の諸元を示す。また, 検討対象とした地震の震央分布を第7図に示す。

地震調査研究推進本部(2016)の地震データを整理し、本震のマ グニチュード M0 と最大余震のマグニチュード M1 の関係から本震と 余震のマグニチュードの差 D1 を求めると、第 8 図の通り、D1=M0 -M1=1.4 として評価できる。余震の規模を想定する際は、データ 数が少ないことから、保守的に標準偏差を考慮し D1=0.9 として余 震の規模を想定する。従って、余震の地震規模は Mw8.7-0.9 より M7.8 (Mw=M とする。)と設定する。

5.2 余震の震源位置の設定

基準津波(Mw8.7)の波源と基準地震動S_sの一つとして設定した 2011 年東北地方太平洋沖型地震(Mw9.0)の震源は茨城県沖で重な っており,その重なっている領域において 2011 年東北地方太平洋 沖地震(Mw9.0)の最大余震(M7.6)が発生している。この最大余 震の地震発生様式は基準津波と同じプレート間地震である。これら 5条 添付28-6 波源,震源等の位置関係を第9図に示す。

一般に規模の大きなプレート間地震は,過去に発生した規模の大 きなプレート間地震の震源域で繰返し発生する。また,2011 年東北 地方太平洋沖地震の強震動生成域も過去に発生した規模の大きなプ レート間地震の発生位置と対応していることが指摘されている(例 えば入倉(2012))。従って,基準津波の波源が活動した場合の強震 動生成域や規模の大きな余震の発生位置は2011 年東北地方太平洋 沖地震における茨城県沖の例と類似すると考えられる。以上のこと から,基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある余震は 2011 年東北地方太平洋沖地震(Mw9.0)の最大余震(M7.6)の震源 位置に設定する(第9図)。

なお、茨城県沖南部から房総沖にかけては第 2 図で示したとおり、 陸のプレートと太平洋プレートの間にフィリピン海プレートが潜り 込んでおり、Uchida et al. (2009)によれば、この領域ではプレー ト間結合度が低いことが示されている。従って、第 9 図に示したフ ィリピン海プレートの北東端より南側において規模の大きな地震は 発生しにくいと考えられる。

5.3 基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある余震によ

る地震動の評価

基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある余震による地 震動を評価する。余震の地震規模は「5.1 余震の規模の設定」 のとおり M7.8,震源位置は「5.2 余震の震源位置の設定」のと おり 2011 年東北地方太平洋沖地震の最大余震発生位置とする。設 定した余震の地震諸元を第2表に示す。

5条 添付28-7

上記に基づき,基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある余震による地震動評価を Noda et al. (2002)により行う。評価結果を第 10 図に示す。

同図より,評価結果は,弾性設計用地震動 S_d - D 1 を下回ることが確認される。



第6図 基準津波の取水口前面位置における時刻歴波形

	本震		本震	最大余震		
No	発生年月日	震源	マク゛ニチュート゛	マク゛ニチュート゛	本震との	
			MO	M 1	時間間隔	
1	1933/3/3	昭和三陸地震	8.1	6.7	0.125 日	
2	1937/2/21	択捉島南東沖の地震	7.6	7.2	0 日 ※1	
3	1948/6/28	福井地震	7.1	5.5	0.004 日	
4	1961/8/19	北美濃地震	7.0	5.2	0.1 日	
5	1964/6/16	新潟地震	7.5	6.1	0.011 日	
6	1968/4/1	日向灘地震	7.5	6.3	0.3 日	
7	1968/5/16	十勝沖地震	7.9	7.5	0.4 日	
8	1969/8/12	北海道東方沖の地震	7.8	6.3	0.3 日	
9	1995/1/17	兵庫県南部地震	7.3	5.4	0.003 日	
10	2003/5/26	宮城県沖	7.1	4.9	0.26 日	
11	2003/9/26	十勝沖地震	8.0	7.1	0.05 日	
12	2008/6/14	岩手·宮城内陸地震	7.2	5.7	0.025 日	
13	2008/9/11	十勝沖	7.1	5.7	0.008 日	
14	2011/3/11	東北地方太平洋沖地震	9.0	7.6^{*2}	0.02 日	
15	2016/4/16	熊本地震	7.3	5.9	0.1 日	

第1表 過去の地震における本震と最大余震の関係

※1: 24時間以内であるが半日以内か不明

※2: 気象庁による最新の震源情報を参照



第7図 余震の地震規模の評価に用いた地震の震央分布



第8図 本震と最大余震の関係 (M7.0以上)

5条 添付28-9



第9図 基準津波の波源と2011年東北地方太平洋沖型地震の震源 及び最大余震発生位置

項目	設定値		
本震の地震規模 (Mw)	8.7		
余震の地震規模 (M)	7.8		
等価震源距離(km)	86		

第2表 設定した余震の震源諸元



基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある余震 M7.8 Xeq=86km
弾性設計用地震動 S_d - D 1

第10図 設定した余震と弾性設計用地震動 S_d - D1 との比較
(左:水平動,右:鉛直動)

6. 誘発地震の評価

6.1 誘発地震として考慮する震源の評価

基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある誘発地震として考慮する震源を評価する。

評価に際しては、「4. 検討方針」のとおり、基準津波と同じ地 震発生様式である 2011 年東北地方太平洋沖地震の事例を参考に地 震規模,発生位置を検討する。第4 図に示された 2011 年東北地方 太平洋沖地震の発生による誘発地震のうち、本震発生からもっとも 早く発生した誘発地震は3月12 日長野県北部の地震(M6.7)であ り、本震発生から13時間後である。

一方,東海第二発電所の基準津波の到達時間は第6回に示すとおり,地震発生から約40分後である。

このことから,基準津波の到達時間帯において規模の大きな誘発 地震が発生する可能性は低いと考えられる。

しかしながら,規模の小さな誘発地震は 2011 年東北地方太平洋 沖地震発生直後から発生していることを踏まえ,基準地震動の評価 において検討用地震の候補として考慮していた規模の小さな短い活 断層による地震を保守的に考慮する。

6.2 基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある誘発地震
による地震動の評価

基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性のある誘発地震による地震動を評価する。誘発地震として考慮する規模の小さな短い活 断層の分布及び地震諸元をそれぞれ第 11 図及び第 3 表に示す。地 震動評価は Noda et al. (2002)により行う。その際,基準地震動策 5条 添付28-12
定における内陸地殻内地震の評価と同様,福島県と茨城県の県境付 近で発生した地震の観測記録による補正係数を考慮する。観測記録 による補正係数を第12図に,評価結果を第13図に示す。

同図より,評価結果は,弾性設計用地震動 S_d - D1 を下回ることが確認される。



第11図 誘発地震として考慮する規模の小さな短い活断層の分布

地震名	地震規模M	等価震源距離(km)
宮田町リニアメント	6.8	21
関ロー米平リニアメント	6.8	27
竪破山リニアメント	6.8	25
F 1 1 断層	6.8	38

第3表 設定した誘発地震の諸元

・短い活断層の地震規模は M6.8 として評価

・福島県と茨城県の県境付近で発生した地震の観測記録による補正係数を考慮



第12図 観測記録による補正係数





第13図 規模の小さな短い活断層による地震と

弾性設計用地震動 S_d - D1 との比較

(左:水平動,右:鉛直動) 5条 添付28-15 7. 余震荷重の設定

以上の検討結果から,弾性設計用地震動 S_d - D1を津波荷重に 組み合わせる余震荷重として考慮する。

- 8. 参考文献
 - ・日本地震工学会(2014):東日本大震災合同調査報告,共通編1,
 地震・地震動
 - ・地震調査研究推進本部(2016):大地震後の地震活動の見通しに
 関する情報のあり方,平成28年8月19日
 - ・入倉孝次郎(2012):海溝型巨大地震の強震動予測のための震源
 モデルの構築,第40回地盤震動シンポジウム
 - Naoki Uchida, Junichi Nakajima, Akira Hasegawa, Toru Matsuzawa (2009) : What controls interplate coupling? : Evidence for abrupt change in coupling across a border between two overlying plates in the NE Japan subduction zone, Earth and Planetary Science Letters 283, 111–121
 - Shizuo Noda, Kazuhiko Yashiro, Katsuya Takahashi, Masayuki Takemura, Susumu Ohno, Masanobu Tohdo, Takahide Watanabe (2002): RESPONSE SPECTRA FOR DESIGN PURPOSE OF STIFF STRUCTURES ON ROCK SITES, OECD. NEA Workshop on the Relations between Seismological Data and Seismic Engineering Analysis, Oct. 16-18, Istanbul

(参考1)

余震の規模の設定のための本震と余震の規模の関係について

本震と最大余震規模の差については、本震の規模に依存しないこ とが知られている(古本(2005))。例えば宇津(1957)では、日本 で発生した地震について、本震、最大余震規模の差と本震規模の関 係を第1図のとおり示し、両者の関係は低いことを指摘している。

したがって、本震規模を M0,最大余震規模を M1,両者の差を D1 とすれば、D1 は本震規模に依存しない定数になることから、最大余 震規模 M1 は下記の1 次式で表現できる。

M1 = M0 - D1

最大余震規模の評価式は、上式を当てはめた回帰分析により D1 を求めることで得られる(第 2 図)。このように、最大余震規模の 評価式は、地震学的知見を踏まえた上で定式化した。

ここからは、データの少ないマグニチュード 8 以上の地震も含め て 1 次式で回帰することの妥当性について、海外の巨大地震データ で補って検討した。検討に用いた地震は第 2 図のデータのうち、本 震及び最大余震のモーメントマグニチュードが得られている地震と、 海外の巨大地震のうち、本震発生と最大余震の発生間隔が概ね 12 時間以内の地震である。これら地震の諸元を第 1 表に、また本震規 模と最大余震規模の関係を第 3 図に示す。同図から、本震規模がマ グニチュード 8 以上の地震に対しても最大余震規模評価に際して 1 次式を適用できることがわかる。

以上のことから,最大余震規模の評価に際して,地震学的知見に 基づいて1次式を用いることが妥当であることを確認した。さらに, 5条 添付28-17 最大余震の規模は標準偏差を考慮することで保守的な設定となるよう配慮している。その上で,余震荷重としては最大余震の応答スペクトルを上回る弾性設計用地震動 S_d - D1 を考慮している。

参考文献

- ・宇津徳治(1957):地震のマグニチュードと余震の起こりかた, 地震第2輯, 第10巻, 1号, pp.35-45
- ・古本宗充(2005):本震と最大余震のマグニチュード差と地殻熱 流量,地震第2輯,第58巻,3号,pp.221-224





(宇津(1957)に一部加筆)



第2図 本検討における本震規模と最大余震規模の関係

5条 添付28-19

第1表 過去の地震における本震と最大余震の関係 (Mw)

			本震	最大	余震
No	発生年月日	震源	マク゛ニチュート゛	マグニチュート゛	本震との
			MO	M1	時間間隔
1	1952/11/04	off the east coast of the Kamchatka Peninsula, Russia	9.0	6.9	0.2 日
2	1964/06/16	新潟地震	7.6	5.7	0.0 日
3	1968/04/01	日向灘地震	7.5	6.8	0.3 日
4	1968/05/16	十勝沖地震	8.2	7.9	0.4 日
5	2003/05/26	宮城県沖	7.0	4.7	0.3 日
6	2003/09/26	十勝沖地震	8.3	7.4	0.1 日
7	2004/12/26	off the west coast of northern Sumatra	9.1	7.2	0.1 日
8	2007/09/12	southern Sumatra, Indonesia	8.4	7.9	0.5 日
9	2008/06/14	岩手・宮城内陸地震	6.9	5.5	0.0 日
10	2008/09/11	十勝沖	6.8	5.3	0.0 日
11	2010/02/27	offshore Bio-Bio, Chile	8.8	7.4	0.1 日
12	2011/03/11	東北地方太平洋沖地震	9.0	7.7	0.0 日
13	2012/04/11	off the west coast of northern Sumatra	8.6	8.2	0.1 日
14	2015/09/16	48km W of Illapel, Chile	8.3	7.0	0.0 日
15	2016/04/16	熊本地震	7.0	5.8	0.1 日

※検討に用いる地震は、第2図のデータのうち、本震及び最大余震のモーメントマグニチュード が得られている地震と、海外の巨大地震のうち、本震発生と最大余震の発生間隔が概ね12時 間以内の地震である。モーメントマグニチュード(Mw)は気象庁、アメリカ地質調査所、防災 科学技術研究所が公表している値を参照している。



※ 2004 年スマトラ島沖地震(Mw9.1)の震源域付近では 2005 年に Mw8.6, 2007 年に Mw8.4, 2012 年に Mw8.6 の地震が発生しているが, Mw9 クラスの巨大地震の影響は長期間に亘ると予想され ることから,これらの地震も余震として扱うことが考えられる。また Mw9 クラスの地震に対す るデータは少ないことから,本震発生からの経過時間の制約(12時間以内)を外し,最も規模 の大きい Mw8.6 の地震(第 1 表の No.13)を 2004 年スマトラ島沖地震(Mw9.1)の最大余震と した場合を参考で示した。

第3図 国内外の本震規模と最大余震規模の関係 (Mw)

5条 添付28-20

(参考2)

基準地震動Ssによる地震力と津波荷重の組合せについて

1. 規制基準における要求事項等

基準地震動 S_sによる地震力と地震力以外の荷重を適切に組み合わせていることを確認する。その場合,地震力以外の荷重については,津波の荷重を含む。

2. 基準地震動 S_sによる地震力と津波荷重の組合せについて

基準地震動Ssとして選定している震源は第1図に示す 2011年東 北地方太平洋沖型地震及びF1断層~北方陸域の断層~塩ノ平地震 断層の同時活動による地震(以下,「F1断層~北方陸域の断層~ 塩ノ平地震断層による地震」という。)である。これらの震源につ いては,地震波と津波の伝播速度が異なることを考慮すると,両者 の組合せを考慮する必要はないと考えられる。以下,「2.1 基 準地震動Ssの震源と津波の波源が同一の場合」と「2.2 基準 地震動Ssの震源と津波の波源が異なる場合」とに分けて詳細を検 討した結果を示す。

2.1 基準地震動 S_sの震源と津波の波源が同一の場合

2011 年東北地方太平洋沖型地震及びF1断層~北方陸域の断層~ 塩ノ平地震断層による地震に伴う地震動及び津波の水位変動量が敷 地に到達する時間は第2図に示す通りである。

2011年東北地方太平洋沖型地震では地震発生後5分以内, F1断層~北方陸域の断層~塩ノ平地震断層による地震では地震発生後2 5条 添付28-21 分以内に敷地内に地震動が到達するのに対し,同時間帯において敷 地における津波の水位変動量はどちらも概ね 0m である。そのため, 両者が同時に敷地に到達することはないことから,基準地震動 S_s による地震力と津波荷重の組合せを考慮する必要はない。

2.2 基準地震動 S_sの震源と津波の波源が異なる場合

F1断層~北方陸域の断層~塩ノ平地震断層による地震に伴い, 津波を起こす地震が誘発される可能性は低いと考えられるが,仮に 誘発地震の発生を考慮した場合においても,地震動が敷地に到達す る2分以内に,F1断層~北方陸域の断層~塩ノ平地震断層による 地震以外の活動に伴う津波が敷地に到達することはない。

また,2011 年東北地方太平洋沖型地震に伴う誘発地震の発生を考 慮した場合においても,地震動が敷地に到達する 5 分以内に,2011 年東北地方太平洋沖型地震以外の活動に伴う津波が敷地に到達する ことはない。

以上により,基準地震動 S_sによる地震力と津波荷重の組合せを 考慮する必要はない。



2011年東北地方太平洋沖型地震



F1断層~北方陸域の断層~塩ノ平地震断層による地震

第1図 基準地震動の震源分布

5条 添付28-23



※1:時間0秒は地震の発生時刻を示す

※2: 朔望平均満潮位+2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量+津波予測解析に よる地殻変動量を考慮

第2図 地震動と津波の敷地への到達時間の比較

各種基準類における衝突荷重の算定式及び衝突荷重について

1. はじめに

東海第二発電所において考慮する漂流物の衝突荷重の算定に当たり,既往 の算定式について調査し,適用する算定式について検討すると共に,基準津 波による津波シミュレーションから算定した津波流速に基づき,漂流物の衝 突荷重を設定した。

2. 基準類における衝突荷重算定式について

「耐津波設計に係る工認審査ガイド」において,記載されている参考規 格・基準類のうち,漂流物の衝突荷重又は衝突エネルギについて記載されて いるものは,「道路橋示方書・同解説 I 共通編((社)日本道路協会,平 成14年3月)」及び「津波漂流物対策設計ガイドライン(案)(財)沿岸技 術研究センター,(社)寒地港湾技術研究センター(平成21年)」であり, それぞれ以下のように適用範囲・考え方,算定式を示している。

- 2.1 道路橋示方書·同解説 I 共通編
 - (1) 適用範囲・考え方

流木その他の流送物の衝突のおそれがある場合の衝突荷重を算定する式 を示している。

(2) 算定式

衝突力 $P = 0.1 \times W \times v$

ここで, P: 衝突力 (kN) W: 流送物の重量 (kN)

v :表面流速(m/s)

5条 添29-1

- 2.2 津波漂流物対策設計ガイドライン(案)
 - (1) 適用範囲・考え方

「漁港・漁場の施設の設計の手引き(全国漁港漁場協会2003年版)」の 接岸エネルギの算定方法に準じて設定されたもので,漁船のほか,車両, 流木,コンテナにも適用される。支柱及び漂流物捕捉スクリーンの変形で エネルギを吸収させることにより,漂流物の侵入を防ぐための津波漂流物 対策施設の設計に適用される式を示している。

(2) 算定式

船舶の衝突エネルギE=E₀=W×v²/2g

※船の回転により衝突エネルギが消費される(1/4点衝突)の場合:

 $E = E' = W \times v^2 / 4g$

ここで、W=W₀+W'=W₀+(π /4)×D²L γ _W

W: 仮想重量 (kN)

W₀: 排水トン数 (kN)

- W':付加重量(kN)
- D:喫水 (m)
- L: 横付けの場合は船の長さ, 縦付けの場合は船の幅 (m) γ_w: 海水の単位体積重量 (kN/m³)

3. 漂流物の衝突荷重算定式の適用事例

安藤ら(2006)^{*1}によれば,南海地震津波による被害を想定して,高知 港を対象に平面二次元津波シミュレーション結果に基づいた被害予測手法の 検討を行い,特に漂流物の衝突による構造物の被害,道路交通網等アクセス 手段の途絶について検討を行い,港湾全体における脆弱性評価手法を検討し ている。この中で,荷役設備・海岸施設の漂流物による被害を検討するに当 たって,漂流物の衝突力を算定しており,船舶については道路橋示方書によ る式を選定している(下表参照)。

^{※1:}地震津波に関する脆弱性評価手法の検討,沿岸技術研究センター論文集 No.6 (2006)

	選 定 式	カレーン	対象施設 水門	全庙
車両	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.8 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
20	ft be上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.9 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
40	ft 陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	4.7 m/s	1.5 m/s	1.5 m/s
		5.0m/s超	5.0m/s超	5.0m/s超
		5.0m/s超	1.8 m/s	1.8 m/s
木材	陸上遡上津波と漂流物の衝突 力に関する実験的研究 ⁴⁾	5.0m/s超	1.7 m/s	1.7 m/s

表-1 各施設の許容漂流速度

また,船舶による衝突荷重の算出においては,(財)沿岸技術研究センタ ー及び国土交通省国土技術政策総合研究所による研究においても,道路橋示 方書に示される算定式が採用されている。 4. 漂流物による衝突力算定式に関する既往の研究論文

平成23年度 建築基準整備促進事業「40. 津波危険地域における建築基準 等の整備に資する検討」中間報告 その2(平成23年10月 東京大学生産技 術研究所)では,漂流物が建築物に及ぼす影響の評価について研究途上の段 階であり,断片的な知見に留まっている。この内容は建築物を対象としてお り,対象構造物が異なることから参考として扱う。また,漂流物が建築物に 衝突する際に瞬間的に作用する衝突力に関する既往の研究を示しているが,

「対象としている漂流物は(a),(b),(d),(e)が流木,(c),(d),(e)がコ ンテナである((e)は任意の漂流物を対象としているものの実質流木とコン テナしか算定できない)。」としている。一方,東海第二発電所における漂 流物としては,漁船を想定していることから評価式((a)~(e))について は、今後その他の衝突荷重の算定式の適用性も踏まえて今後検討する。

漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究論文(1/2)

既往の評価式	内容
 (a) 松冨の評価式 [1] 松冨英夫:流木衛 突力の実用的な評 価式と変化特性, 土木学会論文集, No. 621, pp. 111- 127, 1999.5 	松富[1]は, 津波による流木の衝突力を次式の通り提案してい る。本式は, 円柱形状の流木が縦向きに衝突する場合の衝突力評 価式である。 $\frac{F_m}{\gamma D^2 L} = 1.6C_{M4} \left\{ \frac{v_{A0}}{(gD)^{0.5}} \right\}^{1.2} \left(\frac{\sigma_f}{\chi} \right)^{0.4}$ ここで, Fm: 衝突力 $C_{MA}: 見かけの質量係数(段波, サージでは1.7, 定常流では1.9)v_{A0}: 流木の衝突速度 D:流木の直径L: 流木の長さ \sigma_f: 流木の降伏応力\gamma: 流木の単位体積重量 g: 重力加速度$
 (b) 池野らの評価 式 [2] 池野正明・田中寛 好:陸上遡上津波 と漂流物の衝突力 に関する実験的研 究,海岸工学論文 集,第50 巻, pp. 721-725,2003 	池野ら[2]は、円柱以外にも角柱、球の形状をした木材による衝突力を次式の通り提案している。 $\frac{F_H}{gM} = S \cdot C_{M4} \left\{ \frac{V_H}{\left(g^{0.5} D^{0.25} L^{0.25}\right)} \right\}^{2.5}$ ここで、F _H : 漂流物の衝突力 S:係数 (5.0) C_{MA} :付加質量係数 (円柱横向き: 2.0 (2 次元), 1.5 (3 次元),角柱横向き: 2.0~4.0 (2 次元), 1.5 (3 次元),円柱縦向き: 2.0 程度、球: 0.8 程度) V_H : 段波波速 D: 漂流物の代表高さ L: 漂流物の代表長さ M: 漂流物の質量 g: 重力加速度
 (c) 水谷らの評価 式 [3] 水谷法美ら:エプ ロン上のコンテナ に作用する津波力 と漂流衝突,海岸工 学論文集,第52 巻 pp.741-745, 2005 	水谷ら[3]は、津波により漂流するコンテナの衝突力を次式の通 り提案している。 $F_m = 2\rho_w \eta_m B_c V_x^2 + \frac{WV_x}{gdt}$ ここで、 $F_m : 漂流衝突力 dt : 衝突時間$ m:最大遡上水位 w:水の密度 $B_c : コンテナ幅 Vx : コンテナの漂流速度$ W:コンテナ重量 g:重力加速度

漂流物による衝突力評価式に関する既往の研究	ב 論文	(2/2)

既往の評価式	内容		
(d) 有川らの評価	有川ら[4]は、コンクリート構造物に鋼製構造物(コンテナ等)		
式	が 保加 個 矢 り る 际 の 個 矢 刀 を 次 式 の 通 り 旋 余 し て い る 。		
 [4] 有川太郎ら:遡上 津波によるコンテ ナ漂流力に関する 大規模実験,海岸 工学論文集,第54 巻,pp.846- 850,2007 [5] 有川太郎ら:津波 による漂流木のコ ンクリート壁面破 壊に関する大規模 実験,土木学会論 文集B2, Vol.66, No.1,pp.781- 785,2010 	$F = \gamma_p \chi^{2/5} \left(\frac{5}{4}\tilde{m}\right)^{3/5} v^{6/5}$ $\chi = \frac{4\sqrt{a}}{3\pi} \frac{1}{k_1 + k_2}, k = \frac{1 - v^2}{\pi E}, \tilde{m} = \frac{m_1 m_2}{m_1 + m_2}$ ここで、F: 衝突力 a: 衝突面半径の1/2 (コンテナ衝突面の縦横長さの平均 の1/4) E: ヤング率 (コンクリート版) v: ポアソン比 m: 質量 v: 衝突速度 p: 塑性によるエネルギー減衰効果 (0.25) m やk の添え字は, 衝突体と被衝突体を示す。 また, 有川ら[5]は, 松冨[1]にならい、上式においてm = C_{MAM} (C_{MA}: サージタイプの1.7) とすることで、流木の コンクリート版に対する衝突力を評価できるとしてい る。		
(e) FEMA の評価式	FEMA P646[6]では、漂流物によろ衝突力を正確に評価するのは困		
	難としながら、以下の式を一例として示している。		
[6] FEMA, Guidelines for Design of Structures for	$F_i = C_m u_{\text{max}} \sqrt{km}$		
Vertical	ここで, F _i : 衝突力		
Evacuation from Tsunamis, FEMA	C _m :付加質量係数 (2.0 を推奨)		
P646,	u _{max} :最大流速		
	m:漂流物の質量		
	k:漂流物の有効剛性		
	漂流物の質量・有効剛性は主要な漂流物について表3.1		
	の通り概略値が与えられているが、それ以外の漂流物に		
	ついては設計において評価することとなっている。		
	表 3.1 漂流物の質量と有効剛性		
	漂流物 質量 m [kg] 有効剛性 k [N/m]		
	材木・丸太 450 2.4×106		
	40ft コンテナ 3,800 (空載) 6.5×10 ⁸		
	<u>20ft コンテナ</u> 2,200 (空載) 1.5×10 ⁹		
	20ft 重量コンテナ 2,400(空載) 1.7×10 ⁹		

5. 漂流物の衝突荷重算定式の選定

既往の知見によると,さまざまな漂流物の衝突力算定式が提案されている ことから,今後その他の衝突荷重の算定式の適用性についても検討し,詳細 設計に反映する。

ここでは, (財) 沿岸技術研究センター及び国土交通省による検討におい ても,漁船の衝突荷重の算定については「耐津波設計に係る工認審査ガイ ド」に記載されている参考規格・基準類のうち,道路橋示方書に示される算 定式を採用していることから,道路橋示方書による方法で算定した例につい て次項より示す。

6. 漂流物の評価に考慮する津波の流速

津波による漂流物の漂流速度は、津波の流速に支配されることから、漂 流速度として津波の流速を用いることとし、流速は津波シミュレーション により算定する。

基準津波に対して,防波堤があるモデル,防波堤がないモデル及び防波 堤の耐震評価結果から防波堤を1m沈下させたモデルを用いて津波シミュ レーションを実施し,敷地前面海域における表面流速を評価した。それぞ れのケースにおける前面海域の最大流速分布を第1図に示す。



(防波堤ありモデル)



(防波堤なしモデル)



(防波堤1m沈下モデル)

第1図 前面海域の最大流速分布図

7. 防潮堤に想定する漂流物の衝突荷重(道路橋示方書の例)

津波シミュレーションの結果より,前面海域の最大流速は防波堤ありモ デルにおいて7.1m/s,防波堤なしモデルにおいて6.6m/s,防波堤1m沈下 モデルにおいて6.9m/sであった。

上記の最大流速は7.1m/sであるが,漂流物の評価に考慮する津波の流速は,安全側の設定とし,10m/sとする。

また,東海第二発電所で想定する漂流物の最大重量は,15t(排水トン数)の漁船とする。

漂流物の衝突荷重については,道路橋示方書による方法の場合は以下の 通りとなる。

漂流物の衝突荷重 P=0.1×15×9.8×10=147 (kN)

放水路ゲートの設計と運用等について

1. はじめに

放水路ゲートは津波防護施設として設置し,入力津波による放水路からの 逆流防止を目的のため設置する。設置箇所は防潮堤と放水路の横断部近傍に 設置し3水路に分かれている放水路に各1台ずつ合計3台のゲートを設置す る。放水路ゲートの運用は,発電所の運転中には開状態で設置し,原則閉操 作は実施しない。

但し、大津波警報が発表になった場合に、発電長の判断により中央制御室 から閉操作を実施する運用とする。閉操作するためには、常用海水ポンプの うち循環水ポンプを停止させてから操作を行うことで敷地内への溢水を防止 する。ここでは、放水路ゲートの設計と運用に関する方針について説明す る。

- 2. 放水路ゲートの設計について
- (1) 基本設計方針

放水路ゲートは津波防護施設として,防潮堤と放水路が交差する近傍に設置し,放水路ゲートとして設計するが,防潮堤の近傍に設置するため防潮堤 と放水路が一体の躯体構造で計画している。(第1図~第3図)

放水路ゲートは上下のスライド式ゲートで原則開として運用するが,大津 波警報が発表された場合に閉止操作を実施する。その場合,循環水ポンプを 停止させてから閉操作を行う。放水路ゲートの閉操作は中央制御室から遠隔 操作できるよう設計する。閉止後は,非常用海水ポンプが継続して排水する 必要があるため,放水路ゲートに小扉を設け排水できるよう設計する。

5条 添付30-1

また,放水路ゲートの閉止機能においてMS-1として設計するため, 設置許可基準規則第十二条に基づく要求があることから,ゲートの閉止に 必要な系統(駆動方式,電気系等)は,多重性又は多様性,及び独立性を 確保し,遠隔操作が可能な系統とする。放水路ゲートに係る適用規格を以 下に示す。また,第1表に防潮扉と放水路ゲートの基本設計方針の相違点 を示す。

<適用規格>

水門鉄管技術基準

・ダム・堰施設技術基準(案)

	通常状態	操作条件	供給電源	操作	操作時の インターロック
防潮扉	閉状態	閉状態のた め操作なし	常用電源	中央制御室 又は現地	なし
放水路 ゲート	開状態	大津波警報 発表時に 閉止操作	非常用電源 MS-1設計	中央制御室	循環水ポン プ停止信号

第1表 防潮扉と放水路ゲートの基本設計方針の相違点



第1図 放水路ゲート設置位置



第2図 放水路ゲート正面図と断面図



第3図 鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)構造図

5条 添付30-4

(2) 耐震設計方針

放水路ゲートの躯体,ゲート本体(扉体),開閉装置については浸水防護施設としての耐震Sクラス要求から基準地震動Ssによる地震力を考慮して設計する。

構造物と地盤との動的相互作用を考慮した二次元動的有効応力解析コード (FLIP)を用いて水平地震動と鉛直地震動による地震応答解析を行う。

放水路ゲートの閉止操作に支障を来すことがないよう,各部材が弾性範囲 内に留まるよう設計する。

なお,開閉装置の主要な部分については,構造設計として弾性範囲内にて 設計を実施するが,地震における動的機能維持を確認するため,振動試験を 実施し健全性を担保する。

(3) 耐津波設計方針

放水路ゲートは放水口の上流に設置することから,入力津波による波力に 耐える構造設計を行う。

放水路ゲートの遮水機能として扉体の4辺に水密ゴムを設置することにより,敷地への浸水を防止する構造とする。放水路ゲートの水密機能は防潮扉 と同様であり,採用実績は,第1表に示すとおり採用実績は多く信頼性は高い。構成部位の役割は第2表に示す。

放水路ゲートの水密性は、ダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省)の漏 水試験の算出式に準じて求める。漏えい試験装置を用いた漏えい試験を実施 し水密ゴムの機能を確認するとともに、ダム・堰施設技術基準(案)の検査 内容に準じた検査を実施し水密性を確保していく。第3表に水密面に係る検査 内容(抜粋)及び漏水試験の算出式を示す。また、水密ゴムの漏水試験の結 果は、添付資料218)止水ジョイント部(底部止水機構)に記載している。 5条 添付30-5 なお,水中部は海生生物によるゲート動作の障害にならないよう,貝の付 着を防ぐ防汚塗装等により動作を確保する。

第1表 スライドゲートの採用実績 (A社製 2017 年 8 月)

	スライドゲート
一般産業	2 0
電力	1 3
合計	3 3

第2表 構成部位と役割

構造部位	構成部位と役割	
	外部からの地震荷重,津波荷重,漂流物荷重等を地	
同生	中連続壁基礎に確実に伝達するとともに, 各荷重に	
	対して十分な耐性を有することにより止水性を確	
	保し、放水路ゲートとしての機能を保持する。	
	扉体の4辺に設置され,水密ゴムによる津波からの,	
水密ゴム	浸水を防止することにより止水性を確保し, 放水路	
	ゲートとしての機能を保持する。	
	扉体から伝達される基準地震動 S _s による地震荷重	
	及び基準津波による津波荷重について,鉄筋コンク	
地中連続壁基礎	リート防潮壁(放水路エリア)の地中連続壁基礎に	
(間接支持構造物)	より支持地盤に確実に伝達し十分な耐性を有して	
	いる。また,津波に対する放水路ゲートとしての止	
	水機能を保持する。	

5条 添付30-6

	検査内容	測定又は確認方法
十注	水密面の鉛直度,水平度	基準線からの変位を鋼製直尺で測定 する。
ЧZ	水密面の平面度	直定規, すきまゲージで測定する
	水密ゴムと水密面の当たり状態	すきまゲージを用いて確認する。
外観	部材相互の取合いと密着具合	目視により部材の取付け位置を確認 する。

第3表 水密面に係る検査内容(抜粋)

<漏水量の算出式>

W=10.2 L \times P

- W:漏水量 (m@/min)
- P:設計圧力 (MPa)
- L:長辺の長さ(cm)

(4) 津波襲来時(放水路ゲート閉止時)の排水について

①排水設計の考え方について

非常用海水ポンプの排水については既設放水路3本のうちいずれか2本 より1本を用いて排水をする設計である。

大津波警報が発表された場合には,原子炉スクラム停止操作,循環水 ポンプ停止及び出口弁を閉操作する。循環水ポンプが停止した後,放水 路ゲートを閉操作する。

放水路ゲートにて放水口を閉止した場合でも,非常用海水ポンプの排 水は継続的に排出する必要があることから,ゲート本体に設置している 小扉により排水を可能にしている。

②放水路からの排水について

既設放水路からの排水は, 朔望平均満潮位の時には排水できる設計と する。放水路ゲートの小扉からの排水条件はプラントの排水による放水 ピット水位T.P.+5.5m(①)以下の場合に排水する設計としている。小 扉の設置位置はT.P.+0.25m(②)であることから水位差5.25m以下(① -②)の条件であれば水位差で小扉が開く設計であることから, 朔望平 均満潮位T.P.+0.61m以上であっても排水することが十分可能である。 第4図に放水路ゲートの小扉の排水設計を示す。



図② 放水路ゲート小扉の設計

【放水路ゲートの小扉の排水条件について】(図②参照) <小扉の開条件>

- ◆必要面積(小扉の面積): 0.197m²以上
- ◆設計水位差:5.25m (①-②)
 - ・プラント排水水位(放水ピット): T.P. +5.5m(①)
 - ・小窓設置下端:T.P.+0.25m(②)
- ◆設計潮位 T.P.+0.61m 以下(朔望平均満潮位)
- ◆必要放出流量:4320.8m³/hr
 - ・残留熱除去系海水系ポンプ885.7m³/hr×4台
 - ・非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ: 272.6m³/hr×2台
 - ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ:232.8m³/hr×1台

第4図 放水路ゲートの小扉からの排水設計

5条 添付30-9

③津波襲来時の排水について

通常は小扉から排水する設計であるが、津波の襲来時には、放水口側の 水位差が上回り排水ができなくなる。放水口前面での津波高さは、放水ピ ット上部開口部高さT.P.+5.5mを上回る津波高さの時間は、最大で約4分で あり、排水量に換算すると最大約670m³になる。津波襲来時においては敷地 内に一時的に排水するよう設計する。第5図に放水路ゲート閉止状態での排 水イメージを示す。





第5図 放水路ゲート閉止時の排水

(5) 開閉装置の構造及び動作原理について

開閉装置の駆動方法は電動機による「電動駆動式」とファンブレーキに よる「自重降下式」の2つの構造がある。第6図 a ~ b に開閉装置の構造及 び動作原理について示す。図 a に開閉装置の構成を示す。なお,動作原理 は防潮扉と同じである。



【図a 開閉装置 鳥瞰図】 電動駆動式は①電動機を駆動,②油圧押上げ式ブレーキを解除,③減速 機,④巻き上げ装置を経由し放水路ゲートを閉止させる構造である。電動 駆動式は開閉操作が可能である。(図b参照)



【図 b 電動駆動式 (開閉操作可能)】

⁵条 添付30-11

自重降下式は,⑤直流電磁ブレーキを解除,④巻き上げ装置に引き上げ られている放水路ゲートの自重による落下,⑥ファンブレーキによる落下 速度の制御により放水路ゲートを閉止させる機械的な構造である。自重降 下式は電動駆動用の電源を必要とせず,直流電磁ブレーキを解除できるよ う無停電電源装置(UPS)を設置している。自重降下式は閉操作のみ可 能である。



【図 c 自重降下式(閉操作の

第6図 開閉装置の構造及び動作原理(図a~図c)

(6) 開閉装置の振動試験について

a. 試験目的

開閉装置の成立性確認のため,基準地震動S_sの選定波を加振波として 用い,ここでは,実機大の防潮扉の開閉装置を用いた振動試験を行い地震 後の動的機能維持を確認する。なお,詳細設計段階において放水路ゲート の開閉装置設置位置における応答スペクトルが算出された段階で,当該試 験に用いた加振条件に包絡していることの確認をJEAC4601 (2015) 「4.6.3.2試験による評価の方法」に準じて行う。

b. 試験方法

振動台上に架台を設置しその上に防潮扉に設置する開閉装置を基礎ボル トで固定し,水平方向と鉛直方向とを同時加振する。第7図に大型3軸振動 台の概要を示す。

加振自由度	3軸6自由度			
最大積載重量	80 t f			
テーブル寸法	$X:6m \times Y:4m$			
定格	X方向Y方向Z方向			
最大変位	± 300 mm ± 150 mm ± 100			
最大加速度	1G 3G 1G		1 G	
(35 t 積載時)	(水平) (水平) (鉛直)			

振動台の仕様



第7図 大型3軸振動台の概要

5条 添付30-13

c. 試験条件

加振試験に使用する入力条件は以下のとおり。

<入力地震動の作成>

- (1) 評価用地震動の選定
 - ①動的機能維持評価に用いる評価用の地震動は、解放基盤表面からの地盤の特性に応じた地震動の応答スペクトルとして基準地震動Ss-D1を選定した。
 - ②基準地震動S_s-D1については,防潮扉の開閉装置位置
 - (T.P.+22.5m) における評価が必要になることから,以下の手順にて一次元地盤応答解析(SHAKE)にて得られた地表面応答加速度の結果を開閉装置位置(T.P.+22.5m)での評価用応答スペクトルとして作成した。
 - a. 一次元地盤応答解析(SHAKE)の地表面応答加速度における 結果に対して,開閉装置位置での応答加速度を算出するた め,地表面応答加速度(SHAKE)に対し開閉装置位置でのFLIP 応答解析値の倍率(FLIP/SHAKEの倍率)を1.73倍と算出し, 応答スペクトルを引き上げた。
 - b. a項にて1.73倍引き上げた応答スペクトルに対し,評価用 に基準地震動S_s8波の全周期帯を包絡させるスペクトルが必 要なことから,更に応答スペクトルを2.59倍し全周期帯を包 絡した応答スペクトルを作成した。

その結果,一次元地盤応答解析(SHAKE)の地表面応答加速 度結果における応答スペクトルに対し4.49倍したものを評価 用の応答スペクトルとした。

5条 添付30-14

- (2) 確認用地震動の選定
 - ①確認用として、一次元地盤応答解析(SHAKE)による地表面応 答加速度の結果から位相特性による設備への影響を確認するた め、最大応答加速度が最も大きくなるS_s-22(鉛直方向最

大)及びS_s-31(水平方向最大)について選定した。

- ② S_s-22 (鉛直方向最大)及びS_s-31 (水平方向最大)については、基準地震動S_s-D1と同様に防潮扉の開閉装置位置(T.P.+22.5m)における評価を行うため、以下の手順にて一次元地盤応答解析(SHAKE)にて得られた、地表面加速度の結果を開閉装置位置(T.P.+22.5m)での確認用応答スペクトルとして作成した。
 - a. 一次元地盤応答解析(SHAKE)の地表面応答加速度における 結果に対して,開閉装置位置の応答加速度を算出するため, 地表面応答加速度(SHAKE)に対し開閉装置位置でのFLIP応 答解析値の倍率(FLIP/SHAKEの倍率)を0.93倍(S_s-2 2),1.73倍(S_s-31)と算出した。
 - b.更に、a.項にて引き上げた応答スペクトルに対し位相特性 による影響を確認する必要があることから、地表面応答加 速度結果における応答スペクトルに対し2倍したものを確認 用応答スペクトルとした。なお、S_s-22については、 振動試験装置の性能上1.61倍とした。
地震波における加振条件について,評価用を第3表に確認用を第4 表に示す。第9図模擬地震波の加速度応答スペクトル参照。なお,振 動台の性能から高倍率の加振条件においては,各構成部品の固有周期 が有しない範囲についてはフィルター処理を実施した。

第3表 地震波における加振条件(評価用)

地震波	 ①地表面位置に対する 開閉装置位置での 応答加速度の倍率 (FLIP/SHAKE) 	②地表面応答加速度 (SHAKE)の全周期帯 を包絡するための倍率	③振動台への入力地震動の倍率(①×②)
S _s – D 1	地表面応答加速度 ×1.73	①で作成した応答 スペクトル ×2.59	地表面応答加速度 ×4.49

第4表 地震波における加振条件(確認用)

地震波	 1)地表面位置に対する 開閉装置位置での 応答加速度の倍率 (FLIP/SHAKE) 	②振動台への 入力地震動の倍率 <2倍> (①<②)
S _s -22	地表面応答加速度 ×0.93	地表面応答加速度 ×1.61 [※]
S _s -31	地表面応答加速度 ×1.73	地表面応答加速度 ×2

※振動試験装置の性能上1.61倍とした。



Ss-D1 (評価用:入力地震動)



S s - 2 2 (確認用:鉛直方向最大)



第9図 模擬地震波の加速度応答スペクトル

5条 添付30-17

d. 試験装置

放水路ゲートの開閉装置は防潮扉の開閉装置と同じ構造であるため, 放水路ゲートと防潮扉の開閉装置の中でも最大な設備を選定し,開閉装 置のワイヤーの巻き上げ装置については,駆動軸の長いワイヤーの巻き 上げ装置側を製作した。

また,ワイヤー巻き上げ装置には扉の荷重を模擬するため巻き上げ装 置の下部にトルク装置を設置し扉の荷重を模擬し試験を実施した。

試験に用いた開閉装置の概要は以下の通り。第9図に開閉装置の試験装置(全景)を示す。

<試験装置の構成>

◆開閉装置(減速機,直流電磁ブレーキ,ファンブレーキ,他) 1式
 ◆制御盤 1式



第9図 開閉装置の試験装置(全景)

e. 試験結果

試験前及び加振試験後に外観点検を実施し異常のないことを確認し た。また,試験後の動作確認においても試験装置上に設置している操作 盤より操作を実施し異常なく開閉装置が動作する事を確認した。 (7) 安全機能(MS-1) 要求に伴う設計について

放水路ゲートは設置許可基準規則 第十二条の要求に基づき以下の安全機能 について設計を行う。

- a.外部電源喪失時にも閉止できるように放水路ゲートの閉止装置に必要な電源は「独立性」「多重性」を確保し非常用ディーゼル発電機2C,
 2D母線から供給する様に設計する。
- b. 駆動方式は、多重性を確保し「電動駆動式」及び「自重降下式」で設計する。「自重降下式」はファンブレーキ方式を採用する。また、外部からの動力の供給をがない場合においても操作が可能なよう無停電電源装置(UPS)を設置する。
- c. 運転員による誤操作及び誤信号による誤動作を防止するため,循環水 ポンプ運転中は閉止しないインターロックを持つ設計にする。
- d. 放水路ゲートが閉止している状態においても、安全系ポンプが運転中のため、完全に閉止してしまうと敷地内へ浸水することから、閉止ゲートの扉体に小扉を設け安全系ポンプの排水は放水口より排水できる設計にする。
- e. 放水路ゲートの状態を監視し, 異常の発生を検知できるような設計に する。

(8) 放水路ゲート操作用電源系等の設計について

津波の襲来に対して確実な緊急閉止操作を達成するため、基本設計方針に 基づき、放水路ゲートの閉止機能は重要安全施設(MS-1)設計とする。 動的機器である閉止機構及び閉止機構に関する電源系、制御系は多重化し、 ゲート自体は静的機器であることから多重性の必要はなく、シングルであっ ても確実に閉止する設計となっている。

- ・ゲートの閉止に必要な系統(駆動方式,電気系等)は、多重性又は多様
 性、及び独立性を確保し、遠隔操作が可能な系統とする。
- ・想定される全ての環境条件において、その機能を発揮できるよう、耐震
 性を含めた耐環境性を確保する。
- ・放水路ゲートの状態を監視し、異常等の発生を検知できるよう設計する。

この基本設計方針の概念図を第10図に放水路ゲート電源概念図を示す。 開閉機構には、「電動駆動式」「自重降下式」を多重に設けており、通 常時は電動駆動式により閉止を行い、緊急を要す場合に「自重降下式」を 選択する。なお、「自重降下式」は外部からの電源をがない場合において も操作が可能なよう無停電電源装置(UPS)を設置する。無停電電源装 置(UPS)は30分以上保持できる設計とする。

放水路ゲートの操作は中央制御室から遠隔操作を可能とし,開閉状態に ついても監視できる設計にする。また,それぞれの制御系,電源系は多重 化し,かつ独立性を確保し,耐震性はSクラス設計する。



<放水路ゲートA系>

----- : 電源系

第10図 放水路ゲート電源概念図(A系の例)

3. 放水路ゲート閉止方法について

発電所への影響を及ぼすような津波が襲来する恐れがある場合の放水路ゲート閉止操作に関する手順並びに操作系設備の設計の考え方を以下に示す。

(1) 電動駆動式による閉止操作の手順

津波情報については、気象庁からの大津波警報や構内設置の潮位計及び 津波監視カメラにより情報を収集しているが、気象庁からの発信される津 波情報のうち、太平洋側沿岸部に到達する津波(遠方沖含む)の予報区で 大津波警報が発表された場合に、放水路ゲートの閉止判断を行い、閉止操 作に移行する。放水路ゲートの閉止判断を行った場合の対応手順及び対応 時間については以下のとおり。

放水路ゲートを閉止するためには,循環水ポンプを先に停止させる必要 がある。誤操作・誤動作による閉止した場合に敷地内へ循環水が溢水する ことを防止するため,循環水ポンプの停止信号を放水路ゲートの閉操作の インターロックに設定している。

循環水ポンプ停止後,電動駆動式による放水路ゲートの閉止操作を中央 制御室から遠隔にて操作し閉止する。地震・津波発生後から放水路ゲート 閉止までの時間は約22分である。

第11図に放水路ゲートの操作フローを示す。

(2) 自重降下式による閉止操作の手順

放水路ゲートの閉止操作は、中央制御室からの遠隔操作により実施する。 原則として通常は「電動駆動式」の操作としているが、「自重降下式」によ る自重落下式も採用し多重性を確保している。

自重降下式は,外部電源喪失時にも直流電磁ブレーキを開放するだけで放 水路ゲートを閉止できる。

操作は中央制御室の選択スイッチにより「電動駆動式」か「自重降下式」 を選択し遠隔にて操作し閉止する。地震・津波発生後から放水路ゲート閉止 までの時間は約14分である。

第11図に放水路ゲートの操作フローを示す。

放水路ゲートの閉止操作時間は,地震・津波発生から電動駆動式の場合で約22分,自重降下式の場合で約14分かかる。基準津波による津波の到達時間は約37分であるため,到達までに放水路ゲートを閉止することができる。

また,大津波警報が発表された場合の循環水ポンプ等の常用系海水ポンプ の運用手順を添付資料10に示す。 <参考>

ここでは海域活断層を波源とした津波時の場合について評価する。

海域活断層F8の到達時間約24分に対し,電動駆動式約22分,自重降下式約 14分であることから敷地へ到達する前に閉止することができる。第4表に各海 域活断層の津波高さと到達時間について(取水口前面)示す。

仮に閉止できなかったとしても、海域活断層の津波高さは、最大でもF16の T.P.+2.0mであることから、放水路ゲートを閉止しなくても敷地へ遡上する ことはない。第7表に各海域活断層の津波高さと到達時間について(取水口前 面)示す。

海域活断層名	最高水位 (T.P. m)	到達時刻(分)
F1~塩ノ平	+1.7	32
F3~F4	+1.2	43
F8	+1.9	24
F16	+2.0	25

第7表 各海域活断層の津波高さと到達時間について(取水口前面)



第11図 放水路ゲート操作フロー

⁵条 添付30-25

別紙

設置許可基準規則	適合性
(安全施設)	
第十二条 安全施設は,その安全機能の重要 度に応じて,安全機能が確保されたものでな ければならない。	取水路ゲートは,入力津波による遡上波 が,設計基準対象施設の津波防護対象設備 に到達,流入を防ぐ重要な施設であること を踏まえ,MS-1 設計とする。以下にそ の適合性を述べる。
2 安全機能を有する系統のうち,安全機能の 重要度が特に高い安全機能を有するものは, 当該系統を構成する機能文は器具の単一故障 (単一の原因によって一つの機械又は器具が 所定の安全機能を失うこと(従属要因による 多重故障を含む。)をいう。以下同じ。)が発 生した場合であって,外部電源が利用できない場合においても機能できるよう,当該系統 を構成する機械又は器具の機能,構造及び動 作原理を考慮して,多重性又は多様性を確保 し,及び独立性を確保するものでなければな らない。	津波防護機能を達成するため、放水路ゲートを閉止するための閉止機構は多重化し、各々異なる動作原理により駆動する系統とする。 また、当該閉止機構の駆動に必要な電源系及び制御系もそれぞれに独立した系統により、多重化した設計とする。また、電源系には、無停電電源装置を用いることで外部電源喪失時にもゲート閉止が可能とすることにより、単一故障に対して津波防護機能を失わない設計とする。
3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準 事故に至るまでの間に想定される全ての環境 条件において、その機能を発揮することがで きるものでなければならない。	電源系等を独立させ,内部火災等の影響 を受けない設計とする。 開閉装置は,外部火災等,自然現象によ る影響を受けない設計とする。 基準地震動Ssに対して,ゲートの閉止 機能を喪失しない設計とする。
4 安全施設は、その健全性及び能力を確認す るため、その安全機能の重要度に応じ、発電用 原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査が できるものでなければならない。	原子炉の運転中又は停止中に放水路ゲー トの作動試験又は,検査が可能な設計とす る。
5 安全施設は, 蒸気タービン, ポンプその他の 機器又は配管の損傷に伴う飛散物により, 安 全性を損なわないものでなければならない。	放水路ゲートと蒸気タービン,ポンプ等 とは距離による離隔が十分にされているこ とから飛来物による影響は及ぶことはない 設計としている。
6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施 設において共用し、又は相互に接続するもの であってはならない。ただし、二以上の発電用 原子炉施設と共用し、又は相互に接続するこ とによって当該二以上の発電用原子炉施設の 安全性が向上する場合は、この限りでない。	_
7. 安全施設(重要安全施設を除く。)は,二以 上の発電用原子炉施設と共用し,又は相互に 接続する場合には,発電用原子炉施設の安全 性を損なわないものでなければならない。	_

設置許可基準規則 第十二条との適合性

添付資料31

貯留堰継ぎ手部の漏水量評価について

1. 漏水量の評価方針

貯留堰は,鋼管矢板連続壁として止水機能を確保している。鋼管 矢板連続壁は,鋼管同士を継手により連結した構造であり,鋼管矢 板継手部(P-T継手)へのモルタル充填を行う。

鋼管矢板継手部にモルタルを充填した状態(事例写真及び構造概要)を第1図に示す。



第1図 モルタルによる鋼管矢板継手部止水処理図

斎藤等の「鋼管矢板継手の遮水性能評価試験」(土木学会第 56 回年次学術講演会,2001)で報告された,鋼管矢板継手部にモル タルを充填した場合の遮水性能評価試験の結果を第 2 図に示す。 鋼管矢板継手部へのモルタル充填には,施工性を考慮して袋体 (モルタルジャケット)を用いる計画であり,上記試験結果では 鋼管矢板継手部 (P-T継手部)の換算透水係数は1×10⁻⁶ cm/s オーダー (Case3)であることから,本検討の止水性能の評価に 用いる換算透水係数は,保守的に1×10⁻⁵ cm/s とする。

なお,斎藤等の評価における止水性能の換算透水係数は,鋼管 矢板外縁で降伏点を超える程度の変形状態を載荷試験により再現

し、載荷後の変形した継手部に対して耐水試験を実施した結果か ら得られたものである。





第2図 鋼管矢板継手部止水処理形状及び遮水性能評価試験結果(斎藤等:鋼管矢板継手の遮水性能評価試験,土木学会第56回年次 学術講演会,2001)

2. 漏水量の評価結果

換算透水係数ke = 1×10⁻⁵(cm/s)を用い,また貯留堰内の水位が貯 留堰天端高さを下回る時間を保守的に 30 分と仮定し,漏水量を算定 した。

- $$\begin{split} \mathbf{Q} &= \mathbf{n} \times \mathbf{q} \\ &= \mathbf{n} \times \mathbf{A} \times \mathbf{k} \, \mathbf{e} \times \mathbf{i} \\ &= \mathbf{n} \times \mathbf{B} \times \mathbf{L} \times \mathbf{k} \, \mathbf{e} \times \mathbf{h} \diagup \mathbf{T} \end{split}$$
- ここに,
- : 全漏水流量(cm³/s) Q :継手箇所数(鋼管矢板打設本数47本,継手箇所数は n 46箇所として計算) : 継手1箇所あたりの漏水流量(cm/s) q :断面積(cm²)(=B×L) А :換算透水係数算出時に用いた鋼管矢板の幅(=1.0m)^{*1} В L :鋼管矢板高さ(=水頭差h)(=249cm)^{*2} Ke : 換算透水係数 $(=1 \times 10^{-5} \text{ cm/s})$ i :動水勾配 :水頭差(=鋼管矢板高さL)(=249 cm) *² h :換算透水係数算出時に用いた透水長(=50 cm)^{*1} Т
- ※1 斎藤らは鋼管矢板継手 6 種類に対し,鋼管矢板の縁ひずみが材料降伏点以上になるように曲げ載荷した後,試験体を取り出し遮水性能評価試験を行った。段階的に水圧を載荷した遮水性能評価試験結果から、ダルシー則を参考に換算透水厚さを50cmとし、継手部の換算透水係数を求めている。
- ※2 水頭差 h は時間とともに変化する値であるが,保守的に海域の 水量がないものとして算定した。



 $Q = n \times B \times L \times k \, e \times h \, / \, T$

 $= 46 \times 100 \,\mathrm{cm} \times 249 \,\mathrm{cm} \times 1 \times 10^{-5} \,\mathrm{cm/s} \times 249 \,\mathrm{cm} \times 50 \,\mathrm{cm}$ $= 57 \,\mathrm{cm}^3 / \,\mathrm{s}$

取水可能継続時間を 30 分(1,800s)とした場合,漏水量 V は以下のとおり。

 $V = Q \times 1,800 s$ = 57 cm³/s × 1,800 s = 102,600 cm³ = 0.10m³

以上の算定結果より、30分間での貯留堰からの漏水量は約0.10m³ であることから、貯留堰の貯留性能に問題となる影響はないことを 確認した。

- 3. 斎藤等による遮水性能評価試験及びその適用性について
 - (1) 斎藤等による遮水性能評価試験の要約

「斎藤等:鋼管矢板継手の遮水性能評価試験,土木学会第 56 回 年次学術講演会,2001」について以下に要約を示す。

 (a) 曲げ試験:充填材を充填した継手試験体に対して2点載荷の曲げ試験を行った。試験は,継手試験体の縁端ひずみが所定のひずみに達するまで載荷した。所定のひずみとは、φ 1000の鋼管矢板の縁端ひずみが降伏点ひずみを超えるときに継手管に発生するひずみである。曲げ試験及び継手管の縁端ひずみのモデル図をそれぞれ第3図,第4図に示す。



(b) 遮水性能評価試験:曲げ試験後の試験体より載荷点部分を切り出し、耐水圧試験器を用いて遮水性能を評価した。載荷水圧は、0.02MPa、0.05MPa、0.10MPa、0.20MPa、0.30MPa、0.40MPa、0.50MPa の順に段階的に載荷した。各載荷圧力の保持時間を1時間とし、1時間あたりの漏水量Qを測定した。

遮水試験のモデル図を第5図に示す。



第5図 遮水性能評価試験

- (c) 換算透水係数算出:鋼管矢板継手を 50cm 厚の均一な透水 層と考え、ダルシーの法則に準じて換算透水係数を以下の式 により求めた。
- $Q = A \cdot ke \cdot i = A \cdot ke \cdot \Delta h/T$
- ここに,
- Q: : 試験によって得られた単位時間の漏水量
- A :鋼管矢板の断面積
- ke : 換算透水係数
- i : 動水勾配
- ⊿h :水頭差
- T :換算透水層厚さ(=50cm)
- (d) 遮水性能評価試験結果:遮水性能評価試験結果を第6図に示す。鋼管矢板継手部にモルタルジャケットを用いてモルタルを充填した場合の鋼管矢板継手部(P-T継手部)の換算透水係数は 1×10⁻⁶ cm/s オーダー (Case3) であった。



第6図 遮水性能評価試験結果

(2) 遮水性能評価試験の適用性

貯留堰継手部の漏水量評価に用いた換算透水係数は,上記 3.(1)に示した斎藤等による遮水性能評価試験から得られた値で ある。この試験は,鋼管矢板外縁で降伏点ひずみを超えるときに 継手に生じる変形状態を載荷試験により再現し,載荷後の変形し た鋼管矢板継手部について漏水量を測定し,鋼管矢板継手の換算 透水係数を求めたものである。この遮水性能評価試験は貯留堰の 設計で想定している曲げ状態を再現しているため,遮水性能評価 試験で求めた透水係数は今回の貯留堰の設計に適用可能と判断で きる。

鋼管矢板に曲げが発生したときに,鋼管矢板本体のひずみと鋼 管矢板継手のひずみとは第7回に示すとおり比例関係にある。鋼 管矢板継手の大きさは鋼管矢板本体の径によらず一定であり,鋼 管矢板継手のひずみの大きさは,鋼管矢板本体外縁のひずみの大 きさと鋼管矢板本体の径の大きさによって決まる。鋼管矢板本体 の外縁ひずみが大きければ鋼管矢板継手のひずみが大きくなり, 鋼管矢板本体の径の大きさが大きくなれば鋼管矢板継手のひずみ は相対的に小さくなる(第7図)。



第7図 鋼管矢板本体と鋼管矢板継手のひずみ関係

遮水性能評価試験が φ 1000 の鋼管矢板を想定して実施している のに対し, 貯留堰では φ 2000 の鋼管矢板を用いる計画である。第7 図に示すように, φ 1000 の鋼管矢板においては鋼管矢板本体の外 縁ひずみの約 1/6 が継手鋼管のひずみとなるのに対し, φ 2000 の 鋼管矢板においては, 鋼管矢板本体の外縁ひずみの約 1/12 が鋼管 矢板継手のひずみとなる。したがって, 貯留堰の鋼管矢板継手の ひずみは試験で想定しているひずみに対して小さくなることから, 継手からの漏水量評価は保守側の評価結果となっている。

さらに,引用した遮水性能評価試験は,鋼管矢板本体外縁の降伏 ひずみ状態に対する継手における換算透水係数を求めているのに 対し,貯留堰の設計が許容応力度以内の構造強度を有している。 したがって, 貯留堰の設計における鋼管矢板本体の外縁ひずみは 試験の想定状態よりかなり小さいことから,継手からの漏水量評 価はさらに保守側の評価結果となっている。

以上より,継手からの漏水量評価は十分な保守性をもって評価している。

添付資料32

貯留堰の構造及び仕様について

貯留堰は津波防護施設及び非常用取水設備である。地震後の繰返しの襲来を 想定した経路からの津波,余震及び漂流物の衝突を考慮した場合においても, 引き波による取水ピットの水位低下に対して,非常用海水ポンプの機能保持に 必要な高さの海水を確保し,主要な構造体の境界部への止水処置により止水性 を保持することを機能設計上の性能目標として,取水口前面の海中に設置する。

また,地震後の繰返しの津波の襲来を想定した津波荷重並びに余震及び漂流 物の衝突を考慮した荷重に対し,津波後の再使用性を考慮し,主要な構造部材 の構造健全性を保持する設計とする。そのためには有意な沈下が生じないよう 十分な支持性能を有する岩盤に設置するとともに,鋼管矢板間には鋼管矢板継 手,また構造物の境界には止水ゴムを設置し,部材の変形や破断等で有意な漏 えいを生じさせない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。

本資料では,貯留堰の構造及び仕様について示すとともに,貯留堰に求めら れる海水の貯留機能及び止水機能を確保するための設計方針及び施工において 確認すべき事項,維持管理方針等について示す。

1. 貯留堰の構造及び仕様

貯留堰は、その機能及び目的から貯留堰本体及び護岸接続部に区分され、 このうち貯留堰本体は鋼管矢板と鋼管矢板同士を接続する鋼管矢板継手,護 岸接続部は止水ゴムと止水ゴムへの津波漂流物の衝突を防ぐ防護材及びこれ らを取り付けるための鋼材より構成される。既設構造物である貯留堰取付護 岸は、貯留堰の間接支持構造物であり、前面鋼矢板とタイ材及び控え工鋼矢 板より構成される。

鋼管矢板は、 φ 2000mmの炭素鋼鋼管であり、全47本の鋼管矢板を連続的に 打設することにより堰形状を構成する。鋼管矢板は、下端を岩盤に十分根入 れすることにより支持性能を確保するとともに、天端は、非常用海水ポンプ

5条 添付32-2

の取水に必要な水量を確保するため,海底地盤レベルT.P.-6.89mに対して天端高さをT.P.-4.9mとしており,約2mの堰高さを有する。貯留堰の寸法は,約65m×約24mである。第1-1図に貯留堰の全体構造,第1-1表に貯留堰の主要 仕様を示す。

第1-1図 貯留堰全体構造(1/6)





第 1-1 図 貯留堰全体構造 (3/6)



断面位置図及び地質構成表



第 1-1 図 貯留堰全体構造(4/6)

備考

敷地全体に広く分布する。

敷地全体に広く分布する。

久慈川が侵食した凹状の

敷地南部に埋没段丘として

敷地の南西部に分布し、 いわゆる額田段丘面を

分布する。

構成する。

砂質泥岩 敷地の基盤岩である。

谷を埋めて分布する。

砂

砂礫

粘土

砂

砂礫

シルト

砂

砂礫

シルト

砂礫

ローム

シルト

砂礫



注:地盤改良の範囲については、今後の設計進捗により変更の可能性がある。



護岸直角方向断面(B-B断面)

注:地盤改良の範囲については、今後の設計進捗により変更の可能性がある。

護岸直角方向断面(C-C断面)

第1-1 図 貯留堰全体構造(5/6)

5条 添付32-6

第1-1図 貯留堰全体構造 (6/6)

施設区分	構成部位		項目		仕様	
				材 質		SM570
				寸 法 (mm)) 外径	2000
		Î	鋼管矢板	<u> </u>	引 張	255
	时中			計谷応力度 (N / mm^2)	圧 縮	255
	留				せん断	145
	堰			材 質		SM400
	本			型式		P-T型
	144	全田	签车坂继手	寸 法 (mm)) 継手間隔	j 180
		业时	自入议述于	<u> </u>	引 張	140
				計谷応刀及 (N /mm ²)	圧 縮	140
					せん断	80
				材 質		CR・補強布
貯		止	トポイン	型式		FR特殊型
留 堰		水ジョ	止水コム	許容引張力 (N/mm)	引張	118.7
		1	止水ゴム 取付部鋼材	材 質		SM400
		イン		許容応力度	引 張	140
	護	Ъ			圧 縮	140
	岸				せん断	80
	按続			材 質		SM400
	部	防護材		新家亡士庄	引 張	140
				計谷心力度 (N / mm^2)	圧 縮	140
					せん断	80
				材 質		SM570
			防護材	<u> </u>	引 張	255
		耵	汉 付部鋼材	計谷応力度 (N / mm^2)	圧 縮	255
					せん断	145
				材 質		SY295
		前面鋼矢板		型式		V型
	(既設)		終局強度 (N/mm ²)	引張	450	
」 「 「 」 「 」 「 」				材 質		SY295
国 堰 取 付		trtrふっ	一個左右	型式		IV型
		控え上鋼矢板 (既設)		終局強度 (N/mm ²)	引張	450
 岸				材質		タイブル
. ,		口	イボ	型式		F130T
		シ (限	~1 /2] 死設)	間隔	(mm)	1600
		(9/1.fix)		終局強度 (kN/本)	引張	1281

第1-1表 貯留堰及び貯留堰取付護岸の主要仕様

5条 添付32-8

2. 設計方針

貯留堰は津波防護施設であるため、「3.1 津波防護施設の設計」に記載のと おり、審査ガイドに基づき、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を 適切に組合せた条件で設計を行うとともに、漂流物の衝突及び自然現象によ る荷重との組合せを適切に考慮することにより、耐震・耐津波設計上の十分 な裕度をもって海水貯留機能を確保する。

(1) 評価方針

貯留堰は,前述の機能設計上及び構造強度設計上の性能目標を達成する ために,構造強度を有すること及び止水性を損なわないことが必要となる。 このため構造部材の健全性及び基礎地盤の支持性能の観点から評価を行う。 第2-1表に貯留堰及び貯留堰取付護岸の構成部位とその役割を示す。

また,第2-2表に,貯留堰の評価の項目及びその評価方法及び許容限界を 示す。

(2) 検討フロー

貯留堰の耐震評価の検討フローを第2-1.1図に,強度評価の検討フローを 第2-1.2図に示す。

第2-1表 貯留堰及び貯留堰取付護岸の構成部位とその役割

施設区分	構成部位		部位	構成部位の役割	
貯留堰	鋼管矢板 貯 留		鋼管矢板	地震荷重,津波荷重及び漂流物衝突荷重を支持 地盤に伝達するとともに,各荷重に対して十分 な耐性を有することにより止水性を確保し,貯 留堰としての機能を保持する。	
	堰本体	鋼管矢板継手		地震荷重,津波荷重及び漂流物衝突荷重を連続 する鋼管矢板に伝達するとともに,各荷重に対 して十分な耐性を有することにより鋼管矢板間 の止水性を確保し,貯留堰としての機能を保持 する。	
	護岸 接 続 部	止水ジョ	止水ゴム	津波荷重及び土圧に対して十分な耐性を有し, 貯留堰本体と貯留堰取付護岸との間に生じる変 位に追従することにより貯留堰本体と貯留堰取	
		- イント 護岸	止水ゴム 取付部鋼材	位に迫促することにより灯笛堰平体と灯笛堰む 付護岸との間の止水性を確保し、貯留堰として の機能を保持する。	
		接 続 部		防護材	漂流物衝突荷重に対して十分な耐性を有し,止 水ジョイントを防護することにより貯留堰本体
		防護	材取付部鋼材	と貯留堰取付護岸との間の止水性を確保し、貯 留堰としての機能を保持する。	
貯 留	前面鋼矢板 (既設)		岡矢板 設)		
堰 取 付		控え工 (既	鋼矢板 設)	地展何里に対して十分な附属性を有し、地展何 重、津波荷重及び漂流物衝突荷重を受ける防護 材及び止水ジョイントを支持し、貯留堰取付護	
護岸	タイ材 (既設)		イ材 設)	岸の止水性を保持する。	

第 2-2 表	貯留堰の評価項目	と許容限界値

評価方針	評価項目	部位	評価方法	許容限界
	構造部材の 健全性	鋼管矢板	発生応力が許容限界以下で あることを確認	短期許容応力度
		鋼管矢板継手	発生応力が許容限界以下で あることを確認	短期許容応力度
		止水ゴム	発生する引張力が許容限界 以下であることを確認	許容引張力
構造強度を 有すること		止水ゴム取付部鋼材	発生応力が許容限界以下で あることを確認	短期許容応力度
		防護材	発生応力が許容限界以下で あることを確認	短期許容応力度
		防護材取付部鋼材	発生応力が許容限界以下で あることを確認	短期許容応力度
	基礎地盤の 支持性能	基礎地盤	接地圧が許容限界以下であ ることを確認	極限支持力※
	構造部材の 健全性	鋼管矢板	発生応力が許容限界以下で あることを確認	短期許容応力度
		鋼管矢板継手	発生応力が許容限界以下で あることを確認	短期許容応力度
止水性を 損なわない こと		止水ゴム	発生する引張力が許容限界 以下であることを確認	許容引張力
		止水ゴム取付部鋼材	発生応力が許容限界以下で あることを確認	短期許容応力度
		防護材	発生応力が許容限界以下で あることを確認	短期許容応力度
		防護材取付部鋼材	発生応力が許容限界以下で あることを確認	短期許容応力度
	基礎地盤の 支持性能	基礎地盤	接地圧が許容限界以下であ ることを確認	極限支持力※

※妥当な安全余裕を考慮する。

評価方針	評価項目	部位	評価方法	許容限界
構造強度を有 すること	構造部材の 健全性	前面鋼矢板(既設)	発生応力が許容限界以下で あることを確認	終局強度 [※]
		控え工鋼矢板(既設)	発生応力が許容限界以下で あることを確認	終局強度 [※]
		タイ材(既設)	発生応力が許容限界以下で あることを確認	終局強度**
止水性を 損なわないこ と	構造部材の 健全性	前面鋼矢板(既設)	発生応力が許容限界以下で あることを確認	終局強度 [※] (機能保持限界)
		控え工鋼矢板(既設)	発生応力が許容限界以下で あることを確認	終局強度 [※] (機能保持限界)
		タイ材(既設)	発生応力が許容限界以下で あることを確認	終局強度 [※] (機能保持限界)

第2-3表 貯留堰取付護岸の評価項目と許容限界値

※妥当な安全余裕を考慮する。



- ※1 構造部材の健全性評価を実施することで、第2-2表に示す「構造強度 を有すること」及び「止水性を損なわないこと」、第2-3表に示す 「構造強度を有すること」及び「止水性を損なわないこと」を満足す ることを確認する。
- ※2 基礎地盤の支持性能評価を実施することで、第2-2表に示す「構造強度を有すること」及び「止水性を損なわないこと」を満足することを確認する。

第2-1.1図 貯留堰検討フロー(耐震評価)



- ※1 構造部材の健全性評価を実施することで、第2-2表に示す「構造強度 を有すること」及び「止水性を損なわないこと」、第2-3表に示す 「構造強度を有すること」及び「止水性を損なわないこと」を満足す ることを確認する。
- ※2 基礎地盤の支持性能評価を実施することで、第2-2表に示す「構造強度を有すること」及び「止水性を損なわないこと」を満足することを確認する。

第2-1.2図 貯留堰検討フロー(強度評価)

5条 添付32-14

(3) 貯留堰からの漏水防止

貯留堰の海水貯留機能を確保するため,護岸接続部及び鋼管矢板継手部 における漏水防止に関する設計方針を以下に示す。

なお,記載の各種数値については,設計の進捗により変更となる可能性 があることから暫定値とする。

a. 護岸接続部

(a) 漏水防止の考え方

護岸接続部においては、貯留堰本体と貯留堰取付護岸との取り合い 部からの漏水が想定される。このため、貯留堰本体と貯留堰取付護岸 との間には鋼板を介した止水ジョイントを設置することで、漏水を防 止する設計とする。この構造により、貯留堰本体と貯留堰取付護岸に 相対変位が生じた場合においても、たわませて設置した止水ゴムの変 形により、漏水を防止する。第2-2図に護岸接続部の概略構造を示す。



第 2-2 図 護岸接続部の概略構造 5条 添付32-15
護岸接続部の耐震及び耐津波設計においては,部材の健全性及び止 水性能の観点から,地震時及び津波+余震時に,止水ゴムに生じる引 張力と,貯留堰本体と貯留堰取付護岸の相対変位により生じる止水ゴ ムの変形量について照査を行う。

止水ゴムに生じる引張力については,津波波圧と動水圧のほか,鋼 管矢板に変位が生じた際に土中の埋込部において土圧が作用すること から,この土圧に対しても耐力を確保する仕様とする。

相対変位については、貯留堰取付護岸法線平行方向、法線直角方向 及び鉛直方向(第2-3図に示す±ΔX,±ΔY及び±ΔZ)の相対変位 から求められる合成方向変位に対して、以下の2ケースを設定し、照査 する。

・地震時:地震時の貯留堰取付護岸と貯留壁本体の最大相対変位を考慮

・重畳時:地震時残留相対変位と(津波+余震時)による最大相対変位 の合計を考慮

また,漂流物の衝突による止水ジョイントの損傷を防ぐため,止水 ジョイントの内側・外側に鋼製の防護材を設置する。

第2-3図に貯留堰本体と貯留堰取付護岸との相対変位の考え方を示す。



第 2-3 図 貯留堰本体と貯留堰取付護岸との相対変位の考え方 5条 添付32-16 (b) 根入れ長の考え方

止水ジョイントの根入れ長は,透水係数より算出される必要遮水層 厚及び地震により生じる地盤の沈下の影響を考慮し,設定する。止水 ジョイントは,止水ゴム取付部鋼材に対し,ボルト・ナットで接合す る計画であるため,変位が発生してもゴムが引抜かれることはない。 しかし,貯留堰本体の変位に伴いジョイントが地中でわずかに変形す る可能性があるため,余裕を考慮して根入れ長を設定する。

止水ジョイントの断面図を第2-4.1図に示す。また,第2-4.2図及び 第2-4.3図に止水ジョイントの変位のイメージを示す。



第 2-4.1 図 止水ジョイント断面図



第2-4.2 図 止水ジョイントの変位のイメージ(その1)



第2-4.3 図 止水ジョイントの変形のイメージ(その2)

止水ジョイントの根入れ長Lは、下式により算出する。

L = L₁+ L₂+ α = 1.60m+0.26m+1.14m=3.0m ここで,

L :決定根入れ長

L₁: 遮水のために必要な根入れ長

L₂:地震により生じる地盤の沈下量

α :余裕 (=1.14m)

以下に, L₁及びL₂の設定根拠を示す。

i) 遮水のために必要な根入れ長:L₁

止水ジョイントの根入れ長については,管理型廃棄物埋立護岸設 計・施工・管理マニュアル(改訂版)⁽¹⁾を参考に設定する。本マニ ュアルは管理型廃棄物処分場の護岸設計を対象としており,漏水量 を厳しく規定していることから,本マニュアルを参考とすることで 貯留堰の止水性に対する機能要求を満足できる。

護岸接続部の周辺地盤は圧密試験結果^{*1}より,透水係数10⁻⁶ cm/s 程度のAc層(粘性土層)の地盤であり,本マニュアルによれば, 鋼管矢板の鉛直遮水工の根入れ長として,透水係数10⁻⁶ cm/sの粘性 土層の場合,透水長1.6m以上を確保することとなっている。

ここで,保守側に考慮し,水平変位状態においてゴムは片面のみ 地盤と接すると考え,必要遮水距離は,遮水のために必要な根入れ 長の片面分のみ考慮するものとし,L₁=1.6mとする。

※1 「iii) G-8孔におけるAc層の透水係数について」参照

ii) 地震により生じる地盤の沈下量:L₂

地震により生じる地盤の沈下量L₂は下式により算出する。

 $L_2 = S_1 + S_2 = 0.05m + 0.21m = 0.26m$

ここで,

L₂: 地震により生じる地盤の沈下量

S₁: 地盤の変形による残留沈下量(約5cm)(二次元動的解析結果)

S₂: 地盤の過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量(約21cm)(石原らに よる体積ひずみと最大せん断ひずみの関係図⁽²⁾より算出) 以下に、S₁及びS₂の設定根拠を示す。

イ) 地盤の変形による残留沈下量S₁の設定

EW-1断面の二次元動的解析結果(S_s-D1++)を用いて, 地盤の変形による残留沈下量S₁を設定する。これにより,第2-5図 に示す貯留堰取付護岸の前面鋼矢板海側の海底地盤節点における残 留沈下量約5cmをS₁とする。



第2-5図 地盤の変形による残留沈下量 S1の設定位置

ロ) 地盤の過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量 S₂の設定

EW-1断面の土層構成から貯留堰取付護岸の前面鋼矢板海側の 地盤における過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量*S*₂を算定する。過剰 間隙水圧の消散に伴う沈下量の算定位置を第2-6図に示す。



第 2-6 図 地盤の過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量 S₂の算定位置

地盤における過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量の算定は、石原ら による体積ひずみと最大せん断ひずみの関係図を用いる。沈下量を 保守的に算定するために、最大ひずみ γ_{max} の値に係わらず体積ひず み ϵ_v の上限値を用いる。なお、相対密度Drについては平均値を用 いる。第2-7図に沈下量の算定に用いる相対密度Dr及び体積ひずみ ϵ_v を示す。

地盤における過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量 S₂は,第2-4表に 示す結果より約21cmとする。



第2-7図 石原らによる体積ひずみと最大せん断ひずみの関係図

第2-4表 過剰間隙水圧の消散に伴う沈下量の算定

土層名	層厚	相対密度	体積ひずみ	過剰間隙水圧 の消散に伴う 沈下量
	<i>h</i> (m)	D r (%)	$\begin{pmatrix} \mathcal{E} \\ \% \end{pmatrix}$	${S}_2 \ { m (m)}$
Ag 1	0.72	82	1.56	0.01
A s	8.99	68	2.22	0.20
		<u>.</u>	合計	0.21

iii) G-8孔におけるAc層の透水係数について

第2-8図に示すG-8孔にて採取した試料を用いて実施した,Ac 層の圧密試験結果を以下に示す。

第 2-8 図 土質調査位置図 (G-8 孔)

橝	深	層	柱	tth	色			
1×1×	1015	/8						
			状	層			_	
				1		Ē	こう 手 (1) +	
高	度	厚	义	名	調			
			4.541.4.564					
(m)	<mark>(m)</mark>	(m)			試料抄	采取高さ(G.L	-13.54 m ~ -13.59 m $=$	= T.P. $-$ 9.43 r
			ø	埋	オリーブ	0.00~0.20m	砕石からなる埋土	
0.78	3.33	3.33	0.0	I	灰色	0.20~3.33m 3.33~7.12m	一 (人口) (人口) (人口) (人口) (人口) (人口) (人口) (人口)	±
±0.00	-		0.0		黄褐色~	7. 12~9. 05m	砂 (Ag2)	
			<u> <u> </u></u>	8	オリーフ 灰色	9.05~10.04m	砂礫 (Ag2)	
1	10-		:0:00			10.04~10.64m	シルト質砂 (As)	
			4		暗青灰色	10.64~12.25m	ンルト質粘土(AC) 目化石片や炭質物た今	t >
			. 124.27 1		中級の色	12.25~12.55m	礫混じり砂 (As)	^v
					~灰褐色	12.55~17.00m	粘土(Ac)	7
			· · · · · ·		02	1.	三母、貝化石片を含む 今水比高い	
1	20			~~~	福緑	17.00~22.30m	砂を主体とする (As)	
	20-			沖	火色	17.00~17.79m	シルト質砂	
					0.000	17.79~20.09m	砂	
						20.09~20.60m	砂質粘土	
					暗	20.60~22.30m	砂 キャンティー	N N
					オ	22. 30~50. 56m	柏工を主体とする (Ac	
	30-				í			
				-	ブ			
	23			槓	灰色	32.95~33.96m	シルト混じり砂	
					5			
					暄	36.82~37.94m	砂	
	40-				青	39 68~40 00m	シルト質砂	
					色	40. 76~42. 19m	シルト混じり砂	
					S			
	_			屋	黒			
				/=	2	46.56~50.56m	シルト	
	50-							
			····		灰色	50.56~53.54m	砂 (As)	
			\cdots		KE	50 54 50 00	where +	
	-				暗オリーブ	53. 54~58. 90m	粘土を王体とする(Ac)
					灰色			
	60		• • • • • • • •		02	58 00~50 75m	Rh (Ac)	
	00-				青	59.75~63.81m	礫混じり砂を主体とす	る (Ag1)
-59.70	63.81	60.48	P		医			

第 2-9 図 G-8 孔柱状図抜粋(孔口標高: T.P.+4.11m)

第 2-5 表 圧密試験結果(抜粋)

(試料採取深さ:G.L.-13.54m~-13.59m = T.P.-9.43m~-9.48m)

荷重 段階	平均圧密圧力 p kgf/cm ²	t ₉₀ min	透水係数 k cm/s
1	0.10	0.31	1.03E-06
	0.28	0.33	8.08E-07
$\frac{2}{2}$	0.57	0.35	5.19E-07
	1.13	0.38	3.79E-07

(補足説明)

A c 層の水中単位体積重量 $\gamma' = \gamma_{sat} - \gamma_{w} = 16.2 - 9.8$ =6.4 kN/m³を考慮すると、0~1の荷重段階での平均圧密圧力 p の0.1kgf/cm² (=9.8kN/m²) は、9.8/6.4=1.53より深度1.5m相当 となり、止水ジョイント根入れ深さとほぼ同深度である。 b. 鋼管矢板継手部

(a) 漏水防止の考え方

鋼管矢板間の止水性を確保するため,鋼管矢板同士は,鋼管矢板継 手により連結する構造とする。鋼管矢板継手は,連結する片方の鋼管 矢板に取り付けた P型の継手と,もう片方の鋼管矢板に取り付けた T 型の継手を重ねることにより,鋼管矢板を連結する。

重ね合せ部には,袋体(モルタルジャケット,材料:ポリエステル 及びナイロン)を挿入し,袋体の中に無収縮モルタルを充填すること により,重ね合せ部の止水性を確保する設計とする。本構造は,「廃棄 物海面処分場施工要領(改訂版)」((社)日本埋立浚渫協会(平成21年 3月))に基づくものであり,管理型廃棄物埋立護岸等における汚染水 の流出防止を目的として多くの適用実績がある。なお,上記施工要領 は,斎藤等による鋼管矢板継手の遮水性能評価試験結果⁽³⁾に基づく ものである。第2-10図に鋼管矢板継手の概略構造を示す。

斎藤等による遮水性能評価試験結果から、本構造の換算透水係数 (cm/s)は、1×10⁻⁶オーダーであり、この換算透水係数を保守的に1× 10⁻⁵ cm/sとした上で、貯留堰において想定される漏水量を評価した結 果においても、非常用海水ポンプの取水可能時間に相当する30分間の 漏水量は約0.1m^{3 * 2} であることから、止水性が損なわれないことを確 認した。

※2 「添付資料31 貯留堰継ぎ手部の漏水量評価について」参照



第2-10図 鋼管矢板継手の概略構造

(b) 根入れ長の考え方

鋼管矢板継手の根入れ長は、下式より算出する。

L = L₁+L₂+ α =1.60m+0.26m+0.64m=2.5m ここで,

L :決定根入れ長

- L₁: 遮水のために必要な根入れ長
- L₂: 地震により生じる地盤の沈下量
- α :余裕 (=0.64m)

鋼管矢板継手部の周辺地盤は基本的に透水係数10⁻⁶cm/s程度のAc層 (粘性土層)の地盤であるため,護岸接続部と同様に管理型廃棄物埋立 護岸設計・施工・管理マニュアル(改訂版)⁽¹⁾を参考に,遮水のため に必要な根入れ長としてL₁=1.6m,地震により生じる地盤の沈下量と してL₂=26cm^{**3}を考慮し,これに余裕を見込んだ2.5mを設計海底面か らの鋼管矢板継手の根入れ長として確保する。(第2-11図参照)

※3 「2. 設計方針(3) 貯留堰からの漏水防止 ①護岸接続部 2)根
 入れ長の考え方 b. 地震により生じる地盤の沈下量: L₂」参照



第2-11図 鋼管矢板継手の根入れ長

なお、鋼管矢板継手部の周辺地盤は基本的にAc層の地盤であるが、 部分的にAg2層(砂礫層)やAs層(砂層)も混在することから、 止水性を損なわないことを確認するため、保守的に鋼管矢板継手部周 辺の地盤がすべて砂層であると仮定した場合の漏水量評価を以下にて 実施した。

【地盤が砂層と想定した場合の漏水量の評価】

全漏水流量 Qは以下のように算出される。

 $Q = A \times k \times i$ = $B \times L \times k \times h / T$ = 18 cm × 224 cm × 1×10^{-2} cm/s × 275 cm / 16.52 cm = 671 cm³/s ここに, Q : 全漏水流量(cm³/s) $A : 断面積(cm²) (= B \times L)$ $k : 透水係数 (=1 \times 10^{-2} \text{ cm/s})$ i : 動水勾配 (= h / T)B : 継手部の幅 (=18 cm)L : 継手部の根入れ長 (=250 cm - 26 cm = 224 cm)mertial formula formula formula for merils formula for merils formula for merils for mer

- h :水頭差 (=249cm + 26cm=275cm)
- T :透水長 (=16.52 cm)

5条 添付32-28

鋼管矢板



継手箇所数46箇所全域において砂層地盤と想定した場合の,引き波時間3分間における漏水量 Vは以下のように算出される。

 $V = Q \times 3 \ \Im \times 60 \ s \times 46 \ 箇所$ = 671 cm³/s×3 分×60 s×46 箇所 = 5,555,880 cm³ = 5.6 m³

以上の結果より,鋼管矢板継手部周辺の地盤が砂層であると仮定した 場合においても,引き波時間における漏水量は5.6m³であることから, 周辺地盤の地質構成のばらつきを考慮しても,止水性が損なわれないこ とを確認した。 3. 施工において確認すべき事項

前章に記載した設計方針に関連して,施工において確認すべき事項を以下 に示す。

(1) 鋼管矢板からの漏水防止

鋼管矢板に予め設置された鋼管矢板継手内にモルタルを確実に充填する ためには,鋼管矢板を精度良く打設する必要がある。このため,鋼管矢板 は,位置決めされた導材に沿わせて打設する。また,鋼管矢板の打設位置, 傾斜及び高さ並びに鋼管矢板継手の状態について,打設中及び打設後に測 量機器等により確認する。

鋼管矢板継手へのモルタルの充填に当たっては,継手内の土砂の排土が 必要であるため,所定の深度までの排土が完了していることを確認する管 理を行う。

その後,継手からのモルタルの漏出防止のため,モルタルを充填する全 深度に対して,袋体(モルタルジャケット)を挿入し,継手内にモルタル を打設し打ち上げる。袋体の挿入状況及びモルタルの充填状況については, 潜水士にて確認するとともに,規定数量のモルタルが充填されたことを流 量計等により確認する。

(2) 貯留堰取付護岸と止水ジョイントの接続部の施工管理

貯留堰取付護岸と止水ジョイントの接続のため,貯留堰取付護岸に止水 ゴム取付部鋼材(鋼板)を溶接にて接続する。溶接は水中溶接にて施工す る計画であり,溶接部については,母材の表面状態の確認等を行い溶接の 品質管理を実施すると共に貯留堰取付護岸の板厚検査等を実施し,所要の 構造強度があることを確認する。

4. 貯留堰の維持管理方針

貯留堰の維持管理方針を以下に記載する。具体的な点検計画は,本方針に 従い,施設の供用開始前までに適切に策定する。

(1) 維持管理方針

貯留堰の維持管理は、部材の劣化、変状の発生・進行を把握することを 目的に、初回点検のほか、定期的な点検と異常時を対象とした臨時点検を 実施し、必要に応じて性能が要求レベルを下回らないようにするための補 修対策を実施する。貯留堰の維持管理方法は、以下のマニュアル等を参考 に設定する。

- ・「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」(平成19年10月 財団法人 沿岸 技術研究センター)
- ・「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き(増補改定版)」(平成20年12月 財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター)
- ・「港湾鋼構造物 防食・補修マニュアル(2009年度版)」(平成21年11月 財 団法人 沿岸技術研究センター)
- ・「港湾の施設の点検診断ガイドライン」(平成26年7月 国土交通省 港湾局)

なお、止水ジョイント部のゴムは、メーカー試験値により耐用年数は100 年を超え、供用期間中の交換は不要と考えられるが^{*4}、規模の大きい地震 の直後等、大きな変形が発生した場合には、臨時点検を実施し、止水ジョ イント交換の要否を判断する。

※4 「(4)参考資料(ゴムの耐久性について)」参照

(2) 点検の種類及び方法

点検の種類は、下記に示す初回点検,定期点検及び臨時点検に分類され る。また、定期点検は、簡易点検と詳細点検に区分される。

点検方法の概要を下記に示す。その詳細並びに点検項目,判定基準等の 詳細については,施設の供用に先立って別途点検計画を策定し,これに準 じて実施する。

a. 初回点検

維持管理計画等の策定に当たって,施設の初期状態を把握するために 実施する。点検項目は,詳細点検と同様とする。

b. 定期点検

変状の発生及び進行を効率的かつ早期に発見することを目的として実 施するもので,あらかじめ定めた点検計画に基づいて,計画的かつ継続 的に行う。

(a) 簡易点検

構造物の部材ごとに行うものであり,大きな変状や異常が発生して いないことを潜水士による目視等で確認する。

(b) 詳細点検

簡易点検の項目である潜水士による構造部材の目視点検に加え,水 中カメラにより止水ジョイント等の狭隘部の確認を行うとともに,止 水ジョイント,取付部鋼材及び貯留堰端部鋼管矢板の変位計測,貯留 堰取付護岸との相対変位計測等を行うことで,護岸接続部に大きな変 状が発生していないか確認する。

- c. 臨時点検
- (a) 一般臨時点検

地震や台風の直後に、変状の発生・進行の有無を確認し、必要な対

策を取るために実施する。点検項目は簡易点検と同様とする。

(b) 詳細臨時点検

簡易点検及び一般臨時点検において特段の変状が発見された場合に, 必要に応じてその原因究明や施設の性能への影響把握を目的として実 施する。点検項目は詳細点検と同様とする。

(3) 点検の頻度

供用期間中の変状の発生及び進行を適切に把握するため,当該施設の重 要度を踏まえ,点検の時期を定め,定期点検を実施する。

「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」(平成19年 国土交通省告示第364号)では,定期点検は5年以内ごとに行うこととさ れており,少なくとも5年以内に1回は定期点検が実施する必要があるが, 重点点検設備の場合については,3年以内に1回は定期点検を実施する必要 があると定められている。

貯留堰は津波防護施設であることを踏まえ,簡易点検を3年以内に1回程 度の頻度で実施できるよう策定する。

定期点検のうち詳細点検の頻度は,9年から15年以内に1回程度として策 定し,供用中の点検結果を踏まえて,必要に応じて見直しを行う。 設定した点検時期及び頻度の考え方について整理した表を第4-1表に示す。

	分類	点検の時期・頻度	点検の方法
維持管理 開始時	初回点検	竣工直後	詳細点検に準じる
通常時	簡易点検	3年に1回程度	潜水士による目視等
	詳細点検	9~15年に1回程度	潜水士による目視,水中カメラ による確認,及び変位計測等
異常時	一般臨時点検	地震時,荒天時の直後	簡易点検に準じる
	詳細臨時点検	簡易点検や一般臨時点検により 特段の変状が確認された場合	詳細点検に準じる

第4-1表 点検時期及び頻度の考え方

(4) 参考資料(ゴムの耐久性について)

ゴムの耐久性(=寿命)を規定する上で求められるゴムの残存率*は50% (メーカー推奨値)であり、20℃の暴露条件における熱老化試験によると残 存率50%の経過年数は126.7年となる。(第4-1図参照)

※ ゴムの残存率:ゴム部材が経年劣化し破断伸びが低下した後の伸び率が,初期 伸び率に対し,どの程度残存していたか表す値(残存率(%)=劣化



後の伸び率/初期伸び率×100)。

第4-1図 熱老化試験結果による劣化推定グラフ

ゴムの劣化要因として以下の4項目が挙げられる。

- 酸素
- ② 熱
- ③ 日光
- ④ 機械的変化(伸び縮みの繰返し作用)

上記要因の中でも酸素と熱により大きな影響を受ける。今回の設置位置 は海中のため,酸素の供給もなく,残存率を推定した20℃より温度が低い。 そのため,推定した126.7年より耐用年数は増えることが期待される。(第 4-2図参照)

また,海水の劣化に与える影響としては,海水暴露に対する促進試験の 結果より,熱老化試験結果に比べ,海水暴露のゴムの劣化に与える影響は 小さいことが確認されている。



ゴム残存率 50%となる日数:10,000(日)以上 ⇔10,000(日)/365(日/年)=273年以上 > 126.7年(20℃の熱老化試験結果)

第4-2図 耐久化試験結果による残存率推定グラフ

5. 参考文献

(1) 財団法人 港湾空間高度化環境研究センター:

管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル(改訂版),2008



第 5-1 図 地盤の透水係数と遮水のために必要な層厚の関係 (管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル(改訂版)抜粋 p.43)

(2) 石原等:地震時の液状化に伴う砂地盤の沈下量予測,第26回土質工学研

究発表会, 1991

(3) 斎藤等:鋼管矢板継手の遮水性能評価試験,土木学会第56回年次学術講 演会,2001

貫通部等止水箇所について

(第9条 溢水による損傷の防止 補足説明資料-36より)

海水ポンプ室の防護について,海水ポンプ室廻りの防護対象範囲を設定し, 貫通部等の調査を実施した。海水ポンプ室廻りの防護対象範囲図を第1図に, 海水ポンプ室防護区画の貫通部等配置図を第2図に示す。また,海水ポンプ室 の貫通部等リストを第1表に示す。





No.	場所	壁位置	貫通部等 サイズ	種別	備考
1	取水口北側ピット	西面	1100A	配管 750A 電線管 G54	
2	取水口北側ピット	西面	1100A	配管 750A, 25A	
3	取水口北側ピット	西面	1100A	配管 750A, 25A	
4	取水口北側ピット	西面	W420mm× H580mm× 2 か所	ケーブルピット	
5	取水口北側ピット	南面	300A	配管 100A	
6	取水口北側ピット	南面		配管 25A	
7	取水口北側ピット	南面		配管 25A	
8	取水口北側ピット	東面	800A	配管 500A	
9	取水口北側ピット	東面	450A	配管 250A 電線管 G28	
10	取水口北側ピット	東面	500A	配管 100A	
11	取水口北側ピット	東面	300A	配管 80A	
12	取水口北側ピット	東面	W420mm× H580mm× 2 か所	ケーブルピット	
13	取水口南側ピット	南面		電線管	
14	取水口南側ピット	南面		電線管	
15	取水口南側ピット	南面		電線管	
16	取水口南側ピット	東面	300A	配管 80A	

第1表 海水ポンプ室 貫通部等リスト (1/2)

No.	場所	壁位置	貫通部 サイズ	種別	備考
17	取水口南側ピット	東面	500A	配管 250A, 10A	
18	取水口南側ピット	東面	800A	配管 500A 電線管 G28	
19	取水口南側ピット	東面	250A	配管 80A	
20	取水口南側ピット	東面	m H970mm imes m W1000mm	配管 15A+保温厚 25mm	
21	取水口南側ピット	北面		配管 25A	
22	取水口南側ピット	北面		配管 25A	
23	南側ストレーナ室	西面	φ 1800mm	ダクト 配管 20B 配管 10B	
24	南側ストレーナ室	西面	φ 2000mm	ダクト 配管 20B 配管 10B×2本	
25	南側ストレーナ室	西面	_	開口部	ケーブルピット
26	南側ストレーナ室	西面	_	開口部	点検用開口部点
27	南側ストレーナ室	西面		開口部	検防止蓋
28	南側ストレーナ室	北面		穴開口	

第1表 海水ポンプ室 貫通部等リスト (2/2)

隣接する日立港区及び常陸那珂港区の 防波堤の延長計画の有無について

1. 日立港区及び常陸那珂港区の防波堤の延長計画の有無

日立港区及び常陸那珂港区の防波堤の整備計画については, 茨城 県土木部港湾課, 茨城県立地推進東京本部, 茨城県港湾協会の企画・ 編集した「2016 PORTS OF IBARAKI」(平成 28 年 3 月) 中に計画平面 図として示されている。

これによると、日立港区については沖防波堤を北側に 200m,常陸 那珂港区については東防波堤を南側に 470m 延長する計画があり,現 在整備事業が行われている。第 1 図に日立港区における防波堤の整 備計画,第 2 図に常陸那珂港区における防波堤の整備計画をそれぞ れ示す。









- 東海第二発電所の基準津波策定時点における日立港区及び常陸那 珂港区の防波堤の扱い
- (1) 基準津波策定におけるモデルと延長計画を含む整備計画との差異第3回に東海第二発電所の基準津波策定における防波堤モデル(平成26年3月時点)と防波堤の延長計画の差異について示す。
 - ① 日立港区
 - a. 沖防波堤の北側延長部分(200m)がモデルに未反映
 - b. 沖防波堤の西側に位置する防波堤(70m)がモデルに未反映
 - ② 常陸那珂港区
 - a. 東防波堤の南側延長部分(470m)がモデルに未反映



(1/2)との差異 含む整備計画 基準律波策定におけるモデルと延長計画を X က 箫



5条 添付34-6

(2) 防波堤のモデル化範囲の差異に対する考察

防波堤の延長が計画されている日立港区の沖防波堤及び常陸那珂 港区の防波堤の整備距離については,モデルに対して軽微な変更で あることから,基準津波に対して大きな影響を及ぼすものではない と考えらえる。

3. 整備計画に対する影響確認

基準津波策定時の防波堤のモデル化範囲と茨城港日立港区及び常 陸那珂港区の延長計画を含む整備計画を反映したモデルとの差異が 基準津波高さ及び入力津波高さに影響を及ぼすことがないことを確 認するため,整備計画を反映したモデルにより津波解析を行い,影 響評価を実施した。第4図に整備計画に基づく防波堤等のモデル化 範囲を示す。



第4図 整備計画に基づく防波堤等のモデル化範囲

4. 既往モデル(基準津波策定時モデル)に対する整備計画反映モデル

による最大水位上昇量分布及び最大水位下降量分布の傾向確認

日立港区及び常陸那珂港区における防波堤等の整備計画を反映し たモデルにより遡上解析を実施し,既往モデル(基準津波策定時モデ ル)に対する当該モデルでの最大水位上昇量分布及び最大水位下降 量分布の傾向を確認した。第 5 図に基準津波による発電所周辺の最 大水位上昇量分布の比較, 第 6 図に基準津波による敷地エリアの最 大水位上昇量分布の比較, 第7図に基準津波による敷地エリアの最 大水位下降量分布の比較をそれぞれ示す。第5図の整備計画反映モ デルによる最大水位上昇量分布から敷地前面海域の北側において最 大水位上昇量分布が減少する傾向が確認され、第6図にて詳細を確 認したところ敷地前面海域の北側及び敷地側面北側において最大水 位上昇量分布が減少する傾向が確認された。これらは日立港区にお ける沖防波堤の延長により津波の水位上昇量が抑えられたものであ ると考えられる。その他の傾向として第 5 図の常陸那珂港区の海域 及び陸域において最大水位上昇量分布が減少する傾向が確認された が、第5図の発電所敷地前面東側及び敷地側面南側において、最大 水位上昇量分布の大きな増減は確認されなかった。また、整備計画反 映モデルによる遡上解析においても遡上波による敷地への回り込み がないことを確認した。第7図の基準津波による敷地エリアの最大 水位下降量分布については,既往モデル(基準津波策定時モデル)及 び整備計画を反映したモデル間において大きな増減は確認されなか った。

(m) 20.0 18.0 16.0 14. 0 12. 0 10.0 9.0 8.0 7.0 6.0 5.0 4.5 4.0 сл 3.5 3.0 2.5 2.0 1.5 1.0 0.5

(防波堤あり,地盤変状なし)

(防波堤あり,地盤変状なし)



(既往モデル(基準津波策定時モデル))

(整備計画反映モデル)

第5図 基準津波による発電所周辺の最大水位上昇量分布の比較


第6図 基準津波による敷地エリアの最大水位上昇量分布の比較

条 添付34-11

сл

(m) 20.0 18.0 16.0 14.0 12.0 10.0 9.0 8.0

7.0 6.0 5.0 4.5 4.0 3.5 3.0 2.5 2.0 1.5 1.0 0.5



(防波堤あり,地盤変状なし)

(防波堤あり,地盤変状なし)



(既往モデル (基準津波策定時モデル))

(整備計画反映モデル)

第7図 基準津波による敷地エリアの最大水位下降量分布の比較

整備計画反映モデルによる遡上解析結果に基づく基準津波高さへの影響評価

整備計画反映モデルによる遡上解析結果に基づき,整備計画の反 映による評価点の最高水位に対する影響を評価した。第8図に既往 モデル(基準津波策定時モデル)による各評価点の最高水位と整備 計画反映モデルによる各評価点における最高水位との比較を示す。 既往のモデル(基準津波策定時モデル)に比べ,整備計画を反映し たモデルによる遡上解析結果において,防潮堤前面(敷地前面東 側)では0.3m,防潮堤前面(敷地側面南側)では0.2m最高水位が 増加することが確認されたが,これらは既往モデルによる遡上解析 結果に対して極めて微小な増加であり,ほぼ同等の水位であること から基準津波に影響を及ぼすものではないと考えられる。なお,防 潮堤前面(敷地側面北側)では1.1m最高水位が低下することが確 認された。第1表に既往モデル(基準津波策定時モデル)及び整備 計画反映モデルにおける最高水位一覧を示す。



第8図 既往モデル(基準津波策定時モデル)と整備計画反映モデルにおける最高水位の比較

1692

第1表 既往モデル(基準津波策定時モデル)及び

	評 価 点	既往モデル (基準津波策 定時モデル) (防波堤あ り,地盤変状 なし)	整備計画 反映モデル (防波堤あ り,地盤変状 なし)	最 高 水 位 の差 (既 往 モ デル基準)
	防潮堤前面 (敷地側面北側)	+ 11.7	+ 10.6	-1.1
最 高 水 位 (T.P. m)	防潮堤前面 (敷地前面東側)	+ 17.1	+ 17.4	+ 0.3
	防潮堤前面 (敷地側面南側)	+15.4	+15.6	+ 0. 2

整備計画反映モデルにおける最高水位一覧

 ・整備計画反映モデルによる遡上解析結果に基づく入力津波高さへの影響評価

施設の設計又は評価に用いる入力津波は,第9図及び第10図に 示すとおり防波堤の有無による影響,地盤変状による影響等水位変 動に影響を与えうる因子についてパラメータスタディを実施し,防 潮堤前面において最も水位が高くなる遡上解析結果をもとに設定し ている。パラメータスタディの結果,敷地側面北側ではT.P.+ 15.2m,敷地前面東側ではT.P.+17.7m,敷地側面南側ではT.P.+ 16.6m がそれぞれ最も水位が高くなったことからこれらの水位をも とに防潮堤前面の入力津波を設定した。第2表に基準津波による防 潮堤前面における水位と整備計画反映モデルによる防潮堤前面にお ける水位一覧を示す。

一方,整備計画反映モデルによる遡上解析結果における防潮堤前 面での最高水位は第2表に示したとおり敷地側面北側ではT.P.+ 10.6m,敷地前面東側ではT.P.+17.4m,敷地側面南側ではT.P.+ 15.6mであった。これまでの入力津波の設定において,防波堤の有 無による影響評価結果として,防波堤がない場合において水位が高 くなる傾向にあることを確認しているが,整備計画に対する影響を 確認するため防波堤等の整備計画を反映したモデルにより遡上解析 を実施し,整備計画を反映したモデルによる遡上解析結果は防潮堤 前面のいずれの評価点においても現状の入力津波に包絡されること から入力津波に影響を及ぼすものではないことを確認した。



第9図 基準津波による防潮堤前面における上昇側水位の評価結果(防波堤の有無による影響)

1695



<防波堤あり,地盤変状あり>

※ 防潮堤ルート変更前の解析結果を用いて防潮堤前面における 入力津波高さ(津波高さ)を設定

<防波堤なし、地盤変状あり>

第10図 基準津波による防潮堤前面における上昇側水位の評価結果(地盤変状による影響)

第2表 基準津波による防潮堤前面における水位と整備計画反映モ

	基 準 津	*波による防 長高水位 (T. 是あり	潮堤前面に P.+) * ¹ * 防波場	おける 2 星なし	整備計画反映モデルによる下期は
評価位置	地盤変状 なし	地盤変状 あり	地盤変状 なし	地盤変状 あり	前面におけ る最高水位 (T.P.+)
防潮堤前面 (敷地側面北側)	15.2m	14.8m	15.2m	15.1m	10.6m
防潮堤前面 (敷地前面東側)	17.1m	16.9m	17.7m	16.7m	17.4m
防潮堤前面 (敷地側面南側)	15.4m	16.2m	15.4m	16.6m	15.6m

デルによる防潮堤前面における水位一覧

内は各評価位置での最高水位

※1 防波堤の有無による水位への影響,地盤変状による水位への影響を考慮し て最大となる水位を選択した。

※2 防潮堤ルート変更後においても防潮堤ルート変更前の解析データを上回ら なかったが、保守的に防潮堤ルート変更前の解析データを使用した。 防波堤の有無による敷地南側の津波高さについて

1. はじめに

防波堤の有無による敷地南側における津波高さの差異について考察した。

- 2. 敷地南側における津波高さの差異に関する考察
- (1) 津波評価における遡上解析では、防波堤をモデル化した条件により、津波防護施設である防潮堤前面における最大水位上昇量を 評価している。一方、耐津波設計においては、人工構造物による 遡上解析への影響を確認することが要求されている。

このため、津波評価での防波堤ありモデルと耐津波設計で考慮 する防波堤なしモデルによる最大水位上昇量の比較を行った。図1 に防波堤ありモデル及び防波堤なしモデルによる敷地周辺の最大 水位上昇量分布図(コンター図)を示す。





●全体的に水位が高くなっている
 ❷特に水位が高くなっている範囲が拡大している
 ●敷地南側防潮堤端部の水位が高くなっている

図 1 防波堤あり/なしモデルによる最大水位上昇量分布図 5条 添付35-1

(2) 発電所敷地周辺の最大水位上昇量を俯瞰的に観察すると、防波 堤なしモデルの方が、全体的に最大水位が高い傾向(①)にあり、 特に水位が高くなる地点が取水口南側の防潮堤隅角部のほか取水 口北側及び南側に拡大していることが確認(②)できる。

これは,防波堤を遡上解析モデルから除外したことに伴い,防 波堤による津波の軽減効果が低減したこと及び敷地に向かう津波 の流況(流向・流速)に変化が生じたことにより,海域及び陸域 の最大水位上昇量が全体的に上昇するとともに,局所的に水位が 高くなる地点が拡大したものと考えられる。

(3) 敷地南側の防潮堤付近の最大水位上昇量に着目すると,敷地側 面南側の防潮堤端部から少し離れた地点の水位が高く(③)なっ ている。

これは、上記(2)で示した要因によるもののほか、津波の襲来 方向に正対する敷地前面東側の防潮堤に到達した津波が、敷地側 面南側の防潮堤の線形形状に沿って敷地南側の陸域に遡上し、防 潮堤端部が寄り付く緩やかな傾斜を持つ地山において滞留した結 果と考えられる。図2に敷地側面南側の防潮堤端部の状況、表1 に防波堤なしモデルによる水位・流速ベクトル図を示す。



図 2 敷地側面南側の防潮堤端部の状況 5条 添付35-2



表1 防波堤なしモデルによる水位・流速ベクトル図

防潮堤設置に伴う隣接する周辺の原子炉施設への影響について

1. はじめに

東海第二発電所の敷地の南側には,国立研究法人日本原子力研究 開発機構原子力科学研究所(以下「原科研」という。)の施設が隣接 する。このため,東海第二発電所の耐津波設計方針を策定するに当 たり,東海第二発電所と原科研施設間における相互影響について評 価した。具体的には,原科研施設が東海第二発電所の津波の遡上解 析に及ぼす影響,東海第二発電所に設置を計画している防潮堤が原 科研施設に与える影響について評価した。

- 東海第二発電所と原科研間の相互影響の評価
- (1) 東海第二発電所と原科研間の相互影響の評価に先立ち、原科研施設の立地的特徴及び津波評価の概要について以下に整理した (参考資料)。
 - a. 原科研の立地的特徴
 - 原科研の敷地は、台地及び沖積低地からなり、東側は太平洋に 面している。
 - ② JRR-3 原子炉施設の耐震 S クラス施設は、JRR-3 原子炉建家に内 包されており、JRR-3 原子炉建家は T.P. + 19m の高台に設置され ている。
 - ③JRR-3 原子炉建家には海から取水するための取水設備はない。
 - b. 原科研の津波評価の概要
 - ①試験研究炉規則解釈第5条を踏まえて施設に大きな影響を及ぼ すおそれがある津波を想定し、津波の遡上を評価している。 5条添付36-1

- ②評価する津波の選定に当たっては、東海第二発電所と同様に、 地震に起因する津波、地震以外に起因する津波及びこれらの組 合せによる津波を対象に、津波の発生要因毎に波源の選定を行い、波源モデルを設定した上で数値計算により津波水位を評価 している。
- ③上記の結果,原科研において評価する津波の波源は,東海第二 発電所と同様に,茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地 震の津波波源に設定している。
- ④選定した上記波源による津波の敷地への遡上解析に当たっては、 計算条件として東海第二発電所に設置を計画している防潮堤を モデル化している。
- ⑤津波の遡上解析の結果,津波の遡上高さは T.P.+11.4m となっており、JRR-3 原子炉建家の設置されている敷地である T.P.+ 19m まで津波が到達する可能性はないと評価している。
- (2) 上記(1)を踏まえ、東海第二発電所と原科研施設間における相 互影響について整理した。
 - a. 原科研施設が東海第二発電所の津波の遡上解析に及ぼす影響 上記(1)に示したとおり、原科研における津波評価の結果では、 敷地への津波の遡上高さは T.P. +11.4m であり、JRR-3 原子炉建家 の敷地である T.P. +19m まで遡上しないことから、新たに防潮堤 等の津波防護施設を設置する計画はない。

このため,原科研施設が東海第二発電所の津波の遡上解析に影響を及ぼすことはない。

b. 東海第二発電所に設置を計画している防潮堤が原科研施設に与 える影響

上記(1)に示したとおり,原科研における津波の遡上解析においては,東海第二発電所に設置を計画している防潮堤を解析モデルに反映している。

このため,東海第二発電所に防潮堤を設置しても,原科研における現状の津波評価に影響を及ぼすことはない。

3. まとめ

東海第二発電所と原科研施設間における相互影響として,原科研施設が東海第二発電所の津波の遡上解析に及ぼす影響,東海第二発 電所に設置を計画している防潮堤が原科研施設に与える影響につい て評価した。

評価の結果,原科研における津波評価では,津波は T.P.+11.4m の敷地まで遡上するものの,JRR-3原子炉建家が設置されている T.P. +19m までは到達しないことから,防潮堤等の津波防護施設を設置す る計画はなく,東海第二発電所の津波の遡上解析に影響を及ぼすこ とはないことを確認した。

また,東海第二発電所に設置を計画している防潮堤については, 原科研における津波の遡上解析モデルに反映されていることから, 防潮堤が原科研の現状の津波評価に影響を及ぼすことはないことを 確認した。



料 資 資料抜粋 (第179回) ∜□ 審査会 月27日 平成29年1

-1 2

蒿 立研究開発法人日本原子力研究開発機構 平成29年1月27日 Щ

コメントNo.10

1. 評価方針

1.1 施設の立地的特徴

-JRR-3原子炉施設のSクラス施設は、JRR-3原子炉建家に内包されており、JRR-3原子炉建家はT.P.+約19mの高台に設置されている。 - 原子力科学研究所の敷地は、台地及び沖積低地からなり、東側は太平洋に面している。 -JRR-3原子炉建家には海から取水するための取水設備はない。



津波予測解析にあたっては、下記の計算条件を用いた。

牟
K ₩
鯶
Ť
6
臣
歸
乬
Ř
皮
册

項目	条件	備考
解析領域	北海道から千葉房総付近までの太平洋	
メッシュ構成	│沖合4,320m→2,160m→720m→沿岸域240m→敷地周辺 │80m→40m→20m→10m→5m	長谷川他(1987)
基礎方程式	非線形長波理論	後藤・小川(1982)の方法
計算スキーム	│ スタッガード格子, リープ・フロッグ法	後藤・小川(1982)の方法
初期変位量	Mansinha and Smylie(1971)の方法	立ち上がり時間30秒
境界条件	沖側:後藤・小川(1982)の自由透過の条件 陸側 : 敷地周辺(計算格子間隔80m~5m)の領域は小谷他 (1998)の陸上遡上境界条件 それ以外は完全反射条件	
越流条件	防波堤:本間公式(1940) 護岸:相田公式(1977)	
海底摩擦係数	マニングの粗度係数(n=0.03m ^{-1/3} s)	
防潮堤	無限鉛直壁	
水平渦動粘性係数	考慮していない(Kh=0)	
計算時間間隔	│	C.F.L.条件を満たすように設定
計算時間	津波発生後240分間	十分な計算時間となるように設定
潮位条件	朔望平均満潮位: T.P.+0.61m 敷地の地盤変動量: 0.44m	茨城港常陸那珂港区(茨城港日立港区)の 潮位表(平成16年~平成21年)を用いて設定
津波高さ=潮位+水位変動量+	2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量 +津波予測解析による地殻変動量 (設定根拠については参考資料(63~68頁)に記載)	

第92回審査会合 資料1一1 再掲



5条 添付36-7

23

第92回審査会合 資料1--1 再掲

2.1.5 津波評価(1)特性化波源モデルの設定

2.1 プレート間地震に起因する津波



計算条件は東北地方太平洋沖型の津波波源(津波予測解析)と同様

※2 断層面積は右図の特性化波源モデル値 ただし, 超大すべり域, 大すべり域の位置により若干変動する

添付36-8

5条

1708

コメントNo.4

茨城県沖から房総沖に想定する津波波源(パラメータスタディ(波源位置)の設定及び評価結果 2.1.2 津波評価(2)特性化波源モデルの不確かさの考慮 2.1 プレート間地震に起因する津波





32

※断層の破壊伝播・立ち上がり時間のパラメータの影響確認ついては参考資料(89~101頁)に記載

2:1 プレート間地震に起因する津波 2:12 津波評価 敷地での津波高さがより大きい津波波源の選定

第92回審査会合 資料1-1 修正

プレート間地震に起因する津波のうち、敷地への影響がより大きい津波波源は茨城県沖から房総沖に想定する津 波波源である。

四世史	原科研2地点	遡上検討
沣 .汉.次.派	津波高さ(T.P. m)	津波高さ(T.P. m)
東北地方太平洋沖型の津波波源	8.1	1.8
茨城県沖から房総沖に想定する津波波源	12.6	7'11

3. 地震に起因する津波の評価
 2.4 評価結果のまとめ

地震に起因する津波のうち、敷地に最も影響を与える津波は、プレート間地震による津波である。 •

【評価結果】

	地震種別	プレート間地震	海洋プレート内地震	海域の活断層による 地殻内地震
	波源モデル	茨城県沖から房総沖 に想定する津波波源	三陸沖北部から房総沖の海溝寄りに想 定する正断層型の津波波源	敷地前面海域の活断層に想定する津波波源 (F1断層, 北方陸域の断層, 塩ノ平地震断層の 運動)
	津波高さ(T.P. m) (原科研2地点)	12.6	5.5	1.7 (阿部(1989)の簡易予測式による推定津波高)
	津波高さ(T.P.m) (遡上検討)	11.4	5.7	1.7 (阿部(1989)の簡易予測式による推定津波高)
0	0 1 2 3 4 5 7 9 1	(z 16 20 (m)		
	₩ N	_	1000m	
▲	and the	回 四	25.000 科研2 20.000 41 工	.P.+19.0m
张			(m. 9.1) 2 66 80	C 114
1 1001+10	Start Start	6 A 114	□ 10.000 ま: 5.000	
		A B C	0000	
	JRR-3原子炉建家設置	位置(T.P.+約19m)	-2.000 ⁰	$100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 11 \\ 900 1000 11 \\ 916 \frac{1}{2} \left(\frac{1}{2} \right)$
	(プート間地震:1)	津波高さ分布図 茨城県沖から原総沖に想	定する津波波源)	^{距離(m)} 遡上検討断面図

コメントNo.10



67

設計基準対象施設の安全重要度分類クラス3の設備の津波防護について

設計基準対象施設において、津波に対し防護する設備は、津波防護施設、浸水防 止設備及び津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備並びに安全重要度分類 のクラス1及び2に属する設備としている。

設計基準対象施設の安全重要度分類クラス3の設備(以下「クラス3設備」という。)については,損傷した場合を考慮して,代替設備により必要な機能を確保す る等の対応を行う設計としており,津波防護の対象外としている。

クラス3設備のうち津波の影響を受ける設備を抽出し,代替設備により必要な機能を確保する等の対応を以下に示す。

1. 津波の影響を受けるクラス3設備の抽出について

津波の影響を受けるクラス3設備として,基準津波の遡上域に設置されている クラス3の設備を抽出する。

検討の結果,クラス3設備のうち,敷地北側の防潮堤の外側に設置されている モニタリング・ポストが津波の影響を受ける設備として抽出された。主なクラス 3設備の津波の影響の有無について第1表,設置箇所を第1図に示す。また,基 準津波の遡上範囲を第2図に示す。

2. 津波の影響を受けるクラス3の設備の代替設備により必要な機能を確保する
 等の対応について

津波の影響を受けるクラス3の設備として抽出されたモニタリング・ポストに ついて,代替設備により必要な機能を確保する等の対応を以下に示す。

モニタリング・ポストは、発電所周辺の放射線量の監視を行う機能があり、緊

急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能を有しているため,安全重要度分 類クラス3 (MS-3) に該当する。

モニタリング・ポストが津波により損傷し機能を失う事象が発生した場合については、津波の影響を受けない場所に配置している放射能観測車により、モニタリング・ポスト近傍又は現場の状況により原子炉建屋からの方位が変わらない場所で観測することで、当該機能を代替できる設計としている。

クラス3設備が津波により損傷した場合の対応を第1表に示す。

3. クラス3設備の津波防護について

以上より,クラス3設備については,津波の影響を受けた場合においても,代 替設備により対応が可能であり,津波防護の対象外としても問題ない。

第1表 主なクラ	ス3設備(設	計基	隼対象施設)の津波の見	影響と津波により損傷	馬したす	易合の対応
-95 夕田 物料	地計畫亞		津波の影響	津波により損傷した場合の	医法	年期
7% 4治-石 705	以	有無	理由	対応	番号	踊ら
2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設						
(3) 使用済燃料貯蔵設備						
制御棒貯蔵ラック	原子炉建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Ι		
(4) 燃料プール冷却浄化系						
燃料プール冷却浄化系熱交換器	原子炉建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Ι	I	
燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器	原子炉建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Ι	I	
燃料プール冷却浄化系ポンプ	原子炉建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Ι	I	
燃料プール冷却浄化系 主配管	原子炉建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区面内に設置	Ι	I	燃料プール冷却浄化系(MS-1を除く。)
3. 原子炉冷却系統施設	*					
(2) 原子炉冷却材の循環設備						
第1給水加熱器	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Ι	I	
第2 給水加熱器	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	-	I	
第3給水加熱器	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	-	I	
第4給水加熱器	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Ι	Ι	

1414 日 441 1		- 田田		影音 (律)(いちっけ) ほし		
-72: 47 EUI 394	います。		津波の影響	津波により損傷した場合の	溪示	" 年期
機品名称	訤 直场 <u></u> //	有無	理由	対応	番号	伸行
第5給水加熱器	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
第6給水加熱器	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
高圧復水ポンプ	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
タービン駆動原子炉給水ポンプ	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
電動機駆動原子炉給水ポンプ	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
復水脱塩系脱塩器	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
樹脂ストレーナ	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	Ι	
原子炉冷却材の循環設備 主配管	原子炉建屋 タービン建屋	漅	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	復水給水系(MS-1を除く。) 抽気系 給水加熱器ドレン系 給水加熱器ペント系 復水脱塩系
(3) 残留熱除去設備						
残留熱除去設備 主配管	屋外	漅	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	Ι	3-1	残留熟除去系 (海水系配管, MS-1を除く。)

第1ま 主わカラス3設備(設計其準対象協設)の連款の影響と連歩に上り損値した場合の対応

身した場合の対応	図示	番号 開与		1	1	- 原子炉補機冷却系(MS-1を除く。)		I	1			1	1	1		1
影響と津波により損傷	津波により損傷した場合の	対応		L	L	L		I	-			Ι	Ι	Ι		Ι
퇃対象施設)の津波の	津波の影響	理由		津波防護対象設備を内包す る建屋又は区面内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区面内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置		津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区面内に設置			津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置		津波防護対象設備を内包す る建屋又は区面内に設置
計基準		有無		兼	兼	兼		兼	兼			兼	無	兼		兼
ラス3設備(設	地計畫馆	以已物门		タービン建屋	タービン建屋	原子炉建屋 タービン建屋		原子炉建屋	原子炉建屋			原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋		原子炉建屋
第1表 主なクラ	地々品耕	12K 40- 121	(6) 原子炉補機冷却設備	原子炉補機冷却系熱交換器	原子炉補機冷却系ポンプ	原子炉補機冷却設備 主配管	(7) 原子炉冷地材净化設備	プリコートタンク	プリコートポンプ	4. 計測制御系統施設	(2) 制御材駆動装置	駆動水ポンプ	駆動水フィルタ	スクラム排出水容器	(3) ほう酸水注入設備	テストタンク

主たカラス3設備(設計基準対象施設)の連次の影響と連次により損傷した場合の対応

第1表 主なクラ	ラス3設備(設	計基≥	■対象施設)の津波の	影響と津波により損傷	易した:	場合の対応
サチタ石石物料	원만 타카 보 라 다른		津波の影響	津波により損傷した場合の	医示	本型
12% 5月~日 721	民国物別	有無	理由	対応	番号	御中与
(4) 計測装置						
事故時サンプリング系設備	原子炉建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	l	MS-1充除く。
タービン監視計器	タービン建屋 原子炉建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Ι		
タービン制御系	タービン建屋 原子炉建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	l	
原子炉冷却材净化系計測制御装置	原子炉建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
計測制御装置	原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋	漅	津波防護対象設備を内包する建屋又は区面内に設置 る建屋又は区面内に設置 津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	I	I	原子炉冷却材浄化系,給水系,機器ドレン処理系,床ドレン処理系,床ドレン処理系,濃縮廃液減 容固化系,雑固体廃棄物焼却設備,雑固 体減容処理設備等(いずれもMS-1,2を除 く。)
(4) 制御用空気設備	-		•			
空気圧縮機	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Ι		
空気防槽	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Ι		
空気除湿塔	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Η	I	
除湿装置プレフィルタ	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	-	I	
除湿装置アフタフィルタ	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	-	I	

第1表 主なグ	ラス3設備(設	計基	≢対象施設)の津波の ∮	影響と津波により損傷	易した	場合の対応
サチタイ語教科	坦时畫啶		津波の影響	津波により損傷した場合の	図 示	' 年朝
1984年7月 1471	政旦场別	有無	理由	対応	番号	脯存
気水分離器	タービン建屋	嶣	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
後部冷却器	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
制御用空気設備 主配管	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	制御用空気系(MS-1を除く。)
5. 放射性廃棄物の廃棄施設						
(1) 気体,液体又は固体廃棄物貯蔵設備						
固体廃棄物貯蔵庫入棟	屋外	漅	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	I	5^{-1}	
固体廃棄物貯蔵庫B棟	屋外	兼	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	Ι	5-2	
サイトバンカプール	廃棄物処理建屋	漅	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	Ι		
使用済樹脂貯蔵タンク	廃棄物処理建屋	兼	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	Η	I	
クラッドスラリタンク	廃棄物処理建屋	兼	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	Η	I	
減容固化体貯蔵室	廃棄物処理建屋	漅	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	I	I	

オたカラス3時備(割計其準対象権部)の連続の影響と連続に下り損傷した場合の対応

場合の対応	' 希·荆	用の												
ぼした	医法	番号	I	5-3		I	I	I	I	I	I	I	I	I
影響と津波により損像	津波により損傷した場合の	対応	I	Γ		I	Ι	Ι	I	I	I	Ι	I	Ι
(単対象施設)の津波の	津波の影響	理由	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	-	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置								
計基		有無	兼	兼		兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
ラス3設備(設	地 計畫 교	政旦笏別	廃棄物処理建屋	が習		原子炉建屋	道子炉建屋							
第1表 主なクラ	花々品類	1% 台下台 化1	固体廃棄物移送容器	固体廃棄物作業建屋	(2) 気体,液体又は固体廃棄物処理設備	廃液フィルタ	廃液脱塩器	凝集沈殿装置	廃棄物処理棟機器 ドレンサンプポンプ	廃液収集ポンプ	サージポンプ	廃液サンプルポンプ	凝集装置供給ポンプ	凝縮水収集ポンプ

よたカラス3割備(割計其准対象拡設)の連防の影響と連応に下り損値した場合の対応

芦対象施設)の津波の影響と津波により損傷した場合の対応	備水												
	医 奢 玉		I	I	I	Ι	I	I	I	I	I	I	I
	津波により損傷した場合の 対応		I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
	津波の影響	理由	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置
計基		有無	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
第1表 主なクラス3設備(設計	設置場所		原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋	サンプルタンク室	原子炉建屋	原子炉建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋
	機器名称		凝縮水サンプルポンプ	廃液収集タンク	キージタンク	廃液サンプルタンク	凝集装置供給タンク	凝縮水収集タンク	凝縮水サンプルタンク	原子炉棟機器ドレンサンプポンプ	タービン建屋機器ドレンサンプポンプ	廃棄物処理建屋機器ドレンサンプタンク	電磁ろ過器供給タンク

またカラス3設備(設計其準対象協設)の連携の影響と連続に下り損傷した場合の対応

場合の対応	に 中 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)										
馬した	溪 元	番号	I	Ι	Ι	Ι	Ι	l	Ι	Ι	Ι
芦対象施設)の津波の影響と津波により損 後	津波により損傷した場合の 対応		I	I	I	I	I	1 1		I	I
	津波の影響	理由	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置							
計基準		有無	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
第1表 主なクラス3設備(設計	設置場所		廃棄物処理建屋								
	機器名称		超ろ過器供給タンク	機器ドレン処理水タンク	クラッドスラリ上澄水受タンク	電磁ろ過器	超ろ過器	クラッドスラリ濃縮器	廃棄物処理建屋機器ドレンサンプポンプ	電磁ろ過器供給ポンプ	超ろ過器供給ポンプ

主たクラス3設備(設計基準対象施設)の連防の影響と連防により指係した場合の対応

É対象施設)の津波の影響と津波により損傷した場合の対応	備考											
	医猪		I	-	_	l	-	Ι	_	-	-	Ι
	津波により損傷した場合の 対応		I	Ι	Ι	Ι	I	I	I	I	Ι	I
	津波の影響	理由	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置
計基準		有無	兼	兼	兼	兼	兼	兼	無	兼	無	兼
ス3設備(設)	設置場所		廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	原子炉建屋	サンプルタンク室	原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋
第1表 主なクラ	-745 AC EED 384	(28-54-74)	機器 ドレン処理水ボンプ	電磁ろ過器循環供給ポンプ	クラッドスラリ上澄水ポンプ	クラッドスラリ濃縮器循環ポンプ	床ドレン収集タンク	床ドレンサンプルタンク	床ドレンフィルタ	廃棄物処理棟床ドレンサンプポンプ	床ドレン収集ポンプ	原子 炉棟床 ドレンサンプポンプ

主たクラス3設備(設計基準対象施設)の連次の影響と連次により指係した場合の対応

第1表 主なクラス3設備(設計基準対象施設)の津波の影響と津波により損傷した場合の対応	備考												
	医法	蕃	I	Ι	Ι	Ι	I	Ι	I	I	Ι	Ι	Ι
	津波により損傷した場合の 対応		I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
	津波の影響	甲敮	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置							
		有無	嶣	亊	亊		浙	箑	箑	浙	箑	無	箑
	設置場所		タービン建屋	屠動地地建居	屠筆師孙師華麗	国事间子间	道子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋	道子炉建屋	原子炉建屋	タービン建屋	原子炉建屋
	機器名称		タービン建屋床ドレンサンプポンプ	廃棄物処理建屋床 ドレンサンプタンク	廃棄物処理建屋床 ドレンサンプポンプ	廃液中和タンク	廃棄物処理棟高電導度ドレンサンプポンプ	廃液中和ポンプ	廃液濃縮器供給ポンプ	髧祣 濃縮器	廃液濃縮器加熱器	タービン建屋高電導度ドレンサンプポンプ	廃液濃縮器循環ポンプ

またカラス3設備(設計其準対象施設)の連次の影響と連次に下り指値した場合の対応
場合の対応	本型	開わ										
ぼした	义 学	番号	I	I	I	I	l		I	I	I	I
影響と津波により損傷	津波により損傷した場合の	対応	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
■対象施設)の津波の	津波の影響	理由	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準準波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置
計基準		有無	兼	巣	嶣	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
ラス3設備(設	地計畫碇	以且物別	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	原子炉建屋	道子炉建屋	原子炉建屋	ービス建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋
第1表 主なクラ	サチムの高粱	1984年7日 197	廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプタン ク	廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプポン プ	洗濯廃液ドレンタンク	洗濯廃液ドレンフィルタ	洗濯廃液ドレンポンプ	洗濯廃液ドレンサンプポンプ	洗濯廃液受タンク	洗濯廃液ろ過器	洗濯廃液供給ポンプ	プール水浄化フィルタ

主たクラス3設備(設計基準対象施設)の連次の影響と連次により指係した場合の対応

場合の対応		開わ											
易した	医法	番号	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
影響と津波により損傷	津波により損傷した場合の	対応	I	I	I	I	I	I	I	I	I	Ι	I
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	津波の影響	理由	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置								
計基準		有無	兼	無	兼	無	兼	兼	兼	兼	兼	無	兼
テス3設備(設	地마茜啶	以旦物別	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	原子炉建屋	道子炉建屋	道子炉建屋	道子炉建屋	间子炉建屋	道子炉建屋	道子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋
第1表 主なクラ	花々品類	(後音中台 化)	プール水脱塩器	プール水浄化ポンプ	廃液スラッジ貯蔵タンク	床ドレンスラッジ貯蔵タンク	廃液中和スラッジ受タンク	濃縮廃液貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済粉末樹脂貯蔵タンク	ミキサー洗浄タンク(A)	ミキサー洗浄タンク(B)	ミキサー洗浄ポンプ

主たクラス3設備(設計基準対象施設)の連次の影響と連次により指係した場合の対応

場合の対応	朱 鼎	浦与										
易した	上図	番号	I	-		-	-	-	Ι	Ι	-	Ι
影響と津波により損傷	津波により損傷した場合の	対応	I	I	I	I	Ι	I	I	I	I	I
(単対象施設)の津波の	津波の影響	理由	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置
計基		有無	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
ラス3設備(設	地計畫呢	政旦场別	道子炉建屋	道子炉建屋	道子炉建屋	道子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋	ベイラ建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋
第1表 主なクラ	将るる	1% 在下台 19%	タンカベントフィルタ	遠心分離機	廃液スラッジポンプ	床ドレンスラッジ受ポンプ	使用済樹脂ポンプ	使用済粉末樹脂ポンプ	减容機	濃縮廃液受タンク	減容固化系供給タンク	減容固化系溶解タンク

主たクラス3設備(設計基準対象施設)の連防の影響と連防により指係した場合の対応

場合の対応	乔鼎	明									
易した	½X	番号	l	I	I	-	-	_	_	-	_
影響と津波により損傷	津波により損傷した場合の	対応	I	I	I	I	Ι	I	Γ	Ι	Ι
■対象施設)の津波の	津波の影響	理由	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準準波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置
計基準		有無	兼	鼡	嶣	兼	兼	兼	兼	兼	兼
テス3設備(設	坦甘暑碇	以旦物別	赌莱物 処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	屠棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	赌莱物処理 建屋	屠棄物処理建屋	屠棄物処理建屋
第1表 主なクラ	<u>林</u> 明久 获	7% 4分子口 70%	減容固化系移送ポンプ	減容固化系供給ポンプ	減卒固化系溶解ポンプ	減容固化系粒子フィルタ	減容固化系高性能粒子フィルタ	減容固化系造粒機	排ガスプロア	烧去机炉	1 次セラミックフィルタ

主たカラス3設備(設計其準計象協設)の連次の影響と連次に下り指値した場合の対応

場合の対応	奉罪	明イラ									
馬した	叉	番号		l			l	l	I	l	I
影響と津波により損傷	津波により損傷した場合の	封応	I	L	-	-	L	L	I	L	I
■対象施設)の津波の	津波の影響	理由	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置								
計基準		有無	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
・ス3設備(設	治軒畫禕	政旦物別	廃棄物処理建屋								
第1表 主なクラ	採品を	시사 다~ 다 쪼	2次セラミックフィルタ	排ガスフィルタ雑固体投入機	維固体投入機	排ガス洗浄廃液サンプルタンク	排ガス洗浄廃液排水ポンプ	溶融炉排ガス洗浄水受入タンク	溶融炉排ガス洗浄塔循環ポンプ	溶融炉排ガス洗浄水フィルタ	溶融炉排ガス洗浄水吸着塔

主たクラス3設備(設計基準対象施設)の連防の影響と連防により指係した場合の対応

場合の対応	7 年期	佣令										
馬した	医达	番号	l	I	-	-	l	l	Ι	Ι	Ι	Ι
影響と津波により損像	津波により損傷した場合の	対応	I	I	-	-	-	I	Ι	Ι	Ι	Ι
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	津波の影響	理由	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置
計基準		有無	兼	巣	兼	兼	兼	兼	無	無	無	無
・ス3設備(設	出計畫記	政	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	タービン建屋	タービン建屋	原子炉建屋	原子炉建屋
第1表 主なクラ	将る子子	7% 4分子口 70%	高周波容融炉	溶融炉 2 次燃焼器燃焼室	溶融炉 2 次燃焼器	溶融炉セラミックフィルタ	溶融炉排ガスフィルタ	溶融炉ガスブロワ	排ガス再結合器	排ガス気水分離器	排ガス前置フィルタ	排ガス前置除湿塔

主たクラス3設備(設計基準対象施設)の連次の影響と連次により指係した場合の対応

場合の対応	子型	用やつ					機器ドレン処理系床ドレン処理系 床ドレン処理系 まれ酸素の曲を	時工席候处理年来 洗濯廃液処理系 サイトバンカプール水浄化系 使用済樹脂移送系 濃縮廃波減容固化系 離固体感棄物焼却設備 排ガス洗浄廃液処理系 雑団体減容処理設備 (いずれもMS-1を除く。)				
馬した	医达	番号	I	I	I	I	I	I			6-1	6-2
影響と津波により損像	津波により損傷した場合の	対応	Ι	Ι	I	I	I	I			L	L
≜対象施設)の津波の}	津波の影響	理由	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置			津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置
計基準		有無	兼	兼	嶣	兼	兼	兼			兼	兼
マ3設備(設	坦計畫權	以旦勿刀	原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉建屋 タービン建屋	廃棄物処理建屋	-		屋外	屋外
第1表 主なクラ	光子を告続	ሰማ ሰቡ-11 /ባ/	排ガス後置フィルタ	排ガス空気抽出器	排ガスブロワー	排ガスフィルタ		気体,液体又は固体廃棄物処理設備 主配 管	6. 放射線管理施設	(1) 放射線管理用計測装置	主排気筒放射線モニタ	非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ

の単法の思慮し単法でする価値にを置くの状で 0 部/借 / 部計 甘 准 法 子 伊 伝 部) 7 15 ŗ イナ

第1表 主なクラ	ラス3設備(設	計基	(単対象施設)の津波の	影響と津波により損傷	馬した歩	場合の対応
後の記録	世时番悼		津波の影響	津波により損傷した場合の	図示	本型
(改命-口 /t)/	政良物別	有無	理由	対応	番号	加え
モニタリング・ポスト	が圉		津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置 又は、基準津波による遡上波 が到達しない十分高い位置 に設置	I	6–3	
	格星		基準律波が遡上する位置に 設置されているため、津波の 影響あり	津波の影響により使用でき なくなった場合には, 放射能 観測車で機能を代替	6-4	
放射能観測車		兼	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	I	6-5	
(2) 換気設備						
原子炉楝换気系送風機	国東イユータ	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区面内に設置	I		
原子炉棟換気系排風機	国 新 イ に 人 属 居 を	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
原子炉換気系フィルタ	国東イユータ	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区面内に設置	I	I	
タービン建屋換気系送風機	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	
タービン建屋換気系排風機	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	Ι	
タービン建屋換気系フィルタ	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	

よたカラス3割備(割計其准対象拡設)の連防の影響と連応に下り損値した場合の対応

した場合の対応	図示	番号 珊岛	1	I	I	1	1	I		1
影響と津波により損傷	津波により損傷した場合の	対応	I	I	I	I	I	I		I
隼対象施設)の津波の	津波の影響	理由	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区面内に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置		津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置 又は、津波防護施設及び浸水 防止設備により、基準津波が 遡上・流入しない箇所に設置
計基準		有無	兼	茟	兼	兼	兼	兼		兼
ラス3設備(設	연 타 표 vē	政旦场別	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋	廃棄物処理建屋		原子炉建屋, 廃棄 物処理建屋, 使用 済燃料乾式貯蔵建 屋等
第1表 主なクラ	-745 47 EE 884	6% 右下一口 79 、	廃棄物処理棟換気系送風機	廃棄物処理棟換気杀排風機	廃棄物処理棟換気系フィルタ	廃棄物処理建屋換気設備送風機	廃棄物処理建屋換気設備排風機	廃棄物処理建屋換気設備フィルタ	(3) 生体遮蔽装置	補助遮蔽

主なクラス3設備(設計基準対象施設)の津波の影響と津波により損傷した場合の対応

5条 添付37-21

7. 原子炉格納施設

第1表 主なクラ	ス3設備(設	計基	퇃対象施設)の津波の 景	影響と津波により損傷	見した	場合の対応	
一番を留業	治甲酯禄		津波の影響	津波により損傷した場合の	溪 示	本単	
(28-24-24-24-24-24-24-24-24-24-24-24-24-24-	以旦物別	有無	田田	対応	番号	い用って	
(3) 圧力低減設備その他の安全設備							
窒素ガス供給設備液体窒素貯蔵タンク	屋外	兼	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	I	7-1		
8. その他発電用原子炉の附属施設				*			
(1) 非常用電源設備							
空気圧縮機	原子炉建屋	熊	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	I	非常用ディーゼル発電装置 内燃機関に 附属する空気圧縮設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 内燃機関に附属する空気圧縮設備	
非常用電源設備 主配管	屋外	兼	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	I	8-1	非常用ディーゼル発電機用海水系 (MS-1 を除く。) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用 海水系 (MS-1を除く。)	0
(2) 常用電源設備							
発電機本体	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	I	l		
励磁装置	タービン建屋	兼	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	Ι	-		
主要変圧器	屋外	漅	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	I	8-2		
起動変圧器	屋外	漅	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	I	8–3		

き場合の対応	本 罪(油ら										
傷し	図	番号	8-4	8-5	l	I	I	I		ļ	I	I
影響と津波により損け	津波により損傷した場合の	対応	I	Ι	I	I	I	I		I	I	I
善対象施設)の津波の	津波の影響	理由	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により,基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置		津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置
計基		有無	兼	嶣	兼	兼	兼	兼		兼	兼	兼
ラス3設備(設	<u> 언민</u> 타카 표 14년	政旦场別	屋外	屋外	屋内開閉所	屋内開閉所	屋内開閉所	屋内開閉所		タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋
第1表 主なクラ	一生タ田朝井	1.04 日	所內変圧器	予備変圧器	線路用275kVしや断器	発電機並列用275kVしや断器	起動変圧器受電用275kVしゃ断器	予備変圧器受電用275kVしゃ断器	(3) 補助ボイラー	ボイラ本体	給水ポンプ	給水タンク

易合の対応	本型	明ら								
馬したț	図 示	番号		8–6	I		I			
影響と津波により損傷	津波により損傷した場合の	対応	I	I	Ι		I	I		I
善対象施設)の津波の	津波の影響	理由	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護施設及び浸水防止 設備により、基準津波が遡 上・流入しない箇所に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置		津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置	津波防護対象設備を内包す る建屋又は区画内に設置		基準津波による遡上波が到 達しない十分高い位置に設 置
計基準		有無	兼	兼	兼		兼	兼		兼
・ス3設備(設	언년 BH 귦이운	政 旦 场別	タービン建屋	屋外	タービン建屋		タービン建屋	タービン建屋		屋外
第1表 主なクラ	サロマ	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	蒸気だめ	重油貯蔵タンク	重油サービスタンク	(4) 火災防護設備	電動駆動消火ポンプ	ディーゼル駆動消火ポンプ	(5) 緊急時対策所	緊急時対策所





5条 添付37-26

敷地側面北側防潮堤設置ルート変更に伴う入力津波の設定について

1. はじめに

敷地北側の防潮堤(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)については,設置ル ートの変更を行うこととした(第486回審査会合(平成29年7月13日)にてご 説明)。防潮堤の設置ルート変更に伴い,数値シミュレーションの結果(以下 「評価結果」という。)に影響を及ぼす可能性があることから,防潮堤の設置 ルート変更を反映したモデルによる数値シミュレーションを実施し,評価結 果への影響を確認した。影響確認の結果,防潮堤前面の敷地前面東側及び敷 地側面南側における最高水位に変化はなく,敷地側面北側における最高水位 は低下することを確認したため,第503回審査会合(平成29年9月1日)におい て確認結果を提示し,これまでの基準津波を変更する必要がないことが確認 された。このため,耐津波設計の評価において想定する基準津波及び施設・ 設備の設計・評価に用いる入力津波についても,設置変更許可においてはこ れまでの評価結果を適用することとしている。

詳細設計においては,防潮堤の設置ルート変更前のモデル(以下「既往モ デル」という。)による評価結果を適用できると考えられる評価位置を除き, 施設・設備の設計・評価に用いる入力津波について防潮堤の設置ルート変更 を反映したモデルによる評価結果を反映する。 2. 防潮堤の設置ルート変更に伴う評価結果への影響確認

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる遡上解析を実施し,評価 結果への影響を確認したところ,防潮堤前面の敷地前面東側及び敷地側面南 側における最高水位に変化はなく,敷地側面北側における最高水位は低下す ることを確認した。防潮堤設置ルート変更前後における防潮堤前面の最高水 位比較を第1表に示す。

	項目	既往モデル	防潮堤設置ルート変更を 反映したモデル
遡上解析結果		T. P. +15. 2m T. P. +17. 1m T. P. +15. 4m	T. P. +11. 7m T. P. +17. 1m T. P. +15. 4m T. P. +1
モデルの変更事項		_	敷地北側防潮堤設置ルートの 変更
防潮堤	敷地側面北側	T.P. +15.2m	T.P. +11.7m
前面最	敷地前面東側	T. P. +17.1m	T. P. +17.1m
高水位	敷地側面南側	T.P. +15.4m	T. P. +15.4m

第1表 防潮堤設置ルート変更前後における防潮堤前面の最高水位比較

3. 詳細設計における入力津波の設定方針及び評価の見通し

詳細設計においては,既往モデルによる評価結果を適用できると考えられ る評価位置を除き,施設・設備の設計・評価に用いる入力津波について防潮 堤設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を反映する。防潮堤の設 置ルート変更を反映したモデルによる評価結果をもとに,防波堤の有無によ る影響,地盤変状による影響等評価結果に影響を与えうる因子についてパラ メータスタディを実施し,施設・設備の設計・評価において最も保守的とな る条件による評価結果を反映することから,適切な評価が可能である。

4. 防潮堤の設置ルート変更に伴い設置位置等に変更が生じる施設・設備

防潮堤の設置ルート変更に伴い放水路ゲート設置位置に変更が生じる。また、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の岩着支持杭との干渉回避のためSA用 海水ピット取水塔からSA用海水ピットへ接続する海水引込み管の埋設ルー トに変更が生じる。第2表に放水路ゲート及び海水引込み管の設置位置等の 変更事項を示す。

放水路ゲート及び海水引込み管については防潮堤設置ルート変更前の設置 位置等に対して変更が生じたことから,評価結果に影響を及ぼす可能性があ る。 防潮堤設置ルート変更に伴う放水路ゲート及び海水引込み管の設置位置等の変更事項 2 表



5条 添付38-4

5. 耐津波設計の評価に必要な数値シミュレーション

耐津波設計の評価を実施するに当たり,設計上考慮すべき因子として, 「1.4(1)入力津波の設計因子の設定について」にて示したとおり,水位, 水深,流向,流速等を抽出している。抽出された因子毎に,耐津波設計の評 価条件を設定するため,数値シミュレーションを実施している。耐津波設計 の評価に必要な数値シミュレーションの体系を第3表に示す。

第3表 耐津波設計の評価に必要な数値シミュレーションの体系

絲秫	評価項目	解析項目	評価位置	因子 (評価荷重)	目的
	敷浸地水のない。	遡上解析	防潮堤前面 ・敷地側面北側 ・敷地前面東側 ・敷地側面南側 遡上域	水位 浸水深	基準律波による遡上波が地上部から,設計基準対象施設の津波 防護対象設備を内包する建屋及び区画を設置する敷地に到達・ 流入する可能性を検討し、到達・流入の可能性がある場合はこれ らを防止するため,防潮堤等の設計・評価に必要となる津波襲来 時における防潮堤前面位置の水位・浸水深を確認する。また,遡 上波の敷地への回り込みがないことを確認する。
	止するための施設・設備の設		防潮堤前面 敷地前面海域	流向・流速	津波防護施設等の設計・評価において考慮する漂流物衝突荷重 を算定するため,算定に必要な津波襲来時における流速を確認 する。
数 恒 シニ	計・評価	管路解析	取水ピット 放水路ゲート設置箇所 SA用海水ピット 緊急用海水ポンプピット	水位	津波が取水路,放水路等の経路から,設計基準対象施設の津波防 護対象設備を内包する建屋及び区画を設置する敷地に流入する 可能性を検討し,流入の可能性がある場合はこれらを防止する ため,流入経路に対する浸水対策の設計,評価に必要となる津波 襲来時における各評価位置の水位を確認する。
ц ш 7 7 1 У		遡上解析	敷地前面海域及び広域 遡上域	流向・流速	漂流物調査範囲の設定並びに基準津波による漂流物の津波防護施設等及び取水ロへの到達可能性評価を実施するため、基準津波による敷地前面海域及び広域の流向・流速を確認する。また、陸域については遡上域を確認する。
	米位後動です。	漂流物軌跡解析	敷地前面海域及び広域	流向・流速	基準津波による漂流物が、津波防護施設等及び取水口に到達し ないことを検証するため、漂流物の挙動を確認する。
	水に住たした。	遡上解析	貯留堰前面	水位・継続時間	引き波による水位低下・継続時間に対して, 非常用海水ポンプの 運転継続が可能であることを確認するため, 下降側の水位及び 継続時間を確認する。
	機 能 く の 影響評価	砂移動評価	取水口前面	砂濃度 法白、法注	非常用海水ポンプの取水性を確保するため、基準津波による海 底の砂移動による取水口前面に堆積した砂が、取水口及び取水 路を閉塞させないことを確認する。
		砂堆積評価	取水ピット	///l/i ///////////////////////////////	非常用海水ポンプの取水性を確保するため,取水ピットに堆積した砂が,非常用海水ポンプの取水性に影響を及ぼさないことを確認すよ

5条 添付38-6

6. 耐津波設計の評価に係る解析項目のスクリーニング

6.1 敷地への浸水を防止するための施設・設備の設計・評価に用いる解析項目

防潮堤の設置ルート変更に伴う防潮堤前面での遡上解析の評価結果及び 防潮堤の設置ルート変更に伴い設置位置等に変更が生じる施設・設備の評 価位置での管路解析の評価結果への影響を考慮し,第3表に示した解析項目 について,既往モデルによる評価結果を適用することが可能な解析項目と, 防潮堤設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を用いて評価する 必要がある解析項目とに整理した。

「2. 防潮堤の設置ルート変更に伴う評価結果への影響確認」にて示し たとおり,防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果によ り,これまでの基準津波を変更する必要がないことが確認されたことから, 防潮堤前面(敷地側面北側,敷地前面東側及び敷地側面南側)での遡上解析 の評価結果及び取水ピットでの管路解析の評価結果については防潮堤の設 置ルート変更による大きな影響はないと考えられる。影響確認結果を以下 に示す。

既往モデルによる津波評価における取水口前面での遡上解析の評価結果 は第1図に示すとおりである。既往モデルによる津波評価における遡上解析 の評価結果から,取水口前面の上昇側最高水位はT.P.+14.2mであった。

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を第2図に示 す。第2図に示すとおり、遡上解析の評価結果から、取水口前面の上昇側最 高水位はT.P.+14.1mであった。既往モデルによる評価結果と比べ有意な差 はなく、ほぼ同等の評価結果であった。



第1図 既往モデルによる取水口前面の遡上解析の評価結果(津波評価)



第2図 防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる取水口前面の 遡上解析の評価結果(津波評価)

さらに,取水ピットにおける管路解析の評価結果への影響確認を実施し た。

既往モデルによる津波評価における取水ピットでの管路解析の評価結果 は第3図に示すとおりである。既往モデルによる津波評価における管路解析 の評価結果から,取水ピットの上昇側最高水位はT.P.+15.9mであった。

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を第4図に示 す。第4図に示すとおり、管路解析の評価結果から、取水ピットの上昇側最 高水位はT.P.+15.7mであった。既往モデルによる評価結果と比べ有意な差 はなく、ほぼ同等の評価結果であった。



第3図 既往モデルによる取水ピットの管路解析の評価結果(津波評価)



第4図 防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる取水ピットの 管路解析の評価結果(津波評価)

以上より,防潮堤前面における遡上解析の評価結果及び取水ピットにお ける管路解析の評価結果については既往の評価結果を適用することが可能 と考えられる。しかしながら,防潮堤前面(敷地側面北側,敷地前面東側及 び敷地側面南側)における遡上解析の評価結果については,実際の設備形状 による評価結果をもとに防潮堤の設計・評価を実施する必要があると考え られることから,防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる遡上解 析の評価結果を適用する。

防潮堤の設置ルート変更に伴い放水路ゲート設置位置に変更が生じ,鋼 管杭鉄筋コンクリート防潮壁の岩着支持杭との干渉回避のためSA用海水 ピット取水塔からSA用海水ピットへ接続する海水引込み管の埋設ルート に変更が生じることから,入力津波の設定において放水路ゲート設置箇所, SA用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットの評価位置においては防潮 堤の設置ルート変更を反映したモデルにて管路解析を実施し評価をする必 要があると考えられる。

防潮堤前面及び敷地前面海域における流向・流速を確認するための遡上 解析については,防潮堤の設置ルート変更による海域の流況への影響が考 えられることから,防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価 結果を用いて評価する必要があると考えられる。

敷地への浸水を防止するための施設・設備の設計・評価に用いる解析項目 における既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項目及び防潮堤設置 ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて評価する必要がある解析項 目の整理結果を第4表に示す。

5条 添付38-10

第4表 既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項目及び防潮堤設置

ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて評価する必要があ

る解析項目 (浸水防止)

既往モデルによる評価結果を適用可能な 解析項目	防潮堤設置ルート変更反映モデルによる 評価結果を用いて評価する必要がある 解析項目
 ○管路解析<水位> ・取水ピット 	 ○遡上解析<水位>[※] ・防潮堤前面(敷地側面北側) ・防潮堤前面(敷地前面東側) ・防潮堤前面(敷地側面南側)
	 ○管路解析<水位> ・放水路ゲート設置箇所 ・SA用海水ピット ・緊急用海水ポンプピット
	 ○遡上解析<流向・流速> ・防潮堤前面 ・敷地前面海域

<>内は入力津波の因子を示す。

※既往の評価結果を適用することが可能と考えられるが、実際の設備形状による解析結果に基づき評価を実施する必要があるため、防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルにて解析を実施し評価する。

6.2 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響評価に用いる 解析項目

水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響評価項目は, 「非常用海水冷却系の取水性評価」及び「津波の二次的な影響による非常 用海水冷却系の機能保持確認」である。「非常用海水冷却系の取水性評 価」を実施するに当たり必要な解析項目は,貯留堰前面の遡上解析,取水 ロ前面の砂移動評価,取水ピットの砂堆積評価であり,「津波の二次的な 影響による非常用海水冷却系の機能保持確認」を実施するに当たり必要な 解析項目は,敷地前面海域及び広域の遡上解析,漂流物軌跡解析である。 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響評価に必要な解

5条 添付38-11

析項目を第3表に示す。これらのうち、「2. 防潮堤の設置ルート変更に 伴う評価結果への影響確認」にて示したとおり、防潮堤の設置ルート変更 を反映したモデルによる評価結果により、これまでの基準津波を変更する 必要がないことが確認されたことから、貯留堰前面の遡上解析、取水口前 面における砂移動評価、取水ピット内における砂堆積評価の評価結果につ いても防潮堤の設置ルート変更による大きな影響はないと考えられる。影 響確認結果を以下に示す。

水位下降側の引き波時における貯留堰前面の水位が,貯留堰天端高さで あるT.P.-4.9mを下回る継続時間について確認し,非常用海水ポンプの運 転可能継続時間に対する影響確認を実施した。

既往モデルによる津波評価における貯留堰前面の遡上解析の評価結果は 第5図に示すとおりである。既往モデルによる津波評価における遡上解析の 評価結果から,貯留堰前面における水位が貯留堰天端高さを下回る継続時 間は1.5分であり,最低水位はT.P.-5.27mであった。

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を第6図に示 す。第6図に示すとおり、遡上解析の評価結果から、貯留堰前面における水 位が貯留堰天端高さを下回る継続時間は1.5分であり、最低水位はT.P.-5.27mであった。既往モデルによる評価結果と比べ有意な差はなく、ほぼ同 等の評価結果であった。

一方,貯留堰は,非常用海水ポンプ全7台が約30分運転継続するために必要な容量である約2,370m³の有効容量を確保できる設計とすることから,非常用海水ポンプの運転継続可能時間に対する影響はない。



既往モデルによる貯留堰前面の遡上解析の評価結果(津波評価) 第5図 1.5分 Ê 20 (T. P. 1 10 0 √ 世 10 120 時間(分) 30 60 90 150 180 210 240 0 貯留堰天端高さ T.P.-5.27m (96.8分) T.P.-4.9m

第6図 防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる貯留堰前面の 遡上解析の評価結果(津波評価)

既往モデルによる津波評価における砂移動評価の評価結果は第7図に示 すとおりである。既往モデルによる津波評価における砂移動評価の評価結 果から,取水口前面における砂の堆積高さが高くなる傾向にある砂移動モ デルは,水位上昇側及び下降側ともに高橋他(1999)であった(浮遊砂上 限濃度1%及び防波堤ありの場合において,水位上昇側では堆積高さ 0.33m,水位下降側では堆積高さ0.19m)。このため,防潮堤の設置ルート 変更を反映したモデルによる砂移動評価において,高橋他(1999)の砂移 動モデルによる取水口前面の砂堆積高さを評価し,防潮堤設置ルート変更 による影響確認を実施した。

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を第8図に示 す。第8図に示すとおり、高橋他(1999)の砂移動モデルによる砂移動評 価の評価結果から、浮遊砂上限濃度1%及び防波堤ありの場合において、 取水口前面における砂の堆積高さは水位上昇側で0.31m、水位下降側で

5条 添付38-13

0.20mであり,既往モデルによる評価結果と比べ有意な差はなく,ほぼ同等の評価結果であった。

		浮遊砂 上限濃度(%)	防波堤	取水口前面における堆積高さ(m)				
	藤井他	1	あり	0.01				
水位 上昇側	(1998)	5	あり	0.01				
	高橋他 (1999)	1	あり	0.33				
水位 下降側	藤井他	1	あり	0.01				
	(1998)	5	あり	0.01				
	高橋他 (1999)	1	あり	0.19				



第7図 既往モデルによる砂移動評価の評価結果(津波評価)

		浮遊砂 上限濃度(%)	防波堤	取水口前面における堆積高さ(m)
水位 上昇側	高橋他 (1999)	1	あり	0.31
水位 下降側	高橋他 (1999)	1	あり	0.20





【砂移動評価の評価結果(水位上昇側,高橋他(1999),浮遊砂上限濃度1%)】

第8図 防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる砂移動評価の 評価結果(津波評価)

同様に,取水ピットにおける砂堆積評価の評価結果についても影響確認 を実施した。取水ピットの砂堆積評価についても高橋他(1999)の砂移動 モデルにて影響確認を実施した。既往モデルによる津波評価における取水 ピットの砂堆積評価の評価結果は第9図に示すとおりである。既往モデル による津波評価における取水ピットの砂堆積評価の評価結果から,取水ピ ットにおける砂の堆積高さは浮遊砂上限濃度1%,防波堤あり,スクリー ンによる損失あり,貝付着あり及び非常用海水ポンプの運転がある場合に おいて,水位上昇側及び下降側ともに堆積高さ0.01m以下であった。

防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を第10図に示 す。第10図に示すとおり、高橋他(1999)の砂移動モデルによる取水ピッ トの砂堆積評価の評価結果から、取水ピットにおける砂の堆積高さは浮遊 砂上限濃度1%、防波堤あり、スクリーンによる損失あり、貝付着あり及 び非常用海水ポンプの運転がある場合において、水位上昇側及び下降側と もに堆積高さ0.01m以下であり、既往モデルによる評価結果と比べ有意な 差はなく、ほぼ同等の評価結果であった。

			防波堤	スクリーン 損失	貝付着	非常用海 水ポンプ の取水	堆積高さ (m)		
水位 上昇側	高橋他 (1999)	1	あり	あり	あり	あり	0.01以下		
水位 下降側	高橋他 (1999)	1	あり	あり	あり	あり	0.01以下		



【砂堆積評価の評価結果(水位上昇側,高橋他(1999),浮遊砂上限濃度1%)】

第9図 既往モデルによる取水ピットの

砂堆積評価の評価結果(津波評価)

			防波堤	スクリーン 損失	貝付着	非常用海 水ポンプ の取水	堆積高さ (m)		
水位 上昇側	高橋他 (1999)	1	あり	あり	あり	あり	0.01以下		
水位 下降側	高橋他 (1999)	1	あり	あり	あり	あり	0.01以下		



【砂堆積評価の評価結果(水位上昇側,高橋他(1999),浮遊砂上限濃度1%)】 第10図 防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる

取水ピットの砂堆積評価の評価結果(津波評価)

以上より,取水口前面における砂移動評価,取水ピットにおける砂堆積 評価については,既往の評価結果を適用することが可能と考えられる。

敷地前面海域及び広域における遡上解析及び漂流物軌跡解析について は、防潮堤の設置ルート変更による海域の流況への影響が考えられること から、防潮堤の設置ルート変更を反映したモデルによる評価結果を用いて 評価する必要があると考えられる。

水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響評価に用いる 解析項目において,既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項目及び 防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて評価する必要が ある解析項目の整理結果を第5表に示す。

第5表 既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項目及び 防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて

評価する必要がある解析項目(水位変動)

既往モデルによる評価結果を適用可能な 解析項目	防潮堤設置ルート変更反映モデルによる 評価結果を用いて評価する必要がある 解析項目
○遡上解析<水位>・貯留堰前面	○遡上解析<流向・流速>・敷地前面海域及び広域
 ○砂移動評価<砂濃度・砂堆積> ・取水口前面 	○漂流物軌跡解析<流向・流速>・敷地前面海域及び広域
 ○砂堆積評価<砂堆積> ・取水ピット 	

<>内は入力津波の因子を示す。

7. 詳細設計における入力津波の設定について

詳細設計における入力津波の設定に当たっては,「6. 耐津波設計の評価 に係る解析項目のスクリーニング」の第4表及び第5表にて示したとおり各解 析項目を取扱うこととし,「既往モデルによる評価結果を適用可能な解析項

5条 添付38-18

目」として整理した解析項目の評価結果については既往モデルによる評価結果を適用し、「防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を用いて評価する必要がある解析項目」として整理した解析項目の評価結果については防潮堤設置ルート変更反映モデルによる評価結果を適用する。

津波対策設備毎の条文要求,施設・設備区分及び防護区分について

1. はじめに

津波対策設備は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年7月8日施行)」の第5条,第40条の他,津波 PRAにおける評価の結果,津波特有の事象である事故シーケンスグループ「津 波浸水による最終ヒートシンク喪失」による炉心損傷頻度が有意な値となり、 必ず想定する事故シーケンスグループに追加する事故シーケンスグループと して抽出したことから、第43条に対して適合する必要がある。このため、津 波対策設備毎の条文要求、施設・設備区分及び防護区分について整理した。

2. 津波対策設備毎の条文要求,施設・設備区分及び防護区分
 津波対策設備毎の条文要求,施設・設備区分及び防護区分を第1表に示す。

第1表	津波対策設備毎の条文要求,	施設・	設備区分及び防護区分
217 F F			

津波対策設備		基準津波に対する設計基準対象施設の防護 (第5条)						基準津波に対する重大事故等対処施設の防護 (第40条)					 敷地に遡上する津波(T.P.+24m津波)に対する 重大事故等対処設備の防護(第43条) 						
		東海第二著	発電所 津浦	支による損	傷の防止		資料名:	東海第二3 (39条,40	発電所 重:)条)	大事故等対	・処設備に~	ついて	資料名:	東海第二季	発電所 重力	大事故等対	・処設備に~	ついて	
		設・設備⊵	区分		防護区分		施	設・設備⊵	区分		防護区分		施	設・設備区	区分		防護区分		
		浸水防	津波監	外郭防	外郭防	内郭防	津波防	浸水防	津波監	外郭防	外郭防	内郭防	津波防	浸水防	津波監	外郭防	外郭防	内郭防	
	護施設	止設備	視設備	護1	護2	護	護施設	止設備	視設備	護1	護 2	護	護施設	止設備	視設備	護1	護 2	護	
①防潮堤及び防潮扉	0	×	×	0	×	×	0	\times	×	0	×	×	$\times^{st 1}$	×	×	\times^{*1}	×	×	
②放水路ゲート	0	\times	×	0	×	×	0	\times	×	0	×	×	0	×	×	0	×	×	
③構内排水路逆流防止設備	0	×	×	0	×	×	0	×	×	0	×	×	0	×	×	0	×	×	
④貯留堰	0	×	×	\times^{*5}	$\times^{\%5}$	\times^{*5}	0	×	×	$\times^{\%5}$	$\times^{\%5}$	$\times^{\% 5}$	×	×	×	$\times ^{\% 5}$	$\times^{\%5}$	$\times^{\%5}$	
⑤取水路点検用開口部浸水防止蓋	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	
⑥海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	×	0	×	0	0	×	×	0	×	0	0	×	×	0	×	0	$\times^{\& 2}$	×	
⑦取水ピット空気抜き配管逆止弁	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	
⑧海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	\times^{*3}	×	×	×	× ^{**} 3	
⑨海水ポンプ室貫通部止水処置	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	×*3	×	×	×	× ^{**3}	
⑩放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	
① SA用海水ピット開口部浸水防止蓋	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	
⑩緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	
③緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	0	×	×	0	×	0	0	×	
④緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	0	×	×	0	×	0	0	×	
⑤防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	
16原子炉建屋境界貫通部止水処置	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	×	×	0	×	0	
⑰緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋	-	-	-	_	_	-	×	0	×	×	×	0	×	0	×	0	×	0	
18緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋	-	-	-	_	_	-	×	0	×	×	×	0	×	0	×	0	×	0	
⑩格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ	-	_	_	_	_	_	×	0	×	×	×	0	×	0	×	0	×	0	
⑩常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ	-	-	-	_	_	-	×	0	×	×	×	0	×	0	×	0	×	0	
②常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ	—	_	_	_	_	_	×	0	×	×	×	0	×	0	×	0	×	0	
②常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	0	×	0	
③原子炉建屋原子炉棟水密扉	—	—	—	—	_	—	—	—	—	—	—	—	0	0	×	0	×	0	
29.原子炉建屋付属棟東側水密扉	—	_	_	—		_	—	_	—	—	—	—	0	0	×	0	×	0	
③原子炉建屋付属棟西側水密扉	-	_	_	_	_	_	-	_	—	_	—	—	0	0	×	0	×	0	
39原子炉建屋付属棟南側水密扉	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	0	0	×	0	×	0	
③原子炉建屋付属棟北側水密扉1	—	_	_	_		_	—	_	—	_	—	—	0	0	×	0	×	0	
⑧原子炉建屋付属棟北側水密扉2	_	_	_	_		_	—	_	—	—	—	—	0	0	×	0	×	0	
29原子炉建屋外壁	—	_	_	_		_	—	_	—	—	—	—	0	0	×	0	×	0	
③常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)床面 貫通部止水処置	×	0	×	×	×	0	×	0	×	×	×	0	×	0	×	0	×	0	
 ③津波・構内監視カメラ 	×	\times	0	_	_	—	\times	\times	0	—	—	—	×	\times	$\bigcirc^{\ast}4$	—	—	_	
②取水ピット水位計	×	×	0	_	_		×	×	0	—	_	—	×	×	×		—	_	
③潮位計	×	×	0	_	_	_	×	×	0	_	_	_	×	×	0	_	_	_	

※1:敷地に遡上する津波(T.P.+24m)の敷地内への流入防止は期待できないため,津波防護施設に該当しない。たたし,T.P.+24m津波の倚重及び倚重の組合せを考慮しても概ね弾性状態となる設計とする(防潮堤を損傷させない:機能保持)。 ※2:敷地に遡上する津波に対して、海水ポンプは期待しないことから、浸水想定範囲外であるため該当しない

※3:当該部から海水ポンプ室に繋がる経路であり,敷地に遡上する津波に対する防護対象設備への経路でないため該当しない。

※4:原子炉建屋屋上の3台の津波・構内監視カメラにより可能な限り敷地に遡上する津波の襲来状況を把握する。防潮堤上端の4台の津波・構内監視カメラについては、敷地に遡上する津波の襲来による影響を免れた場合には使用する。

※5:貯留堰は水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止を目的とし、非常用海水ポンプの運転継続に必要な海水容量を満足するための設備であることから外郭防護1,2及び内郭防護の防護区分には該当しない。

○:該当する ×:該当しない -:対象外

東北地方太平洋沖地震時の被害状況を踏まえた 東海第二発電所の地震・津波による被害想定について

基準津波に伴う取水口付近の漂流物に対する取水性評価の実施に 当たり,2011 年東北地方太平洋沖地震時(以下「3.11 地震時」と いう。)の地震・津波による被害状況を踏まえ,地震・津波による 東海第二発電所の被害想定を整理した。以下に 3.11 地震時におけ る東海第二発電所及び甚大な被害を受けた東北地方の被害状況を示 す。

(1) 3.11 地震時の東海第二発電所における被害状況

3.11 地震時の地震・津波による建屋等の被害状況を第1図に示す。 3.11 地震時の地震・津波により,津波遡上域の建屋本体の滑動など は確認されていないが,鉄骨造建屋である輸送本部建屋の外装材の 破損やメンテナンスセンターのシャッターの変形,自動販売機の転 倒が確認されている。


第1図 3.11 地震時の地震・津波による建屋等の被害状況

(2) 3.11 地震時の東北地方における建築物の被害状況

3.11 地震時の地震・津波による被害の大きかった東北地方の被災 状況について整理した。

3.11 地震時の東北地方における鉄筋コンクリート建築物の被害状況を第1表に示す。「2011 年東日本大震災に対する国土技術政策総合研究所の取り組み-緊急対応及び復旧・復興への技術支援に関する活動記録-」(以下「復興への技術支援に関する活動記録」という。)によると、鉄筋コンクリート造の建築物については、所在地によっては浸水深が15mを超えるような規模の津波の襲来を受けた建築物も存在し、壁面や窓等の損傷が確認されたが、このような大きな規模の津波の襲来時においても建築物全体が滑動し、漂流するような事例は確認されていない。

第1表 3.11 地震時の東北地方における建築物の被害状況(鉄筋コンクリート造建築物の例)

宮城県南三陸町	宫城県仙台市	公営集合住宅(所在地不
鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	明)
津波浸水深:15.4m	津波浸水深: 5.0m	鉄筋コンクリート造
	(建築物内部)	津波浸水深: 7.5m
【被害状况】	【被害状况】	【被害状况】
構造的な被害は発生して	建築物全体ではなく外壁	漂流物の衝突による 2 階
いない。 ^{参考資料※1}	のみ破壊していた。 ^{参考資}	壁面の損傷が確認された
	料※1	ものの、構造的な大きな
		損傷は確認されなかっ
		た。 ^{参考資料※1}
参考資料※1 「復興への	の技術支援に関する活動記録」	による。

5条 添付40-3

「復興への技術支援に関する活動記録」によると,鉄骨造建築物 については浸水深によらず外装板が波力により破損し,漂流した事 例が確認された。津波の襲来により早期に外装板が破損し大きな波 力を受けなかったと推測される建築物については残存していたが, 外装板が破損する前に大きな波力を受けたと推測されるものについ ては崩壊,転倒したものも確認されている。

「復興への技術支援に関する活動記録」によると、木造建築物 については最大浸水深が 2m 程度以下の規模の地域ではほぼ残存し ていたが、最大浸水深が 4m を超える規模の地域では流失する可能 性が高かった。

また,3.11 地震時において東北地方の中でも特に被害の大きか った例として南三陸町における建築物の被害事例について確認し た。南三陸町における建築物の被害事例を第2表に示す。南三陸 町の被害事例のように浸水深が十数メートルを超えるような大規 模の津波が襲来した場合,「東北地方太平洋沖地震 宮城県南三陸 町被災状況速報」によると,鉄筋コンクリート造の建築物につい ては柱,梁の損壊が確認された。

「東日本大震災における鉄骨造建物の津波被害について」による と,鉄骨造の建築物については波力により外装板のほとんどが脱落 流失していることが確認された。



第2表 3.11 地震時の南三陸町における建築物の被害事例

参考資料※2 「東北地方太平洋沖地震 宮城県南三陸町被災状況速報」による。 参考資料※3 「東日本大震災における鉄骨造建物の津波被害について」による。

(3) 3.11 地震時の被害状況を踏まえた発電所敷地内及び発電所敷地 外における施設・設備の被害想定

3.11 地震時の被害状況を踏まえ,地震・津波による発電所敷地 内及び発電所敷地外の施設・設備の被害想定を実施した。発電所 敷地内の建屋等については,3.11 地震時において地震・津波によ る被害が特に大きかった南三陸町の被害事例のうち東海第二発電 所の建屋等と構造及び規模が類似する建築物の被害事例を参考と して被害想定を実施した。建屋等に作用する波圧は浸水深に依存 して大きくなることから,東海第二発電所の建屋等の被害想定の 実施に当たり,漂流物調査により抽出された建物類のうち,防潮 堤前面における津波水位が最も高くなる敷地前面東側に存在し, かつ最も高さのある鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建屋等とし て第3表に示す建築物を代表とした。

建築物名称	ロータリースクリーン室	メンテナンスセンター
外観		
建屋等の諸元	構造:鉄筋コンクリート造 規模:縦21m×横13m×高さ11m	構造:鉄骨造 規模:縦34m×横19m×高さ11m

第3表 東海第二発電所の建屋等の代表例

建屋等の津波による被害に影響する波圧は浸水深に依存して大 きくなるため,高さの近い建築物の津波による被害は類似性があ るものと考えられる。第3表に示す東海第二発電所の建屋等を対 象として,第2表に示す南三陸町の建築物の被害状況を参考に被 害想定を実施した。

鉄筋コンクリート造の建屋等については、南三陸町における建築物の被害状況を考慮すると、第2表の被害事例のように地震又は波力により部分的に損壊するおそれがあるが、建築物が本来の形状を維持したまま滑動若しくは転倒し漂流する被害には至っていないことから、東海第二発電所の建屋等が本来の形状を維持したまま滑動若しくは転倒し漂流することはないと考えられる。また、万が一滑動若しくは転倒が起こった場合においても建屋等は 重量物であるため漂流しないと考えられる。地震又は津波の波力

5条 添付40-6

により部分的な損壊が起こる可能性があり,損壊により生じたが れき等については漂流する可能性がある。

鉄骨造の建屋等については、南三陸町における建築物の被害状 況を考慮すると、第 2 表の被害事例のように波力により外装板が 破損するおそれがあるが、建築物が本来の形状を維持したまま滑 動若しくは転倒し漂流する被害には至っていないことから、東海 第二発電所の建屋等が本来の形状を維持したまま滑動若しくは転 倒し漂流することはないと考えられる。また、万が一滑動若しく は転倒が起こった場合においても建屋等は重量物であるため漂流 しないと考えられる。地震又は津波の波力により部分的な損壊が 起こる可能性があり、損壊により生じた外装板等については漂流 する可能性がある。

木造の家屋等については滑動が起こることは考え難く, 万が一 滑動が起こった場合においても滑動した家屋等は津波の波力によ り本来の形状を維持せず損壊すると考えられる。損壊により生じ た木片, その他構成部材等については漂流する可能性がある。

また,自動販売機などの比較的軽量な物品については津波によ り漂流する可能性がある。

地震・津波により施設・設備が損壊し漂流した場合,津波防護施設等の健全性に影響を及ぼす可能性があることから,3.11 地震時の被害状況を踏まえた東海第二発電所の地震・津波による被害想定については,東海第二発電所の遡上域を含めた流況について詳細に考察した上で,工事計画認可段階において確認及び検討結果を拡充する。

5条 添付40-7

参考資料

- ※1 ISSN 1346-7301 国総研研究報告 第 52 号 平成 25 年 1 月国 土技術政策総合研究所研究報告 2011 年東日本大震災に対す る国土技術政策総合研究所の取り組み - 緊急対応及び復 旧・復興への技術支援に関する活動記録-, 188-190 頁
- ※2 東北地方太平洋沖地震 宮城県南三陸町被災状況速報,(株)エイト日本技術開発,20110405,5-6頁
- ※3 広島工業大学紀要研究編第46巻(2012) 221-230報告東日本大震災における鉄骨造建物の津波被害について 玉井宏章・小川 勝彦 ON DAMAGED STEEL BUILDINGS DUE TO TAUNAMI AFTER GREAT TOUHOKU EARTHQUAKE Hiroyuki TAMAI and Katsuhiko OGAWA, 226-227頁

審査ガイドとの整合性(耐	津波設計方針)
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
I. 耐津波設計方針	I. 耐津波設計方針
1. 総則	1. 絵則
1.1 目的	1.1 目的
本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の	1
耐津波設計方針に関わる審査において、審査官等が実用発	
電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準	
に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)並び	
に実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設	
備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成	
25年6月19日原子力規制委員会決定))(以下「設置許可基	
準規則及び同規則の解釈」という。)の趣旨を十分踏まえ、	
耐津波設計方針の妥当性を厳格に確認するために活用す	
ることを目的とする。	
1.2 適用範囲	1.2 適用範囲
本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設に適用される。な	1
お、本ガイドの基本的な考え方は、原子力関係施設及びそ	
の他の原子炉施設にも参考となるものである。	

5条 添付41-1

添付資料41

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
2. 基本方針	2. 基本方針
2.1 基本方針の概要	2.1 基本方針の概要
原子炉施設の耐津波設計の基本方針については、『重要	東海第二発電所の耐津波設計方針については、『重要
な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてま	な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めて
れではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を	まれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影
与えるおそれがある津波(基準津波)に対して、その安全	響を与えるおそれがある津波(基準津波)に対して、そ
機能を損なわない設計であること』である。この基本方針	の安全機能を損なわない設計であること』としている。
に関して、設置許可に係る安全審査において、以下の要求	この基本方針に関して,以下の要求事項に対応した設計
事項を満たした設計方針であることを確認する。	方針としている。
(1) 津波の敷地への流入防止	 (1) 津波の敷地への流入防止
重要な安全機能を有する施設の設置された敷地にお	設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施
いて、基準津波による遡上波を地上部から到達、流入	設, 浸水防止設備, 津波監視設備及び非常用取水設備
させない。また、取水路、放水路等の経路から流入さ	を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地
せない。	において,基準律波による遡上波を地上部から到達,
	流入させない設計とする。また,取水路,放水路等の
	経路から流入させない設計とする。
(2) 漏水による安全機能への影響防止	(2) 漏水による安全機能への影響防止
取水・放水施設、地下部において、漏水可能性を考慮	取水・放水施設、地下部において、漏水可能性を考
の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機	慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全
能への影響を防止する。	機能への影響を防止できる設計とする。
(3) 津波防護の多重化	(3) 津波防護の多重化
上記2方針のほか、重要な安全機能を有する施設につ	上記2方針のほか,設計基準対象施設の津波防護対
いては、浸水防護をすることにより津波による影響等	象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
から隔離すること。	をすることにより津波による影響等から隔離可能な
	設計とする。
(4)水位低下による安全機能への影響防止	(4) 水位低下による安全機能への影響防止
水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能へ	水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能
の影響を防止する。	への影響を防止できる設計とする。
これらの要求事項のうち(1)及び(2)については、津波の	
敷地への浸水を基本的に防止するものである。(3)につい	
ては、津波に対する防護を多重化するものであり、また、	
地震・津波の相乗的な影響や津波以外の溢水要因も考慮し	
た上で安全機能への影響を防止するものである。なお、(3)	
は、設計を超える事象(津波が防潮堤を超え敷地に流入す	
る事象等)に対して一定の耐性を付与するものでもある。	
ここで、(1)においては、敷地への浸水を防止するための	
対策を施すことも求めており、(3)においては、敷地への浸	
水対策を施した上でもなお漏れる水、及び設備の構造上、	
津波による圧力上昇で漏れる水を合わせて「漏水」と位置	
付け、漏水による浸水範囲を限定し、安全機能への影響を	
防止することを求めている。	
本ガイドの項目と設置許可基準規則及び同規則の解釈	
の関係を以下に示す。	

基準律波及び耐津波設計プ	方針に係る審	査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
基準津波及び耐津波設計方針に係る	設置許	+ 可基準	
審査ガイド Ⅱ、耐津波設計方針	規則	解釈 (別記3)	
1. 総則	I	I	
1.1 目的	I	I	
1.2 適用範囲	I	I	
2. 基本方針	T	I	
2.1 概要	I	I	
2.2 安全審査範囲及び事項	I	I	
3. 基本事項	I	I	
 3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び 施設の配置等 	第二章 第五条	3 – ①	
3.2 基準津波による敷地及び敷地周辺の 遡上・浸水域	第二章 第五条	3 - 2	
3.3 入力津波の設定	第二章 第五条	3 H 2	
3.4 津波防護方針の審査にあたっての考 慮事項(水位変動・地殻変動)	第二章 第五条	3 t	
4. 津波防護方針	I	I	
4.1 敷地の特性に応じた基本方針	第二章 第五条	⊔ ~ –	
4.2 敷地への浸水防止(外郭防護)	第二章 第五条	3 - (1).3	
4.3 漏水による重要な安全機能への影響 防止(外郭防護)	第二章 第五条	3 I ()~③	
4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内郭防護)	第二章 第五条	ы м	
4.5 水位変動に伴う取水性低下による重 要な安全機能への影響防止	第二章 第五条	3 四、六	
4.6 津波監視	第二章 第五条	3 Д	
5. 施設・設備の設計の方針及び条件	Ι	I	
5.1 津波防護施設の設計	第二章 第五条	3 五 ③、六	
5.2 浸水防止設備の設計	第二章 第五条	3五(4)、六	
5.3 津波監視設備の設計	第二章 第五条	3 A (5).(6).(8)	
5.4 津波防護施設、漫水防止設備等の設計	第二章 第五条	3 표 (7)	
における検討事項		8	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
2.2 安全審査範囲及び事項	2.2 安全審査範囲及び事項
設置許可に係る安全審査においては、基本設計段階にお	
ける審査として、主に、基本事項、津波防護方針の妥当性	
について確認する。施設・設備の設計については、方針、	
考え方を確認し、その詳細を後段規制(工事計画認可)に	
おいて確認することとする。津波に対する設計方針に係る	
安全審査の範囲を表-1に示す。	
それぞれの審査事項ごとの審査内容は以下のとおりであ	
° Q	
(1)基本事項	
略(3.項)	
(2) 津波防護方針	
略 (4. 項)	
(3) 施設・設備の設計方針	
略(5.項)	

	表-1 津波に対す	る設計方針に係る安全審	査の範囲		
	中項目	審查事項	審査の 範囲 [*] 」	確認内容	
	①数地の地形施設の売溜等	1	0		
	②敷地周辺の	Ι	0	評価の <u>妥当性</u>	
	遡上·漫水域				
	③入力準波	1	0		
	④水位変動、地殼変動	I	0	考慮の <u>妥当性</u>	
~	①基本方針	敷地の特性に応じた 津波防護の考え方	0	<u> </u>	
	②外郭防護1	敷地への漫水経路・対策	0	· 躳 광	
		流入経路・対策	0	対策の妥当性	
		津波防護施設	0	位置・仕様 ^{※ 4}	
		浸水防止設備 ^{※2}	0	設置の <u>方針</u>	
	③外郭防護 2	漏水経路 ·	0	経路・範囲・対策	
		浸水想定範囲,対策 ^{%2}		の <u>方針</u>	
		浸水防止設備 ^{※2}	0	設置の <u>方針</u>	
	④内郭防護	浸水防護重点化範囲*2	0	基本設計による	
				範囲設定及び方針	
		浸水防止設備 ^{※ 2}	0	仕様の <u>方針</u>	
	⑤海米ポンプ取米柱	安全機能保持の評価	0	評価の <u>妥当性</u> *4	
	⑥津波監視	津波監視設備 ^{※2}	0	設置の <u>方針</u>	
1	①津波防護施設 ^{※3}	荷重設定	0	それぞれの	
		荷重組合せ 許容限界	00	<u>方針</u>	
	②浸水防止設備 ^{※3}	同上	0	日上	
	③津波監視設備 ^{案3}	同上	0	日日	
	④漂流物対策*3	I	0	対策の <u>方針</u>	
	⑤津波影響軽減施 設・設備*3	1	0	設置時の <u>方針</u>	
l 🖉)安全審査で妥当性を品	童認			
0)安全審査で方針等を品	● 2000日の「「「「「」」の「「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の	十画認可で	5確認)	
4	た様、配置等の詳細に、	ついては、基本設計段階	では確定	していない	
i)	ことから、詳細設計段階	皆で確認			
拓	5設・設備毎の具体的 が	な設計方針、検討方針・	構造・強制	度について	
10	た、工事計画認可におい	いて確認			
1					

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
3. 基本事項	3. 基本事項
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等
敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を把握する。	敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を示す。
(1) 敷 地及 び 敷 地 周 辺 の 地 形、標 高、河川の存在	(1) 敷地及び敷地周辺の地形,標高,河川の存在
	東海第二発電所を設置する敷地は、関東平野の北東
	端に位置し、敷地の東側は太平洋に面している。
	敷地の地形は,北側及び南側は海岸沿いに T.P.+
	10m 程度の平地があり,敷地の西側は T. P. + 20m~T. P.
	+ 52m 程度の平坦な台地となっている。
	また,発電所周辺の河川としては,敷地から北方約
	5km のところに久慈川, 南方約 3km のところに新川が
	ある。
	敷地は, 主に T. P. + 3m, T. P. + 8m, T. P. + 11m, T. P.
	+ 23m 及び T. P. + 25m である。
(2)敷地における施設(以下、例示)の位置、形状等	(2) 敷地における施設(以下,例示)の位置,形状等
①耐震 S クラスの設備を内包する建屋	① 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包す
②耐震Sクラスの屋外設備	る建屋及び区画として, T.P.+8mの敷地に原子炉建
③津波防護施設(防潮堤、防潮壁等)	屋、タービン建屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋を設
④浸水防止設備(水密扉等)※	置する。
⑤津波監視設備(潮位計、取水ピット水位計等)*	② 設計基準対象施設の津波防護対象設備を有する
※基本設計段階で位置が特定されているもの	屋外設備としては、 L・B・H 3mの敷地に海水ポンプ
⑤敷地内(防潮堤の外側)の遡上域の建物・構築物等(一	室, T.P. + 8mの敷地に排気筒T.P. + 11mの敷地に軽
般建物、鉄塔、タンク等)	油貯蔵タンク(地下式)を設置する。また, T.P.+

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	3mの海水ポンプ室からL.+8mの原子炉建屋にか
	けて非常用海水系配管を設置する。非常用取水設備
	として,取水路,取水ピット及び海水ポンプ室から
	構成される取水構造物を設置する。
	③ 津波防護施設として,防潮堤及び防潮扉,放水路
	ゲート並びに構内排水路に対して逆流防止設備を
	設置する。また,残留熱除去系海水系ポンプ,非常
	用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心ス
	プレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ(以下「非
	常用海水ポンプ」という。)の取水性を確保するた
	め、取水口前面の海中に貯留堰を設置する。
	④ 海水ポンプ室に設置する海水ポンプ室ケーブル
	点検口, T.P.+3mの敷地に設置する取水路の点検用
	開口部, T. F. + 3. 2mの敷地(放水路上版高さ)に設
	置する放水路ゲートの点検用開口部, T.P.+8mの敷
	地に設置するSA用海水ピット上部の開口部及び
	T. b. + 0. 8mの緊急用海水ポンプ室に設置する緊急
	用海水ポンプピットの点検用開口部に対して浸水
	防止蓋を設置する。また, T.P.+0.8mの海水ポンプ
	室に設置する海水ポンプグランドドレン排出口,循
	環水ポンプ室の取水ピット空気抜き配管に対して
	逆止弁並びに緊急用海水ポンプピットの緊急用海
	水ポンプグランドドレン排出口及び緊急用海水ポ

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	ンプ室床ドレン排出口に対して逆止弁を設置する。
	さらに、防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部、海水
	ポンプ室の貫通部並びにタービン建屋及び非常用
	海水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋境界
	地下階の貫通部に対して止水処置を実施する。
	③ 津波監視設備として,原子炉建屋屋上T. b.約+
	64m, 防潮堤上部 T. P. 約 + 18m及び防潮堤上部約 +
	20mに津波・構内監視カメラ, T. P. 約+3mの敷地の取
	水ピット上版に取水ピット水位計並びに取水路内
	の高さ1. b. 約- 5mの位置に潮位計を設置する。
	⑥ 敷地内の遡上城(防潮堤外側)の建物・構築物等
	としては, T.P.+3mの敷地に海水電解装置建屋, メ
	ンテナンスセンター,燃料輸送本部等があり, L. b.
	+ 8mの敷地には廃棄物埋設施設(第二種廃棄物埋設
	事業許可申請中),固体廃棄物保管庫等がある。また
	海岸側(東側)を除く防潮堤の外側には防砂林があ
	Z 。
(3) 敷地周辺の人工構造物(以下は例示である。)の位置、	(3) 敷地周辺の人工構造物の位置,形状等
形状等	① 港湾施設として,敷地内は物揚げ岸壁,敷地外に
①港湾施設(サイト内及びサイト外)	は北方約3kmに茨城港日立港区,南方約4kmに茨城港
②河川堤防、海岸線の防波堤、防潮堤等	常陸那珂港区がある。また,北方約4.2kmに久慈漁港
③海上設置物(係留された船舶等)	がある。
④遡上域の建物・構築物等(一般建物、鉄塔、タンク等)	② 敷地内の港湾施設には防波堤が設置されており,

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
⑤敷地前面海域における通過船舶	敷地外の茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区
	に防波堤が設置されている。
	③ 海上設置物としては、久慈漁港に漁船が約40隻係
	留されている。
	④ 敷地周辺に民家,商業施設,倉庫等がある他,敷
	地南方に原子力及び核燃料サイクルの研究施設、茨
	城港日立港区には液化天然ガス基地、工場、モータ
	プール倉庫等があり、茨城港常陸那珂港区には火力
	発電所、工場、倉庫等の施設がある。
	⑤ 敷地前面海域における通過船舶としては,発電所
	沖合約12kmに常陸那珂-苫小牧及び大洗-苫小牧
	を結ぶ定期航路がある。
3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域	3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域
3. 5. 1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価	3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮し	遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考
た遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地へ	慮した遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷
の遡上の可能性を検討すること。	地への遡上の可能性を検討する。また,基準地震動によ
・敷地及び敷地周辺の地形とその標高	る被害が津波の遡上に及ぼす影響について検討する。
・敷地沿岸域の海底地形	・ 敷地及び敷地周辺の地形とその標高
・津波の敷地への侵入角度	 敷地沿岸域の海底地形
・敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在	 ・ ま 彼 の 熟 地 へ の 長 よ ・ ・ ま 波 の 第 地 ・ ・

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
・陸上の遡上・伝播の効果	・ 敷地及び敷地周辺の河川, 水路の存在
・伝播経路上の人工構造物	・ 陸上の遡上・伝播の効果
	・ 伝播経路上の人工構造物
【確認内容】	【 確 認 状 況 】
(1)上記の考慮事項に関して、遡上解析(砂移動の評価を	(1) 上記の考慮事項に関して、遡上解析の手法,データ
含む)の手法、データ及び条件を確認する。確認のポ	及び条件を以下のとおり確認している。
イントは以下のとおり。	
①敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上	① 基準津波による遡上解析に当たっては、遡上解析
解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上	上影響を及ぼす斜面や道路、取水口、放水路等の地
域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化	形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置
されているか。	状況を考慮し遡上域のメッシュサイズ(最小2m)に
②敷地沿岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠	合わせた形状にモデル化している。
が信頼性を有するものか。	② 敷地沿岸域及び海底地形は,茨城県による津波解
③敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合には、	析用地形データ、敷地の観測データ、財団法人日本
当該河川、水路による遡上を考慮する上で、遡上域の	水路協会海岸情報研究センター発行の海底地形デ
メッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル	ジタルデータ等を編集して使用する。また,発電所
化されているか。	近傍海域の水深データは,最新のマルチビーム測深
④陸上の遡上・伝播の効果について、遡上、伝播経路の	で得られた高精度・高密度のデータを使用する。
状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定さ	③ 敷地の北方約 2km の位置に久慈川, 南方約 3km の
れているか。	位置に新川が存在する。久慈川流域の標高が J. b. +
⑤伝播経路上の人工構造物について、遡上解析上、影響	2m 以下であるのに対して敷地北方の標高は I.P.約
を及ぼすものが考慮されているか。遡上城のメッシ	+10mである。また,新川流域(海岸沿い)及び敷地
ュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されている	南方の標高はともに T. F. 約+10m となっている。こ

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
ζ, cζt	のため、久慈川及び新川からの敷地への遡上波に影
	響することはない。
	④ 陸上の遡上・伝播効果について、遡上・伝播経路
	の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定
	された遡上域のモデルを作成する。
	⑤ 伝播経路上の人工構造物について,図面を基に遡
	上解析上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮
	し、遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル,解
	析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成
	する。
(2)敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっての考慮事項	(2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって以下のと
に対する確認のポイントは以下のとおり。	おり確認する。
①敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び	① 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっては,敷
速度、並びにそれらの経時変化が把握されているか。	地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速
また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡	度並びにそれらの経時変化を把握する。また、敷地
上・流下方向及びそれらの速度について留意されて	周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下
いる か。	方向及びそれらの速度について留意する。
②敷地前面又は津波浸入方向に正対した面における敷	② 敷地前面又は津波侵入方向に正対した面におけ
地及び津波防護施設について、その標高の分布と施	る敷地及び津波防護施設について、その標高の分布
設前面の津波の遡上高さの分布を比較し、遡上波が	と施設前面の津波の遡上高さの分布を比較すると、
敷地に地上部から到達・流入する可能性が考えられ	遡上波が敷地に地上部から到達、流入する可能性が
S 12 .	ある。 ある。
③敷地及び敷地周辺の地形、標高の局所的な変化、並び	③ 敷地の地形,標高の局所的な変化等による遡上波

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
に河川、水路等が津波の遡上・流下方向に影響を与	の敷地への回り込みを考慮する。なお、敷地周辺に
え、遡上波の敷地への回り込みの可能性が考えられ	津波の遡上・流下方向に影響を与える可能性のある
5 th 5	河川,水路等はない。
3. 5. 2 地震・津波による地形等の変化に係る評価	3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への遡上経路	次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への遡上経
に及ぼす影響を検討すること。	路に及ぼす影響を検討する。
・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化	・ 基準地震動 S s に起因する変状による地形, 河川
・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形、河	(久慈川、新川)流路の変化
川流路の変化	・ 繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形,
	河川(久慈川,新川)流路の変化
【確認内容】	【確認状況】
(1)(3.2.1)の遡上解析結果を踏まえ、遡上及び流下経路	(1) 遡上解析に当たっては,遡上及び流下経路上の地盤
上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による	並びにその周辺の地盤について,地震による液状化,
液状化、流動化又はすべり、もしくは津波による地形	流動化又はすべり、標高変化を考慮した遡上解析を実
変化、標高変化が考えられる場合は、遡上波の敷地へ	施し遡上波の敷地への到達の可能性について確認す
の到達(回り込みによるものを含む)の可能性につい	る。なお,敷地の周辺斜面が,遡上波の敷地への到達
て確認する。なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地	に対して障壁となっている箇所はない。
への到達に対して障壁となっている場合は、当該斜面	
の地震時及び津波時の健全性について、重要施設の周	
辺斜面と同等の信頼性を有する評価を実施する等、特	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
段の留意が必要である。	
(2)敷地周辺の遡上経路上に河川、水路が存在し、地震に	(2) 敷地の北方約 2 km の位置に久慈川, 南方約 3 km の位
よる河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起	置に新川が存在する。久慈川流域の標高が J. F. + 5m
因して流路の変化が考えられる場合は、遡上波の敷地	以下であるのに対して敷地北方の標高は T.P.約+
への到達の可能性について確認する。	10m である。また,新川流域(海岸沿い)及び敷地南
	方の標高はともに T. F. 約+10m となっている。この
	ため、久慈川及び新川から、敷地への遡上波に影響
	することはない。
(3) 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっ	(3) 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当た
ては、地形変化、標高変化、河川流路の変化について、	っては、基準地震動Ssに伴う地形変化、標高変化が生
基準地震動Ssによる被害想定を基に遡上解析の初期	じる可能性は僅かであるが、津波遡上解析への影響を
条件として設定していることを確認する。	確認するため、解析条件として沈下なしの条件に加え
	て、地盤面を大きく沈下させた条件についても考慮す
	る。また,敷地内外の人工構造物として,発電所の港
	湾施設である防波堤並びに茨城港日立港区及び茨城
	港常陸那珂港区の防波堤については、基準地震動によ
	る形状変化が津波の遡上に影響を及ぼす可能性があ
	ることから、その有無を遡上解析の条件として考慮す
	S 。
(4)地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、	(4) 基準地震動 Ssに伴う地形変化,標高変化が生じる
適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認	可能性は僅かであるが,解析条件として,地盤面を大
する。	きく沈下させた条件について考慮する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
3.3 入力津波の設定	3.3 入力津波の設定
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮	入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備の設置
した、津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設	位置において算定される時刻歴波形として設定する。
定していること。	なお、具体的な入力津波の設定に当たっては、以下の
入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位	確認状況に示す。
置において算定される時刻歴波形として設定しているこ	
ہ 17- م	
基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による	
港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し	
考慮すること。	
【確認內容】	【確認状況】
(1) 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を	(1) 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量
表示していること。なお、潮位変動等については、入	を表示することとし、潮位変動量等については、入力
力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮するもの	津波を設計又は評価に用いる場合に考慮する。
とする。	
(2) 入力津波の設定に当たっては、入力津波が各施設・設	(2) 入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度及
備の設計に用いるものであることを念頭に、津波の高	び衝撃力に着目し,各施設・設備において算定された
さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定	数値を安全側に評価した値を入力津波高さや速度と
した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対	して設定することで,各施設・設備の構造・機能の損
応する効果(浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)	傷に影響する浸水高,波力・波圧について安全側に評

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
が安全側に評価されることを確認する。	価する。
(3) 施設が海岸線の方向において広がりを有している場	(3) 津波防護の設計に使用する入力津波は,敷地及びそ
合(例えば敷地前面の防潮堤、防潮壁)は、複数の位	の周辺の遡上城、伝播経路の不確かさ及び施設の広が
置において荷重因子の値の大小関係を比較し、当該施	りを考慮して設定するものとする。このため、津波防
設に最も大きな影響を与える波形を入力津波として	護施設である防潮堤は、海岸線の方向において広がり
設定していることを確認する。	を有していることから,荷重因子である入力津波の高
	さや速度が、設計上考慮している津波高さ、速度を超
	過しない設計とする。
(4)基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波によ	(4) 基準津波による港湾内の局所的な海面の固有振動
る港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について、	の励起については、遡上解析により、東海第二発電所
以下の例のように評価し考慮していることを確認す	の港湾内外の最大水位上昇量・傾向、時刻歴波形につ
° Q	いて確認すると,有意な差異がないことから,局所的
①港湾内の局所的な海面の固有振動に関しては、港湾	な海面の励起は生じていないことを確認している。
周辺及び港湾内の水位分布、速度ベクトル分布の経	
時的変化を分析することにより、港湾内の局所的な	
現象として生じているか、生じている場合、その固有	
振動による影響が顕著な範囲及び固有振動の周期を	
把握する。	
②局所的な海面の固有振動により水位変動が大きくな	
っている箇所がある場合、取水ピット、津波監視設備	
(敷地の潮位計等)との位置関係を把握する。(設計	
上クリティカルとなる程度に応じて緩和策、設備設	
置位置の移動等の対応を検討)	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変	3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変
動、地殻変動)	動, 地殻変動)
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位(注)を考	入力津波による水位変動に対して、朔望平均潮位及び
慮して安全側の評価を実施すること。	2011 年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動を考慮し
注):朔(新月)及び望(満月)の日から5日以内に観測	て安全側の評価を実施する。潮汐以外の要因による潮位
された、各月の最高満潮面及び最低干潮面を1年	変動として、高潮について適切に評価を行う。また、地
以上にわたって平均した高さの水位をそれぞれ、	震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合は、地殻
朔望平均満潮位及び朔望平均干潮位という	変動による敷地の隆起又は沈降及び強振動に伴う敷地
潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し	地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施する。
考慮すること。地震により陸域の隆起または沈降が想定	なお具体的には以下の確認状況に示す。
される場合、地殻変動による敷地の隆起または沈降及び、	
強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を	
実施すること。	
【確認内容】	【確認状況】
(1) 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づ	(1) 朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺の観
き、観測期間、観測設備の仕様に留意の上、朔望平均	測地点「茨城港日立港区」(茨城県茨城港湾事務所日立
潮位を評価していることを確認する。	港区事業所所管)における潮位観測記録に基づき評価
	する。
(2)上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位を考慮し、	(2) 潮位変動として,上昇側の水位変動に対しては朔望
上昇側評価水位を設定していること、また、下降側の	平均満潮位 T・P・+ 0・61m及び潮位のばらつき 0・18mを
水位変動に対して朔望平均干潮位を考慮し、下降側評	考慮し、下降側の水位変動に対しては朔望平均干潮位
価水位を設定していることを確認する。	T. P 0. 81m及び潮位のばらつき0. 16mを考慮する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
(3)潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例の	(3) 潮汐以外の要因による潮位変動について,以下の例
ように評価し考慮していることを確認する。	のように評価し考慮している。
①敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づ	① 潮汐以外の要因による潮位変動については、観測
き、観測期間等に留意の上、高潮発生状況(程度、台	地点「茨城港日立港区」における過去約40年(1921
風等の高潮要因)について把握する。	年~2010年)の潮位観測記録に基づき,高潮発生状
②高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地にお	況(発生確率、台風等の高潮要因)を確認する。
ける汀線の方向等の影響因子を考慮して、高潮の発	② 高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮して,高
生可能性とその程度(ハザード)について検討する。	潮の発生可能性とその程度(ハザード)について検
③津波ハザード評価結果を踏まえた上で、独立事象と	計する。
しての津波と高潮による重畳頻度を検討した上で、	③ 基準津波による水位の年超過確率は10-4程度で
考慮の可否、津波と高潮の重畳を考慮する場合の高	あり、独立事象として津波と高潮が重畳する可能性
潮の再現期間を設定する。	は極めて低いと考えられるものの,高潮、ザードに
	ついては、プラント運転期間を超える再現期間100
	年に対する期待値T. B. + 1. 44mと、入力津波で考慮
	した朔望平均満潮位 I・B・+ 0・ 61m及び潮位のばらつ
	き 0・18mの 合計 との 差で ある 0・65mを外郭防護の 裕
	度評価において参照する。
(4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、	(4) 地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合,
以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評	以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評
価を実施していることを確認する。	価を実施する。
①広域的な地殻変動を評価すべき波源は、地震の震源	① 東海第二発電所の敷地及び敷地周辺の地殻変動
と解釈し、津波波源となる地震の震源(波源)モデル	は、プレート間地震の活動による影響が支配的であ
から算定される広域的な地殻変動を考慮することと	°

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
する。	② 基準津波の波源である日本海溝におけるプレー
②プレート間地震の活動に関連して局所的な地殻変動	ト間地震に想定される地震において生じる地殻変
があった可能性が指摘されている場合(南海トラフ	動量を考慮する。また,2011年東北地方太平洋沖地
沿岸部に見られる完新世段丘の地殻変動等)は、局所	震により生じた地殻変動量を考慮する。
的な地殻変動量による影響を検討する。	③ 入力津波の波源モデル(日本海溝におけるプレー
③地殻変動量は、入力津波の波源モデルから適切に算	ト間地震)から算定される地殻変動量としては、
定し設定すること。	0.31mの陸域の沈降が想定される。2011年東北地方
④地殻変動が隆起又は沈降によって、以下の例のよう	太平洋沖地震では,敷地全体が約0.5m沈降してい
に考慮の考え方が異なることに留意が必要である。	た。
a)地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対し	④ 基準津波の波源である日本海溝におけるプレー
て安全機能への影響を評価(以下「安全評価」とい	ト間地震に想定される地震において生じる地殻変
う。)する際には、対象物の高さに隆起量を加算し	動量は以下のように考慮する。
た後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側	a) 地殻変動が隆起の場合は,下降側の水位変動に
の水位変動に対して安全評価する際には、隆起し	対しては隆起を考慮し、上昇側の水位変動に対し
ないものと仮定して、対象物の高さと上昇側評価	ては隆起を考慮しないものとする。
水位を直接比較する。	b) 地殻変動が沈降の場合は上昇側の水位変動に
p)地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対し	対しては沈降を考慮し、下降側の水位変動に対し
て安全評価する際には、対象物の高さから沈降量	ては沈降を考慮しないものとする。
を引算した後で、上昇側評価水位と比較する。ま	また, 2011年東北地方太平洋沖地震により生じた
た、下降側の水位変動に対して安全評価する際に	地殻変動量については、初期条件として、上昇側及
は、沈降しないものと仮定して、対象物の高さと下	び下降側の水位変動において考慮する。
降側評価水位を直接比較する。	⑤ 入力津波の波源モデル(日本海溝におけるプレー
⑤基準地震動評価における震源モデルから算定される	ト間地震)から算定される地殻変動量としては、

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
広域的な地殻変動についても、津波に対する安全性	0.31mの陸域の沈降が想定さる。また,2011年東北
評価への影響を検討する。	地方太平洋沖地震では,敷地全体が約0.5m沈降し
⑥広域的な余効変動が継続中である場合は、その傾向	ていた。
を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討	⑥ 2011年東北地方太平洋沖地震による広域的な余
する。	効変動による鉛直変位はほとんどない。
4. 津波防護方針	4. 津波防護方針
4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地	敷地の特性(敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸
周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。	水状況等)に応じた津波防護の方針を敷地及び敷地周辺
津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置	全体図、施設配置図等により明示する。また、敷地の特
されるものの概要が網羅かつ明示されていること。	性に応じた津波防護(津波防護施設、深層防止設備、津
	波監視装置等)の概要(外郭防護の位置及び浸水想定範
	囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範
	囲の設定等)について整理する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)敷地の特性(敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸	(1) 津波防護の基本方針は,以下のとおりである。
水状況等)に応じた基本方針(前述2.のとおり)を確	 設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護
認する。	施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水
	設備を除く。下記(3)において同じ。)を内包する建
	屋及び区画の設置された敷地において,基準津波に

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	よる遡上波を地上部から到達又は流入させない設
	計とする。また,取水路及び放水路等の経路から流
	人させない設計とする。
	② 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する
	可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し
	て、重要な安全機能への影響を防止できる設計とす
	° Q
	③ 上記 2 方針のほか,設計基準対象施設の津波防護
	対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水
	防護をすることにより、津波による影響等から隔離
	可能な設計とする。
	④ 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機
	能への影響を防止できる設計とする。
	⑤ 津波監視設備については、入力津波に対して津波
	監視機能が保持できる設計とする。
(2)敷地の特性に応じた津波防護の概要(外殻防護の位置	(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要(外殻防護の位
及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び	置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及
浸水防護重点化範囲の設定等)を確認する。	び浸水防護重点化範囲の設定等)を示す。
	設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施
	設、浸水防止設備、津波監設備及び非常用取水設備を
	除く。)を内包する建屋及び区画として,原子炉建屋,
	タービン建屋,使用済燃料乾式貯蔵建屋,排気筒,軽
	油貯蔵タンク(地下式), 海水ポンプ室が設置及び非常

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	出海水系配管を設定する。
	遡上波を地上部から到達又は流入させない設計と
	するため、外郭防護として防潮堤及び防潮扉を設置す
	° छि
	取水路,放水路等の経路から流入させない設計とす
	るため、外郭防護として取水路に取水路点検用開口部
	浸水防止蓋、海水ポンプ室に海水ポンプグランドドレ
	ン排出口逆止弁、循環水ポンプ室に取水ピット空気抜
	き配管逆止弁,放水路に放水路ゲート及び放水路ゲー
	ト点検用開口部浸水防止蓋, SA用海水ピットにSA
	用海水ピット開口部浸水防止蓋並びに緊急用海水ポ
	ンプ室に緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水
	防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排水口逆止
	弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排水口逆止弁を
	設置する。また,防潮堤及び防潮扉下部貫通部に対し
	て止水処置を実施する。
	引き波時の取水ピット水位の低下に対して,非常用
	海水ポンプの取水可能水位を維持するため、取水口前
	面の海中に貯留堰を設置する。
	設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施
	設, 浸水防止設備, 津波監設備及び非常用取水設備を
	除く。)を内包する建屋及び区画については、津波によ
	る影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護と

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	して、海水ポンプ室に海水ポンプ室ケーブル点検口浸
	水防止蓋並びにタービン建屋又は非常用海水系配管
	カルバートと隣接する原子炉建屋境界地下階の貫通
	部に対して止水処置を実施する。さらに,屋外の循環
	水管の損傷箇所から非常用海水ポンプが設置されて
	いる海水ポンプ室への津波の流入を防止するため,海
	水ポンプ室壁の貫通部に対して止水処置を実施する。
	地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯
	瞰的に把握するため、津波監視設備として、取水路に
	潮位計、取水ピットに取水ピット水位計並びに原子炉
	建屋屋上及び防潮堤上部に津波・構内監視カメラを設
	置する。
4.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)	4.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)
4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止	4.2.1 遡上波の地上部からの到達,流入の防止
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要	「3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域」に示
な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上	したとおり、基準律波の遡上波が敷地に地上部から到
波が到達しない十分高い場所に設置すること。	達・流入する可能性があるため、津波防護施設、浸水防
基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、	止設備の設置により遡上波が到達しないようにする。
防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。	具体的には, 敷地高さ T. P. + 3m, T. P. + 8m, T. P. + 11m,
	T. b. + 23m, T. b. + 22m に設置されている設計基準対象施
	設の津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、
	津波監視装置及び非常用取水設備を除く。)を内包する

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	建屋及び区画に対して、基準律波による遡上波が地上部
	から到達・流入しないことを確認する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)敷地への浸水の可能性のある経路(遡上経路)の特定	(1) 敷地への浸水の可能性のある経路(遡上経路)の特
(3.5.1)における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分	定(3.5.1)における敷地周辺の遡上の状況,浸水域の
布等を踏まえ、以下を確認する。	分布等を踏まえ、以下を確認している。
①重要な安全機能を有する設備又はそれを内包する建	① 設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護
屋の設置位置・高さに、基準津波による遡上波が到達	施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水
しないこと、または、到達しないよう津波防護施設を	設備を除く。)を内包する原子炉建屋、タービン建屋
設置していること。	及び使用済燃料乾式貯蔵建屋並びに設計基準対象
②津波防護施設を設置する以外に既存の地山斜面、盛	施設の津波防護対象設備のうち屋外設備である排
土斜面等の活用の有無。また、活用に際して補強等の	気筒が設置されている敷地の高さはT. F. + 8m, 軽油
実施の有無。	貯蔵タンク(地下式)が設置されている敷地の高さ
	はT. F. + 11m、海水ポンプ室が設置されている敷地
	の高さはT. P. + 3m, 非常用海水系配管が設置されて
	いる敷地高さはT.P. + 3m~T.P. + 8mであり, 津波に
	よる遡上波が到達、流入する可能性がある。このた
	め, 敷地前面東側においては入力津波高さT. B. +
	17. 9mに対して天端高さ T. F. + 20mの防潮堤及び防
	潮扉, 敷地側面北側においては入力津波高さ1. b. +
	12.4mに対して天端高さT.b.+18mの防潮堤, 敷地側
	画南側においては入力津波高さT. F. + 16. 6mに対し

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	てT. b. + 18mの防潮堤及び防潮扉を設置することに
	より、津波は到達、流入しない設計とする。
	② 遡上波の到達・流入の防止において,既存の地山
	斜面,盛土斜面等は活用していない。
(2)津波防護施設の位置・仕様を確認する。	(2) 津波防護施設の位置・仕様を確認示す。
①津波防護施設の種類(防潮堤、防潮壁等)及び箇所	 D 防潮堤
②施設ごとの構造形式、形状	津波による遡上波が津波防護対象設備(津波防護
	施設,浸水防止設備,津波監視設備及び非常用取水
	設備を除く。)の設置された敷地に到達、流入するこ
	とを防止し、津波防護対象設備(津波防護施設、浸
	水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除
	く。)が機能喪失することのない設計とするため,敷
	地を取り囲む形で防潮堤を設置する。
	防潮堤の構造形式としては、地中連続壁基礎に鋼
	製の上部工を設置する鋼製防護壁、地中連続壁基礎
	に鉄筋コンクリート製の上部工を設置する鉄筋コ
	ンクリート防潮壁及び基礎となる鋼管杭の上部工
	部分に鉄筋コンクリートを被覆した鋼管抗鉄筋コ
	ンクリート防潮壁の3種類からなる。
	防潮堤のうち鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水
	構造物の境界からの津波の流入を防止するために、
	1 次止水機構及び 2 次止水機構を多様化して設置す
	る。なお、主要な構造体の境界部には、想定される

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	荷重の作用及び相対変位を考慮した止水ジョイン
	トを設置し、止水処置を講じる設計とする。防潮扉
	は、上下スライド式の鋼製扉である。
	 び 湖 扉
	防潮堤の道路横断部に防潮扉を設置する。
	防潮扉は、上下スライド式の鋼製扉である。
	③ 貯留堰
	基準津波による取水ピット内水位低下時に、非常
	用海水ポンプの取水可能水位を下回ることのない
	設計とするため,非常用海水ポンプの継続運転が十
	分可能となるよう、取水口前面に貯留堰を設置す
	ъ В
(3)津波防護施設における浸水防止設備の設置の方針に	(3) 敷地への津波流入については,防潮堤及び防潮扉下
関して、以下を確認する。	部貫通部からの流入の可能性がある。
①要求事項に適合するよう、特定した遡上経路に浸水	特定した流入経路から、津波が流入することを防止
防止設備を設置する方針であること。	するため、防潮堤及び防潮扉下部貫通部に対して止水
②止水対策を実施する予定の部位が列記されているこ	処置を実施する。
と。以下、例示。	
a) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等に	
おける電線管内処理	
b) 躯 体 開 口 部 (扉、 排 水 口 等)	

東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況	4.5.5 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入防止「要求車項等への対応方針】	「★☆★☆☆」、シュルシュートをあった。 取水路,放水路等の経路から,津波が流入する可能性	について検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通部等)を特定する。	特定した経路に対して浸水対策を施すことにより律波	の流入を防止する。	【確認状況】	(1) 敷地への津波流入については、取水路、放水路、S	A用海水ピット,緊急用海水系の取水経路及び構内排	水路からの流入の可能性がある。											
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	4.5.5 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止「拇制基準におけろ要求車項等】	▲wind またかり うぎみますよ♪ 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性につ	いて検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通部等)を特定すること。	特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の	流入を防止すること。	【確認內容】	(1)敷地への海水流入の可能性のある経路(流入経路)の	特定	以下のような経路(例示)からの津波の流入の可能性	を検討し、流入経路を特定していることを確認する。	①海域に連接する水路から建屋、土木構造物地下部へ	のバイパス経路(水路周辺のトレンチ開口部等)	②津波防護施設(防潮堤、防潮壁)及び敷地の外側から	内側(地上部、建屋、土木構造物地下部)へのバイパ	ス経路(排水管、道路、アクセス通路等)	③敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合の	敷地内の取水路点検口及び外部に露出した取水ピッ	ト等(沈砂池を含む)	④海域への排水管等	

H 拖 鼓 防 긕 ζĹ N K tU 42 灝 N 防取と水 筡 覐 護 × 42 떬 路 举 表 Ц 6 ₩K 废 Ħ 阌 • P кJ 12 趽 取 × 鮰 ĸ ζ 淟 IJ 発 匯 舥 鮰 濲 N 鰢 \sim 况 耒 波 Æ 閿 继 拔 装 \$ 裀 틾 кJ 6 IJ 6 設 Ψ 嗀 Ķ 淟 0 儶 z 舮 劐 報 \prec 兡 N 敷 • 4H 荗 늬 × . $\overline{}$ ⟨□ 式 ず ど 嗀 嗀 Ŕ 藯 颣 設 珳 泜 遘 to 儶 取 鉪 貦 • 逦 た 兡 儶 拖 仒 篖 떬 た 波 \prec 設 N • 2 層 Ħ 6 舼 灩 飌 嗀 設 皮 ~ 衣 波 浣 N 2 S 嶅 ĸ щ 逶 舮 J 趽 떬 に大 Z 灩 (漢 仒 續 た] 視 N to 敷 取 N ビ ま ま 争 荗 波 ١Щ F 떬 騆 衣 覐 斟 Ħ \rightarrow た J 汇 H 方 , 世 舼 灩 視 11111111 <u>ال</u> 掝 路 設 波 荗 儶 歚 Ł 裖 ₩ ۶J 及 11111111 む地 拔水] 淟 舼 趽 び非ど 覐 N 覭 儶 殼 施 た 孫, tU 0 製 儶 \mathcal{N} 設 籯 17 11 \$ 5 出殼 波 波 \mathcal{N} € S 袠 Ł 鮰 • ϕ 迭 嗀 ٢¢ 旇 to 匾 舼 {r⊡ 丧 舼 嗀 徧 衣 HU 菼 0 設 긕 淟 視 淟 灩 と 路 訯 S 偢 0 鮰 · 4K) N 要 떬 儶 睻 • 6 野 \mathcal{N} 駟 亱 路 ζ 癑 護対 た 肟 to ╢╢ 流 × 긕 떬 IJ 覐 覐 設 $\widehat{}_{\circ}$ 放水路; 設 ~ 運 Æ 趔 费 饬 波 絰 視 4 鮰 J N 波 ~ кJ 町 ο 6 0 淟 떬 \prec] 긕 1 発 逶 -| 1111 == R 路 Æ × \sim 劍 ~ to N 啁 鮰 \bigcirc Ł と 衒 顜 阌 疷 떬 × 下 F 波] F 覐 た to 迭 • 発 • 2%. R Ł 巷 ⊲⊓ N 篖 N × 舼 路 N N \$2 4H た 路 € F ر \sim 伳 • 11 0 浸 除 16 設 \vdash 路 × 北 ϕ Ł 續 긕 × 波 喪 HU to N 旇 設 箫 • • 0 摧 定以 故津 Ψ 籯 钽 × 赼 昡 た 늬 兡 to 怈 施 設 떬 늬 痶 • 莰 椞 늬 訟 篾 Ł 昉 ᅬ ₩ -1 1111 == 選 訟 篖 構 × 12 坊 4 ₩ 様⊙ \bigcirc ର 檪 Ĥ • <u>~</u>____ 鮰 \sim 찜 所 Ŕ 0 圄 査 嗀 Ğ 쒶 陷 爽 N 灩 厥 \sim 떬 举 と 波 壁 争 淟 潮 ¥ 方 N 臤 烿 11111 5 £ 設 類 钌 迭 Ŋ 種 퉀 淟 路 0 迥 亱 絰 殼 構 H \prec 施 6 珳 疷 N 譵 IJ 逘 た 6 昉 ĩJ 淟 腦 (_ 旇 嗀 準 饆 定 淟 兡 基 椞 ÷ \bigcirc \bigcirc $\overline{\mathbf{2}}$

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	く。)が機能喪失しない設計とするため、構内排水路
	逆流防止設備を設置する。
(3)特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方	(3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置の
針に関して、以下を確認する。	方針に関して、以下に示す。
①要求事項に適合するよう、特定した流入経路に浸水」	① 浸水防止設備として,取水路に取水路点検用開口
防止設備を設置する方針であること。	部浸水防止蓋、海水ポンプ室に海水ポンプグランド
②浸水防止設備の設置予定の部位が列記されているこ	ドレン排出口逆止弁、循環水ポンプ室に取水ピット
と。以下、例示。	空気抜き配管逆止弁、放水路に放水路ゲート点検用
a) 配管貫通部	開口部浸水防止蓋、SA用海水ピットにSA用海水
p)電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等に	ピット開口部浸水防止蓋並びに緊急用海水ポンプ
おける電線管内処理	ピットに緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸
c)空調ダクト貫通部	水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出ロ
d) 躯体開口部(扉、排水口等)	逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆
	止弁を設置する。
4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止	4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止
(外郭防護 2)	(外郭防護 2)
4.3.1 漏水対策	4.3.1 漏水対策
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水	取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・
施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること。	放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討する。
漏水が継続することによる浸水の範囲を想定(以下「浸水」	漏水が継続する場合は、浸水想定範囲を明確にし、浸
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
----------------------------	------------------------------
想定範囲」という。)すること。	水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸
浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、	水口(扉、開口部、貫通口等)を特定する。また、浸水
浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定すること。	想定範囲がある場合は、浸水の可能性のある経路、浸水
特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことによ	ロに対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定
り浸水範囲を限定すること。	する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する方針であることを確認する。な	(1) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して,取水・
お、後段規制(工事計画認可)においては、浸水想定	放水施設及び地下部等における漏水の可能性を検討
範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の	した結果,外郭防護1での浸水対策の実施により,津
仕様について、確認する。	波の流入防止が可能と考えるが、重要な安全機能を有
	する設備である非常用海水ポンプが設置されている
	海水ポンプ室については、基準津波が取水路を経て取
	水ピットから流入する可能性があるため、漏水が継続
	することによる浸水の範囲(以下「浸水想定範囲」と
	いう。)として想定する。
	浸水想定範囲への浸水の可能性がある経路として、
	海水ポンプ室の床に海水ポンプのグランドドレンを
	排水する排出口があるため、浸水防止設備として海水
	ポンプグランドドレン排出口逆止弁を設置する。海水
	ポンプグランドドレン排出口逆止弁は、漏水により津
	波の浸水経路となる可能性があるため、浸水想定範囲
	の浸水量評価において考慮する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
4.3.2 安全機能への影響確認	4.3.2 安全機能への影響確認
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等が	浸水想定範囲が存在する場合、その周辺に重要な安全
ある場合は、防水区画化すること。	機能を有する設備等がある場合は、防水区画化する。必
必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全	要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機
機能への影響がないことを確認すること。	能への影響がないことを確認する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する影響確認の方針であることを確	(1) 海水ポンプ室には,重要な安全機能を有する屋外設
認する。なお、後段規制(工事計画認可)においては、	備である非常用海水ポンプが設置されているため,海
浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防	水ポンプ室を防水区画化する。
止設備の仕様を確認する。	防水区画化した海水ポンプ室の海水ポンプグラン
	ドドレン排出口逆止弁については、漏水が発生する可
	能性があるため,浸水量を評価し,安全機能への影響
	がないことを確認する。
4.3.3 排水設備設置の検討	4.3.3 排水設備設置の検討
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合	浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場
は、排水設備を設置すること。	合は、排水設備を設置する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する方針であることを確認する。な	(1) 「4.3.2 安全機能への影響確認」において浸水想定
お、後段規制(工事計画認可)においては、浸水想定	範囲である海水ポンプ室において,長期間冠水するこ

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
範囲における排水設備の必要性、設置する場合の設備	とが想定される場合は、排水設備を設置する。
仕様について確認する。	
4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)	4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)
4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定	4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区画	設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施
については、浸水防護重点化範囲として明確化すること。	設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を
	除く。)を内包する建屋及び区画については,浸水防護重
	点化範囲として明確化する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)重要な安全機能を有する設備等(耐震Sクラスの機器・	(1) 浸水防護重点化範囲として,原子炉建屋,使用済燃
配管系)のうち、基本設計段階において位置が明示さ	料乾式貯蔵建屋、海水ポンプ室、軽油貯蔵タンク及び
れているものについては、それらの設備等を内包する	非常用海水系配管を設定する。
建屋、区画が津波防護重点範囲として設定されている	
ことを確認する。	
(2)基本設計段階において全ての設備等の位置が明示さ	(2)
れているわけではないため、工事計画認可の段階にお	
いて津波防護重点化範囲を再確認する必要がある。し	
たがって、基本設計段階において位置が確定していな	
い設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津	
波防護重点化範囲を工認段階で設定することが方針	
として明記されていることを確認する。	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に	津波による溢水を考慮した浸水範囲,浸水量を想定す
想定すること。	° Set
浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点	浸水範囲、浸水量の想定に基づき、浸水防護重点化範
化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口 (扉、開口部、	囲への浸水の可能性のある経路、浸水口(扉、開口部、
貫通口等)を特定し、それらに対して浸水対策を施すこ	貫通口等)を特定し、それらに対して浸水対策を実施す
ہ رید	° Q
	津波による溢水を考慮した浸水範囲,浸水量について
	は,地震による溢水の影響も含めて,以下の方針により
	安全側の想定を実施する。
	(1) 地震・津波による建屋内の循環水等の機器・配管の
	損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢
	水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプ
	の停止による地下水の流入等の事象を考慮する。
	(2) 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタン
	ク等の損傷による敷地内への津波及び系統保有水の
	溢水等の事象を考慮する。
	(3) 循環水系機器・配管等損傷による津波浸水量につい
	ては、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰返し
	襲来を考慮する。
	(4) 配管・機器等の損傷による溢水量については、内部
	溢水における溢水事象想定を考慮して算出する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	(2) 地下水の流入量は、対象建屋周辺のドレン系による
	排水量の実績値に基づき、安全側の仮定条件で算定す
	° Q
	(6) 施設・設備施工上生じうる隙間部等がある場合に
	は、当該部からの溢水も考慮する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する方針であることを確認する。な	(1) 津波による溢水を考慮した浸水範囲,浸水量につい
お、後段規制(工事計画認可)においては、浸水範囲、	ては、以下のとおり地震による溢水の影響も含めて確
浸水量の想定、浸水防護重点化範囲への浸水経路・浸	認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のあ
水口及び浸水防止設備の仕様について、確認する。	る経路、浸水口を特定し、浸水対策を実施する。具体
	的には、タービン建屋から浸水防護重点化範囲(原子
	炉建屋)への地震による循環水系配管の損傷箇所から
	の津波の流入等を防止するため、タービン建屋と隣接
	する原子炉建屋の地下階の貫通部に対して止水処置
	を実施する。屋外の循環水系配管の損傷箇所から海水
	ポンプ室への津波の流入を防止するため、海水ポンプ
	室貫通部止水処置を実施する。また、屋外の非常用海
	水系配管(戻り管)の破損箇所から津波の流入を防止
	するため、貫通部止水処置に加えて、海水ポンプ室ケ
	ーブル点検ロ浸水防止蓋の設置を実施する。
(2)津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量について	(2) 浸水範囲,浸水量の評価については,以下のとおり
は、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のよう	安全側の想定を実施する。

基準律波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
に安全側の想定を実施する方針であることを確認す	a. 建屋内の機器・配管の損傷による津波, 溢水等の
°	事象想定
①地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の	タービン建屋における溢水については,循環水系
損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢	配管の伸縮継手の全円周状の破損(リング状破損)
水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポン	並びに地震に起因する耐震Bクラス及びCクラス
プの停止による地下水の流入等の事象が想定されて	機器の破損を想定し、地震加速度大による原子炉ス
いること。	クラム及びタービン建屋復水器エリアの漏えい信
②地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタン	号で作動するインターロックによる循環水ポンプ
ク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有	の停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの間に
水の溢水等の事象が想定されていること。	生じる溢水量と、溢水源となり得る機器の保有水に
③循環水系機器・配管損傷による津波浸水量について	よる溢水量及び循環水系配管の破損箇所からの津
は、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し	波の流入量を合算した水量が,タービン建屋空間部
の来襲が考慮されていること。	に滞留するものとして溢水水位を算出する。なお、
④機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢	インターロックにより復水器水室出入口弁を閉止
水における溢水事象想定を考慮して算定しているこ	することにより津波の流入を防止できるため、津波
° لک	の流入は考慮しない。
⑤地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止	b. 屋外配管やタンク等の損傷による津波, 溢水等の
した状態での地下水位を安全側(高め)に設定した上	事象想定
で、当該地下水位まで地下水の流入を考慮するか、又	循環水系配管の屋外における溢水については,循
は対象建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水	環水系配管の伸縮継手の全円周状の破損(リング状
量の実績値に対して、外部の支援を期待しない約 7	破損)を想定し、循環水ポンプ吐出による溢水が循
日間の積算値を採用する等、安全側の仮定条件で算	環水ポンプ室へ流入して滞留する水量を算出し,隣
庇していること。	接する浸水防護重点化範囲に浸水しないことを確

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
⑥施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意	認する。なお,インターロックにより循環水ポンプ
し、必要に応じて考慮すること。	出口弁及び復水器水室出入口弁を閉止することに
	より津波の流入を防止できるため、津波の流入は考
	慮しない。
	屋外における非常用海水系配管(戻り管)からの
	溢水については,非常用海水ポンプの全台運転を想
	定し,その定格流量が溢水し,設計基準対象施設の
	津波防護対象設備(津波防護施設,浸水防護設備 ,
	津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)の設置
	された敷地に流入したときの浸水防護重点化範囲
	への影響を確認する。なお、津波の襲来前に放水路
	ゲートを閉止することから,非常用海水系配管(戻
	り管)の放水ラインの放水路側からの津波の流入は
	防止できるため、津波の流入は考慮しない。
	屋外タンクの損傷による溢水は,原子炉建屋境界
	貫通部及び海水ポンプ室貫通部に止水処置をする
	ため,浸水防護重点化範囲の建屋又は区域に流入す
	ることはない。
	c. 循環水系及び非常用海水系の機器・配管損傷によ
	る津波浸水量の考慮
	上記a.及びbのとおり、循環水系配管の損傷に
	対して、津波が襲来する前に循環水ポンプを停止
	し、復水器出入口弁及び循環水ポンプ出口弁を閉止

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	するインターロックを設け、津波を流入させない設
	計とすることから,津波の浸水量は考慮しない。ま
	た、上記b.のとおり、非常用海水系配管(戻り管)
	の損傷に対して、津波が襲来する前に放水路ゲート
	を閉止し、放水ラインの放水路側からの津波の流入
	を防止する設計とすることから、津波の浸水量は考
	慮しない。
	d.機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮
	機器・配管等の損傷による浸水範囲、浸水量につ
	いては,損傷箇所を介したタービン建屋への津波の
	流入,内部溢水等の事象想定も考慮して算定する。
	e. 地下水の溢水影響の考慮
	地下水の流入については,複数のサブドレンピッ
	ト及び排水ポンプにより排水することができる。ま
	た、排水ポンプ停止に伴う地下水位上昇を想定して
	も建屋地下部貫通部の止水処置を行い,浸水防護重
	点化範囲への浸水を防止する設計とする。
	f. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考
	慮
	津波及び溢水により浸水を想定するタービン建
	屋と原子炉建屋地下部の境界において,施工上生じ
	うる建屋間の隙間部には、止水処置を行い、浸水防
	護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。ま

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	た、津波及び溢水により浸水を想定する循環水ポン
	プ室と隣接する海水ポンプ室の貫通部の隙間部に
	は,止水処置を行い,浸水防護重点化範囲への浸水
	を防止する設計とする。
4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能へ	4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能へ
の影響防止	の影響防止
4.5.1 非常用海水冷却系の取水性	4.2.1 非常用海水冷却系の取水性
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
非常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を	基準津波の水位の低下に対して,非常用海水ポンプが
満足すること。	機能保持できる設計であることを確認する。また,基準
・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能	津波による水位の低下に対して、冷却に必要な海水が確
保持できる設計であること。	保できる設計であることを確認する。
・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水	具体的には、以下のとおり実施する。
が確保できる設計であること。	・ 非常用海水ポンプ位置の評価水位の算定を適切に
	行うため、取水路の特性に応じた手法を用いる。ま
	た,取水路の管路の形状や材質,表面の状況に応じ
	た摩擦損失を設定する。
	・ 非常用海水ポンプの取水可能水位が下降側評価水
	位を下回る等,水位低下に対して非常用海水ポンプ
	が機能保持できる設計となっていることを確認す
	ح ° 2
	 引き波時に水位が実際の取水可能水位を下回る場
	合には、下回っている時間において、非常用海水ポ

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	ンプの継続運転が可能な貯留量を十分確保できる
	設計となっていることを確認する。なお,取水路又
	は取水ピットが循環水系を含む状況系と非常用系
	で併用されているため、循環水系を含む常用系ポン
	プ運転継続等による貯留量の喪失を防止できる設
	計とする。
【確認内容】	【確認状況】
(1)取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位	(1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水
が適切に算定されていることを確認する。確認のポイ	位が適切に算定されている。
ントは以下のとおり。	① 基準津波による水位の低下に伴う取水路から取
①取水路の特性に応じた手法が用いられていること。	水ピットの特性を考慮した非常用海水ポンプ位置
(開水路、閉管路の方程式)	の評価水位を適切に算出するため、管路において運
②取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩	動方程式及び連続式を用いて解析を実施する。
擦損失が設定されていること。	② 貯留堰がない状態で,取水口,取水路及び取水ピ
	ットに至る経路をモデル化し、粗度係数、貝代及び
	スクリーン損失を考慮するとともに、防波堤の有無
	及び潮位のばらつきの加算による安全側に評価し
	た値を用いる等,計算結果の不確実性を考慮した評
	価を実施する。
(2)前述(3.4(4))のとおり地殻変動量を安全側に考慮し	(2) 前述(3.4(4))のとおり地殻変動量を安全側に考慮
て、水位低下に対する耐性(海水ポンプの仕様、取水	して,水位低下に対する耐性(海水ポンプの仕様,取
ロの仕様、取水路又は取水ピットの仕様等)について、	水口の仕様、取水路又は取水ピットの仕様等)につい
以下を確認する。	て、以下を確認している。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
①海水ポンプの設計用の取水可能水位が下降側評価水	① 基準津波による下降側水位はT. P 2. 64mとなっ
位を下回る等、水位低下に対して海水ポンプが機能	た。この水位に下降側の潮位のばらつき0.16mと数
保持できる設計方針であること。	値計算上のばらつきを考慮した I. P. - 6. 0mを評価
	水位とする。評価水位は,非常用海水ポンプの取水
	可能水位 T. P 5. 66mを下回る。
②引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合	② このため、津波防護施設として取水口前面の海中
には、下回っている時間において、海水ポンプの継続	に天端高さT・P・-4・9mの貯留堰を設置することで,
運転が可能な貯水量を十分確保できる取水路又は取	水位低下における非常用海水ポンプの取水性は保
水ピットの構造仕様、設計方針であること。	持できる。なお、取水ピットは循環水ポンプを含む
なお、取水路又は取水ピットが循環水系と非常系で	常用海水ポンプが併用されているため、発電所を含
併用される場合においては、循環水系運転継続等に	む地域に大津波警報が発表された場合、引き波時に
よる取水量の喪失を防止できる措置が施される方針	おける非常用海水ポンプ取水位置での水位低下量
であること。	を抑制するため、循環水ポンプを含む常用海水ポン
	プは停止する運用とする。
4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機	4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機
能保持確認	能保持確認
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評	基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積を適切に
角をさんこること。	評価し、取水口及び取水路の通水性が確保されているこ
基準津波に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されて	とを確認する。
いること。	また,非常用海水ポンプについては,基準津波による
非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足する	水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊によ
い て 。	る土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸	の通水性は確保できることを確認し、浮遊砂等の混入に
上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して	対して非常用海水ポンプは機能保持できる設計である
取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であるこ	ことを確認する。
ہ کہ	具体的には、以下のとおり確認する。
・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対し	・ 遡上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況
て海水ポンプが機能保持できる設計であること。	に基づき,砂の堆積高さが取水口下端に到達しない
	ことを確認する。取水口下端に到達する場合は,取
	水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討
	し、閉塞しないことを確認する。
	 ・ 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去する
	ことが困難であるため,非常用海水ポンプそのもの
	が運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様
	であることを確認する。また,軸受への浮遊砂の混
	人に対し、耐摩耗性を有する軸受であることを確認
	する。
	 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、
	遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面
	及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化
	を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物
	により取水口が閉塞しないことを確認する。また、
	スクリーン自体が漂流物となる可能性がないか確
	認する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
【確認内容】	【確認状況】
(1)基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積について	(1) 取水口前面の海底面は T.P 0.89m であるのに対
は、(3.5.1)の遡上解析結果における取水口付近の砂	し, 取水口の底面は T.P 6.04m と海底面より, 約
の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到	0.82m 高い位置に取水口の底面がある。また,取水ピ
達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合	ットの底面は取水路の底面から 1.8m 低く T. P 7.85m
は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検	であり、非常用海水ポンプの吸込み下端から取水路底
討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討と	面までは約 1.3m の距離がある。また,取水口の呑口は
は、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータス	8 ロからなり,1 ロ当たりの寸法は
タディすることによって、取水口付近の堆積高さを高	ۍ <i>ب</i> ځ کې _۵
めに、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を	砂移動に関する数値シミュレーションの結果は、取
大きめに算定すること等が考えられる。	水口前面における砂堆積厚さは水位上昇側及び下降
	側において 0.36m であり、砂の堆積によって,取水口
	が閉塞することはない。また,取水ピットにおける砂
	堆積厚さは 0.058m であり, 非常用海水ポンプへの影
	響はなく機能は保持できる。
(2) 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去すること	(2) 非常用海水ポンプ取水時に浮遊砂の一部が軸受潤
が困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混	滑水としてポンプ軸受に混入したとしても、非常用海
入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認す	水ポンプの軸受に設けられた約 3. 1mm の異物逃し溝か
ŝ	ら排出される構造とする。
	これに対して発電所周辺の砂の平均粒径は 0.15mm
	(底質調査)で,数ミリメートル以上の砂はごくわず
	かであることに加えて、粒径数ミリメートル以上の砂
	は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒

られ, 漂流物の形状及び堆積状況を考慮すると取水口	
のものが取水口前面に到達する可能性は低いと考え	
水口に向かうことを想定した場合においても、すべて	
ない。なお、これらの漂流する可能性のあるものが取	
すると取水口へは向かわないため、取水性への影響は	
タンク,防砂林等があるが,設置位置及び流向を考慮	
ート片),鉄骨造建物の外装板,家屋,倉庫,フェンス,	
鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁(コンクリ	
発電所敷地外で漂流する可能性があるものとして、	
ならない。	
津波警報等発表時には緊急退避するため、漂流物とは	
なお、敷地内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船は、	可能性が有ることに留意する必要がある。
場合においても,引き波時の取水性への影響はない。	止が機能しないだけでなく、それ自体が漂流物となる
堆積することは考え難いが,堆積することを想定した	する効果が期待できるが、津波時には破損して混入防
とはなく,取水性への影響はない。また,貯留堰内に	なお、取水スクリーンについては、異物の混入を防止
考慮すると取水口の呑口全てを完全に閉塞させるこ	又は閉塞防止措置を施す方針であることを確認する。
能性は否定できないが,漂流物の形状及び堆積状況を	物により取水口が閉塞しない仕様の方針であること、
車両、浚渫用の作業台船等があり、取水口に向かう可	変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流
一 ト 片), 鉄 骨 造 建 物 の 外 装 板, フェンス, 空 調 室 外 機,	地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の
鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁(コンクリ	(3. 5. 1)の遡上解析結果における取水口付近を含む敷
(3) 発電所敷地内で漂流する可能性があるものとして,	(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、
して非常用海水ポンプの取水性は保持できる。	
径の砂はほとんど混入しないと考えられ、砂混入に対	
東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	の呑口全てを完全に閉塞させることはなく,取水性へ
	の影響はない。貯留堰内に堆積することは考え難い
	が、堆積することを想定した場合においても、引き波
	時の取水性への影響はない。また,発電所近傍で操業
	する漁船が航行不能になった場合については、取水口
	に向かう可能性は否定できないが、取水口の呑口全て
	を閉塞させることはなく,取水性への影響はない。
	発電所前面を通過する定期船に関しては、発電所か
	ら半径 2km 以内に航路はないことから,発電所に対す
	る漂流物とはならない。
	なお、取水口に向かう可能性のある漂流物について
	は、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性
	があるため,最も重量が大きい漂流物が作業台船(約
	44t) となることから, 重量 50t の漂流物を衝突荷重に
	おいて考慮し評価する。
	除塵装置である回転レイキ付バースクリーン及び
	トラベリングスクリーンについては、基準律波の流速
	に対し、十分な強度を有していることから、損傷する
	ことはなく漂流物とはならないことから,取水性に影
	響を及ぼすことはないことを確認している。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
4.6 津波監視	4.6 津波監視
【基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、	敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、津波防護施設
浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視	及び浸水防止設備の機能、取水口及び放水口を含む敷地
設備を設置すること。	東側の沿岸域、並びに敷地内外の状況を監視するため
	に、津波監視設備として、津波・構内監視カメラ、取水
	ピット水位計及び潮位計を基準津波の影響を受けにく
	い位置に設置する。
【確認內容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する方針であることを確認する。ま	(1) 敷地への津波の繰返しの襲来を察知し,津波防護施
た、設置の概要として、おおよその位置と監視設備の	設、浸水防止設備の機能を確実にするために、津波監
方式等について把握する。	視設備を設置する。津波監視設備としては、津波・構
	内監視カメラ、取水ピット水位計及び潮位計を設置す
	る。津波・構内監視カメラは地震発生後、津波が発生
	した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波
	及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の原子炉建
	屋の屋上及び防潮堤の上部に設置し、津波監視機能が
	十分に保持できる設計とする。取水ピット水位計は、
	非常用海水ポンプの取水性を確保するために、基準津
	波の下降側の取水ピット水位の監視を目的に、津波及
	び漂流物の影響を受けにくい防潮堤内側の取水ピッ
	トに設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計と

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	する。潮位計は、津波の上昇側の水位監視を目的に、
	津波及び漂流物の影響を受けにくい取水ロ入口近傍
	の取水路側壁に設置し、津波監視機能が十分に保持で
	きる設計とする。
 施設・設備の設計・評価の方針及び条件 	 施設・設備の設計・評価の方針及び条件
5.1 津波防護施設の設計	5.1 津波防護施設の設計
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵	津波防護施設(防潮堤・防潮扉、放水路ゲート、構内排
食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対す	水路逆流防止設備及び貯留堰)については、その構造に
る安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力	応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにす
津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計	べり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性に
すること。	も配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分
	に保持できるよう設計する。
【確認内容】	【確認状況】
(1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。	(1) 津波防護施設(防潮堤及び防潮扉, 放水路ゲート,
なお、後段規制(工事計画認可)においては、施設の	構内排水路逆流防止設備並びに貯留堰)については、
寸法、構造、強度及び支持性能(地盤強度、地盤安定	その構造に応じ,波力による侵食及び洗掘に対する抵
性)が要求事項に適合するものであることを確認す	抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、
S S	越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津

東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況	波防護機能が十分に保持できる設計とする。	(2) 以下の項目について,設定の考え方を示す。	 荷重組合せ 	a) 防潮堤及び防潮扉	・常時荷重+地震荷重	・常時荷重+津波荷重	・常時荷重+津波荷重+余震荷重	 ・常時荷重+津波荷重+漂流物衝突荷重 	b) 放水路ゲート	・常時荷重+地震荷重	・常時荷重+津波荷重	・常時荷重+津波荷重+余震荷重	c) 構内排水路逆流防止設備	・常時荷重+地震荷重	・常時荷重+津波荷重	 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重 	d) 貯留堰	 常時荷重+地震荷重 	・常時荷重+津波荷重	 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重 	 ・常時荷重+津波荷重+漂流物衝突荷重 		
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド		(2)設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機	能が十分保持できる設計がなされることの見通しを	得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認	する。確認内容を以下に例示する。	①荷重組合せ	a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における	荷重組合セ:常時+津波、常時+津波+地震(余震)	②荷重の設定	a)津波による荷重(波圧、衝撃力)の設定に関して、	考慮する知見(例えば、国交省の暫定指針等)及び	それらの適用性。	b) 余震による荷重として、サイト特性(余震の震源、	ハザード)が考慮され、合理的な頻度、荷重レベル	が設定される。	c) 地震により周辺地盤に液状化が発生する場合、防	潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考	慮すること。	③ 許容限界	a)津波防護機能に対する機能保持限界として、当該	構造物全体の変形能力(終局耐力時の変形)に対し	て十分な余裕を有し、津波防護機能を保持するこ	° ل

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
(なお、機能損傷に至った場合、補修に、ある程度	② 荷重の設定
の期間が必要となることから、地震、津波後の再使	a) 防潮堤及び防潮扉
用性に着目した許容限界にも留意する必要があ	・常時荷重
ରୁ _୦)	自重等を考慮する。
	・ 地震荷重
	基準地震動Ssを考慮する。
	・津波荷重
	防潮堤前面東側,敷地側面北側,敷地側面
	南側の津波荷重を考慮する。
	· 決震荷重
	弾性設計用地震動 S a - D 1 を考慮する。
	・漂流物衝突荷重
	漂流物となる可能性のある施設・設備とし
	て抽出された作業台船44tが最大となること
	から, 20tの漂流物が衝突することを考慮し,
	「道路橋示方書(I共通編・IV下部構造編)・
	同解説」に基づき設定する。
	b) 放水路ゲート
	・常時荷重
	自重等を考慮する。
	・地震荷重
	基準地震動Ssを考慮する。

基準律波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	・津波荷重
	放水路における入力津波高さT. P. + 19. 5m
	に,参照する裕度+0.62mを含めても,十分な
	裕度のある津波荷重水位 I. P. + 23. 0mを考慮
	7 S 。
	 ・ 余震荷重
	弾性設計用地震動Sa-D1を考慮する。
	c) 構内排水路逆流防止設備
	・常時荷重
	自重等を考慮する。
	・地震荷重
	基準地震動Ssを考慮する。
	・津波荷重
	防潮堤前面(敷地前面東側)における入力
	津波高さT.P. + 19. 5mに、参照する裕度+
	0.62mを含めても、十分な裕度のある津波荷
	重水位T.P.+20.0mを考慮する。津波波力は,
	「港湾の施設の技術上の基準・同解説」によ
	り設定する。
	・ 余震荷重
	弾性設計用地震動Sa-D1を考慮する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	d) 貯留堰
	・常時荷重
	自重等を考慮する。
	・地震荷重
	基準地震動Ssを考慮する。
	・津波荷重
	防潮堤前面(敷地前面東側)における入力
	津波高さT.P. + 19. 5mに,参照する裕度+
	0.62mを含めても、十分な裕度のある津波荷
	重水位T. P. + 20. 0mを考慮する。津波波力は,
	「港湾の施設の技術上の基準・同解説」によ
	り設定する。
	· 佘震荷重
	弾性設計用地震動 S a – D 1 を考慮する。
	・ 漂 流 物 衝 突 荷 重
	漂流物となる可能性のある施設・設備とし
	て抽出された作業台船441が最大となること
	から、20tの漂流物が衝突することを考慮し、
	「道路橋示方書(I共通編・IV下部構造編)・
	同解説」に基づき設定する。
	 許容限界
	津波防護に対する機能限界保持として、地震後、
	津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、止

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の
	変形能力に対して十分な余裕を有するよう、鋼製す
	る部材が弾性状態に収まることを基本として、律波
	防護機能を保持することを確認する。
5.2 浸水防止設備の設計	5.2 浸水防止設備の設計
【規制基準における要求事項等】	【要求事項等への対応方針】
浸水防止設備については、浸水想定範囲における浸水時	浸水防止設備(取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水
及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の	ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜
耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能	き配管逆止弁,放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋,
が十分に保持できるよう設計すること。	SA用海水ピット開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプ
	ピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグラ
	ンドドレン排出口逆止弁、緊急用海水ポンプ室床ドレン
	排出口逆止弁、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋
	及び貫通部止水処置) については, 基準地震動 S s による
	地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう
	設計する。また、浸水想定範囲における浸水時及び冠水
	後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも
	配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に
	保持できるよう設計する。
【確認內容】	
(1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。	以下に浸水防止設備について荷重の組合せ、荷重の設定
なお、後段規制(工事計画認可)においては、設備の	及び許容限界について考え方を示す。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものである	a. 荷重の組合せ
ことを確認する。	常時荷重、津波荷重及び地震荷重を適切に組合せ
(2)浸水防止設備のうち水密扉等、後段規制において強度	о М
の確認を要する設備については、設計方針の確認に加	風荷重は、竜巻による風荷重又は竜巻以外の風荷重
え、入力津波に対して浸水防止機能が十分保持できる	として「建築基準法(建設告示第1454号)」に基づく
設計がなされることの見通しを得るため、津波防護施	立地地域(東海村)の基準風速による風荷重を考慮す
設と同様に、荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界(当	о М
該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有し、	 常時荷重十地震荷重
かつ浸水防止機能を保持すること)の項目についての	 常時荷重+津波荷重
考え方を確認する。	 常時荷重+津波荷重+余震荷重
(3)浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段	
規制において仕様(施工方法を含む)の確認を要する	b. 荷重の設定
設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保	・常時荷重
についての方針を確認する。	自重等を考慮する。
	・地震荷重
	基準地震動 S sを考慮する。
	・津波荷重
	各設備の荷重水位を考慮する。
	 ・ 余震荷重
	弾性設計用地震動 S a – D 1 を考慮する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	c. 許容限界
	津波防護に対する機能限界保持として,地震後,津
	波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、止水性
	の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能
	力に対して十分な余裕を有するよう、鋼製する部材が
	弾性状態に収まることを基本として、浸水防止機能を
	保持することを確認する。
5.3 津波監視設備の設計	5.3 津波監視設備の設計
【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】
津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物の衝	津波監視設備については、津波の影響(波力,漂流物
突等)に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の「	の衝突等)に対して,影響を受けにくい位置への設置,
防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機	影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津
能が十分に保持できるよう設計すること。	波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。
【確認内容】	
(1)(3.2.1)の遡上解析結果に基づき、津波影響を受けに「	津波監視設備は、津波の影響を受けない原子炉建屋屋上
くい位置、及び津波影響を受けにくい建屋・区画・囲	T.P.約+64m及び防潮堤上部 T.P.約+18~約+20m に設置
い等の内部に設置されることを確認する。	する。
(2)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。	以下に津波監視設備について荷重の組合せ、荷重の設定
なお、後段規制(工事計画認可)においては、設備の「	及び許容限界について考え方を示す。
位置、構造(耐水性を含む)、地震荷重・風荷重との「	a.荷重の組合せ
組合せを考慮した強度等が要求事項に適合するもの「	常時荷重、津波荷重及び地震荷重を適切に組合せ
であることを確認する。	ନ _୦

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
	風荷重は、竜巻による風荷重又は竜巻以外の風荷重
	として「建築基準法(建設告示第1454号)」に基づく
	立地地域(東海村)の基準風速による風荷重を考慮す
	る。ただし,竜巻による風荷重については,「第6条
	外部からの衝撃による損傷の防止」において竜巻防護
	施設に該当する施設・設備について考慮する。
	・常時荷重+地震荷重
	b. 荷重の設定
	・常時荷重
	自重等を考慮する。
	・地震荷重
	基準地震動Ssを考慮する。
	c. 許容限界
	津波監視設備に対する機能限界保持として、地震後
	の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、鋼製す
	る部材が弾性状態に収まることを基本として、浸水防
	止機能を保持することを確認する。
5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項	5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項
5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討	5.4.1 津波防護施設,浸水防止設備等の設計における検
事項	計事項
【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措	津波防護施設,浸水防止設備の設計及び漂流物に係る
置に当たっては、次に示す方針(津波荷重の設定、余震荷	措置に当たり、次に示す方針を満足していることを確認
重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮)を満足すること。	する。
・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重(浸水	 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重(浸
高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)について、入力津波	水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)について、入
から十分な余裕を考慮して設定すること。	力津波から十分な余裕を考慮して設定する。
・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検	 サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能
計すること。	性を検討する。
・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波	 ・ 余震発生の可能性に応じて、余震による荷重と入
による荷重との組合せを考慮すること。	力津波による荷重との組合せを考慮する。
・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来	 入力津波の時刻歴波形に基づき,津波の繰返しの
による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影	襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及
響について検討すること。	ぼす影響について検討すること。
【確認內容】	【確認状況】
(1)津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作	津波荷重の設定、余震荷重の考慮及び津波の繰返し作
用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方	用の考慮について,以下に示す。
針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示	① 津波荷重の設定
J Z 。	津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮
①津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮	7 Z 。
する方針であること。	・入力津波の数値計算上のばらつき
a) 入力津波が有する数値計算上の不確かさ	・各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の
p)各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重	算定過程に介在する不確かさ

汜 性り \mathcal{O} P Ц **₩** 変 1 敷 N HU ⟨₩ z 搄 Ķ 4 48 ر た to N "[N 尦 2 震 11 丧 濆 빤 寁 to 21 Ч 珳 ۲ 迟 払 世 0 摧 考 国 长 111 析 閉 P Ķ ¥ 絰 汇 14 R tU • 2 46 6 ぞ 尔 ⊲□ 嬹 $\hat{\gamma}$ 斟 щ せ 以 劐 圁 ₩ \Box 鼦 42 2 摑 敷 数 襲 と X 基 稜 × 確 Ē Þ 6 は Æ t) ど to 6 6 6 取 震 4A 方 ⊲□ J γ 衎 烿 N ₹⊓ 徙 砂 劐 (__ J 縚 6 ≄ 50 迭 24 礽 0 赘 返 Ψ (__ ۶J 6 波 方 せ 伨 蓙 筷 近 砂 蘂 近 2 ╢╢ HU -1 1111 == N ħ ţ 衡 検 4 P 刻 ШĶ 5 0 荷 Ē 設 П 长 睬 世 \Box 赳 荗 t) $\hat{\mathcal{O}}$ 颤 0 6 Ğ 旇 裄 ĸ と 鉪 ĸ 靯 ₩ た N N 裄 • 波 删 及 取 記 0 Ц は 2 波 発 汌 6 取 劍 波 宦 ⊲⊡ 鉪 N ₽ N ŝ ŝ Ē た P \mathcal{N} P Ŧ 準 Þ 衎 1 鄤 泄 筆 2 赳 to Ē ر 6 $\overline{\mathbb{A}}$ 幯 所 基 寄 举 N 基 18 N 叡 設 ۲ 庑 빤 N 12 彴 ر 鮰 J 0 返 Ł 波 迭 庑 0 裄 返 嬱 Ť ど 慓 6 発 • ╢Ш 鰢 は \mathcal{A} 淟 偠 縴 豥 S 篒 鉪 膨 P 蘂 2 \IIII] 11 0 荷 準 潷 嗀 6 砂 γK N P Π N 近 牁 6 ŝ 箫 0 震 義 废 裄 to 基 2 2 基 丒 щ 龡 N 2 ŕ 废 渔 € 删 43 ₩ 設 定 鸑 ÷ ⋘ 删 東 瓱 乬 Ł 12 ŕ 12 \odot \odot H N 方 続 ₩ щ IJ 籄 変 ₩ 恒 乬 世 2 劐 P 2 拍 斗寺 設 0 J 泡 铚 ñ N 焸 貖 N 42 N N 0 J H 6 6 1Ş Ð 荗 ¥ 浴 N Ц 欻 to 基 ϕ \mathcal{N} $\mathbf{\mathbf{k}}$ Ŋ \mathcal{O} 設 <u>~</u>____ 源 ⟨₩ \} 11 × 1 Infine ど 册 5 と N Ĩh 波 Ŋ ₩ γK \mathcal{N} ビ 兡 \sim $\zeta^{\!\!\!\!}$ 倹 波 鉪 艳 N 準 \$2 嬱 犊 Æ Æ 影 逐 \mathcal{K} Æ Ŕ 谷 × 尔 俫 Æ 衎 К 6 準 ÷ 基 哩 迥 波 Ψł E β , 寰 21 濃 査 +2 ر to 旇 欪 ŕ 4 叓 基 IJ N 萶 塈 X 払 争 は кJ 쒶 欱 γ 铅 刜 믠 单 談 返 P] \mathcal{N} ₩ 定 刻 50 方 γ N N ر 襚 濆 準 と 方 疱 摧 2 欪 $\hat{\mathcal{O}}$ 6 to ١Щ $\boldsymbol{\sim}$ 震 HU N 2 N Ð 厥 扵 긕 睬 寰 0 ž 繰 基 起 \mathcal{N} た IN 浴 \}} ÷ Þ \mathcal{O} Þ P Ŕ と N 떬 Ľ ⋘ 뷘 to 斟 嶽 界 6 N は 汌 IJ 4 皤 £ N N 争 , 争 彩 ĸ щ 荗 it. Ŋ た 皤 ⊲□ \mathcal{N} N 駁 К N IJ 4 ÷£ ⊲⊡ 靊 方 方 阌 舼 딘 慾 唰 颤 щ to P 쉰 検 щ ₩ \$ \mathcal{N} t 裄 N IJ 変 11111 Ś 等) ど 닌 裄 幯 刊 5 変 12 発 槽 \mathcal{N} to 爼 6 6 検 钽 6 設 \langle $\vec{\prec}$ ていれば Ł 6 \mathbb{K} 白田 甸 臼 2 0 ر با ال 在 牧 \mathcal{N} ど Æ N 力時(**₽** 襚 波 "< "Ž × HU 要 N N 計 S 阒 衎 to S 5 Ē 護 to 删 疷 К 鮰 长 Ł Ŕ 12 赵 箫 ž N 6 N ⟨₩ 有 亱 臤 宦 0 膨 最 寰 寰 맨 確 嗀 考 <u>~</u>___ кJ と せ 裄 HU to 丧 返 IJ 12 Ē Ğ 波 К \IIII] 0 24 \} 余 波 酇 43 剄 Ŕ кJ ₩] Ł 刊 2 P 裟 怈 劐 匧 뇐 は 淟 定 0 饆 疱 N 畺 発 ず 5 \mathcal{N} 該 ر 繰 HU 影 € <u>89</u> \langle 逘 q К 16 疱 Ś \langle 6 ∖⊞¦ 6 R R 定 ž 変 to 汌 (例) 颤 ŦK 黨 , Ŕ 淟 \prec 신문 김지 Þ 寰 壯 6 副 ₩ 疱 波 嗀 汜 4 6 たり 裄 筀 1 犁 \}} 溌 舼 6 逘 魙 汜 Ц 悂 た 炀 ړ Ц ど N N 42 P 2 基 \bigcirc \bigcirc

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
5.4.2 漂流物による波及的影響の検討	5.4.2 漂流物による波及的影響の検討
【規制基準における要求事項等】	【規制基準における要求事項等】
津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建	津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍におい
物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性につ	て、建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可
いて検討すること。	能性にしころ検討すること。
上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮	上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、
堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼ	津波防護施設である防潮堤、防潮扉、放水路ゲート及び
さないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への	貯留堰に波及的影響を及ぼさないことを確認する。
影響防止措置を施すこと。	
【確認內容】	【確認状況】
(1)漂流物による波及的影響の検討方針が、要求事項に適	基準津波による遡上域を考慮した場合の漂流物によ
合する方針であることを確認する。	る波及的影響を考慮すべき津波防護施設、浸水防止設備
(3)設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機	としては、津波防護施設として位置付けて設計を行う防
能が十分保持できる設計がなされることの見通しを	潮堤、防潮扉、放水路ゲート及び貯留堰が挙げられる。
得るため、以下の例のような具体的な方針を確認す	
° Q	
①敷地周辺の遡上解析結果等を踏まえて、敷地周辺の	① 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能
陸域の建物・構築物及び海域の設置物等を網羅的に	保持確認のうち,基準津波に伴う取水口付近の漂流物
調査した上で、敷地への津波の襲来経路及び遡上経	の漁船(排水トン数 15t)による漂流物荷重を算定し
路並びに津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近	た上で、常時荷重、津波荷重、余震荷重及び自然現象
傍において発生する可能性のある漂流物を特定する	による荷重との組合せを適切に考慮し、防潮堤及び防
方針であること。なお、漂流物の特定に当たっては、	潮扉の津波防護機能,貯留堰の貯水機能に波及的影響
地震による損傷が漂流物の発生可能性を高めること	を及ぼさないことを確認する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
を考慮する方針であること。	
②漂流防止装置、影響防止装置は、津波による波力、漂	2 -
流物の衝突による荷重との組合せを適切に考慮して	
設計する方針であること。	
5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い	5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い
【規制基準における要求事項等】	
津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設	
備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基	
準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持される	
よう設計すること。	
津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮するこ	
° رح	
・地震が津波影響軽減機能に及ぼす影響	
・漂流物による波及的影響	
・機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を	
考慮した設定	
・余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ	
・津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に	
及ぼす影響	
【確認内容】	
(1)津波影響軽減施設・設備の効果に期待する場合におけ	
る当該施設・設備の検討方針が、要求事項に適合する	
方針であることを確認する。	

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止

(その他外部事象)

<目 次>

- 1. 基本方針
- 1.1 要求事項の整理
- 1.2 追加要求事項に対する適合性
- (1) 位置,構造及び設備
- (2) 安全設計方針
- (3) 適合性の説明
- 2. 外部からの衝撃による損傷の防止
 - 別添資料1 外部事象の考慮について

<概 要>

1. において,設計基準対処設備の設置許可基準規則,技術基準規則の追加 要求事項を明確化するとともに,それら要求に対する東海第二発電所における 適合性を示す。

2. において,設計基準対処設備について,追加要求事項に適合するために 必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について,設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において,追加要求事項を明確化する。(表1)

表1 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項

設置許可基準規則 第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)	技術基準規則 第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)	備考
安全施設は、想定される自然事象(地震及び津波を除く。次 項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損 なわないものでなければならない。	設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除 く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護 措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければな らない。	追加要求事項
2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼ すおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施 設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に 考慮したものでなければならない。		追加要求事項
3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される 発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれが ある事象であって人為によるもの(故意によるものを除 く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならな い。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項

 \sim

- 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置,構造及び設備
 - (3) その他の主要な構造

本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の 基本的方針のもとに安全設計を行う。

a. 設計基準対象施設

(a) 外部からの衝撃による損傷の防止

安全施設は,発電所敷地で想定される洪水,風(台風),竜巻, 凍結,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災 及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに 遭遇した場合において,自然現象そのものがもたらす環境条件及 びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を 損なわない設計とする。

なお,発電所敷地で想定される自然現象のうち,洪水について は,立地的要因により設計上考慮する必要はない。

上記に加え,重要安全施設は,科学的技術的知見を踏まえ,当 該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される 自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事 故時に生じる応力について,それぞれの因果関係及び時間的変化 を考慮して適切に組み合わせる。

また,安全施設は,発電所敷地又はその周辺において想定され る飛来物(航空機落下),ダムの崩壊,爆発,近隣工場等の火災, 有毒ガス,船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全 性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為による もの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわない 設計とする。

なお,発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象の うち,飛来物(航空機落下)については,確率的要因により設計 上考慮する必要はない。また,ダムの崩壊については,立地的要 因により考慮する必要はない。

自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電 用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象 であって人為によるもの(故意によるものを除く。)の組合せに ついては,地震,津波,風(台風),竜巻,凍結,降水,積雪, 落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災等を考慮する。事象 が単独で発生した場合の影響と比較して,複数の事象が重畳する ことで影響が増長される組合せを特定し,その組合せの影響に対 しても安全機能を損なわない設計とする。

ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺にお いて想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因とな るおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを 除く。)に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要 な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含 む。)への措置を含める。

【別添資料1(3.2:21~32)(4.1:34~39)】 (a-1) 風(台風)

安全施設は,設計基準風速による風荷重に対し,安全施設 及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは風 (台風)による損傷を考慮して,代替設備により必要な機能 を確保すること,安全上支障のない期間で修復等の対応を行 うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機 能を損なわない設計とする。

(a-2) 竜巻

安全施設は,想定される竜巻が発生した場合においても, 作用する設計荷重に対して,その安全機能を損なわない設計 とする。また,安全施設は,過去の竜巻被害状況及び発電所 のプラント配置から想定される竜巻に随伴する事象に対して, 安全機能を損なわない設計とする。

竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は、 100m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷 重、気圧差による荷重及び飛来物が安全施設に衝突する際の 衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全施設に常時 作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象に よる荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。

安全施設の安全機能を損なわないようにするため,安全施 設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策を実施するとともに, 作用する設計荷重に対する安全施設及び安全施設を内包する 区画の構造健全性の確保若しくは飛来物による損傷を考慮し て,代替設備により必要な機能を確保すること,安全上支障 のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組 み合わせることで,その安全機能を損なわない設計とする。

飛来物の発生防止対策として, 飛来物となる可能性のある もののうち, 東海発電所を含む当社敷地内の資機材, 車両等 については, 飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設定 する設計飛来物(鋼製材(長さ 4.2m×幅 0.3m×高さ 0.2m,

5
質量 135kg, 飛来時の水平速度 51m/s, 飛来時の鉛直速度 34m/s))より大きなものに対し, 固縛, 固定又は防護すべ き施設からの離隔を実施する。

なお、当社敷地近傍の隣接事業所から、上述の設計飛来物 (鋼製材)の運動エネルギ又は貫通力を上回る飛来物が想定 される場合は、隣接事業所との合意文書に基づき、飛来物と なるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物 の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し、当該飛来物が衝突し 得る安全施設及び安全施設を内包する区画の構造健全性を確 保する設計とすること若しくは当該飛来物による安全施設の 損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること 若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又 はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損な わない設計とする。

(a-3) 凍結

安全施設は,設計基準温度による凍結に対し,安全施設及 び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若しくは凍結 を考慮して,代替設備により必要な機能を確保すること,安 全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを 適切に組み合わせることで,その安全機能を損なわない設計 とする。

(a-4) 降水

安全施設は,設計基準降水量を上回る降水による浸水及び 荷重に対し,安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健 全性の確保若しくは降水による損傷を考慮して,代替設備に より必要な機能を確保すること,安全上支障のない期間で修 復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること

で、その安全機能を損なわない設計とする。

(a-5) 積雪

安全施設は,設計基準積雪深による荷重及び閉塞に対し, 安全施設及び安全施設を内包する建屋の構造健全性の確保若 しくは積雪による損傷を考慮して,代替設備により必要な機 能を確保すること,安全上支障のない期間で修復等の対応を 行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで,その安全 機能を損なわない設計とする。

(a-6) 落雷

安全施設は,設計基準電流値による雷サージに対し,安全 機能を損なわない設計とすること若しくは雷サージによる損 傷を考慮して,代替設備により必要な機能を確保すること, 安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれら を適切に組み合わせることで,その安全機能を損なわない設 計とする。

(a-7) 火山

安全施設は,発電所の運用期間中において発電所の安全機 能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 50cm,粒 径 8.0mm 以下,密度 0.3g/cm³(乾燥状態)から 1.5g/cm³ (湿潤状態)の降下火砕物に対し,以下のような設計とする ことにより降下火砕物による直接的影響に対して機能維持す ること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して,代替設備 により必要な機能を確保すること,安全上支障のない期間で の修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることで,そ の安全機能を損なわない設計とする。

- 構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とする
 こと
- 水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とする
 こと
- ・換気系,電気系及び計測制御系に対する機械的影響(閉塞)に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること
- ・水循環系の内部における摩耗並びに換気系,電気系及び計 測制御系に対する機械的影響(摩耗)に対して摩耗しにく
 い設計とすること
- ・構造物の化学的影響(腐食),水循環系の化学的影響(腐
 食)並びに換気系,電気系及び計測制御系に対する化学的
 影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とす
 ること
- ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気系は、降下 火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とす ること
- ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り
 込む機構を有する計測制御設備(安全保護系)の設置場所
 の換気空調設備は,降下火砕物が侵入しにくい設計とする
 こと
- ・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火
 砕物の除去や換気空調設備外気取入口のバグフィルタの取
 替え若しくは清掃又は換気空調設備の停止若しくは閉回路

循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること と

さらに,降下火砕物による間接的影響である7日間の外部 電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事 象に対し,発電所の安全性を維持するために必要となる電源 の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計と する。

(a-8) 生物学的事象

安全施設は,生物学的事象として海生生物であるクラゲ等 の発生及び小動物の侵入に対し,その安全機能を損なわない 設計とする。

海生生物であるクラゲ等の発生に対しては、クラゲ等を含 む塵芥による残留熱除去系海水系等への影響を防止するため、 除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を 除去すること、小動物の侵入に対しては、屋内設備は、建屋 止水処置により、屋外設備は、端子箱貫通部の閉止処置を行 うことにより、安全施設の生物学的事象に対する健全性の確 保若しくは生物学的事象による損傷を考慮して、代替設備に より必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修 復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること で、その安全機能を損なわない設計とする。

(a-9)外部火災(森林火災,爆発及び近隣工場等の火災)

安全施設は,想定される外部火災において,最も厳しい火 災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とす る。 想定される森林火災の延焼防止を目的として,発電所周辺の植生を確認し,作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度(6,278kW/m)から算出される防火帯(約 23m)を敷地内に設ける。

防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし,防火帯に可 燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。

また,森林火災による熱影響については,最大火炎輻射発 散度の影響を考慮した場合においても,離隔距離の確保等に より安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の 安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人 為によるもの(故意によるものを除く。)として,想定され る近隣の産業施設の火災・爆発については,離隔距離の確保 により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

また,想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設 等の火災及び航空機墜落による火災については,離隔距離を 確保すること,その火災による損傷を考慮して代替設備によ り必要な機能を確保すること,安全上支障のない期間での修 復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること で,その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

外部火災による屋外施設への影響については,屋外施設の 温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損な わない設計とする。

また,外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスに よる影響については,換気空調設備等に適切な防護対策を講 じることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

森林火災による津波防護施設への熱影響については,最大 火炎輻射発散度による熱影響を考慮した離隔距離を確保する とする。なお,津波防護施設と植生の間の離隔距離を確保す るために管理が必要となる隣接事業所敷地については,隣接 事業所との合意文書に基づき,必要とする植生管理を当社が 実施する。

(a-10)高潮

安全施設は,高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+ 3.3m)以上に設置することで,その安全機能を損なわない設 計とする。

(a-11)有毒ガス

安全施設は,想定される有毒ガスの発生に対し,中央制御 室換気系等により,中央制御室の居住性を損なわない設計と する。

(a-12)船舶の衝突

安全施設は、航路を通行する船舶の衝突に対し、航路から の離隔距離を確保することにより、安全施設の船舶の衝突に 対する健全性の確保若しくは船舶の衝突による損傷を考慮し て、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障 のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組 み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。

(a-13) 電磁的障害

安全施設は,電磁的障害による擾乱に対し,制御盤へ入線 する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置,外部 からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置, 鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により,安全施 設の電磁的障害に対する健全性の確保若しくは電磁的障害に よる損傷を考慮して,代替設備により必要な機能を確保する こと,安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又は それらを適切に組み合わせることで,その安全機能を損なわ ない設計とする。

- (2) 安全設計方針
- 1.1.1 安全設計の基本方針
- 1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止
 - (3) その他の主要な構造

発電所敷地で想定される自然現象(地震及び津波を除く。)については, 網羅的に抽出するために,発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関 わらず,国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し,洪水,風(台風), 竜巻,凍結,降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響,生物学的事象,森林 火災等を考慮する。また,これらの自然現象について関連して発生する自然 現象も含める。これらの事象について,海外の評価基準を考慮の上,発電所 及びその周辺での発生の可能性,安全施設への影響度,発電所敷地及びその 周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から,発電用原子炉 施設に影響を与えるおそれがある事象として,洪水,風(台風),竜巻,凍 結,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮を選 定する。

安全施設は、これらの自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せ に遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結 果として施設で生じ得る環境条件においても,安全機能を損なわない設計と する。

なお,発電所敷地で想定される自然現象のうち,洪水については,立地的 要因により設計上考慮する必要はない。

上記に加え,重要安全施設は,科学的技術的知見を踏まえ,当該重要安全 施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重 要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について,それ ぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。

発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を 損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によ るものを除く。)は、網羅的に抽出するために、発電所敷地又はその周辺で の発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、 飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、 船舶の衝突、電磁的障害等の事象を考慮する。これらの事象について、海外 の評価基準を考慮の上、発電所又はその周辺での発生可能性、安全施設への 影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡 性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、 飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、 船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。

安全施設は、これらの発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となる おそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対 して安全機能を損なわない設計とする。

なお,発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安 全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故 意によるものを除く。)のうち,飛来物(航空機落下)については,確率的

要因により設計上考慮する必要はない。また,ダムの崩壊については,立地 的要因により考慮する必要はない。

自然現象,発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあ る事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)の組合せについ ては,地震,津波,風(台風),竜巻,凍結,降水,積雪,落雷,火山の影 響,生物学的事象及び森林火災を考慮する。事象が単独で発生した場合の影 響と比較して,複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定 し,その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。

ここで,想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる 原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除 く。)に対して,安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以 外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。

【別添資料1(3.2:21~32)(4.1:34~39)】

1.7 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針

安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び想定され る発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であ って人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、安全機能を損な わない設計とする。安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設 を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」 で規定されている重要度分類(以下1.7では「安全重要度分類」という。) のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、上記構造物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止する ため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要 な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及 び機器並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必 要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統 及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機 能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器(以下「外部事象防護 対象施設」という。)とし、機械的強度を有すること等により安全機能を損 なわない設計とする。

また,外部事象防護対象施設を内包する建屋(外部事象防護対象施設とな る建屋を除く。)は,機械的強度を有すること等により,内包する外部事象 防護対象施設の安全機能を損なわない設計及び外部事象防護対象施設へ波及 的影響を及ぼさない設計とする。ここで,外部事象防護対象施設及び外部事 象防護対象施設を内包する建屋を併せて,外部事象防護対象施設等という。

上記に含まれない構築物,系統及び機器は,機能を維持すること若しくは 損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること,安全上支障のな い期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることに

より、その安全機能を損なわない設計とする。

1.7.1 風(台風)防護に関する基本方針

建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454 号より設定した設計基準風速(30m/s,地上高10m,10分間平均)の風(台 風)によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を, 安全重要度分類のクラス1,クラス2及びクラス3に属する構築物,系統及 び機器とする。

その上で,外部事象防護対象施設は設計基準風速(30m/s,地上高10m, 10分間平均)の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損な わない設計とする。

また,上記に含まれない構築物,系統及び機器は,風(台風)により損傷 した場合であっても,代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

タンクについては,消防法(危険物の規制に関する技術上の基準の細目を 定める告示第4条の19)において,日本最大級の台風の最大瞬間風速(63m/ s,地上高15m)に基づく風荷重に対する設計が現在でも要求されている。

なお,風(台風)に伴う飛来物による影響は,竜巻影響評価にて想定する 設計飛来物の影響に包絡される。

ここで,風(台風)に関連して発生する可能性がある自然現象としては, 落雷及び高潮が考えられる。落雷については,同時に発生するとしても, 個々の事象として考えられる影響と変わらない。高潮については,安全施設 は高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。

1.7.2 竜巻防護に関する基本方針

1.7.2.1 設計方針【「6条(竜巻)」参照】

1.7.3 凍結防護に関する基本方針

設計基準温度である-12.7℃の低温による凍結によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を,安全重要度分類のクラス1, クラス2及びクラス3に属する構築物,系統及び機器とする。

その上で,外部事象防護対象施設は,屋内設備については換気空調設備に より環境温度を維持し,屋外設備については保温等の凍結防止対策を必要に 応じて行うことにより,安全機能を損なわない設計とする。

また,上記に含まれない構築物,系統及び機器は,凍結した場合であって も,代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

1.7.4 降水防護に関する基本方針

森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した「森林法に基づ く林地開発許可申請の手びき」等に基づき設計基準降水量(127.5mm/h)を 上回る降水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある 施設を,安全重要度分類のクラス1,クラス2及びクラス3に属する構築物, 系統及び機器とする。

その上で、外部事象防護対象施設は、設計基準降水量(127.5mm/h)を上 回る降水による浸水に対し、構内排水路による海域への排水及び浸水防止の ための建屋止水処置により、安全機能を損なわない設計とするとともに、外 部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの安全機能に影響 を及ぼす可能性のある屋外設備は、設計基準降水量(127.5mm/h)を上回る 降水による荷重に対し、排水口及び構内排水路による海域への排水により、 安全機能を損なわない設計とする。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、降水により損傷した場

合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

1.7.5 積雪防護に関する基本方針

建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく茨城県建築基準法等施行細 則より設定した設計基準積雪量(30cm)の積雪によってその安全機能が損な われないことを確認する必要がある施設を,安全重要度分類のクラス1,ク ラス2及びクラス3に属する構築物,系統及び機器とする。

その上で,外部事象防護対象施設は,設計基準積雪量(30cm)の積雪荷重 に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。ま た,設計基準積雪量(30cm)に対し給排気口を閉塞させないことにより安全 機能を損なわない設計とする。

また,上記に含まれない構築物,系統及び機器は,積雪により損傷した場 合であっても,代替手段があること等により安全機能は損なわれない。

1.7.6 落雷防護に関する基本方針

電気技術指針JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参照し設 定した設計基準電流値(400kA)の落雷によってその安全機能が損なわれな いことを確認する必要がある施設を,安全重要度分類のクラス1,クラス2 及びクラス3に属する構築物,系統及び機器とする。

その上で,外部事象防護対象施設は,雷害防止対策として,原子炉建屋等 への避雷針の設置,接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに, 安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより,安全 機能を損なわない設計とする。

また,上記に含まれない構築物,系統及び機器は,落雷により損傷した場 合であっても,代替手段があること等により安全機能は損なわれない。 1.7.7 火山防護に関する基本方針

1.7.7.1 設計方針【「6条(火山)」参照】

1.7.8 生物学的事象防護に関する基本方針

生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を,安全重 要度分類のクラス1,クラス2及びクラス3に属する構築物,系統及び機器 とする。

その上で,外部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの 安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外設備は,海生生物であるクラゲ等 の発生に対して,塵芥による残留熱除去系海水系等への影響を防止するため, 除塵装置及び海水ストレーナを設置し,必要に応じて塵芥を除去することに より,安全機能を損なわない設計とする。

小動物の侵入に対しては,屋内設備は建屋止水処置により,屋外設備は端 子箱貫通部の閉止処置を行うことにより,安全機能を損なわない設計とする。

また,上記に含まれない構築物,系統及び機器は,生物学的事象により損 傷した場合であっても,代替手段があること等により安全機能は損なわれな い。

1.7.9 外部火災防護に関する基本方針

1.7.9.1 設計方針【「6条(外部火災)」参照】

1.7.10 高潮防護に関する基本方針

高潮によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設 を,安全重要度分類のクラス1,クラス2及びクラス3に属する構築物,系 統及び機器とする。

その上で,外部事象防護対象施設及び機能を喪失することで上位クラスの 安全機能に影響を及ぼす可能性のある屋外設備は,高潮の影響を受けない敷 地高さ(T.P.+3.3m)以上に設置することで,安全機能を損なわない設計と する。

1.7.11 有毒ガス防護に関する基本方針

有毒ガスの漏えいについては固定施設(石油コンビナート施設等)と可動 施設(陸上輸送,海上輸送)からの流出が考えられる。発電所周辺には,以 下の交通運輸状況及び産業施設がある。

発電所敷地境界付近には国道245号線があり,発電所に近い鉄道路線に は東日本旅客鉄道株式会社常磐線がある。

発電所沖合の航路は、中央制御室からの離隔距離が確保されている。

発電所周辺の石油コンビナート施設については,発電所敷地外10km以内の 範囲において,石油コンビナート施設は存在しない。なお,発電所に最も近 い石油コンビナート地区は南方約50kmの鹿島臨海地区である。

また,発電所敷地外10km以内の範囲において,石油コンビナート施設以外の主要な産業施設がある。

これらの主要道路,鉄道路線,航路及び石油コンビナート施設は,発電所 から離隔距離が確保されており,危険物を積載した車両及び船舶を含む事故 等による発電所への有毒ガスの影響を考慮する必要はない。

発電所敷地内に貯蔵している化学物質については, 貯蔵設備からの漏えい を想定した場合でも, 中央制御室の居住性を損なうことはない。

また,中央制御室の換気空調設備については,外気取入ダンパを閉止し, 閉回路循環運転を行うことにより中央制御室の居住性を損なうことはない。 1.7.12 船舶の衝突防護に関する基本方針

航路を通行する船舶の衝突に対し, 航路からの離隔距離を確保することに より, 安全施設が安全機能を損なわない設計とする。

小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも,敷地前面の防波堤等に衝突し て止まることから取水性を損なうことはない。また,万が一防波堤を通過し, カーテンウォール前面に小型船舶が到達した場合であっても,吞み口が広い ため、取水性を損なうことはない。

船舶の座礁により重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを設置 する措置を講じる。

したがって,船舶の衝突によって取水路が閉塞することはなく,安全施設 の安全機能を損なうことはない。

1.7.13 電磁的障害防護に関する基本方針

安全保護系は,電磁的障害による擾乱に対して,制御盤へ入線する電源受 電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置,外部からの信号入出力部へのラ インフィルタや絶縁回路の設置,鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用 等により,影響を受けない設計としている。

したがって、電磁的障害により安全施設の安全機能を損なうことはない。

(3) 適合性の説明

第六条 外部からの衝撃による損傷の防止

- 1 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。
- 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉 施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為に よるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないも のでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

発電所敷地で想定される自然現象(地震及び津波を除く。)については, 敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水,風(台風),竜巻,凍結,降水, 積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮を選定し,設計 基準を設定するに当たっては,発電所の立地地域である東海村に対する規 格・基準類による設定値及び東海村で観測された過去の記録等をもとに設定 する。なお,東海村の最寄りの気象官署である水戸地方気象台で観測された 過去の記録について設計への影響を確認する。また,これらの自然現象ごと に関連して発生する可能性がある自然現象も含める。

安全施設は,発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても 安全機能を損なわない設計とする。ここで,発電所敷地で想定される自然現 象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。また、 発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、 自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得 る環境条件を考慮する。

発電用原子炉施設のうち安全施設は,以下のとおり条件を設定し,自然現 象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。

【別添資料1(1.:1~17)(2.:18~19)(3.1:20)】

(1) 洪水

発電所敷地の北側には久慈川が、南側には丘陵地を挟んだ反対側に新川 が位置している。発電所敷地の西側は北から南にかけて EL. 3m~EL. 21m の 平野となっている。久慈川水系が氾濫した場合、最大で約 EL. 7m に達する が、発電所敷地内に浸入するルートとして考えられる国道245号線から 発電所構内進入道路への入口は EL. 15m に位置しており、発電所に影響が 及ばないこと、及び新川の浸水は丘陵地を遡上しないことから、敷地の地 形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることは ない。

【別添資料1(3.2:21)】

(2) 風(台風)

建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示 第1454号によると、東海村において建築物を設計する際に要求される基 準風速は30m/s(地上高10m, 10分間平均)である。

安全施設は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づ

く建設省告示第 1454 号を参照し,設計基準風速(30m/s,地上高 10m, 10 分間平均)の風(台風)が発生した場合においても,安全機能を損な わない設計とする。

その上で,外部事象防護対象施設は,設計基準風速(30m/s,地上高 10m,10分間平均)の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機 能を損なわない設計とする。

また,上記以外の安全施設については,風(台風)に対して機能を維持 すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して代替設備により必要な 機能を確保すること,安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと 又はそれらを適切に組み合わせることにより,その安全機能を損なわない 設計とする。

なお,水戸地方気象台での観測記録(1897 年~2012 年)によれば最大 風速は 28.3m/s(1961 年 10 月 10 日)であり,設計基準風速に包絡され る。

ここで,風(台風)に関連して発生する可能性がある自然現象としては, 落雷及び高潮が考えられる。落雷については,同時に発生するとしても,

「(7) 落雷」に述べる個々の事象として考えられる影響と変わらない。 高潮については,「(11) 高潮」に述べるとおり,安全施設は影響を受け ることのない敷地高さに設置し,安全機能を損なわない設計とする。

なお,風(台風)に伴い発生する可能性のある飛来物による影響につい ては,竜巻影響評価において想定している設計飛来物の影響に包絡される。

【別添資料1(3.2:21~23)】

(3) 竜巻

安全施設は、設計竜巻の最大風速 100m/s による風圧力による荷重、気

圧差による荷重及び設計飛来物等の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対し て安全機能を損なわないために,飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策 を行う。

a. 飛来物の発生防止対策

竜巻により東海発電所を含む当社敷地内の資機材等が飛来物となり、
外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。

- ・外部事象防護対象施設等へ影響を及ぼす資機材及び車両については、
 固縛、固定、外部事象防護対象施設等及び竜巻飛来物防護対策設備
 からの離隔、頑健な建屋内収納又は撤去する。
- b. 竜巻防護対策

固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し,安全施 設が安全機能を損なわないように,以下の対策を行う。

- ・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻飛来物防護対策設備
 により、外部事象防護対象施設を防護し、構造健全性を維持し安全
 機能を損なわない設計とする。
- ・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替 設備の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。

ここで、竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発 達時に竜巻と同時発生する可能性のある自然現象は、雷、雪、ひょう及び 降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、設計竜巻 荷重に包含される。

【別添資料1(3.2:23~25)】

(4) 凍結

水戸地方気象台での観測記録(1897 年~2012 年)によれば,最低気温 は-12.7℃(1952 年 2 月 5 日)である。

安全施設は,設計基準温度(-12.7℃)の低温が発生した場合において も,安全機能を損なわない設計とする。

その上で,外部事象防護対象施設は,上記観測記録を考慮し,屋内設備 については換気空調設備により環境温度を維持し,屋外設備については保 温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより,安全機能を損なわな い設計とする。

また,上記以外の安全施設については,低温による凍結に対して機能を 維持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機 能を確保すること,安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又 はそれらを適切に組み合わせることにより,その安全機能を損なわない設 計とする。

【別添資料1(3.2:25)】

(5) 降水

森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した「森林法に基 づく林地開発許可申請の手びき(平成 28 年 4 月茨城県)」等に基づき算 出した,10 年確率で想定される東海村に対する雨量強度は 127.5mm/h で ある。

安全施設は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手びき(平成 28 年 4 月茨城県)」を参照し、設計基準降水量(127.5mm/h)を上回る降水が 発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

その上で、外部事象防護対象施設は、設計基準降水量(127.5mm/h)を

上回る降水に対し,排水口及び構内排水路による海域への排水,浸水防止 のための建屋止水処置等により,安全機能を損なわない設計とする。

また,上記以外の安全施設については,降水に対して機能を維持するこ と若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保す ること,安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを 適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわない設計とする。

なお,水戸地方気象台での観測記録(1906 年~2012 年)によれば,日 最大1時間降水量は81.7mm(1947 年 9 月 15 日)であり,設計基準降水量 に包絡される。

ここで、降水に関連して発生する可能性がある自然現象としては、土石 流、土砂崩れ及び地滑りが考えられるが、敷地には、土石流、土砂崩れ及 び地滑りの素因となるような地形の存在は認められないことから、安全施 設の安全機能を損なうような土石流、土砂崩れ及び地滑りが生じることは ない。

【別添資料1 (3.2:25~27)】

(6) 積雪

建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく茨城県建築基準法等施 行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、東海村 においては30cmである。

安全施設は,建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく茨城県建築基準法等施行細則を参照し,設計基準積雪量(30cm)の積雪が発生した場合においても,安全機能を損なわない設計とする。

その上で、外部事象防護対象施設は、設計基準積雪量(30cm)の積雪荷 重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。 また,設計基準積雪量(30cm)に対し給排気口を閉塞させないことにより 安全機能を損なわない設計とする。

また,上記以外の安全施設については,積雪に対して機能を維持するこ と若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保す ること,安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを 適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわない設計とする。

なお,水戸地方気象台での観測記録(1897 年~2012 年)によれば,月 最深積雪は32cm(1945 年 2 月 26 日)である。設計基準を上回るような積 雪事象は,気象予報により事前に予測が可能であり,進展も緩やかである ため,建屋屋上等の除雪を行うことで積雪荷重の低減及び給排気口の閉塞 防止,構内道路の除雪を行うことでプラント運営に支障をきたさない措置 が可能である。

【別添資料1(3.2:27~28)】

(7) 落雷

電気技術指針JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参照し 設定した最大雷撃電流値は、400kAである。

東海第二発電所を中心とした標的面積 4km²の範囲で観測された雷撃電流の最大値は 131kA である。

安全施設は,電気技術指針JEAG4608-2007「原子力発電所の耐雷指 針」を参照し,設計基準電流値(400kA)の落雷が発生した場合において も,安全機能を損なわない設計とする。

その上で,外部事象防護対象施設の雷害防止対策として,原子炉建屋等 への避雷針の設置,接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに, 安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより,安 全機能を損なわない設計とする。

また,上記以外の安全施設については,落雷に対して機能を維持するこ と若しくは落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保す ること,安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを 適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわない設計とする。

【別添資料1 (3.2:28~29)】

(8) 火山の影響

外部事象防護対象施設は,降下火砕物による直接的影響及び間接的影響 が発生した場合においても,安全機能を損なわないよう以下の設計とする。 a. 直接的影響に対する設計

外部事象防護対象施設は,直接的影響に対して,以下により安全機能 を損なわない設計とする。

- 構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること
- 水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること
- ・換気系,電気系及び計測制御系の機械的影響(閉塞)に対して降下
 火砕物が侵入しにくい設計とすること
- ・水循環系の内部における摩耗並びに換気系,電気系及び計測制御系の機械的影響(摩耗)に対して摩耗しにくい設計とすること
- ・構造物の化学的影響(腐食),水循環系の化学的影響(腐食)並び
 に換気系,電気系及び計測制御系の化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること
- ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること
- ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構

を有する計測制御設備(安全保護系)の設置場所の換気空調設備は 降下火砕物が侵入しにくい設計とすること

 ・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除 去や換気空調設備外気取入口のバグフィルタの取替え若しくは清掃 又は換気空調設備の停止若しくは閉回路循環運転の実施により安全 機能を損なわない設計とすること

また,上記以外の安全施設については,降下火砕物に対して機能を維 持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必 要な機能を確保すること,安全上支障のない期間での修復等の対応を行 うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわ ない設計とする。

b. 間接的影響に対する設計

降下火砕物による間接的影響として考慮する,広範囲にわたる送電網 の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶による アクセス制限事象が生じた場合については,降下火砕物に対して非常用 ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)の 安全機能を維持することで,発電用原子炉施設の停止及び停止後の発電 用原子炉施設の冷却並びに使用済燃料プールの冷却に係る機能を担うた めに必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレ イ系ディーゼル発電機を含む。)により継続できる設計とすることによ り,安全機能を損なわない設計とする。

【別添資料1(3.2:29~31)】

(9) 生物学的事象

安全施設は、生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小

動物の侵入が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

その上で,外部事象防護対象施設は,海生生物であるクラゲ等の発生に 対しては,海生生物を含む塵芥による残留熱除去系海水系等への影響を防 止するため,除塵装置及び海水ストレーナを設置し,必要に応じて塵芥を 除去することにより,安全機能を損なわない設計とする。

小動物の侵入に対しては,屋内設備は建屋止水処置により,屋外設備は 端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより,安全機能を損なわない設計と する。

また,上記以外の安全施設については,生物学的事象に対して機能を維 持すること若しくは生物学的事象による損傷を考慮して代替設備により必 要な機能を確保すること,安全上支障のない期間での修復等の対応を行う こと又はそれらを適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわない 設計とする。

【別添資料1(3.2:31~32)】

(10) 森林火災

敷地外の森林から出火し,敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は, 自衛消防隊が出動し,予防散水等の延焼防止措置を行う。また,敷地内の 植生へ延焼した場合であっても,森林火災シミュレーション(FARSI TE)による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により,安全 機能が損なわれることはない。

また,上記以外の安全施設については,建屋による防護,消火活動,代 替設備による必要の機能を確保,安全上支障のない期間での修復等の対応 又はそれらを適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわない設計 とする。 森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して,外気を直接設備 内に取り込む機器,外気を取り込む空調系統,屋外設置機器に分類し,影 響評価を行い,必要な場合は対策を実施することにより,安全機能を損な わない設計とする。

【別添資料1(3.2:32)】

(11) 高潮

安全施設は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P. (東京湾中等潮位) +3.3m)以上に設置することで、安全機能を損なわない設計とする。

なお,発電所周辺海域の潮位については,発電所から北方約 3km地点 に位置する茨城港日立港区で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の 最高潮位は T.P. +1.46m(1958 年 9 月 27 日),朔望平均満潮位が T.P. + 0.61m である。

【別添資料1(3.2:33)】

自然現象の組合せについては,発電所敷地で想定される自然現象(地震及び津波を除く。)として抽出された 11 事象をもとに,被害が考えられない 洪水及び津波に包含される高潮を除いた 9 事象に地震及び津波を加えた 11 事象を,網羅的に検討する。

- ・組み合わせた場合も影響が増長しない(影響が小さくなるものを含む)
- ・同時に発生する可能性が極めて低い
- ・増長する影響について、個々の事象の検討で包絡されている又は個々の
 事象の設計余裕に包絡されている

・上記以外で影響が増長する

以上の観点より,事象が単独で発生した場合の影響と比較して,複数の事

象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し,その中から荷重の大 きさ等の観点で代表性のある,地震,津波,火山の影響,風(台風)及び積 雪の組合せの影響に対し,安全施設は安全機能を損なわない設計とする。組 み合わせる事象の規模については,設計基準規模事象同士の組合せを想定す る。

ただし、「第四条 地震による損傷の防止」及び「第五条 津波による損 傷の防止」において考慮する事項は、各々の条項で考慮し、地震又は津波と 組み合わせる自然現象による荷重としては、風(台風)又は積雪とする。組 合せに当たっては、地震又は津波の荷重の大きさ、最大荷重の継続時間、発 生頻度の関係を踏まえた荷重とし、施設の構造等を考慮する。

【別添資料1(6.:51~76)】

第2項について

重要安全施設は,当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると 想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事 故時に生じる応力を,それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して,適切 に組み合わせて設計する。なお,過去の記録,現地調査の結果等を参考にし て,必要のある場合には,異種の自然現象を重畳させるものとする。

重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は, 第1項において選定した自然現象に含まれる。また,重要安全施設を含む安 全施設は,第1項において選定した自然現象又はその組合せにより,安全機 能を損なわない設計としている。安全機能が損なわなければ設計基準事故に 至らないため,重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定され る自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。したがって, 因果関係の観点からは,重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると

想定される自然現象により重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時 に生じる応力を組み合わせる必要はなく,重要安全施設は,個々の事象に対 して,安全機能を損なわない設計とする。

また,重要安全施設は,設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考え られる自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時 に生じる応力を適切に考慮する設計とする。

【別添資料1(添-16.:1~2)】

第3項について

発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を 損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によ るものを除く。)は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への 影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡 性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、 飛来物(航空機落下),ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、 船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。

安全施設は,発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施 設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるも の(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわない設計とする。 ここで,発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安 全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故 意によるものを除く。)に対して,安全施設が安全機能を損なわないために 必要な安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への 措置を含める。

【別添資料1(1.:1~17)(2.:18~19)(4.:34)】

(1) 飛来物(航空機落下)

発電用原子炉施設への航空機の落下確率は、「実用発電用原子炉施設へ の航空機落下確率の評価基準について」(平成14・7・29 原院第4号(平成 14年7月30日 原子力安全・保安院制定))等に基づき評価した結果、約 8.5×10⁻⁸回/炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である10⁻⁷ 回/炉・年を超えないため、飛来物(航空機落下)による防護について設 計上考慮する必要はない。

使用済燃料乾式貯蔵建屋は,発電用原子炉施設と安全機能が独立していること,かつ設置場所は発電用原子炉施設と離隔されていることから,個別に航空機落下確率を評価した結果,約6.1×10⁻⁸回/炉・年であり,防護設計の要否を判断する基準である10⁻⁷回/炉・年を超えないため,飛来物(航空機落下)による防護について設計上考慮する必要はない。

【別添資料1(4.1:34)】

(2) ダムの崩壊

発電所敷地の北側に久慈川が位置しており,その支川である山田川の上 流約 30km にダムが存在する。

久慈川は敷地の北方を太平洋に向かい東進していること,発電所敷地の 西側は北から南にかけては EL. 3m~EL. 21m の上り勾配となっていることか ら,発電所敷地がダムの崩壊により影響を受けることはなく,ダムの崩壊 を考慮する必要はない。

【別添資料1(4.1:34~35)】

(3) 爆発

発電所敷地外 10km 以内の範囲において,爆発により安全施設に影響を 及ぼすような石油コンビナート施設はないため,爆発による安全施設への 影響については考慮する必要はない。

また,発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても,離隔距離の確保により,安全機能を損なわない設計とする。航行中の船舶が漂流し爆発が発生する場合を想定しても,離隔距離の確保等により,安全機能を損なわない設計とする。

また,上記以外の安全施設については,離隔距離の確保,代替設備によ る必要な機能の確保,安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれら を適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわない設計とする。

【別添資料1(4.1:35~36)】

(4) 近隣工場等の火災

a. 石油コンビナート施設等の火災

発電所敷地外 10km 以内の範囲において,火災により評価対象施設に 影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため,火災による安全 施設への影響については考慮する必要はない。

発電所敷地外 10km 以内の範囲において,石油コンビナート施設以外 の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から火災が発 生する場合を想定しても,離隔距離の確保等により,安全機能を損なわ ない設計とする。航行中の船舶が漂流し火災が発生する場合を想定して

も、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。

b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災

発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱によ

る評価対象施設の建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した,火災 の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度等を許容温度以下とするこ とにより,安全機能を損なわない設計とする。

c. 航空機墜落による火災

原子炉建屋周辺に航空機が墜落し,燃料火災が発生した場合,直ちに 公設消防へ通報するとともに,自衛消防隊が出動し,速やかに初期消火 活動を行う。

航空機が外部事象防護対象施設である原子炉建屋等の周辺で落下確率が 10⁻⁷回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても,火災 の影響により安全機能を損なわない設計とする。

また,上記以外の安全施設については,建屋による防護,消火活動, 代替設備による必要な機能の確保,安全上支障のない期間での修復等の 対応又はそれらを適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわな い設計とする。

d. 二次的影響(ばい煙等)

石油コンビナート施設の火災,発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施 設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して,外気を直接設備内に取り込む機器,外気を取り込む空調系 統及び屋外設置機器に分類し,影響評価を行い,必要な場合は対策を実 施することにより,安全機能を損なわない設計とする。

【別添資料1(4.1:36~37)】

(5) 有毒ガス

有毒ガスの漏えいについては固定施設(石油コンビナート施設等)と可 動施設(陸上輸送,海上輸送)からの流出が考えられる。発電所周辺には 周辺監視区域が設定されているため,発電用原子炉施設と近隣の施設や周 辺道路との間には離隔距離が確保されていることから,有毒ガスの漏えい を想定した場合でも,中央制御室の居住性を損なうことはない。また,敷 地港湾の前面の海域を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した 場合も同様に,離隔距離が確保されていることから,中央制御室の居住性 を損なうことはない。

発電所敷地内に貯蔵している化学物質については, 貯蔵施設からの漏え いを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。

また,中央制御室換気系については,外気取入ダンパを閉止し,閉回路 循環運転を行うことにより中央制御室の居住性を損なうことはない。

【別添資料1(4.1:37~38)】

(6) 船舶の衝突

航路を通行する船舶の衝突に対し,航路からの離隔距離を確保すること により,安全施設が安全機能を損なわない設計とする。

小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも,防波堤等に衝突して止まる ことから取水性を損なうことはない。また,万が一防波堤を通過し,カー テンウォール前面に小型船舶が到達した場合であっても,吞み口が広いた め,取水性を損なうことはない。

船舶の座礁により、重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを 設置する措置を講じる。

したがって,船舶の衝突によって取水路が閉塞することはなく,安全施 設が安全機能を損なうことはない。

【別添資料1(4.1:38~39)】

(7) 電磁的障害

安全保護系は、電磁的障害による擾乱に対して、計装盤へ入線する電源 受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へ のラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブル の適用等により、影響を受けない設計としている。

したがって、電磁的障害により安全施設が安全機能を損なうことはない。

【別添資料1 (4.1:39)】

- 2. 水 理
- 2.1 海 象
- 2.1.1 潮 位

発電所周辺の潮位については,隣接する茨城港日立港区において観測され ている潮位を用いる。

既往最高潮位(昭和33年9月27日)H.P. +2.35m塑望平均満潮位H.P. +1.50m平均潮位H.P. +0.91m塑望平均干潮位H.P. +0.08m既往最低潮位(平成2年12月2日,平成3年12月22日)

H. P. −0.31m

H.P.±0.00m は茨城港日立港区の工事用基準面で東京湾中等潮位下 0.89m である。

4. 社会環境

4.1 産業活動

発電所の近くには,爆発,火災及び有毒ガスにより発電用原子炉施設 の安全性を損なうような石油コンビナート等の施設はない。したがって, 産業活動に伴う爆発,火災及び有毒ガスによって,安全施設の安全機能 が損なわれるおそれはない。

4.2 交通運輸

発電所に近い鉄道路線としては,東日本旅客鉄道株式会社常磐線がある。

主要な道路としては,常磐自動車道,国道245号,国道6号及び国 道293号がある。

海上交通としては,発電所の北方約 3km に茨城港日立港区,南方約 6km に茨城港常陸那珂港区,南方約 18km に茨城港大洗港区があり,日立 - 釧路間,常陸那珂-苫小牧間,常陸那珂-北九州間,大洗-苫小牧間 等の定期航路がある。

航空関係としては,発電所の南南西方向約 36km に茨城空港がある。 発電所上空には広域航法経路及び直行経路があるが,訓練空域は設定さ れていない。なお,航空機は原子力関係施設上空の飛行を規制されてい る。

発電所周辺の鉄道,主要道路,港湾及び航空路を第 4.2-1 図及び第 4.2-2 図に示す。


第4.2-1図 東海第二発電所周辺の鉄道,主要道路及び港湾図



第4.2-2 図東海第二発電所周辺の航空路等図

5. 気 象

- 5.2 最寄りの気象官署の資料による一般気象
- 5.2.3 最寄りの気象官署における一般気象(5.2.4に係るものを除く。)⁽²⁾⁽³⁾
 - (1) 一般気象

水戸地方気象台, 銚子地方気象台及び小名浜測候所における一般気象に 関する統計を第5.2-2表~第5.2-4表に示す。

年平均気温,最高気温,最低気温,降水量,風速とも水戸地方気象台と 小名浜測候所ではほぼ同様な値を示しているが,銚子地方気象台では冬期 の最低気温がわずかに高くなっている。

(2) 極 値

第5.2-2表~第5.2-4表に示した,最寄りの気象官署の気候表によると, この地域は必ずしも厳しい気象条件が現われる所ではなく,温和な気候を 示している。

これらの気象官署における観測開始から1980年までの極値を第5.2-5表 ~第5.2-31表に示す。これによれば各官署とも同程度の極値を示している。

水戸地方気象台の観測記録によれば、日最高気温36.6℃(1967年8月11 日),日最低気温-12.7℃(1952年2月5日),日最大降水量276.6mm (1938年6月29日),最大積雪の深さ32cm(1945年2月26日),最大瞬間風 速44.2m/s(1939年8月5日)である。

銚子地方気象台は,日最高気温35.3℃(1962年8月4日),日最低気温-6.2℃(1970年1月17日),日最大降水量311.4mm(1947年8月28日),最大 積雪の深さ17cm(1936年3月2日),最大瞬間風速49.0m/s(1971年9月8 日)である。

また、小名浜測候所は、日最高気温35.4℃(1947年8月11日)、日最低気温 -10.7℃(1952年2月5日)、日最大降水量227.2mm(1966年6月28日)、最 大積雪の深さ28cm(1945年2月26日),最大瞬間風速37.2m/s(1979年10 月19日)である。

5.2.4 発電用原子炉設置変更許可申請書(総室発第31号)に係る最寄りの気 象官署における一般気象

(1) 一般気象

水戸地方気象台,銚子地方気象台及び小名浜特別地域気象観測所における一般気象に関する統計を第5.2-32表から第5.2-34表に示す。

3官署のうち、年平均気温は水戸地方気象台と小名浜特別地域気象観測 所の2官署はほぼ等しい値を示すが、銚子地方気象台は他の2官署よりも約 2℃高く、年間降水量は250mm~300mm程度多い。また、年平均風速は水戸 地方気象台と小名浜特別地域気象観測所はそれぞれ2.2m/s及び2.8m/sで あるが、銚子地方気象台は5.7m/sと他の2官署の2倍以上の大きさとなっ ている。

(2) 極 値

第5.2-35表から第5.2-52表に示す最寄りの気象官署の観測記録からみ れば、この地域は比較的温暖であるが、やや風が強い気象条件である。

水戸地方気象台の観測記録によれば,最高気温38.4℃(1997年7月5日), 最低気温-12.7℃(1952年2月5日),日最大降水量276.6mm(1938年6月29 日),積雪深さの月最大値32cm(1945年2月26日)及び最大瞬間風速44.2m /s(1939年8月5日)である。

銚子地方気象台の観測記録によれば、最高気温35.3℃(1962年8月4日)、
最低気温-7.3℃(1893年2月13日)、日最大降水量311.6mm(1947年8月28日)、
積雪深さの月最大値17cm(1936年3月2日)及び最大瞬間風速52.2m
/s(2002年10月1日)である。

小名浜特別地域気象観測所の観測記録によれば,最高気温37.7℃(1994 年8月3日),最低気温-10.7℃(1952年2月5日),日最大降水量227.2mm (1966年6月28日),積雪深さの月最大値28cm(1945年2月26日)及び最大 瞬間風速48.1m/s(2002年10月1日)である。

5.2.5 その他の資料による一般気象

5.2.5.1 竜 巻

気象庁「竜巻等の突風データベース」(1961~2012年)によれば、「竜巻」及び「竜巻又はダウンバースト」の被害状況から推定した竜巻の規模は、茨城県において、最大でF3である。

5.2.5.2 森林火災

森林火災検討に関係する発電所の最寄りの気象観測所(水戸地方気象

台)の気象データ(最高気温,最大風速,最大風速記録時の風向,最小湿

度) (2007年~2016年) 及び発電所の位置する茨城県の「消防防災年報」

(茨城県2006年~2015年)について,第5.2-53表に示す。また,森林火 災発生件数の多い12月~5月における最寄りの気象観測所(水戸地方気象 台)及び発電所の気象データ(卓越風向)について,第5.2-54表に示す。

45

観測所						
	最高気温	最大風速	最大風速	記録時の風向	最低湿度	茨城県内の月別 本林レヅ(仇物 ^{注2)}
月	(°C)	(m∕s)	第1位	第2位	(%)	林怀八灭什奴
1	16.9	17.5	北東	北東	17	79
2	24.3	17.5	北北東	北東	13	86
3	25.9	14.3	北東	北北東,南西	11	131
4	29.3	15.1	北北東	北東	13	126
5	30.8	13.5	北東	北北東	13	54
6	33.5	14.2	北北東	北北東	21	10
7	36.4	11.8	北北東	北北東	35	13
8	37.0	12.9	北東	北北東	35	24
9	36.1	13.9	北北東	南南西	29	23
10	31.4	17.4	北北東	北北東	22	11
11	24.5	11.8	北北東	北北東	18	4
12	23.8	10.6	北東	西	17	33

第5.2-53表 気象データ(気温,風速及び湿度)及び森林火災件数

注1) 水戸地方気象台 観測記録(2007年~2016年)より

注2) 「消防防災年報」(茨城県 2006年~2015年)より

	最多風向(時間単位)の)出現拝趨割合(%) ^{注)}
風向	水戸地方気象台	発電所
	気象観測データ	気象観測データ
北	15	3
北北西	17	3
北西	5	9
西北西	2	23
西	3	7
西南西	3	2
南西	4	1
南南西	6	3
南	3	4
南南東	1	5
南東	3	4
東南東	4	3
東	9	3
東北東	9	6
北東	7	14
北北東	7	9

第5.2-54表 気象データ(卓越風向)

注)観測記録(2007年~2016年)より

9. 生物

9.1 海生生物

発電所の前面海域において、クラゲの発生がみられることはあるが、 昭和 53 年 11 月の発電所の営業運転開始以降、大量のクラゲの襲来によ り安全施設の安全機能が損なわれた記録はない。

9.2 植 生

発電所の周辺にはアカマツ,クロマツ等の植生が認められているが, 昭和 53 年 11 月の営業運転開始以降,発電所周辺の森林火災が原因で安 全施設の安全機能が損なわれた記録はない。

別添資料1

東海第二発電所

外部事象の考慮について

- 1. 設計上考慮する外部事象の抽出
 - 1.1 **外部事象の収集**
 - 1.2 外部事象の選定
 - 1.2.1 除外基準
 - 1.2.2 選定結果
- 2. 基本方針
- 3. 地震, 津波以外の自然現象
 - 3.1 設計基準の設定
 - 3.2 個別評価
- 4. 外部人為事象
 - 4.1 個別評価
- 5. 自然現象,外部人為事象に対する安全施設への影響評価
- 6. 自然現象の重畳について
 - 6.1 検討対象
 - 6.1.1 検討対象事象
 - 6.2 事象の特性の整理
 - 6.2.1 相関性のある自然現象の特定
 - 6.2.2 影響モードのタイプ分類
 - 6.3 重畳影響分類
 - 6.3.1 重畳影響分類方針
 - 6.3.2 影響パターン
 - 6.3.3 重畳影響分類結果
 - 6.4 詳細評価
 - 6.4.1 アクセス性・視認性について

添付1:東海第二発電所 外部事象の考慮について 添付資料

1. 設計上考慮する外部事象の抽出

発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき外部事象の抽出に当たって は、国内で一般に発生しうる事象に加え、欧米の基準等で示されている事象 を用い網羅的に収集し、類似性、随伴性から整理を行い、地震、津波を含め た78事象(自然現象55事象、外部人為事象23事象)を抽出した。

その結果及び海外文献を参考に策定した評価基準に基づき,より詳細に検 討すべき外部事象について評価及び選定を実施した。

外部事象に対する影響評価のフロー図を参考2に示す。

1.1 外部事象の収集

設置許可基準規則の解釈第六条2項及び8項において,「想定される自然 現象(地震及び津波を除く。)」と「安全性を損なわせる原因となるおそれが ある事象」として,以下のとおり例示されている。

第六条(外部からの衝撃による損傷の防止)

(中略)

2 第1項に想定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基 に、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山 の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。

(中略)

8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となる おそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)」 とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物 (航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、 船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。

想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因とな るおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以 下「外部人為事象」という。)について網羅的に抽出するための基準等につ いては,国外の基準として「Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants (IAEA, April 2010)」を,また外部人為事象を選定する観点から「DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE (NEI-12-06 August 2012)」,日本の自然現象を網羅する観点から「日本の自然災害

(国会資料編纂会 1998 年)」を参考にした。これらの基準等に基づき抽出した想定される自然現象を第 1.1-1 表に,想定される外部人為事象を第 1.1-2 表に示す。

なお,その他に NRC の「NUREG/CR-2300 PRA Procedures Guide (NRC, January 1983)」等の基準も事象収集の対象としたが,これら追加し た基準の事象により,「(3) 設計上考慮すべき想定される自然現象及び外部 人為事象の選定結果」において選定される事象が増加することはなかった。 第1.1-1表 考慮する外部ハザードの抽出(想定される自然現象)

丸数字は、次頁に記載した外部ハザードを抽出した文献を示す。

No	外立ハザード	外部ハザードを抽出した文献等								
NO		1	2	3	4	5	6	7	8	9
1-1	極低温(凍結)	0	0	0	0	\bigcirc	0	0		0
1-2	隕石	0		0		0		0		\bigcirc
1-3	降水 (豪雨 (降雨))	0	0	0	0	0	0	0		\bigcirc
1-4	河川の迂回	0				\bigcirc	0	0		0
1-5	砂嵐	0		0		0		0		0
1-6	静振	0				0		0		0
1-7	地震活動	0	0	0	0	0	0	0		0
1-8	積雪 (暴風雪)	0	0	0	0	0	0	0		0
1-9	土壌の収縮又は膨張	0				0		0		0
1-10	高潮	0	0	0		\bigcirc		0		0
1-11	津波	0	0	0	0	0	0	0		0
1-12	火山 (火山活動・降灰)	0	0	0	0	0	0	0		0
1-13	波浪・高波	0	0	0		\bigcirc		0		0
1-14	雪崩	0	0	0		0		0		0
1-15	生物学的事象	0		0	0		0	0		0
1-16	海岸浸食	0				\bigcirc		0		0
1-17	干ばつ	0	0	0		\bigcirc		0		0
1-18	洪水 (外部洪水)	0	0	0		0	0	0		0
1-19	風 (台風)	0	0	0	0	\bigcirc	0	0		0
1-20	竜巻	0		0	0	0	0	0		0
1-21	濃霧	0				\bigcirc		0		0
1-22	森林火災	0	0	0	0	\bigcirc	0	0		0
1-23	霜・白霜	0	0	0		0		0		0
1-24	草原火災	0								0
1-25	ひょう・あられ	0	0	0		\bigcirc		0		0
1-26	極高温	0	0	0		0		0		\bigcirc
1-27	満潮	0		0		0		0		\bigcirc
1-28	ハリケーン	0		0		0		0		
1-29	氷結	0		0		\bigcirc		0		0
1-30	氷晶	0		0						0
1-31	氷壁			0						0
1-32	土砂崩れ(山崩れ,がけ崩れ)		0							
1-33	落雷	0	0	0	0	0	0	0		0
1-34	湖又は河川の水位低下	0		\bigcirc		0		0		0

No	タゴムザード	外部ハザードを抽出した文献等								
NO		1	2	3	4	5	6	\bigcirc	8	9
1-35	湖又は河川の水位上昇		0	0		\bigcirc				
1-36	陥没・地盤沈下・地割れ	0	0	0			0			0
1-37	極限的な圧力(気圧高低)			0						0
1-38	もや			0						
1-39	塩害, 塩雲			0			\circ			0
1-40	地面の隆起		0	0			0			0
1-41	動物			0						0
1-42	地滑り	0	0	0		0	0	0		0
1-43	カルスト			0						0
1-44	地下水による浸食			0			0			
1-45	海水面低			0						0
1-46	海水面高		0	0						0
1-47	地下水による地滑り			0						
1-48	水中の有機物			0						
1-49	太陽フレア,磁気嵐	0								0
1-50	高温水(海水温高)	0	0	0		0				0
1-51	低温水(海水温低)			0						0
1-52	泥湧出(液状化)		0							
1-53	土石流		0							0
1-54	水蒸気		0							0
1-55	毒性ガス	\bigcirc	0			0		\bigcirc		\bigcirc

(DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE (NEI-12-06 August 2012)

②「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998 年

③ Specific Safety Guide (SSG-3) "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010

④ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(制定:平成 25 年6月19日)

⑤ NUREG/CR-2300 "PRA PROCEDURES GUIDE", NRC, January 1983

- ⑥ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈」 (制定:平成25年6月19日)
- ⑦ ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications"
- ⑧ B.5.b Phase2&3 Submittal Guideline (NEI-06-12 December 2006) -2011.5 NRC 公表
- ⑨「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準:2014」一般社団法人日本原子力学会

第1.1-2表 考慮する外部ハザードの抽出(想定される外部人為事象)

丸数字は、外部ハザードを抽出した文献を示す。

N	No 外部ハザード		外部ハザードを抽出した文献等								
NO			2	3	4	5	6	\bigcirc	8	9	
2-1	衛星の落下	0		0				0		0	
	パイプライン事故 (ガスなど),パ										
2-2	イプライン事故によるサイト内爆	0		0		\bigcirc		0			
	発等										
2-3	交通事故(化学物質流出含む)	0		0	0	\bigcirc		0		0	
2-4	有毒ガス	0			0	\bigcirc	\bigcirc	0			
2-5	タービンミサイル	0			0	\bigcirc	0	0			
2-6	飛来物(航空機落下等)	0		0	0	\bigcirc	0	0	\bigcirc	0	
2-7	工業施設又は軍事施設事故	0				\bigcirc		0		0	
2-8	船舶の衝突(船舶事故)	0		\bigcirc	0		\bigcirc			0	
2-9	自動車又は船舶の爆発	0		0						0	
2-10	船舶から放出される固体液体不純物			0						0	
2-11	水中の化学物質			\bigcirc							
2-12	プラント外での爆発			0	0		0			0	
2-13	プラント外での化学物質の流出			0						0	
2-14	サイト貯蔵の化学物質の流出	0		\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc			
2-15	軍事施設からのミサイル			0							
2-16	掘削工事		0	\bigcirc							
2-17	他のユニットからの火災			0							
2-18	他のユニットからのミサイル			0							
2-19	他のユニットからの内部溢水			\bigcirc							
2-20	電磁的障害			0	0		0			0	
2-21	ダムの崩壊			0	0		0			0	
2-22	内部溢水				0	0	0	0			
2-23	火災(近隣工場等の火災)			\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc			\bigcirc	

(DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE (NEI-12-06 August 2012)

②「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998 年

③ Specific Safety Guide (SSG-3) "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010

- ④ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(制定:平成 25 年6月19日)
- (5) NUREG/CR-2300 "PRA PROCEDURES GUIDE", NRC, January 1983
- ⑥ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則の解釈」 (制定:平成25年6月19日)
- ⑦ ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications"
- ⑧ B.5.b Phase2&3 Submittal Guideline (NEI-06-12 December 2006) -2011.5 NRC 公表
- ⑨「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準:2014」一般社団法人日本原子力学会

1.2 外部事象の選定

1.2.1 除外基準

1.1 で網羅的に抽出した事象について,発電所において設計上考慮すべき 事象を選定するため,海外での評価手法*を参考とした第 1.2-1 表の除外 基準のいずれかに該当するものは除外して事象の選定を行った。

第1.2-1表 考慮すべき事象の除外基準(参考1参照)

基準A	プラントに影響を与えるほど接近した場所に発生しない。(例: No 1-5 砂園)
基準B	NO.1 5 49風) ハザード進展・襲来が遅く,事前にそのリスクを予知・検知する ことでハザードを排除できる。(例:No.1-16 海岸浸食)
基準C	プラント設計上,考慮された事象と比較して設備等への影響度が 同等若しくはそれ以下又はプラントの安全性が損なわれることが ない(例:No.1-21 濃霧)
基準D	影響が他の事象に包絡される。(例:No.1-27 満潮)
基準E	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。(例:No.1-2 隕石)
基準F	外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価している, 又は故意の外部人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止の対 象外の事項。(例:No.2-5 タービンミサイル)

* ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release FrequencyProbabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications" 1.2.2 選定結果

1.2.1 で検討した除外基準に基づき,発電所において設計上考慮すべき 事象を選定した結果を第1.2-2表及び第1.2-3表に示す。

第六条に該当する「想定される自然現象」として,以下の 11 事象を選定 した。

- ・洪水
- 風(台風)
- ・竜巻
- 凍結
- ・降水
- ・積雪
- ・落雷
- ・火山の影響
- · 生物学的事象
- ·森林火災
- ・高潮

また、「想定される外部人為事象」として、以下の7事象を選定した。

- ·飛来物(航空機落下)
- ・ダムの崩壊
- ・爆発
- ・火災
- ・有毒ガス
- ・船舶の衝突
- ·電磁的障害

第1.2-2表 設計基準において想定される自然現象の選定結果

No.	外部ハザード	選定 基準	選定	備考
1-1	極低温 (凍結)	_	0	「凍結」としてプラントへの影響評価を 実施する。
1-2	隕石	E ^{₩1}	×	安全施設の機能に影響を及ぼす規模の隕石 が衝突する可能性は極めて低い。
1-3	降水 (豪雨(降雨))	_	0	「降水」としてプラントへの影響評価を 実施する。
1-4	河川の迂回	В	×	発電所周辺の河川(久慈川)までは距離が あり(約2km),また,迂回事象は進展が遅 く,進展防止対策が可能であるため,安全 性の影響はないことから除外する。
1-5	砂嵐	A, D	×	発電所及びその周辺には砂漠砂丘は存在せ ず,安全施設の機能に影響はないことから 除外する。 大陸からの黄砂の影響については,「火山 (火山活動・降灰)」に包絡される。
1-6	静振	D	×	静振は、津波や波浪といった事象に誘因されるものであり、それ単体での影響はなく、「津波」に包絡される。
1-7	地震活動	F	×	「第4条地震による損傷の防止」にて評価される。
1-8	積雪 (暴風雪)	_	0	「積雪」としてプラントへの影響評価を 実施する。
1-9	土壌の収縮又は 膨張	A, C	×	地盤の収縮又は膨張が発生したとしても, 施設荷重によって有意な圧密沈下・クリー プ沈下は生じず,また膨潤性の地質でもない。なお,安全上重要な施設は岩着や杭基 礎であり,影響はないことから除外する。
1-10	高潮	_	0	「高潮」としてプラントへの影響評価を 実施する。
1-11	津波	F	×	「第 5 条 津波による損傷の防止」にて評 価される。
1-12	火山 (火山活動・降灰)	_	0	「火山の影響」としてプラントへの影響 評価を実施する。
1-13	波浪・高波	D	×	波浪は,風浪(風によってその場所に発 生する波)とうねり(他の場所で発生し た風浪の伝わり,風が静まった後に残さ れる波)の混在した現象であり,高波は 波浪の波高が高いものを指すが,設計基 準津波による影響の方が大きく,「津波」 に包絡される。
1-14	雪崩	A	×	安全上重要な施設は周辺斜面と十分な離 隔距離があること,発電所敷地内及び敷 地周辺の地形に急傾斜はなく,雪崩が起 きる可能性はないことから除外する。
1-15	生物学的事象	_	0	「生物学的事象」としてプラントへの影響評価を実施する。

No.	外部ハザード	選定 基準	選定	備考
1-16	海岸浸食	В	×	基本的に取水に係る土木構築物はコンクリ ート製であり浸食はほとんどなく,仮に海 底砂の流出等による海底勾配の変化が生じ るような場合でも,非常に緩やかに進行す るものと考えられ,保守管理による不具合 防止が可能であるため,安全施設の機能の 影響はないことから除外する。
1-17	干ばつ	С	×	発電所は海水を冷却源としていることか ら、安全施設の機能に影響を及ぼすことは ない。また、淡水は復水貯蔵タンク等によ り保管していることから、干ばつが発生し たとしても安全施設の機能に影響を及ぼす ことはないことから除外する。
1-18	洪水 (外部洪水)	_	0	「洪水」としてブラントへの影響評価を 実施する。
1-19	風 (台風)	_	0	「風(台風)」としてプラントへの影響評 価を実施する。
1-20	竜巻	_	0	「竜巻」としてプラントへの影響評価を 実施する。
1-21	濃霧	C	×	設備に損傷を与えることはなく,安全施設 の機能に影響はないことから除外する。
1-22	森林火災	_	0	「森林火災」としてプラントへの影響評 価を実施する。
1-23	霜・白霜	С	×	設備に損傷を与えることはなく,安全施設 の機能に影響はないことから除外する。
1-24	草原火災	А	×	発電所及びその周辺には草原は存在しないことから除外する。
1-25	ひょう・あられ	D	×	ひょう(直径5mm以上),あられ(直径5mm 未満)は氷の粒であり,仮に直径10cm程度 のひょうを想定した場合でも,竜巻の設計 飛来物(鋼製材:長さ4.2m,幅0.3m,奥行 0.2m)の衝突荷重に比べ十分小さいことか ら,ひょう,あられにより安全施設の機能 が損なわれるおそれはなく,「竜巻」に包 絡される。
1-26	極高温	С	×	気温は1日の中で高低差があるため高温期間は一時的であること,仮に水戸の過去最高気温(38.4℃)が継続したとしても,建屋内空調は海水にて冷却していることから室内の気温上昇の影響は著しくなく,安全機能に影響はないことから除外する。
1-27	満潮	D	×	発電所周辺の既在最高潮位が T.P.+1.46m であり,設計津波による影響の方が大き いことから,「津波」に包絡される。
1-28	ハリケーン	A	×	日本がハリケーンの影響を受けることは ないことから除外する。
1-29	水結	D	×	氷結とは水の凝固であり,影響は凍結と 同等と考えられることから,「極低温(凍 結)」に包絡される。

6条(外事)-9

No.	外部ハザード	選定 基準	選定	備考
1-30	氷晶	D	×	氷晶とは氷の結晶であり,仮に堆積して も影響は凍結と同等と考えられることか ら,「極低温(凍結)」に包絡される。
1-31	氷壁	A	×	氷壁とは氷河の末端や氷山などの絶壁を 指すが,発電所周辺で氷壁を含む海氷の 発生,流氷の到達事例はないことから除 外する。
1-32	土砂崩れ (山崩れ,がけ崩れ)	А	×	発電所敷地内及び敷地周辺に土砂崩れを発 生させるような急傾斜地形,山,がけはな いことから除外する。
1-33	落雷	_	0	「落雷」としてプラントへの影響評価を 実施する。
1-34	湖又は河川の 水位低下	С	×	発電所は海水を冷却源としていることか ら,湖又は河川の水位低下による安全施設 の機能に影響を及ぼすことはない。また, 淡水は復水貯蔵タンク等により保管してい ることから,湖又は河川の水位低下が発生 したとしても安全施設の機能に影響を及ぼ すことはないことから除外する。
1-35	湖又は河川の 水位上昇	D	×	河川等の水位上昇により氾濫が発生したと しても,影響は外部からの洪水と同等を考 えられるため,「洪水(外部洪水)」に包絡 される。
1-36	陥没・地盤沈下・地割 れ	F	×	陥没・地盤沈下・地割れ等地盤の変状を伴 う変形は地盤の脆弱性に係る事象であり, 「地震活動」による影響評価(地盤)にて 評価する。
1-37	極限的な圧力 (気圧高低)	D	×	低気圧,高気圧による気圧の変化につい ては予測可能であり,必要に応じて事前 の備えが可能である。一方,同様の影響 がある竜巻については,検知から対応ま での時間的余裕が少ないことに加え,風 荷重や飛来物衝突といったその他の影響 も同時に考慮する必要があることから, 竜巻の方がプラントへ及ぼす影響が大き いため,「竜巻」に包絡される。
1-38	もや	С	×	設備に損傷を与えることはなく,安全施設 の機能に影響はないことから除外する。
1-39	塩害,塩雲	В	×	塩害による腐食の影響については,事象 進展が遅く保守管理による不具合防止が 十分可能であることから除外する。
1-40	地面の隆起	F	×	地面の隆起は地震による地盤の変状を伴う 変形であり、「地震活動」による影響評価 (地盤)にて評価する。
1-41	動物	D	×	動物を生物学的事象として考慮するため, 「生物学的事象」に包絡される。
1-42	地滑り	А	×	発電所敷地内及び敷地周辺に地滑りを起 こすような地形は存在しないため除外す る。

No.	外部ハザード	選定 基準	選定	備考
1-43	カルスト	A	×	カルストとは石灰岩地域で雨水・地下水の 溶食によって生じた地形であるが,発電所 敷地内及び敷地周辺に石灰岩地形は認めら れないことから除外する。
1-44	地下水による浸食	А	×	敷地には地盤を浸食する地下水脈は認めら れず,また,敷地内の地下水位分布は海に 向かって勾配を示しており,浸食をもたら す流れは発生しないことから除外する。
1-45	海水面低	D	×	海水面低は,津波,干潮により発生する 事象であるが,津波によるものの規模が 大きく,「津波」に包絡される。
1-46	海水面高	D	×	海水面高は,津波,満潮,高潮により発 生する事象であるが,津波によるものの 規模が大きく,「津波」に包絡される。
1-47	地下水による地滑り	D	×	影響は地滑り事象と同様であると考えられ ることから,「地滑り」に包絡される。
1-48	水中の有機物	D	×	プランクトン等の海生生物を生物学的事象 として考慮するため,「生物学的事象」に 包絡される。
1-49	太陽フレア,磁気嵐	С	×	太陽フレア,磁気嵐により誘導電流が発生 する可能性があるが,影響が及んだとして も変圧器等の一部に限られること,仮に発 電所外を含めた送変電設備に影響が及ぶよ うな場合においても,プラント停止など適 切な措置を講じることとしているため,安 全施設の機能が損なわれることはないと考 えられるため除外する。
1-50	高温水 (海水温高)	В	×	設計条件を上回る海水温度高に対し定格 出力維持が困難な場合も想定されるが, 温度を監視しており,出力低下やプラン ト停止措置にて十分対応可能であること から,安全施設の機能が損なわれること はないため除外する。
1-51	低温水(海水温低)	С	×	取水温度の低下は冷却性能の低下につな がるものではなく,安全施設の機能に影 響はないため除外する。
1-52	泥湧出(液状化)	F	×	地盤の脆弱性に係る影響であり,「地震活 動」による影響評価(地盤)にて評価す る。
1-53	土石流	А	×	発電所敷地内及び敷地周辺には土石流を発 生させるような地形,地質は認められない ことから除外する。
1-54	水蒸気	A	×	火山事象により発生する事象であるが, 周辺に火山がないことから除外する。
1-55	毒性ガス	D	×	火山事象,外部火災事象により発生する 事象であるが,周辺に火山はなく,ま た,外部火災事象にて有毒ガスの評価を 行うことから,「森林火災」に包絡され る。

6条(外事)-11

※1: NUREG-1407 "Procedure and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities" によると, 隕石や人工衛星にについては, 衝突の確率が 10⁻⁹と非常に小さいため, 起因 事象頻度は低く IPEEE の評価対象から除外する旨が記載されている。

なお、本記載の基となった NUREG/CR-5042, Supplement2 によると、1 ポンド以上の隕石の年間落下件数と地表の一定面積に落下する確率を面積比で概算した結果、100 ポンド以上の隕石が 10,000 平方フィートに落下する確率は 7×10⁻¹⁰/炉年,100,000 平方フィートに落下する確率は 6×10⁻⁸/炉年,隕石落下による津波の確率は 9×10⁻¹⁰/炉年と評価されている。

地球近傍の天体が、地球に衝突する確率及び衝突した際の被害状況を表す尺度として、 トリノスケールがあるが、NASA によると 2017 年において、今後 100 年間に衝突する可 能性があるすべての天体について、レベル 0 とされている。レベル 0 とは、衝突確率が 0 か可能な限り 0 に近い、又は衝突したとしても大気中で燃え尽き被害がほとんど発生 しないことを示す。NASA のリストにおいて、2017 年現在最も衝突確率の高い 2010RF₁₂が、 今後 100 年間に発電所へ落下する確率を計算する。

地球の表面積:510,066,000km² 発電所を含む敷地面積:0.75km² 2012RF₁₂の衝突確率(2017年現在):5.0×10⁻²

発電所敷地内に衝突する確率は概算で以下のとおりであり、極頻度である。 5.0×10⁻²×(0.75÷510,066,000) =7.4×10⁻¹¹

その他, IAEAの SAFETY STANDARDS SERIES No.NS-R-1, "SAFETY OF NUCLEAR POWER PLANTS:DESIGN" では,想定起因事象で考慮しないものとして,自然又は人間に起因する外部事象であって,極めて起こりにくいもののたとえとして隕石や人工衛星の落下を挙げている。

第1.2-3表 設計基準において想定される外部人為事象の選定結果

No.	外部ハザード	選定 基準	選定	備考
2-1	衛星の落下	E ^{** 2}	×	安全施設の機能に影響を及ぼす人工衛星が 落下する可能性は非常に低いと考えられる ことから除外する。
2-2	パイプライン事故(ガ スなど),パイプライン 事故によるサイト内爆 発等	A, D	×	発電所周辺のLNG基地内のパイプライン (約1.5km)は、十分な離隔距離が確保さ れていることから、影響は「爆発(プラン ト外での爆発)」、「火災(近隣工場等の火 災)」及び「有毒ガス」に包絡される。
2-3	交通事故 (化学物質流出含む)	D	×	敷地外において、タンクローリ等の可動施 設の輸送事故(流出含む)影響について は、「火災(近隣工場等の火災)」及び「有 毒ガス」に包絡される。 敷地内の交通事故は、車両の制限速度の設 定等により管理されることから、安全機器 へ損傷を与えるほどの衝突は発生しない。
2-4	有毒ガス	_	0	「有毒ガス」としてプラントへの影響評価 を実施する。
2-5	タービンミサイル	E, F	×	「第18条 蒸気タービン」にて評価され る。
2-6	飛来物(航空機落下 等)	_	0	「飛来物(航空機落下)」として,プラン トへの影響評価を実施する。
2-7	工業施設又は 軍事施設事故	A, D	×	発電所周辺の大規模な工業施設は、十分な 離隔距離が確保されていることから、「爆 発(プラント外での爆発)」、「火災(近隣 工場等の火災)」及び「有毒ガス」に包絡 される。 また、発電所近傍に安全施設に影響を及ぼ すような軍事施設はない。
2-8	船舶の衝突 (船舶事故)	_	0	「船舶の衝突」としてプラントへの影響 評価を実施する。
2-9	自動車又は船舶の爆発	A, D	×	発電所周辺の幹線道路及び定期航路は,+ 分な離隔距離が確保されていることから, 「爆発(プラント外での爆発)」,「火災 (近隣工場等の火災)」及び「有毒ガス」 に包絡される。
2-10	船舶から放出される固 体液体不純物	D	×	流出物の影響は船舶事故発生時と同等と考 えられ,「船舶の衝突(船舶事故)」に包絡 される。
2-11	水中の化学物質	D	×	水中の化学物質の影響は船舶事故発生時と 同等と考えられ,「船舶の衝突(船舶事 故)」に包絡される。
2-12	プラント外での爆発	_	0	「爆発」としてプラントへの影響評価を 実施する。
2-13	プラント外での化学物 質流出	D	×	発電所周辺の航路は、十分な離隔距離が確 保されていることから、「船舶の衝突(船 舶事故)」及び「有毒ガス」に包絡され る。

No.	外部ハザード	選定 基準	選定	備考
2-14	サイト貯蔵の化学物質 の流出	D	×	屋内は空調管理,排水管理されていること から影響はないが,屋外貯蔵の化学物質流 出の影響は「有毒ガス」に包絡される。
2-15	軍事施設からのミサイ ル	A	×	偶発的なミサイル到達は考え難いことか ら除外する。
2-16	掘削工事	А	×	敷地内の工事は管理されており,事前調査 で埋設ケーブル・配管位置の確認を行うた め,損傷は回避できることから除外する。 敷地外の工事はプラントに影響を与えない ことから除外する。
2-17	他のユニットからの火 災	D	×	近隣工場等の火災と影響は同様と考えられ ることから、「火災(近隣工場等の火災)」 及び「有毒ガス」に包絡される。
2-18	他のユニットからのミ サイル	A	×	安全施設に影響を及ぼすようなミサイル 源はないため除外する。
2-19	他のユニットからの内 部溢水	F	×	「第9条 溢水による損傷の防止等」にて 評価される。
2-20	電磁的障害	_	0	「電磁的障害」としてプラントへの影響 評価を実施する。
2-21	ダムの崩壊	_	0	「ダムの崩壊」としてプラントへの影響評 価を実施する。
2-22	内部溢水	F	×	「第9条 溢水による損傷の防止等」にて 評価される。
2-23	火災 (近隣工場等の火災)	_	0	「近隣工場等の火災」としてプラントへの 影響評価を実施する。

※2:人口衛星が落下した場合については,衛星の大部分が大気圏で燃え尽き,一部破片が 落下する可能性があるものの原子炉施設に影響を及ぼすことはないものと考えられる。 <参考1>

基準A:プラントに影響を与えるほど接近した場所に発生しない。

発電所の立地点の自然環境は一様ではなく,発生する自然事象は地域性が あるため,発電所立地点において明らかに起こり得ない事象は対象外とする。

<u>基準B</u>:ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。

事象発生時の発電所への影響の進展が緩慢であって,影響の緩和又は排除 の対策が容易に講じることが出来る事象は対象外とする。例えば,発電所の 海岸の浸食の事象が発生しても,進展が遅いため補強工事等により浸食を食 い止めることができる。

<u>基準C</u>:プラント設計上,考慮された事象と比較して設備等への影響度が同 等若しくはそれ以下又はプラントの安全性が損なわれることがない。

事象が発生しても、プラントへの影響が極めて限定的で炉心損傷事故のような重大な事故にはつながらない事象は対象外とする。例えば、外気温が上昇しても、屋外設備でも故障に至る可能性は小さく、また、冷却海水の温度が直ちに上昇しないことから冷却は維持できるので、影響は限定的である。

基準D:影響が他の事象に包絡される。

プラントに対する影響が同様とみなせる事象については、相対的に影響が 大きいと判断される事象に包絡して合理的に検討する。

基準E:発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。

航空機落下の評価では発生頻度が低い事象(10⁻⁷/年以下)は考慮すべき 事象からは対象外としており,同様に発生頻度がごく稀な事象は対象外とす る。

<u>基準F</u>:外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項により評価を実施し ている、又は故意の外部人為事象等外部からの衝撃による損傷の防 止の対象外の事項。

第四条 地震による損傷の防止,第五条 津波による損傷の防止,第九条 溢 水による損傷の防止等,第十八条 蒸気タービンにより評価を実施するもの, 又は,故意の外部人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止に該当しない ものについては,対象外とする。

<参考2>

設計基準において想定される自然現象の抽出フロー

第1.1-1表 考慮する外部ハザードの抽出(想定される自然現象)

丸数字は,	次頁に記載	した外部ハザー	- ドを抽出し	、た文献を示す。
-------	-------	---------	---------	----------

	No	がっかい しょうしょう しん かんしょう しんしょう しんしょ しんしょ	inn Said	外部ハザードを抽出した文献等												
国内外の基準等に基づき、考えら	ALTER (ATAL)					4	5	6		8 9						
カス白伏珥象を網羅的に抽出	1-1	個低温(课結) 個石				0			\downarrow°							
▲ ∪ ② 曰 巛 ⑦ ③ ② ◎ □ □ □ □ □ □	1-2	吸口 降水 (豪雨 (隆雨))			0	0	0	$\frac{1}{10}$	0	0						
	1-4	河川の迂回			0)		6	F	0						
	1-5	砂嵐		6		0		0		0	6					
	(D D TV C	ALES / T		TMP	EMENT	TATIC										
	 (1)日本の自然災害」国会資料編纂会 1998年 (2)「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998年 (3) Specific Safety Guide (SSG-3) "Development and Application of Leve Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010 (4) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(制定:平成 年6月19日) (5) NUREC/CR-2300 "PRA PROCEDURES GUIDE", NRC, January 1983 (5) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造および設備の基準に関する規則の (制定:平成 25年6月19日) (7) ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/L Early Release FrequencyProbabilistic Risk Assessment for Nuclear Power P Applications" (8) B. 5. b Phase2&3 Submittal Guideline (NEI-06-12 December 2006) -2011.5 NRC 公 (5) 「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準: 2014」一般社団法ノ 本原子力学会 															
	No	第1.2-2表 設計基	:準にお 選定	いて想知 _{選定}	とされ	しる自	然明	見象 <i>0</i>)選定 *	結果						
	NO,	シトロシンシート	基準	恶化	E sata A	tt 1		1畑 て プ ラ	- 75	、の影	- 編8 NF / LT ナ。					
\checkmark	1-1	極低温 (凍結)	-	0	実施す	m」と する。			~ Г′	、∨ノ 朮	音計面を					
動地の白伏環暗を老庸 海外で	1-2	隕石	$E^{\circledast 1}$	×	安全加	施設の 宮オス)機能 可能	€に影響	響を及 動めて	ぼすき	見模の隕石					
の冠年半光を発生して思し、個小で	1-3	降水	_		「降2	<u>、 , ~</u> 水」と	とし1 とし1	てプラ	ント	への影	響評価を					
の評価手法"を参考とした味外基準		(豪雨 (降雨))		\vdash	実施す	<u>する。</u> 所周辺	1の河	<u>рн (</u> 2	天慈川) ま1	こは距離が					
に該当するものを除外 	1-4	河川の迂回	В	×	あり近くの影響	(約2)	<m), j止対 tない</m), 	また, †策がす	迂回 可能で いら除	· 事象に あるた 外する	t進展が遅 こめ,安全 5。					
	1-5	砂嵐	A, D	×	発電所 ず, 3 除外す	所及び 安全施 する。	《その 回設の)周辺))機能)	こは砂 こ影響	漠砂1 はない	Eは存在せ いことから					
					+ 154-7	h. ĉ. <i>d</i>	불 71	の影響		いてた	t Edentr					
	基準A プラントに影響を与えるい No. 1-5 砂嵐)				£ど接近した場所に発生しない。(例:											
	基準	B ハザード進展・ ろことでハザー	ハザード進展・襲来が遅 ることでハザードを排除で					, 事前にそのリスクを予知・検知す きろ (例・No 1-16 海岸浸食)								
		プラント設計上	プラント設計上,考慮された事業						<u>」。(PJ-100,1-10 </u> 毎年 (2 良) 事象と比較して設備等への影響度							
	基準	(グノノト政訂工, 今恩さ40に事象と比較して設備寺への影響度 が同等若しくはそれ以下,又はプラントの安全性が損なわれる ことがない(例:No.1-21濃雲)														
		 D 影響が他の事象 	に包絡	される。	(例	: No.	1-2	27 満	潮)							
	基準	E 発生頻度が他の 石)	う事象と	:比較し	レて非	「常し	こ低	_د ،	(例	: No.	1-2 隕					
	 外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評 基準F ムの対象外の事項(例: No. 2-5 ターレンミサイル) 							評価 る損	してい 傷の防							
	X ASMI Leve for	E/ANS RA-Sa-2009 ″ 1 1/Large Early Re Nuclear Power Plant	a to A Frequen cations	SME// cyPro ″	ANS obab	RA- ili:	S-20 stic	08 S Risk	tand As:	ard fo: sessmen						
◆ 選定の結果,設計基準において想 定される自然現象として 11 事象を 選定		 ・洪水 ・風(台風) ・竜巻 ・凍結 ・降水 ・薄零)				落火 生 森 高	雷山物林朝) 影 と 的 く 災	響 事	象					

設計基準において想定される外部人為事象の抽出フロー

第1.1-2表 考慮する外部ハザードの抽出(想定される外部人為事象)

		1											-				
日中国の甘油体に甘ごさ、甘ごさ	No		外部ハザード			<u>_</u>	外	部ハサ	<u><u></u> <u> </u> <i>m</i></u>	を抽	出した	:文献	等				
国内外の基準等に基づさ、考えら	9-1	衛見	の変下			0	0	0	(4)	0	0	0	0				
れる外部人為事象を網羅的に抽出		南重 パイ		(など)	パ	0		-						\vdash			
	1 2-2	イフ	"ライン事故による	サイト	内爆	0		0		0		0					
		発等															
	2-3	交通	事故(化学物質流出	含む)		0		0	0	0	-	0		0			
	2-4	有毒	ガス			0			0	0	0	0		-			
	2=5	7-	ピンミザイル			0			0	0	0	0		L			
	August 2012) ② 「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998年 ③ Specific Safety Guide (SSG-3) "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010 ④ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(制定:平成 25 年 6 月 19 日) ⑤ NUREG/CR-2300 "PRA PROCEDURES GUIDE", NRC, January 1983 ⑤ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造および設備の基準に関する規則の解釈」 (制定:平成 25 年 6 月 19 日) ⑦ ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release FrequencyProbabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications" ⑧ B.5.b Phase2&3 Submittal Guideline (NEI-06-12 December 2006) -2011.5 NRC 公表 ⑧ 「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準: 2014」一般社団法人 日 本原子力学会																
	Ť	育 1.2	3表 設計基準(外部ハザード	こおい 選定	て想知	さオ	てる外	卜部人	、為事	象の	選定	結果					
敷地及び敷地周辺の状況を考慮 し,海外での評価手法*を参考とし た除外基準に該当するものを除外	110.	0.959000	21.00° 2 1	基準	125.46	1	、会社で	ルの総	アm - 会社 1 ア 日	ビ細いた。	, Th 12 -	њит	· 御日·	-1.5			
	2-1 衛星の落下 E ^{*2}					女落こ	安主爬設の機能に影響を及ばす人上衛星が 落下する可能性は非常に低いと考えられる ことから除外する。										
	2-2	パイ スな 事故 発等	プライン事故(ガ さど), パイプライン なによるサイト内爆 5	A, D	×	発 (れ り 災	電所 約1.5 ている 外での)」及	回辺の km) に ること り爆発 び「有	LN(ま, 十 から,)」,「 有毒力	- 基地 合 な 臀 一 火 災 ー ス 」 く	内の距離は近く	Nイフ 離が福 暴発 (工 場 に し	フィー 確保さ (プラ) 等の火 る。	ン:ン			
	2-3	交通 (化 <u>有</u> 毒)事故 学物質流出含む) 	D 	×	敷設は毒敷定へ「	地外に、ガルトで、ガルトで、ガルトで、ガルトで、ガルトで、ガルトでは、ガルトでは、ガルトでは、ガルトでは、「クリント」をしていていた。	こ差災 ひにをびれる しんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしん しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう ひんしょう しんしょう ひんしょう ひんしょう しんしょう しんしょう ひんしょう しんしょう しんしょう ひんしょう しんしょう ひんしょう ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょう ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ ひんしょ	て, … 丘隣 都 理 る とし	タンクむ。 出場る、するので した。 したので	ロー! ・) 影 炎 の か い 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	J 響に入 し し し し し し し い し し し し し し し し し い し い し し い し の の つ し の の の し の の し の の の の の の の の)可いて 「 で で で で で で で で で で で で の で で の で で の で で の の の で の の の の の で の で の の の の の の の の の の の の の	布 設器。			
				2 4 2	<u> </u>	1014				ma d	-		(bel	=			
	基準A フラントに影響を与えるほど No. 1-5 砂嵐)				ど接	ご接近した場所に発生しない。(例:											
	tt vite		ハザード進展・	・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知す													
	^{基準B} ることでハザードを排除でき						きる。(例:No.1-16 海岸浸食)										
	プラント設計上,考慮					された事象と比較して設備等への影響度											
	基準C が同等若しくはそれ以下,又						又はプラントの安全性が損なわれる										
	ことがない(例:No.1-21 濃霧)							<u>{</u>									
	基準	D	影響が他の事象は	こ包絡	される	3。((例:No.1-27 満潮)										
			発生頻度が他の	事象。	ト比重	をし [・]	て非常	常に	低い	. (1	列:1	No. 1.	-2 6	E I			
	基準	基準E 石)															
	基準F外部からの衝撃による損傷の防止とは別の条項で評価してい る。又は故意の外部人為事象等外部からの衝撃による損傷の防 止の対象外の事項(例:No.2-5 タービンミサイル)※ ASME/ANS RA-Sa-2009"Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard fo									、 方 for							
	Leve for	1 1/ Nucl	'Large Early Rel ear Power Plant	ease Appli	Freque	uenc ons"	yProb	babi]	list	ic R	isk	Asse	ssme	nt?			
■ 選定の結果 設計基準において相		亚	· 古版 (哈克	北松立	수 ㅗ.	.)		. ≠	÷,	÷Ĥ	7			٦			
	•飛米物(航空機洛下)							・1母ノヘ									
正される外部人為事家として 7 事	・ダムの崩壊 ・船舶の衝突																
象を選定	• 爆発 • 雷磁的暗害																
		KK N			.,			Ħ	el HX	×нЛ	г т 1]					
	• •	近	隣工場等の	ッ火災	Ŕ												

丸数字は、外部ハザードを抽出した文献を示す。

2. 基本方針

安全施設は,想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び想定され る外部人為事象に対して,安全機能を損なわない設計とする。安全機能が損 なわれないことを確認する必要がある施設を,「発電用軽水型原子炉施設の 安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類(以 下「安全重要度分類」という。)のクラス1,クラス2及びクラス3に属す る構築物,系統及び機器とする。

上記構造物,系統及び機器の中から,発電用原子炉を停止するため,また, 停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生 防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物,系統及び機器並びに 使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発 生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物,系統及び機器とし て安全重要度分類のクラス1,クラス2及び安全評価上その機能に期待する 安全重要度分類のクラス3に属する構築物,系統及び機器(以下「外部事象 防護対象施設」という。)に加え,それらを内包する建屋を外部事象から防 護する対象(以下「外部事象防護対象施設等」という。)とし,機械的強度 を有すること等により安全機能を損なわない設計とする。

また、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、機能を維持すること若 しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支 障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせる ことにより、その安全機能を損なわない設計とする。

外部事象による外部事象防護対象施設の評価フローは第 2-1 図のとおり。 自然現象の重畳については、網羅的に組み合わせて評価する。

なお,安全施設への考慮における,根拠となる条文等については,「添付 資料1.防護すべき安全施設及び重大事故等対処設備への考慮」のとおり。



※1:損傷を考慮して代替等で安全機能を確保

第2-1図 外部事象防護対象施設の抽出フロー

3. 地震, 津波以外の自然現象

発電所の自然環境を基に、想定される自然現象については、「1.設計上考 慮する外部事象の抽出」により選定しており、選定した事象に対する設計方 針及び評価を以下に記載する。

なお,上記の想定される自然現象の設計方針に対しては,安全施設が安全 機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備への措置を含め ることとし,措置が必要な場合は各事象において整理する。

3.1 設計基準の設定

設計基準を設定するにあたっては,発電所の立地地域である東海村に対す る設定値が定められている規格・基準類による設定値及び東海村で観測され た過去の記録をもとに設定する。

なお,東海村の最寄りの気象官署である水戸地方気象台で観測された過去 の記録について設計への影響を確認する。

ただし、上記にて設計が行えないものについては、当該事象が発生した場 合の安全施設への影響シナリオを検討の上,個別に設計基準の設定を行う。

(例:火山の影響については、上記による設計は困難なため、個別に考慮す べき事象の特定を実施し設計する。)

3.2 個別評価

(1) 洪水

平成 21 年 11 月 17 日付け平成 20・12・24 原第 3 号をもって設置変更許可 を受けた設計方針に同じ。

発電所敷地の北側に久慈川が位置している。発電所敷地の東側は太平洋 に面している。発電所敷地の西側は北から南にかけて EL. 3m~EL. 21m の平 野となっている。発電所敷地の南側は丘陵地を挟んだ反対側に新川が位置 している。久慈川水系がおおむね 100 年に 1 回程度起こる大雨*1により 氾濫するとしても,洪水ハザードマップ*2及び浸水想定区域図*3による と,最大で約 EL. 7m に達するが.発電所敷地内に浸入するルートとして考 えられる国道245号線から発電所構内進入道路の入口は EL. 15m に位置 しており,発電所に影響が及ばないこと,及び新川の浸水は丘陵地を遡上 しないことから,洪水による影響はないことを確認した。

なお,評価結果の詳細は「添付資料2.洪水影響評価について」のとおり。

※1 久慈川水系の洪水防御に関する計画の基本となる降雨量 久慈川流域の上流2日間の総雨量235mm

里川流域の2日間の総雨量 302mm

山田川流域の上流2日間の総雨量315mm

- ※2 東海村発行
- ※3 国土交通省関東地方整備局発行
- (2) 風(台風)

平成 21 年 11 月 17 日付け平成 20・12・24 原第 3 号をもって設置変更許可 を受けた設計方針に同じ。

建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示 第1454号によると、東海村において建築物を設計する際に要求される基 準風速は30m/s(地上高10m,10分間平均)である。

東海村については,気象庁の地域気象観測システム(アメダス)が設置 されていないため,気象庁の気象統計情報に観測記録はない。

設計基準風速は,建築基準法施行令にて定められた東海村の基準風速である 30m/s(地上高 10m, 10 分間平均)とする。

なお,最大瞬間風速等の風速変動といった局所的かつ一時的な影響であ れば,竜巻の最大瞬間風速の影響に包絡されるが,本号では風(台風)の 影響範囲,継続性を鑑み,風(台風)に対して設計基準風速を設定する。

設計基準風速の設定に当たっては,最大風速を採用することにより,そ の風速の 1.5~2 倍程度の最大瞬間風速*を考慮することになること,現 行の建築基準法では最大瞬間風速等の風速変動による影響を考慮した係数 を最大風速に乗じ風荷重を算出することが定められていることから,設計 基準風速としては最大風速を設定する。

安全施設は,設計基準風速(30m/s 地上高 10m, 10 分間平均)の風 (台風)が発生した場合においても,安全機能を損なわない設計とする。

その上で,外部事象防護対象施設は設計基準風速(30m/s,地上高 10m, 10 分間平均)の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を 損なわない設計とする。

また、上記以外の安全施設については、風(台風)に対して機能を維持 すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して代替設備により必要な 機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと 又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない 設計とする。

なお,最寄りの気象官署である水戸地方気象台の観測記録(気象庁の気 象統計情報における観測記録。以下,本資料で同じ。)によると,水戸市 の風速の観測記録史上1位の最大風速は 28.3m/s であり,設計基準風速 に包絡される。また,最大瞬間風速は 44.2m/s である。

ここで、台風に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷 及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、「(7) 落雷」に述べる個々の事象として考えられる影響と変わらない。高潮につ いては、「(11)高潮」に述べるとおり、安全施設は影響を受けることのな い敷地高さに設置し、安全機能を損なわない設計とする。

なお,風(台風)に伴い発生する可能性のある飛来物による影響につい ては,竜巻影響評価において想定している設計飛来物の影響に包絡される。

なお,評価結果の詳細は「添付資料3.風(台風)影響評価について」 のとおり。

※:気象庁 HP (風の強さと吹き方):

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/kazehyo.html

(3) 竜巻 六条 (竜巻) において説明

設置許可基準規則を参照し,新たに設計方針を追加した事象である。 竜巻に対する規格基準は、国内では策定されていない。

観測記録によると、竜巻検討地域の最大竜巻規模はF3(風速70~92m/s)である。

観測記録の統計処理による年超過確率によれば,発電所における 10⁻⁵/ 年値は風速 80m/s である。

設計竜巻の最大風速は、これらのうち最も保守的な値である F3 の風速 範囲の上限値 92m/sを安全側に切り上げた、最大風速 100m/s とする。

竜巻特性値(移動速度,最大接線風速,最大接線風速半径,最大気圧低 下量,最大気圧低下率)については,「原子力発電所の竜巻影響評価ガイ ド」に示される方法に基づき,設計竜巻の最大風速100m/sでの竜巻特性 値を適切に設定する。

安全施設は,設計竜巻の最大風速 100m/s の竜巻による風圧力による荷 重,気圧差による荷重及び設計飛来物等の衝撃荷重を組み合わせた荷重等 に対して安全機能を損なわないために,飛来物の発生防止対策及び竜巻防 護対策を行う。

a. 飛来物の発生防止対策

竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり,外部事象防護対象 施設が安全機能を損なわないために,以下の対策を行う。

- ・外部事象防護対象施設へ影響を及ぼす資機材及び車両については、
 固縛、固定、外部事象防護対象施設及び竜巻飛来物防護対策設備からの離隔、頑健な建屋内収納又は撤去する。
- b. 竜巻防護対策

固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し,安全施 設が安全機能を損なわないように,以下の対策を行う。

- ・外部事象防護対象施設を内包する区画及び竜巻飛来物防護対策設備
 により、外部事象防護対象施設を防護し構造健全性を維持し安全機
 能を損なわない設計とする。
- ・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替 設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での 修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

なお、詳細評価については、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(平

成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061911 号 原子力規制委員会決定)」に基づく審査資料「東海第二発電所 竜巻影響評価について」のとおり。

(4) 凍結

平成 21 年 11 月 17 日付け平成 20・12・24 原第 3 号をもって設置変更許可 を受けた設計方針に同じ。

最寄りの気象官署である水戸地方気象台の観測記録によると、水戸市の 気温の観測記録史上1位の最低気温は-12.7℃である。

東海村については,気象庁の地域気象観測システム(アメダス)が設置 されていないため,気象庁の気象統計情報に観測記録はない。

設計基準温度は上記観測記録より, -12.7℃とする。

安全施設は,設計基準温度(-12.7℃)の低温が発生した場合において も,安全機能を損なわない設計とする。

その上で,外部事象防護対象施設は,上記観測記録を考慮し,屋内設備 については換気空調設備により環境温度を維持し,屋外設備については保 温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより,安全機能を損なわな い設計とする。

また,上記以外の安全施設については,低温による凍結に対して機能を 維持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機 能を確保すること,安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又 はそれらを適切に組み合わせることにより,その安全機能を損なわない設 計とする。

なお,評価結果の詳細は「添付資料4.凍結影響評価について」のとおり。

(5) 降水

設置許可基準規則を参照し,想定される自然現象として抽出した事象で あり,以下の設計方針を定めている。

降水に対する排水施設の規格・基準として,森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した「森林法に基づく林地開発許可申請の手びき」(平成28年4月茨城県)によると,東海村が適用範囲となる「水戸」における10年確率で想定される雨量強度は127.5mm/hである。

東海村については,気象庁の地域気象観測システム(アメダス)が設置 されていないため,気象庁の気象統計情報に観測記録はない。

設計基準降水量は,東海村が適用範囲である「森林法に基づく林地開発 許可申請の手びき」(平成 28 年 4 月茨城県)による水戸の雨量強度 127.5mm/hとする。

外部事象防護対象施設は,設計基準降水量(127.5mm/h)の降水が発生 した場合においても,安全機能を損なわない設計とする。

その上で,外部事象防護対象施設は,設計基準降水量(127.5mm/h)の 降水に対し,排水口及び構内排水路による海域への排水,浸水防止のため の建屋止水処置等により,安全機能を損なわない設計とする。

また,上記以外の安全施設については,降水に対して機能を維持するこ と若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保す ること,安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを 適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわない設計とする。

なお,最寄りの気象官署である水戸地方気象台の観測記録によると,水 戸市の降水の観測記録史上1位の最大1時間降水量は81.7mm/hであり, 設計基準降水量に包絡される。

ここで、降水に関連して発生する可能性がある自然現象としては、土石
流, 土砂崩れ及び地滑りが考えられるが, 敷地には, 土石流, 土砂崩れ及 び地滑りの素因となるような地形の存在は認められないことから, 安全施 設の安全機能を損なうような土石流, 土砂崩れ及び地滑りが生じることは ない。

なお,評価結果の詳細は「添付資料5.降水影響評価について」のとおり。

(6) 積雪

平成 21 年 11 月 17 日付け平成 20・12・24 原第 3 号をもって設置変更許可 を受けた設計方針に同じ。

建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく茨城県建築基準法等施 行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、東海村 においては30cmである。

東海村については,気象庁の地域気象観測システム(アメダス)が設置 されていないため,気象庁の気象統計情報に観測記録はない。

設計基準積雪深は,建築基準法施行令にて定められた東海村の基準積雪 量である 30cm とする。

外部事象防護対象施設は,設計基準積雪量(30cm)の積雪が発生した場合においても,安全機能を損なわない設計とする。

その上で,外部事象防護対象施設は,設計基準積雪量(30cm)の積雪荷 重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。 また,設計基準積雪量(30cm)に対し給排気口を閉塞させないことにより 安全機能を損なわない設計とする。

なお,最寄りの気象官署である水戸地方気象台の観測記録によると,水 戸市の積雪の観測記録史上1位の月最深積雪は32cmである。設計基準を

上回るような積雪事象は,気象予報により事前に予測が可能であり,進展 も緩やかであるため,建屋屋上等の除雪を行うことで積雪荷重の低減及び 給排気口の閉塞防止,構内道路の除雪を行うことでプラント運営に支障を きたさない措置が可能である。

また、上記以外の安全施設については、積雪に対して機能を維持するこ と若しくは積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保 すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれら を適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

なお,評価結果の詳細は「添付資料6.積雪影響評価について」のとおり。

(7) 落雷

平成 21 年 11 月 17 日付け平成 20・12・24 原第 3 号をもって設置変更許可 を受けた設計方針に同じ。

電気技術指針JEAG4608-2007 においては、275kV 発変電所における 送電線並びに電力設備に対して基準電流を100kAとしている。また、日本 工業規格JISA 4201-2003「建築物等の雷保護」、消防庁通知などによ ると、原子力発電所の危険物施設に対して基準電流150kAと規定されてい る。

全国雷観測ネットワーク (JLDN) により観測された落雷データによると, 発電所を中心とした標的面積 4km^2 の範囲の雷撃密度は 4.09 回/年・ km^2 であり,また,観測記録の統計処理による年超過確率 10^{-4} /年値による と,雷撃電流値は 400kA である。

東海第二発電所を中心とした標的面積 4km²の範囲で観測された雷撃電流の最大値は 131kA である。

よって,落雷の設計基準電流値は保守的に,観測記録の統計処理による 400kAとする。

外部事象防護対象施設は,設計基準電流値(400kA)の落雷が発生した 場合においても,安全機能を損なわない設計とする。

その上で,外部事象防護対象施設の雷害防止対策として,原子炉建屋等 への避雷針の設置,接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うとともに, 安全保護系への雷サージ侵入の抑制を図る回路設計を行うことにより,安 全機能を損なわない設計とする。

また、上記以外の安全施設については、落雷に対して機能を維持するこ と若しくは落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保す ること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを 適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

なお,評価結果の詳細は「添付資料7.落雷影響評価について」のとおり。

(8) 火山の影響 六条 (火山) において説明

設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。

発電所に対して考慮すべき火山事象は,敷地の地理的領域に位置する第 四紀火山の活動時期や噴出物の種類と分布,敷地との位置関係から,降下 火砕物(火山灰)以外にない。

文献調査,地質調査及び降下火砕物シミュレーション解析の結果を踏ま え,降下火砕物の層厚を 50cm,密度を 1.5g/cm³(湿潤状態),粒径を最 大 8.0mm と評価した。

荷重については,層厚 50cm の湿潤状態の降下火砕物の荷重と積雪の荷 重及び風荷重を適切に組み合わせる。

外部事象防護対象施設は,降下火砕物による直接的影響及び間接的影響 が発生した場合においても,安全機能を損なわないよう以下の設計とする。

a. 直接的影響に対する設計

外部事象防護対象施設は,直接的影響に対して,以下により安全機 能を損なわない設計とする。

- 構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること
- ・水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計とすること
- ・換気系,電気系及び計測制御系の機械的影響(閉塞)に対して降 下火砕物が侵入しにくい設計とすること
- ・水循環系の内部における摩耗及び換気系,電気系及び計測制御系の機械的影響(摩耗)に対して摩耗しにくい設計とすること
- ・構造物の化学的影響(腐食),水循環系の化学的影響(腐食)及び換気系,電気系及び計測制御系の化学的影響(腐食)に対して
 短期での腐食が発生しない設計とすること
- ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気系は降下火砕物が 侵入しにくく,さらに外気を遮断できる設計とすること
- ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機構を有する計測制御設備(安全保護系)の設置場所の換気空調設備は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること
- ・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の 除去や換気空調設備外気取入口のバグフィルタの取替え若しくは 清掃又は換気空調設備の停止若しくは再循環運転の実施により安 全機能を損なわない設計とすること

また,上記以外の安全施設については,降下火砕物に対して機能を 維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備によ

り必要な機能を確保すること,安全上支障のない期間に降下火砕物の 除去又は修復等の対応を可能とすることにより,安全機能を損なわな い設計とする。

b. 間接的影響に対する設計

降下火砕物による間接的影響として考慮する,広範囲にわたる送電 網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶に よるアクセス制限事象が生じた場合については,降下火砕物に対して 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含 む。)の安全機能を維持することで,発電用原子炉の停止及び停止後 の発電用原子炉の冷却並びに使用済燃料プールの冷却に係る機能を担 うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機(高圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)により継続できる設計とする ことにより,安全機能を損なわない設計とする。

なお,詳細評価については,「原子力発電所の火山影響評価ガイド(平 成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061910 号 原子力規制委員会決定)」に基 づく審査資料「東海第二発電所火山影響評価について」のとおり。

(9) 生物学的事象

設置許可基準規則を参照し,想定される自然現象として抽出した事象で あり,以下の設計方針を定めている。

外部事象防護対象施設は,生物学的事象として海生生物であるクラゲ等 の発生及び小動物の侵入が発生した場合においても,安全機能を損なわな い設計とする。

その上で,外部事象防護対象施設は,海生生物であるクラゲ等の発生に 対しては,海生生物を含む塵芥による残留熱除去系海水系等への影響を防

止するため,除塵装置及び海水ストレーナを設置し,必要に応じて塵芥を 除去することにより,安全機能を損なわない設計とする。

小動物の侵入に対しては,屋内設備は建屋止水処置により,屋外設備は 端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより,安全機能を損なわない設計と する。

また,上記以外の安全施設については,生物学的事象に対して機能を維 持すること若しくは生物学的事象による損傷を考慮して代替設備により必 要な機能を確保すること,安全上支障のない期間での修復等の対応を行う こと又はそれらを適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわない 設計とする。

なお,評価結果の詳細は「添付資料8.生物学的事象に対する考慮について」のとおり。

(10) 森林火災 六条(外部火災)において説明

設置許可基準規則を参照し、新たに設計方針を追加した事象である。

敷地外の森林から出火し,敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は, 自衛消防隊が出動し,予防散水等の延焼防止措置を行う。また,敷地内の 植生へ延焼した場合であっても,森林火災シミュレーション(FARSI TE)による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により,安全 機能が損なわれることはない。

また,上記以外の安全施設については,建屋による防護,消火活動,代 替設備により必要な機能を確保すること,安全上支障のない期間での修復 等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより,安全機 能を損なわない設計とする。

森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備

内に取り込む機器,外気を取り込む空調系統,屋外設置機器に分類し,影響評価を行い,必要な場合は対策を実施することにより,安全機能を損な わない設計とする。

なお,詳細評価については,「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド (平成25年6月19日原規技発第13061912号原子力規制委員会決定)」 に基づく審査資料「東海第二発電所外部火災影響評価について」のとおり。

(11) 高潮

平成 21 年 11 月 17 日付け平成 20・12・24 原第 3 号をもって設置変更許可 を受けた設計方針に同じ。

発電所周辺海域の潮位については,発電所から北方約3km地点に位置する茨城港日立港区で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位は T.P. (東京湾中等潮位)+1.46m (1958年9月27日),朔望平均満潮位が T.P.+0.61m である。

安全施設は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+3.3m)以上に設置 することで、安全機能を損なわない設計とする。 4. 外部人為事象

発電所の敷地及び敷地周辺の状況を基に,設計基準において想定される外 部人為事象については,「1.設計上考慮する外部事象の抽出」により選定し ており,選定した事象に対する設計方針を以下に記載する。

- 4.1 個別評価
 - (1) 飛来物(航空機落下)

平成 21 年 11 月 17 日付け平成 20・12・24 原第 3 号をもって設置変更許可 を受けた設計方針に同じ。

発電用原子炉施設への航空機の落下確率は,「実用発電用原子炉施設へ の航空機落下確率の評価基準について」(平成14・7・29 原院第4号(平成 14年7月30日 原子力安全・保安院制定))等に基づき評価した結果,約 8.5×10⁻⁸回/炉・年であり,防護設計の要否を判断する基準である10⁻⁷ 回/炉・年を超えないため,飛来物(航空機落下)による防護について設 計上考慮する必要はない。

使用済燃料乾式貯蔵建屋は,発電用原子炉施設と安全機能が独立していること,かつ設置場所は発電用原子炉施設と離隔されていることから,個別に航空機落下確率を評価した結果,約6.1×10⁻⁸回/炉・年であり,防護設計の要否を判断する基準である10⁻⁷回/炉・年を超えないため,飛来物(航空機落下)による防護について設計上考慮する必要はない。

なお,評価結果の詳細は「添付資料9.航空機落下確率評価について」 のとおり。

(2) ダムの崩壊

平成 21 年 11 月 17 日付け平成 20・12・24 原第 3 号をもって設置変更許可

を受けた設計方針に同じ。

発電所周辺には,発電所敷地の北側に久慈川が位置しており,その支川 である山田川の上流約 30km にダムが存在する。

久慈川は敷地の北方を太平洋に向かい東進していること,発電所敷地の 西側は北から南にかけては EL. 3m~EL. 21m の上り勾配となっていることか ら,発電所敷地がダムの崩壊により影響を受けることはなく,ダムの崩壊 を考慮する必要はない。

なお,評価結果の詳細は「添付資料 10. ダムの崩壊影響評価について」 のとおり。

(3) 爆発 六条(外部火災)において説明

平成 21 年 11 月 17 日付け平成 20・12・24 原第 3 号をもって設置変更許可 を受けた設計方針に同じ。

発電所敷地外 10km 以内の範囲において,爆発により安全施設に影響を 及ぼすような石油コンビナート施設はないため,爆発による安全施設への 影響については考慮する必要はない。

また,発電所敷地外 10km 以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても,離隔距離の確保により,安全機能を損なわない設計とする。航行中の船舶が漂流し爆発が発生する場合を想定しても,離隔距離の確保等により,安全機能を損なわない設計とする。

また,上記以外の安全施設については,離隔距離の確保,代替設備によ る必要な機能の確保,安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれら を適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわない設計とする。

なお、詳細評価については、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061912 号 原子力規制委員会決定)」 に基づく審査資料「東海第二発電所 外部火災影響評価について」のとおり。

(4) 近隣工場等の火災 六条(外部火災)において説明

設置許可基準規則を参照し,想定される外部人為事象として新たに抽出 した事象である。

a. 石油コンビナート施設等の火災

発電所敷地外 10km 以内の範囲において,火災により評価対象施設に 影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため,火災による安全 施設への影響については考慮する必要はない。

発電所敷地外 10km 以内の範囲において,石油コンビナート施設以外 の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から火災が発 生する場合を想定しても,離隔距離の確保等により,安全機能を損なわ ない設計とする。航行中の船舶が漂流し火災が発生する場合を想定して も,離隔距離の確保等により,安全機能を損なわない設計とする。

b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災

発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱によ る評価対象施設の建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した,火災 の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度等を許容温度以下とするこ とにより,安全機能を損なわない設計とする。

c. 航空機墜落による火災

原子炉建屋周辺に航空機が墜落し,燃料火災が発生した場合,直ちに 公設消防へ通報するとともに,自衛消防隊が出動し,速やかに初期消火 活動を行う。

航空機が外部事象防護対象施設である原子炉建屋等の周辺で落下確率が 10⁻⁷回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災 の影響により安全機能を損なわない設計とする。

また,上記以外の安全施設については,建屋による防護,消火活動, 代替設備による必要な機能の確保,安全上支障のない期間での修復等の 対応又はそれらを適切に組み合わせることにより,安全機能を損なわな い設計とする。

d. 二次的影響(ばい煙等)

石油コンビナート施設の火災,発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施 設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して,外気を直接設備内に取り込む機器,外気を取り込む空調系 統及び屋外設置機器に分類し,影響評価を行い,必要な場合は対策を実施することにより,安全機能を損なわない設計とする。

(5) 有毒ガス

設置許可基準規則を参照し,想定される外部人為事象として新たに抽出 した事象である。

有毒ガスの漏えいについては固定施設(石油コンビナート施設等)と可 動施設(陸上輸送,海上輸送)からの流出が考えられる。発電所周辺には 周辺監視区域が設定されているため,発電用原子炉施設と近隣の施設や周 辺道路との間には離隔距離が確保されていることから,有毒ガスの漏えい を想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、敷 地港湾の前面の海域を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した 場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性 を損なうことはない。

発電所敷地内に貯蔵している化学物質については, 貯蔵施設からの漏え いを想定した場合でも, 中央制御室の居住性を損なうことはない。

また,中央制御室換気系については,外気取入ダンパを閉止し,再循環 運転を行うことにより中央制御室の居住性を損なうことはない。

なお,評価結果の詳細については,「添付資料 11. 有毒ガス影響評価について」のとおり。

(6) 船舶の衝突

設置許可基準規則を参照し,想定される外部人為事象として新たに抽出 した事象である。

航路を通行する船舶の衝突に対し,航路からの離隔距離を確保すること により,安全施設が安全機能を損なわない設計とする。

発電所周辺の海上交通としては,発電所の北方約3kmに茨城港日立港区, 南方約6kmに茨城港常陸那珂港区,南方約18kmに茨城港大洗港区があり, それぞれ日立-釧路間,常陸那珂-苫小牧間,常陸那珂-北九州間,大洗 -苫小牧間等の定期航路がある。最も距離の近い航路でも発電所より約 1.4kmの離隔距離があり,航路を通行する船舶が港湾内に侵入する可能性 は低い。

港湾内に入港する燃料輸送船等(全長約 100m×全幅約 16.5m, 満水時の 喫水約 5m)の事故が港湾内で発生した場合でも,取水口前面のカーテン ウォールにより阻害されること,取水口は呑み口が広い(幅約 42m)ため, 取水性が損なわれることはない。

小型船舶(漁船等,全長約 20m×全幅約 5m,満水時の喫水約 2m)が発 電所近傍で漂流した場合でも,防波堤等に衝突して止まることから取水性 を損なうことはない。また,万が一防波堤を通過し,カーテンウォール前

面に小型船舶が到達した場合であっても, 呑み口が広いため, 取水性を損 なうことはない。

船舶の座礁により,重油流出事故が発生した場合は,オイルフェンスを 設置する措置を講じる。

したがって,船舶の衝突によって取水路が閉塞することはなく,安全施 設が安全機能を損なうことはない。

なお,評価結果の詳細は「添付資料 12. 船舶の衝突影響評価について」 のとおり。

(7) 電磁的障害

設置許可基準規則を参照し,想定される外部人為事象として新たに抽 出した事象である。

安全保護系は,電磁的障害による擾乱に対して,計装盤へ入線する電源 受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置,外部からの信号入出力部へ のラインフィルタや絶縁回路の設置,鋼製筐体や金属シールド付ケーブル の適用等により,影響を受けない設計としている。

したがって、電磁的障害により安全施設が安全機能を損なうことはない。 なお、評価結果の詳細は「添付資料 13. 安全保護回路の主なサージ・ ノイズ、電磁波対策について」のとおり。 5. 自然現象,外部人為事象に対する安全施設への影響評価

発電所で考慮する自然現象及び外部人為事象に対して,安全施設への影響 評価を第 5-1 表に示す。

なお,洪水及び高潮の自然現象,並びに飛来物(航空機落下),ダムの崩 壊,有毒ガス及び船舶の衝突の外部人為事象に関しては,発電所の施設への 影響がないことから,第5-1表から除外している。

第5-1表 外部事象による安全施設への影響(1/10)

		安全機能	の重要度分類	設備	外部事象	風(台	1風)	竜	巻	凍	結	降	水	積	ŧ	落	垂	火山0	D影響	生物学	的事象	外部	火災	電磁的	的障害
分 類	機能	構築物,	系統又は機器	設置場所	防護対象 施設に該 当	評価※1	確認 結果	評価 ^{※1}	確認 結果	評価 ^{※1}	確認 結果	評価 ^{※1}	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価 ^{※1}	確認 結果	評価 ^{※1}	確認 結果
PS-1	原子炉冷却	原子炉冷却材圧力バウン	原子炉圧力容器	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	材圧力バウ	ダリを構成する機器・配	原子炉再循環系ポンプ	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	ンダリ機能	管系(計装等の小口径配	配管,弁	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
		管・機器は除く。)	隔離弁	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			制御棒駆動機構ハウジ ング	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			中性子東計装管ハウジ ング	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	過剰反応度	制御棒カップリング	制御棒カップリング	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	の印加防止 機能		制御棒駆動機構カップ リング	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
i t	炉心形状の	炉心支持構造物(炉心シ	炉心シュラウド	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	維持機能	ュラウド, シュラウドサ	シュラウドサポート	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
		ポート, 上部格子板, 炉	上部格子板	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
		心支持板,制御棒案内	炉心支持板	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
		管),燃料集合体(ただ	燃料支持金具	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
		し,燃料を除く。)	制御棒案内管	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			制御棒駆動機構ハウジ ング	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			燃料集合体(上部タイプ レート)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			燃料集合体(下部タイプ レート)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			燃料集合体 (スペーサ)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
MS-1	原子炉の緊	原子炉停止系の制御棒に	制御棒	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	急停止機能	よる系(制御棒及び制御	制御棒案内管	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
		棒駆動系(スクラム機 能))	制御棒駆動機構	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	未臨界維持	原子炉停止系(制御棒こ	制御棒	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	機能	よる系,ほう酸水注入	制御棒カップリング	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
		系)	制御棒駆動機構カップ リング	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			ほう酸水注入系(ほう酸 水注入ポンプ,注入弁, タンク出口弁,ほう酸水 貯蔵タンク,ポンプ吸込 配管及び弁,注入配管及 び弁)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	原子炉冷却 材圧力バウ ンダリの過 圧防止機能	逃がし安全弁 (安全弁と しての開機能)	逃がし安全弁(安全弁 開機能)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影

※1 ○:各外部事象に対し安全機能を損なわない若しくは各外部事象による損傷を考慮して代替設備による 必要な機能の維持,安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらの組合せにより安全機能を損な わない

荷:荷重による影響なし熱:輻射熱による影響なし影:対象と水:浸水による影響なし煙:ばい煙による影響なし防:事象に飛:竜巻飛来物による影響なし取:フィルタ取替等内:建屋内爆:爆発飛来物による影響なし代:代替設備(設備名)灰:火山灰による影響なし補:補修の実施(必要に応じプラント停止)

C/S:原子炉建屋(原子炉棟	付属棟, 廃棄物処理棟)	T/B:タービン建屋
NR/W:廃棄物処理建屋		D/C:使用済燃料乾式貯蔵建屋
D/Y:固体廃棄物貯蔵庫		S/Y:屋内開閉所

なる構築物,系統又は機器に影響を及ぼす影響モードがない 見合った防護対策を実施(例:飛来物からの防護,雷害対策等) (地下敷設の場合も含む)により影響なし

第5-1表 外部事象による安全施設への影響(2/10)

		安全機能	の重要度分類	設備	外部事象	風(台風)	竜	巻	凍	結	降7	水	積	f	落	雷	火山の	D影響	生物学	的事象	外部	火災	電磁的	
分 類	機能	構築物,	系統又は機器	設置場所	防護対象 施設に該 当	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価 ^{※1}	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果								
MS-1	原子炉停止 後の除熱機 能	残留熱を除去する系統 (残留熱除去系 (原子炉 停止時冷却モード),原 子炉隔離時冷却系,高圧	 残留熱除去系(ポンプ,熱交換器,原子炉 停止時冷却モードのルートとなる配管,弁) 	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
		炉心スプレイ系,逃がし 安全弁(手動逃がし機 能),自動減圧系(手動 逃がし機能))	原子炉隔離時冷却系 (ポンプ,サプレッシ ョン・プール,タービ ン,サプレッション・ プールから注水先まで の配管,弁)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			高圧炉心スプレイ系 (ポンプ,サプレッシ ョン・プール,サプレ ッション・プールから スプレイ先までの配 管,弁,スプレイヘッ ダ)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			逃がし安全弁(手動逃 がし機能)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			自動減圧系(手動逃が し機能)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	炉心冷却機能	非常用炉心冷却系 (低圧炉心スプレイ 系,低圧注水系,高 圧炉心スプレイ系, 自動減圧系)	低圧炉心スプレイ系 (ポンプ,サプレッシ ョン・プール,サプレ ッション・プールから スプレイ先までの配 管,弁,スプレイヘッ ダ)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			残留熱除去系(低圧注 水モード)(ポンプ, サプレッション・プー ル,サプレッション・ プールから注水先まで の配管,弁(熱交換器 バイパスライン含 む),注水ヘッダ)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			高圧炉心スプレイ系 (ポンプ,サプレッシ ョン・プール,サプレ ッション・プールから スプレイ先までの配 管,弁,スプレイヘッ ダ)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			自動減圧系(逃がし安 全弁)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影

荷:荷重による影響なし 水:浸水による影響なし 飛:竜巻飛来物による影響なし 爆:爆発飛来物による影響なし 灰:火山灰による影響なし

熱:輻射熱による影響なし
 煙:ばい煙による影響なし
 取:フィルタ取替等
 代:代替設備(設備名)
 補:補修の実施(必要に応じプラント停止)

影:対象となる構築物,系統又は機器に影響を及ぼす影響モードがない防:事象に見合った防護対策を実施(例:飛来物からの防護,雷害対策等) 内:建屋内(地下敷設の場合も含む)により影響なし

C/S:原子炉建屋(原子炉棟,付属棟,廃棄物処理棟) NR/W:廃棄物処理建屋 D/Y:固体廃棄物貯蔵庫 T/B:タービン建屋 D/C:使用済燃料乾式貯蔵建屋 S/Y:屋内開閉所

第5-1表 外部事象による安全施設への影響(3/10)

		安全機能	の重要度分類	設備	外部事象	風(ī	台風)	竜	巻	凍	結	降	水	積	雪	落	電	火山の	の影響	生物学	的事象	外部	3火災	電磁的	
分 類	機能	構築物,	系統又は機器	設置場所	防護対象 施設に該 当	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価**1	確認 結果
MS-1	放射性物 質の閉じ 込め機 能,放射	原子炉格納容器,原 子炉格納容器隔離 弁,原子炉格納容器 スプレイ冷却系,原	格納容器(格納容器本 体,貫通部,所員用エ アロック,機器搬入ハ ッチ)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	線の遮蔽 及び放出 低減機能	子炉建屋,非常用ガ ス処理系,非常用再 循環ガス処理系,可	原子炉建屋原子炉棟	屋外	0	0	荷	0	荷, 飛,補 ※2	0	影	0	水,荷	0	荷	0	影	0	荷	0	影	0	熱, 爆	0	影
		燃性ガス濃度制御系	格納容器隔離弁及び格 納容器バウンダリ配管	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			主蒸気流量制限器	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			残留熱除去系(格納容 器スプレイ冷却モード)(ポンプ,熱交換 器,サプレッション・ プール,サプレッション・ プールからスプレ イ先(ドライウェル及 びサプレッション・プ ール気相部)までの配 管,弁,スプレイヘッ ダ(ドライウェル及び サプレッション・プー ル))	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			原子炉建屋ガス処理系 (乾燥装置,排風機,	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			フィルタ装置,原子炉 建屋原子炉棟吸込口か ら排気筒頂部までの配 管,弁)	屋外	0	0	荷	0	荷,補	0	影	0	影	0	影	0	影	0	影	0	防	0	熱,爆	0	影
			可燃性ガス濃度制御系 (再結合装置,格納容 器から再結合装置まで の配管,弁,再結合装 置から格納容器までの 配管,弁)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			遮蔽設備(原子炉遮蔽 壁,一次遮蔽壁,二次 遮蔽壁)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影

 ※1 ○:各外部事象に対し安全機能を損なわない若しくは各外部事象による損傷を考慮して代替設備による 必要な機能の維持,安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらの組合せにより安全機能を損な わない
 ※2 ブローアウトパネルが開放した場合(ブローアウトパネルは常時閉)

荷:荷重による影響なし 水:浸水による影響なし 飛:竜巻飛来物による影響なし 爆:爆発飛来物による影響なし 灰:火山灰による影響なし	熱:輻射熱による影響なし 煙:ばい煙による影響なし 取:フィルタ取替等 代:代替設備(設備名) 補:補修の実施(必要に応じプラント停止	影:対 防:事 内:建 :)
--	---	-------------------------

C/S:原子炉建屋(原子炉棟,付属棟,廃棄物処:	理棟) T/B:タービン建屋
NR/W:廃棄物処理建屋	D/C:使用済燃料乾式貯蔵建屋
D/Y:固体廃棄物貯蔵庫	S/Y:屋内開閉所

+象となる構築物,系統又は機器に影響を及ぼす影響モードがない -象に見合った防護対策を実施(例:飛来物からの防護,雷害対策等) - 屋内(地下敷設の場合も含む)により影響なし

第5-1表 外部事象による安全施設への影響(4/10)

		安全機能	の重要度分類	設備	外部事象	風(台	3風)	竜	巻	凍	結	降	水	積	f	落	雪	火山の	の影響	生物学	的事象	外部	火災	電磁的)障害
) 分 類	機能	構築物,	系統又は機器	設置場所	防護対象 施設に該 当	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価 ^{※1}	確認 結果										
MS-1	工学的安 全施設及	安全保護系	原子炉緊急停止の安全 保護回路	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	防	0	内	0	内	0	防
	び原子炉 の作動 号の発生 機能		 ・非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 ・原子炉格納容器隔離の安全保護回路 ・原子炉建屋ガス処理系作動の安全保護回路 ・主蒸気隔離の安全保護回路 	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	防	0	内	0	内	0	防
	安全上特 に重要な	非常用所内電源系, 制御室及びその遮	非常用所内電源系(デ ィーゼル機関,発電																						
	関連機能	 蔽・非常用換気空調 系,非常用補機冷却 水系,直流電源系 	機,発電機から非常用 負荷までの配電設備及 び電路)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	防	0	内	0	内	0	防
		(いずれも, MS- 1 関連のもの)	中央制御室及び中央制 御室遮蔽	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			中央制御室換気空調系 (放射線防護機能及び 有 毒 ガス防 護機能)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			(非常用再循環送風 機,非常用再循環フィ ルタ装置,空調ユニッ ト,送風機,排風機, ダクト及びダンパ)	屋外	0	0	荷	0	防	0	影	0	影	0	防	0	影	0	防, 取	0	影	0	熱, 爆, 取	0	影
			残留熱除去系海水系	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			 (ボンブ,熱交換器, 配管,弁,ストレーナ (MS-1関連)) 	屋外	0	0	荷	0	防	0	防	0	影	0	荷	0	防	0	荷, 灰	0	防	0	熱, 爆, 煙	0	影
			ディーゼル発電機用海	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			水系 (ポンプ, 配管, 弁, ストレーナ)	屋外	0	0	荷	0	防	0	防	0	影	0	荷	0	防	0	荷, 灰	0	防	0	熱, 爆,煙	0	影
			直流電源系(蓄電池, 蓄電池から非常用負荷 までの配電設備及び電 路(MS-1関連))	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			計測制御電源系(蓄電 池から非常用計測制御 装置までの配電設備及 び電路(MS-1関 連))	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	防

荷:荷重による影響なし 水:浸水による影響なし 飛:竜巻飛来物による影響なし 爆:爆発飛来物による影響なし 尿:火山灰による影響なし	熱:輻射熱による影響なし 煙:ばい煙による影響なし 取:フィルタ取替等 代:代替設備(設備名) 補:補修の実施(必要に応じプラント	影:対象とな 防:事象に見 内:建屋内(停止)
火:火山灰による影響なし	補:補修の実施(必要に応じブラント	停止)

C/S:原子炉建屋(原子炉棟,付属棟,廃棄物処理棟) NR/W:廃棄物処理建屋 D/Y:固体廃棄物貯蔵庫 T/B:タービン建屋 D/C:使用済燃料乾式貯蔵建屋 S/Y:屋内開閉所 こる構築物,系統又は機器に影響を及ぼす影響モードがない 合った防護対策を実施(例:飛来物からの防護,雷害対策等) (地下敷設の場合も含む)により影響なし

第5-1表 外部事象による安全施設への影響(5/10)

		安全機能	能の重要度分類	設備	外部事象	風(台風)	竜	巻	凍	結	降	水	積	雪	落	雪	火山の	D影響	生物学	的事象	外音	3火災	電磁的	 り障害										
分 類	機能	構築物,	系統又は機器	設置場所	防護対象 施設に該 当	評価※1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果										
PS-2	原子炉冷却材 を内蔵する機 能(ただし, 原子炉冷却材	主蒸気系,原子 炉冷却材浄化系 (いずれも,格 納容器隔離弁の	原子炉冷却材浄化系 (原子炉冷却材圧力バ ウンダリから外れる部 分)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
	圧力バウンダ リから除外さ	外側のみ)	主蒸気系	C/S T/B	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
	れている計装 等の小口径の もの及びに直接 接続されてい ないものは除 く。)		原子炉隔離時冷却系タ ービン蒸気供給ライン (原子炉冷却材圧カバ ウンダリから外れる部 分であって外側隔離弁 下流からタービン止め 弁まで)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
	原子炉冷却材 圧力バウンダ リに直接接続	 放射性廃棄物処 理施設(放射能 インベントリの	放射性気体廃棄物処理 系(活性炭式希ガスホ ールドアップ装置)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
	されていない ものであっ て,放射性物	大きいもの), 使 用済燃料プール (使用済燃料貯	使用済燃料プール(使 用済燃料貯蔵ラックを 含む)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
	質を貯蔵する 機能	蔵 ラ ッ ク を 含 む。)	新燃料貯蔵庫(臨界を 防止する機能)(新燃 料貯蔵ラック)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
			使用済燃料乾式貯蔵容 器	D/C	0	0	内	0	内**2	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
	燃料を安全に	燃料取扱設備	燃料交換機	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
	取り扱う機能		原子炉建屋クレーン	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
			使用済燃料乾式貯蔵建 屋天井クレーン	D/C	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
	安全弁及び逃 がし弁の吹き 止まり機能	 逃がし安全弁 (吹き止まり機 能に関連する部 分) 	逃がし安全弁(吹き止 まり機能に関連する部 分)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
MS-2	燃料プール水 の補給機能	非常用補給水系	残留熱除去系(ポン プ,サプレッション・ プール,サプレッショ ン・プールから燃料プ ールまでの配管,弁)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
	放射性物質放 出の防止機能	放射性気体廃棄 物処理系の隔離 弁,排気筒(非	放射性気体廃棄物処理 系 (オフガス系) 隔離 弁	T/B	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
		常用ガス処理系	排気筒	屋外	0	0	荷	0	荷,補	0	影	0	影	0	影	0	影	0	影	0	影	0	熱,爆	0	影										
		排気管の支持機 能以外) 	燃料プール冷却浄化系 の燃料プール入口逆止 弁	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影										
× 1 × 2	 ○:各外部事 必要な機能の わない 使用済燃料乾 	象に対し安全機能を 維持,安全上支障の 式貯蔵容器も外郭防	損なわない若しくは各外音 ない期間での修復等の対応 護施設としている。	『事象に』 『又はそれ	こる損傷を考慮 いらの組合せい	慮して代替 こより安全	[※] 設備によ 2機能を損	る な チ ル	 苛:荷重に 水:浸水に 飛:竜巻飛 森梁 梁、:火山灰 	よる影響 よる影響 来物によ 来物によ による影	なし なし る影響なし る影響なし		熱: 車 に 取 : イ 補 : 补	 	る影響なし る影響なし る影響なし	- - ぶじプラン	景 阿 卢 卜停止)	ジ:対象と 5:事象に う:建屋内	なる構築 見合った [(地下敷言	物,系統又 方護対策を 役の場合も	は機器に 実施(例 含む)に、	影響を及ば : 飛来物な より影響な	ぼす影響モ いらの防護 よし	による損傷を考慮して代替設備による それらの組合せにより安全機能を損な 備:荷重による影響なし 熱:輻射熱による影響なし 影:対象となる構築物,系統又は機器に影響を及ぼす影響モードがない 水:浸水による影響なし 煙:ばい煙による影響なし 防:事象に見合った防護対策を実施(例:飛来物からの防護,雷害対策等) 飛:竜巻飛来物による影響なし 取:フィルタ取替等 内:建屋内(地下敷設の場合も含む)により影響なし 燥:燥発飛来物による影響なし 代:代替設備(設備名) 灰:火山灰による影響なし 補:補修の実施(必要に応じプラント停止)											

C/S:原子炉建屋(原子炉棟,付属棟,廃棄物処理棟) NR/W:廃棄物処理建屋 T/B:タービン建屋 D/C:使用済燃料乾式貯蔵建屋 D/Y:固体廃棄物貯蔵庫 S/Y:屋内開閉所

第5-1表 外部事象による安全施設への影響(6/10)

		安全機能	能の重要度分類	⇒几 /#	外部事象	風(台	台風)	竜	巻	凍	結	降	:水	積	雪	落	雷	火山の	の影響	生物学	的事象	外部	火災	電磁的	的障害
分 類	機能	構築物,	系統又は機器	ー 設置 場所	防護対象 施設に該 当	評価**1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果
MS-2	放射性物質放 出の防止機能	燃料集合体落下 事故時放射能放	原子炉建屋原子炉棟	屋外	0	0	荷	0	荷,飛 補 ^{※2}	0	影	0	水,荷	0	荷	0	影	0	荷	0	影	0	熱,爆	0	影
		出を低減する系	原子炉建屋ガス処理系	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
				屋外	0	0	荷	0	補	0	影	0	影	0	影	0	影	0	影	0	影	0	熱,爆	0	影
	事故時のプラ	事故時監視計器	• 中性子束(起動領域																						
	ント状態の把	の一部	計装)																						
	握機能		・原子炉スクラム用電	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	防
			磁接触器の状態 ・制御棒位置																						
			 ・原子炉水位(広帯 																						
			域,燃料域) •原子炉圧力	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	防
			·原子炉格納容器圧力																						
			・サプレッション・プ																						
			ール水温度	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	防
			・ 原子炉格納谷器エリ																						
) 加州 献 里 平 (同 レ ンジ)																						
			「低島停止への移行」																						
			・原子炉土刀 ・原子后水位 (広期前)																						
			「ドライウェルスプレイ]																						
			 ・原子炉水位(広帯域,燃料) 																						
			域																						
			・原子炉格納容器王力																						
			[サプレッション・プール冷	a (a															. 1.		. 1.				7-1-
				C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	奶
			」「「「」「「」「」「」」「」」「」」「」」「」「」」「」「」「」」「」「」」「」「																						
			 ・サプレッション・プール水 																						
			温度																						
			しり燃性カイ濃度前御糸起																						
			9月 ・原子炉格納容器水素濃度																						
			・原子炉格納容器酸素濃度																						
	制御室外から	制御室外原子炉	制御室外原子炉停止装																						
	の安全停止機	停止装置(安全	置(安全停止に関連す	C/S	0	0	内	0	内	0	内		内	0	内	0	内		内	0	内	0	内	0	防
	能	停止に関連する もの)	るもの)の操作回路	0, 0		Ŭ					1.3					Ŭ									
PS-3	原子炉冷却材	計装配管, 試料	計装配管, 弁	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	保持機能	採取管	試料採取管, 弁	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	(PS-1 及び		ドレン配管, 弁	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	rs-2 以外の もの)		ベント配管, 弁 	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
× 1 × 2	 ○:各外部事業 必要な機能の新わない ブローアウト 	象に対し安全機能を 維持,安全上支障の パネルが開放した場	損なわない若しくは各外部 ない期間での修復等の対応 合(ブローアウトパネルは	部事象によ 芯又はそれ は常時閉)	る損傷を考慮 らの組合せに	意して代替 こより安全 ^が	設備によ 機能を損	る な チ り	 苛:荷重に 水:浸水に ペ:竜巻飛 ペ:爆発飛 	よる影響; よる影響; 来物によ, 来物によ,	なし なし る影響なし		熱: 韓 : に : : : : : : : : : : : : :	編射熱によ ずい煙によ フィルタ取 に 替設備()	る影響なし る影響なし 替等 設備名)	-		ジ:対象と 5:事象に 丙:建屋内	なる構築 ⁴ 見合った (地下敷言	物,系統又 方護対策を 役の場合も	は機器に 実施(例 含む)に	影響を及ぼ : 飛来物か より影響な	です影響モ いらの防護 こし	ードがない , 雷害対策	\ 5等)
1 ~ ~ ~				v (1 67 67 1)					反:火山灰	による影響	撃なし		補:補	前修の実施	(必要に応	ふじプラン	ト停止)								

C/S:原子炉建屋(原子炉棟,付属棟,	廃棄物処理棟)	T/B:タービン建屋
NR/W:廃棄物処理建屋		D/C:使用済燃料乾式貯蔵建屋
D/Y:固体廃棄物貯蔵庫		S/Y:屋内開閉所

第5-1表 外部事象による安全施設への影響(7/10)

		安全機能	能の重要度分類	設備	外部事象	風(台風)	竜	巻	凍	結	降	*水	積	雪	落	電	火山の	の景
分 類	機能	構築物,	系統又は機器	設置場所	防護対象 施設に該 当	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	
PS-3	原子炉冷却材 の循環機能	原子炉再循環系	原子炉再循環系ポン プ,配管,弁,ライザ 一管 (炉内),ジェッ トポンプ	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	
	放射性物質の	サプレッション	復水貯蔵タンク	屋外	×	0	補	0	補	0	防	0	影	0	補	0	影	0	
	貯蔵機能	プール水排水系,復水貯蔵タ	液体廃棄物処理系(低 電導度廃液収集槽,高	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	
		ンク,放射性廃 棄物処理施設 (放射能インズ	電導度廃液収集槽)	NR/W	×	0	補	0	補	0	影	0	水, 補	0	補	0	影	0	
		(成初能イン) ントリの小さい もの)	固体廃棄物処理系(C UW粉末樹脂沈降分離 槽,使用済樹脂槽,濃	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	
			 縮廃液タンク,固体廃 棄物貯蔵庫(ドラム 缶)) 	D/Y	×	0	補	0	補	0	影	0	水, 補	0	補	0	影	0	
			新燃料貯蔵庫(新燃料 貯蔵ラック)	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	
			給水加熱器保管庫	屋外	×	0	補	0	補	0	影	0	水, 補	0	補	0	影	0	
			セメント混練固化装置 及び雑固体減容処理設 備(液体及び固体の放 射性廃棄物処理系)	NR/W	×	0	内	0	補	0	内	0	内	0	内	0	内	0	
	電源供給機能 (非常用を除	タービン,発電 機及びその励磁	発電機及びその励磁装 置(発電機,励磁機)	T/B	×	0	内	0	補	0	内	0	内	0	内	0	内	0	
	< 。)	装 置 , 復 水 系 (復 水 器 を 含	蒸気タービン(主ター ビン,主要弁,配管)	T/B	×	0	内	0	補	0	内	0	内	0	内	0	内	0	
		む。),給水系, 循環水系,送電 線,変圧器,開	復水系(復水器を含 む)(復水器,復水ポ ンプ,配管/弁)	T/B	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	
		閉所	給水系(電動駆動給水 ポンプ,タービン駆動 給水ポンプ,給水加熱 器,配管/弁)	T/B	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	
			循環水系(循環水ポン	T/B	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	
			プ、配管/弁)	屋外	×	0	補	0	補	0	補	0	水, 補	0	補	0	防	0	-
			常用所内電源系(発電 機又は外部電源系から 所内負荷までの配電設 備及び電路(MS-1 関連以外))	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	

荷:荷重による影響なし 水:浸水による影響なし 飛:竜巻飛来物による影響なし 爆:爆発飛来物による影響なし 尿:火山灰による影響なし	熱:輻射熱による影響なし 煙:ばい煙による影響なし 取:フィルタ取替等 代:代替設備(設備名) 補:補修の実施(必要に応じプラント4	影:対象とな 防:事象に見 内:建屋内(: 亭止)
灰:火山灰による影響なし	補:補修の実施(必要に応じプラント体	亭止)

C/S:原子炉建屋(原子炉棟,付属棟,廃棄物処理棟)T/B:タービン建屋NR/W:廃棄物処理建屋D/C:使用済燃料乾式貯蔵建屋D/Y:固体廃棄物貯蔵庫S/Y:屋内開閉所

生物学的事象 外部火災 電磁的障害 影響 確認 確認 確認 確認 評価※1 評価**1 評価^{※1} 結果 結果 結果 結果 内 \bigcirc 内 \bigcirc 内 \bigcirc 影 補 0 影 \bigcirc 熱 \bigcirc 影 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 影 内 内 内 \bigcirc 補 影 \bigcirc \bigcirc 影 熱,爆 内 0 内 0 内 0 影 補 \bigcirc 0 熱,爆 \bigcirc 影 影 \bigcirc \bigcirc 0 影 内 内 内 補 \bigcirc 影 0 熱,爆 影 0 内 \bigcirc 内 \bigcirc 内 \bigcirc 影 \bigcirc \bigcirc 0 内 内 影 内 \bigcirc \bigcirc 影 内 内 内 \bigcirc \bigcirc 内 内 \bigcirc 内 \bigcirc 影 内 \bigcirc 内 \bigcirc 内 \bigcirc 影 内 内 内 影 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 補 補 熱,爆 影 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 0 内 内 \bigcirc 内 \bigcirc 影

る構築物,系統又は機器に影響を及ぼす影響モードがない 合った防護対策を実施(例:飛来物からの防護,雷害対策等) 地下敷設の場合も含む)により影響なし

第5-1表 外部事象による安全施設への影響(8/10)

		安全機能	能の重要度分類	設備	外部事象	風(台風)	竜	巻	凍	結	降	水	積	雪	落	雷	火山の	の影響	生物学	的事象	外部	火災	電磁自	
分 類	機能	構築物,	系統又は機器	設置 場所	防護対象 施設に該 当	評価**1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価 ^{※1}	確認 結果
PS-3	電源供給機能 (非常用を除 く。)(つづ き)	タービン,発電 機及びその励磁 装置,復水系 (復水器を含 む。),給水系,	 直流電源系(蓄電池, 蓄電池から常用負荷ま での配電設備及び電路 (MS-1関連以 外)) 	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
		循環水系,送電 線,変圧器,開 閉所(つづき)	計測制御電源系(電源 装置から常用計測制御 装置までの配電設備及 び電路(MS-1関連 以外))	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	見が
			送電線 	屋外	×	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 オーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 オーゼ ル発電 機)	0	影	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)
			変圧器(所内変圧器, 起動変圧器,予備変圧 器,電路)	屋外	×	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 イーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 イ デ イ ーゼ ル 発 電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)
			開閉所(母線,遮断器,断路器,断路器,断路器,	S/Y 屋外	×	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 イ デ イ ーゼ ル 発 電 機)	0	代 (非 イ ボ 用 デ ゼ ル 発 電 機)	0	代 (非 イ デ イ デ ゼ ル 発 電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)	0	代 (非 常用デ ィーゼ ル発電 機)
	プ ラ ン ト 計 測・制御機能 (安全保護機 能を除く。)	原子 炉 制 御 系 (制御棒価値ミ ニマイ ザを含 む。),原子炉核 計装,原子炉プ ロセス計装	 ・原子炉制御系(制御 棒価値ミニマイザを 含む) ・原子炉核計装 ・原子炉プラントプロ セス計装 	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	プラント運転 補助機能	所内ボイラ,計 装用圧縮空気系	補助ボイラ設備(補助 ボイラ,給水タンク, 給水ポンプ,配管/ 弁)	T/B	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	補	0	内	0	内	0	影
			所内蒸気系及び戻り系 (ポンプ,配管/弁)	T/B	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	補	0	内	0	内	0	影
			計装用圧縮空気設備 (空気圧縮機,中間冷 却器,配管/弁)	T/B	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	補	0	内	0	内	0	影

C/S:原子炉建屋(原子炉棟,付属棟,廃棄物処理棟) NR/W:廃棄物処理建屋 D/Y:固体廃棄物貯蔵庫 T/B:タービン建屋 D/C:使用済燃料乾式貯蔵建屋 S/Y:屋内開閉所 る構築物,系統又は機器に影響を及ぼす影響モードがない 合った防護対策を実施(例:飛来物からの防護,雷害対策等) (地下敷設の場合も含む)により影響なし

第5-1表 外部事象による安全施設への影響(9/10)

		安全機能	能の重要度分類	設備	外部事象	風(台	台風)	竜	巻	凍	結	降	水	積	₩ H	落	雷	火山の	の影響	生物学	的事象	外部	火災	電磁的	 向障害
分 類	機能	構築物,	系統又は機器	設置場所	防護対象 施設に該 当	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果	評価**1	確認 結果
PS-3	プラント運転	所内ボイラ,計	原子炉補機冷却系(原	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	補助機能(つ づき)	装用圧縮空気系 (つづき)	子 炉 補機 冷 却 系 ポン プ,熱交換器,配管/ 弁)	T/B	×	0	補	0	補	0	内	0	内	0	内	0	内	0	補	0	内	0	内	0	影
			タービン補機冷却系 (タービン補機冷却系 ポンプ,熱交換器,配 管/弁)	T/B	×	0	補	0	補	0	内	0	内	0	内	0	内	0	補	0	内	0	内	0	影
			補機冷却系海水系(補 機冷却系海水系ポン プ,配管/弁,ストレ ーナ)	屋外	×	0	補	0	補	0	防	0	影	0	補	0	防	0	補	0	防	0	熱,煙	0	影
			復水補給水系(復水移 送ポンプ,配管/弁)	T/B	×	0	補	0	補	0	内	0	内	0	内	0	内	0	補	0	内	0	内	0	影
	核分裂生成物	燃料被覆管	燃料被覆管	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	の原子炉冷却		上/下部端栓	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	材中の放散防 止機能		タイロッド	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	原子炉冷却材 の浄化機能	原子炉冷却材浄 化系,復水浄化 系	原子 炉冷 却材 浄 化系 (再生熱交換器,非再 生熱交換器,CUWポ ンプ,ろ過脱塩装置, 配管/弁)	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			復水浄化系(復水脱塩 装置,配管/弁)	T/B	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
MS-3	原子炉圧力の 上昇の緩和機	逃がし安全弁 (逃がし弁機	逃がし安全弁(逃がし 弁機能)	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	船	能),タービンバ イパス弁	タービンバイパス弁	T/B	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
	出力上昇の抑 制機能	原子炉冷却材再 循環系(再循環 系ポンプトリッ	 ・原子炉再循環系制御系 ・制御棒引き抜き阻止回路 	C/S	0	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	防
		プ機能,制御棒引抜監視装置)	 ・選択制御棒挿入回路 	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	防
	原子炉冷却材 の補給機能	制御棒駆動水圧 系,原子炉隔離	制御棒駆動水圧系(ポンプ,復水貯蔵タン	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内		内	0	内	0	影
		時冷却系	ク,復水貯蔵タンクから制御棒駆動機構までの配管,弁)	屋外	×	0	補	0	補	0	防	0	影影	0	補	0	影	0	補	0	影	0	熱	0	影
			原子炉隔離時冷却系 (ポンプ,タービン)	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影

荷:荷重による影響なし 水:浸水による影響なし 飛:竜巻飛来物による影響なし 爆:爆発飛来物による影響なし	 熱:輻射熱による影響なし 煙:ばい煙による影響なし 取:フィルタ取替等 代:代替設備(設備名) 	影:対象とな 防:事象に見 内:建屋内(
灰:火山灰による影響なし	補:補修の実施(必要に応じプラント停止)	

C/S:原子炉建屋(原子炉棟,付属棟,廃棄物処理棟) NR/W:廃棄物処理建屋 D/Y:固体廃棄物貯蔵庫 T/B:タービン建屋 D/C:使用済燃料乾式貯蔵建屋 S/Y:屋内開閉所 こる構築物,系統又は機器に影響を及ぼす影響モードがない 合った防護対策を実施(例:飛来物からの防護,雷害対策等) (地下敷設の場合も含む)により影響なし

第5-1表 外部事象による安全施設への影響(10/10)

		安全機能	能の重要度分類	設備	外部事象	風(台風)	竜	港	凍	結	降	水	積	雪	落	雷	火山	の影響	生物学	的事象	外音	8火災	電磁的	的障害
分 類	機能	構築物,	系統又は機器	設置場所	防護対象 施設に該 当	評価**1	確認 結果	評価*1	確認 結果																
MS-3	緊急時対策上	原子力発電所緊	緊急時対策所建屋	屋外	×	0	荷	0	荷,防	0	影	0	水,荷	0	荷	0	影	0	荷	0	影	0	熱	0	影
	重要なもの及 び異常状態の 把握機能	急時対策所,試 料採取系,通信 連絡設備,放射 能監視設備,事 故時監視計器の 一部,消火系, 安全避難通路, 非常用照明	試料採取系(異常時に 必要な下記の機能を有 するもの。原子炉冷却 材放射性物質濃度サン プリング分析,原子炉 格納容器雰囲気放射性 物質濃度サンプリング 分析)	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
			通信連絡設備(1つの 専用回路を含む複数の 回路を有する通信連絡 設備)	屋外	×	0	代(有線 /無線/衛 星系)	0	代 (有線 /無線/衛 星系)	0	代(有線 /無線/衛 星系)	0	代(有線 /無線/衛 星系)	0	代 (有線 /無線/衛 星系)	0	代(有線 /無線/衛 星系)	0	代 (有線 /無線/衛 星系)						
			放射線監視設備	屋外	×	0	代 (可搬 型モニタ リングポ スト)	0	代 (可搬 型モニタ リングポ スト)																
			事故時監視計器の一部	C/S	×	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	防
			事故時監視計器の一部 (排気筒モニタ)	屋外	0	0	荷	0	補	0	防	0	水	0	荷	0	防	0	荷	0	防	0	熱,煙	0	防
			消火系(水消火設備, 泡消火設備,二酸化炭 素消火設備等)	各建屋	×	0	内	0	代 (消 火器 等)	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	内	0	影
				屋外	×	0	代 (消 防自動 車等)	0	代 (消 防自動 車等)	0	防	0	影	0	影	0	代 (消 防自動 車等)	0	影	0	代 (消 防自動 車等)	0	代 (消 防自動 車等)	0	影
			安全避難通路	全域	×	0	代 (代 者の安 全避難 通路)	0	代 (代 替の安 全避難 通路)	0	代 (代 者の安 全避難 通路)	0	代 (代 替の安 全避難 通路)	0	代 (代 者の安 全避難 通路)	0	影								
			非常用照明	全域	×	0	代 (代 替の照 明器 具)	0	影																

荷:荷重による影響なし	熱:輻射熱による影響なし	影:対象となる
水:浸水による影響なし	煙:ばい煙による影響なし	防:事象に見る
飛:竜巻飛来物による影響なし	取:フィルタ取替等	内:建屋内(均
爆:爆発飛来物による影響なし	代:代替設備(設備名)	
灰:火山灰による影響なし	補:補修の実施(必要に応じプラント	停止)

C/S:原子炉建屋(原子炉棟,付属棟,廃棄物処理棟) NR/W:廃棄物処理建屋 D/Y:固体廃棄物貯蔵庫 T/B:タービン建屋 D/C:使用済燃料乾式貯蔵建屋 S/Y:屋内開閉所 る構築物,系統又は機器に影響を及ぼす影響モードがない 合った防護対策を実施(例:飛来物からの防護,雷害対策等) 地下敷設の場合も含む)により影響なし

6. 自然現象の重畳について

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する 規則第六条解釈第3項及び第5項において,設計上の考慮を要する自然現象 の組合せについて要求がある。

重畳の検討についての概略を以下に示す。

【検討手順概略】

- ① 「1.1 外部事象の収集」にて発電所敷地で想定される自然現象(地 震及び津波除く。)として抽出した 11 事象から,「3.2 個別評価」に て発電所では被害が考えられないと評価した洪水及び津波に包含される 高潮を除いた 9 事象に地震及び津波を加えた 11 事象を組合せ対象とし て設定。
- ② 自然現象ごとに影響モード(荷重,閉塞,温度等)を整理し,事象の 特性(相関性,発生頻度等)を踏まえて全ての組合せを網羅的に検討し, 影響が増長する組合せを特定。組合せを考慮した場合に原子炉施設に与 える影響パターンを以下の観点で分類。
 - a. 組み合わせた場合も影響が増長しないもの(影響が小さくなるもの を含む)
 - b. 同時に発生する可能性が極めて低いもの
 - c. 増長する影響について, 個別の事象の検討で包絡されている又は 個々の事象の設計余裕に包絡されているもの
 - d. c以外で影響が増長するもの

影響が増長するケース(上記c及びd)については、それらを4つの タイプに分類し、新たな影響モードが生じるか否かについても考慮。

- ③ 影響が増長するケースに対し、影響度合いを詳細検討し、設計上の考慮や安全設備の防護対策が必要となった場合は対策を講ずる。
- ④ アクセス性・視認性についても記載。

第 6-1 図に自然現象の組合せ事象の評価フローを示す。フロー内の各タ スクの詳細については 6.2 以降で説明する。



第6-1図 自然現象の組合せの評価

6.1 検討対象

6.1.1 検討対象事象

検討対象とする事象は、「1.1 外部事象の収集」と同様に文献より抽出さ れた自然現象 55 事象のうち国内外の基準を基に発電所敷地で想定される自 然現象(地震及び津波を除く。)として選定した 11 事象から、「3.2 個別評 価」にて発電所では被害が考えられないと評価した洪水及び津波に包含され る高潮を除いた 9 事象に、地震及び津波を加え、第 6.1-1 表に示す 11 事象 とする。

第6.1-1表 重畳検討事象

No.	自然現象	No.	自然現象
1-1	凍結	1-15	生物学的事象
1-3	降水	1-19	風(台風)
1-7	地震	1-20	竜巻
1-8	積雪	1-22	森林火災
1-11	津波	1-33	落雷
1-12	火山の影響		

・自然現象(11事象)

6.2 事象の特性の整理

6.2.1 相関性のある自然現象の特定

自然現象は、特定の現象が他の現象を誘発する、同様の原因(低気温時に 頻発等)により発生する等の因果関係を有し、同時期に発生する事象群が存 在する。これらの相関性を持つ自然現象を特定する。相間性のある自然現象 を抽出した結果を第6.2-1表に示す。

一方,森林火災,生物学的事象は,各事象が独立して発生するものである ことから,相関性はないものとする。

相関タイプ	自然現象
①低温系	凍結,積雪
②高温系	_
③風水害系	降水,風(台風)又は竜巻*,落雷
④地震系(津波)	地震, 津波
⑤地震系 (火山の影響)	地震,火山の影響

第6.2-1表 相関性のある自然現象

※:風(台風)と竜巻は特定の箇所に同時に負荷がかからないため、どち らか一方のみを考慮する

6.2.2 影響モードのタイプ分類

組合せを考慮するに当たって,自然現象の影響モードを第6.2-2表のタ イプごとに分類する(第6.2-1図参照)。ただし,第6.2-2表で分類され ている自然現象は現象ごとに大枠で分類したものであり,実際に詳細検討す る際には各現象の影響モードごとに検討する。

ここで生物学的事象については、海生生物(くらげ等)と動物(ネズミ等)

影響タイプ	特性	現象
コンスタント	年間を通してプラントに影響を及ぼすよ	凍結,降水,積雪,生物学的
型,季節型	うな自然現象(ただし、常時負荷がかか	事象(海生生物),風(台
	っているわけではない)若しくは特定の	風)
	季節で恒常的な自然現象	
持続型	恒常的ではないが、影響が長期的に持続	火山の影響
	するような自然現象。	
	影響持続時間が長ければ数週間に及ぶ可	
	能性があるもの	
瞬間型	瞬間的にしか起こらないような自然現	地震, 津波, 生物学的事象
	象。	(小動物), 竜巻, 森林火
	影響持続時間が数秒程度(長くても数日	災,落雷
	程度)のもの。	
緩慢型	事象進展が緩慢であり、発電所の運転に	_
	支障を来すほどの短時間での事象進展が	
	ないと判断される自然現象。	

第6.2-2表 影響モードのタイプ分類

※複数の型が該当する自然現象は、保守的な型を割り当てる(上が保守的)

例えば風(台風)について,風圧力は瞬間型だが,作業性などの検討においては定常的な 負荷が想定されるため,コンスタント型に分類



第6.2-1図 影響モード分類

6.3 重畳影響分類

6.3.1 重畳影響分類方針

「6.1 検討対象」で選定した自然現象の組合せに対して網羅的に検討を実施する。

・例えば瞬間型同士の重畳については、同時に発生する可能性が極めて小さいことから基本的には重畳を考慮する必要がないが、影響モードや評価対象設備によっては影響持続時間が長くなることがあるため、個別に検討が必要となる。(例:竜巻の直接的な影響は瞬間型だが、竜巻により避雷設備が壊れた場合には避雷設備が修復されるまで影響が持続する。そのため、竜巻と落雷は両方とも瞬間型に分類されるが、組合せを考慮する必要がある。)

また,組合せを考慮する事象数,規模及び相関性をもつ自然現象への配慮 について以下に示す。

事象数

影響が厳しい事象が重畳することは稀であることから、基本的には2 つの事象が重畳した場合の影響を検討する。ただし、発生頻度が高い事 象については、考慮する組合せに関係なく、ベースとして負荷がかかっ ている状況を想定する(第6.3-1図参照)。例えば、火山の影響との組 合せを考慮する場合も、ベース負荷として凍結、積雪、降水、風(台風) の影響についても考慮する。



第6.3-1図 ベース負荷の考え方

2 規模

設計への考慮や防護対策が必要となった組合せについて、組み合わ せた事象の規模を想定し設計に反映する。

③ 相関性を持つ自然現象への配慮

6.3.1①のとおり、相関性を持つ自然現象は同時に発生することを想定し、相関性を持つ事象のセット+他事象の組合せを考慮する(第6.3-2図参照)。

相関性を持つ事象のセット+他事象を検討するための前処理として, 相関性を持つ事象のセット内で単一事象時に想定している影響モード 以外の新たな影響モードの有無及び増長されるモードの有無を確認し, 特別な配慮が必要か検討した結果を以下に示す。



相関性あり

第6.3-2図 相関性を持つ自然現象への配慮

各自然現象について、影響モードの相関評価を行う。

·低温系,高温系

低温系,高温系の影響モードを第6.3-1表に示す。

凍結と積雪には電気的影響(短絡)の影響モードが存在し,重 畳により送電線の相間短絡の可能性が高まるが,相間短絡により 発生する事象は外部電源喪失であり,非常用ディーゼル発電機は 相間短絡の影響を受けない。

なお,電気的影響以外は同一の影響モードがなく,重畳した場 合も影響が増長するような影響モードは存在せず,また,新たな 影響モードについても起こりえない。

第6.3-1表 低温系,高温系の影響モード

自然	現象	影響モード
低温系	凍結	温度、電気的影響(着氷による短絡)
	積雪	荷重, 電気的影響 (着雪による短絡),
		閉塞
高温系	—	

・風水害系

風水害系の影響モードを第6.3-2表に示す。

風(台風)と竜巻は同じ荷重(風,飛来物)の影響モードが存 在するが, 竜巻の基準風速が風より大きいことから, 風(台風) の荷重は竜巻評価に包絡される。

竜巻に伴う止水対策(水密扉等)への影響については,設計基準 電巻に対して機能が損なわれない設計とする。

また, 竜巻に伴う落雷対策への影響については, 避雷設備が損 傷する可能性があるが, 落雷以外の事象への影響は存在しない

(他事象との重畳を評価する際には考慮不要)。

自然現象		影響モード
風水害系	降水	浸水,荷重
	風 (台風)	荷重(風,飛来物)
	竜巻	荷重(風,飛来物,気圧差)
	落雷	電気的影響(サージ及び誘導電流,
		過電圧,直撃雷)

第6.3-2表 風水害系の影響モード

・地震系(津波)

地震系(津波)の影響モードを第6.3-3表に示す。

基準地震動S。の震源と基準津波の震源は異なることから,独立 事象として扱うことが可能であり,かつ,各々の発生頻度は十分 に小さく同時に発生する確率は極めて低い。しかし,基準地震動 S。の震源による津波と基準地震動S。の余震,基準津波と基準津 波を発生させる地震の余震は同時に敷地に到達する可能性がある。 よって,基準地震動S。の震源による津波と基準津波のうち規模 の大きい基準津波と,基準津波を発生させる地震の余震を便宜上 弾性設計用地震動S_dとし,基準津波と余震との重畳を考慮し,安 全機能が損なわれない設計とする。

第6.3-3表 地震系(津波)の影響モード

自然現象		影響モード
地震系	地震	荷重(地震)
	津波	荷重(衝突),浸水,閉塞

・ 地震系 (火山の影響)

地震系(火山の影響)の影響モードを第6.3-4表に示す。

火山性地震における、火山のプラントへの影響については、敷 地と火山に十分な離隔があることから、地震の本震と同時にプラ ントに襲来する可能性は低く、ある程度の時差をもって襲来する ものと思われる。

 自然現象
 影響モード

 地震系
 地震
 荷重(地震)

 火山の影
 荷重(堆積),電気的影響(付着),閉

 響
 塞(吸気等),閉塞(海水系),腐食

第6.3-4表 地震系 (火山の影響)の影響モード

以上より,相関性をもつ事象のセットについて,単一事象時に想定 している影響モード以外の新たな影響モードがないこと,増長される 影響モードが存在しないことが確認されたため,相関性をもつ事象の セット+他事象での増長する影響を確認する際に,相関性をもつ事象 について特別に配慮する必要はない。 6.3.2 影響パターン

組合せを考慮した場合に原子炉施設に与える影響パターンを以下の3つの 観点で分類した。



第6.3-3 図 影響パターン選定フロー

上記 a, b に該当する自然現象の組合せについては,安全施設は安全機能を 損なわない。

また,発生頻度が極めて低い事象(地震,津波,竜巻及び火山の影響)同 士について,事象が重畳する可能性について第6.3-5表,第6.3-6表に整 理した。
		事象 2			
		地震	津波	竜巻	火山の影響
事	地震		1)	2	3
象	津波	4		5	6
1	竜巻	7	8		9
	火山の影響	10	(1)	12	

第6.3-5表 事象の組合せ

第6.3-6表 事象の継続時間及び発生頻度

		事象の継続時間	発生頻度(/年)	
事	地震	短(30秒程度)	5. 0×10^{-4}	
象	津波	短(15分程度)	2. 0×10^{-4}	
1	竜巻	短(10分程度)	2. 1×10^{-6}	
	火山の影響	長(30日)	2. 2×10^{-5} *	

※発電所敷地周辺に降下火砕物の有意義な堆積が確認された4万5000年 前の赤城山の噴火を考慮

① 地震(事象1)と津波(事象2)の組合せについて

津波は地震発生後に来襲することから、同時に来襲することはないため、重畳を考慮する必要はない。

② 地震(事象1)と竜巻(事象2)の組合せについて

両者は独立事象であり,発生頻度は低いことから,同時に来襲する可 能性は極めて低いため,重畳を考慮する必要はない。

6条(外事)-63

③ 地震(事象1)と火山の影響(事象2)の組合せについて

両者は独立事象であり,発生頻度は低いことから,同時に来襲する可 能性は極めて低いため,重畳を考慮する必要はない。

④ 津波(事象1)と地震(事象2)の組合せについて

津波発生時に余震と重畳する可能性があるため、重畳を考慮する。

⑤ 津波(事象1)と竜巻(事象2)の組合せについて

両者は独立事象であり,発生頻度は低いことから,同時に来襲する可 能性は極めて低いため,重畳を考慮する必要はない。

⑥ 津波(事象1)と火山の影響(事象2)の組合せについて

両者は独立事象であり,発生頻度は低いことから,同時に来襲する可 能性は極めて低いため,重畳を考慮する必要はない。

⑦ 竜巻(事象1)と地震(事象2)の組合せについて

両者は独立事象であり,発生頻度は低いことから,同時に来襲する可 能性は極めて低いため,重畳を考慮する必要はない。ただし,竜巻によ り安全施設の耐震性に悪影響を及ぼす場合は,必要に応じてプラントを 停止し,補修を行うことで,事象の影響の重畳を防止する。

⑧ 竜巻(事象1)と津波(事象2)の組合せについて

両者は独立事象であり,発生頻度は低いことから,同時に来襲する可 能性は極めて低いため,重畳を考慮する必要はない。ただし,竜巻によ り耐津波設備に影響を及ぼす場合は,必要に応じてプラントを停止し, 補修を行うことで,事象の影響の重畳を防止する。

⑨ 竜巻(事象1)と火山の影響(事象2)の組合せについて

両者は独立事象であり,発生頻度は低いことから,同時に来襲する可 能性は極めて低いため,重畳を考慮する必要はない。 ⑩ 火山の影響(事象1)と地震(事象2)の組合せについて

6条(外事)-64